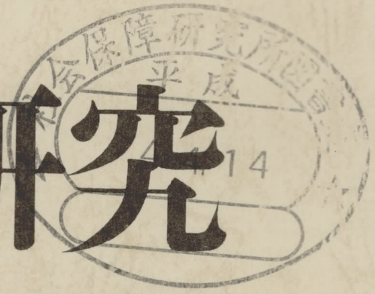


季刊 社会保障研究



Vol. 27

Spring 1992

No. 4

研究の窓

福祉の概念をめぐる経済学と社会学……………富 永 健 一 346

特集・階層構造と社会政策

「社会政策」視点からの「社会階層」認識——基礎的統計に

おける社会集団分類法の吟味から……………下田平 裕 身 348

社会階層と資産格差——階層的地位と経済格差の関連を

めぐって……………鹿 又 伸 夫 360

福祉国家レジームと労働戦略——3つの軌跡……………宮 本 太 郎 372

消費社会における借金問題と社会的援助……………平 野 隆 之 384

論 文

年金制度の計量分析——日本経済の成長経路をめぐって——

……………稲 田 義 久・小 川 一 夫・玉 岡 雅 之・得 津 一 郎 395

高血圧症の受診と脳血管疾患による死亡率……………小 椋 正 立・二 神 律 子 422

公的年金の世代間格差に関する研究……………濱 本 知 寿 香 431

オランダの高齢者と家族——「インフォーマルセクター活用論」

をめぐって……………廣 瀬 真理子 442

動 向

社会保障法判例……………堀 勝 洋 453

——保育に欠ける児童を保育所に入所措置しなかったとしても、その保護者らの法益を違法に侵害するものではないとして、損害賠償請求が棄却された事例（清水訴訟控訴審判決）——

書 評

河野正輝『社会福祉の権利構造』（有斐閣，1991年）……………関 川 芳 孝 463

季刊社会保障研究（Vol. 27, No. 1～4）総目次……………467

研究の窓

福祉の概念をめぐる経済学と社会学

福祉の概念は、イギリス啓蒙思想における功利主義のなかに、その思想的出発点をもっている。ベンサムは、ロック、ヒューム、スミスの道徳哲学の系譜の上に立って、人びとの幸福を増加させるような行為は是認され、人びとの苦痛を増加させるような行為は否認されるという価値基準を立て、これを功利の原理と名づけた。ベンサムのいう功利の原理は立法の基準であって、経済にかかわる概念ではなかったが、彼が功利 (utility) といったのはミクロ経済学の「効用」と同じ語であることを考えると、ベンサムの功利の原理は、ミクロ経済学的思考の先駆をなすものであったと位置づけてよいであろう。

ベンサムのいう功利の原理（ミルの場合にも基本的な考え方は同じ）は、行為者に満足と幸福をもたらす不満や不幸を除去する。効用と同じく、幸福というのは個人の主観的な状態をあらわす概念である。これを個人の状態から社会全体のレベルに拡大したものが、福祉（厚生）である。幸福が主観的な概念である以上、福祉もまた主観的な概念である。そしてベンサムは、「社会の幸福」とは、個々の成員の幸福の総和であるとした。

このようにして立てられた功利の原理を新古典派経済学に引き入れて、福祉（厚生）の概念を経済政策をガイドする基準として具体化したのが、ピグーの厚生経済学であった。ピグーは、ベンサム-ミルと同様に、社会全体の福祉を個々人の効用の総和として定義した。しかしながら、ピグー以後の新古典派ミクロ経済学は、効用のインターパーソナルな比較可能性を否定し、効用のたし算はできないとする方向に進んだので、ベンサムからピグーまで続いた、社会全体の福祉を概念化しようとする問題意識は断ち切られてしまうことになった。

個人の効用をたし算することを拒否して、なおかつミクロ経済学の枠内で、社会全体の福祉の状態をあらわすなんらかの概念を立てようとする努力は、バーグソン-サミュエルソンの「社会的厚生関数」 (social welfare function) という概念を生んだ。けれども、幸福か否かを判断する感覚中枢はほんらい個人のものであって、社会全体を1人の個人のように見たて、ある社会が全体としてどの程度幸福であるかということを「主観的」に判断することのできる行為主体というものは存在しない。そこで、ミクロ経済学の厳格な方法論的個人主義を保持したまま、個人の効用関数から社会的厚生関数をひき出すことができないか、というテーゼが厚生経済学をつき動かした。しかしけっきょくそれは、誰か独裁者の効用関数をそのまま一国国民経済全体の効用関数に見たてる以外、多数個人の効用関数を、推移律を満たすようなやり方で、社会的厚生関数へと総合化する道はない、というのがよく知られたアロウの定理の帰結であった。

さて、経済学は私の専門ではない。ここで私が考えたいのは、以上のような経過をたどって行き詰まってしまったミクロ経済学の福祉理論にたいして、社会学は何を貢献できるかという問題を検討してみることである。経済学における福祉(厚生)の理論の試みは、功利ないし効用という個人の主観から出発して、これを社会全体に拡大しようとする努力の産物であった。これとは対照的に、コント-スペンサー-デュケーム-パースンズにまでいたる機能主義の社会学理論は、

客観主義的アプローチをとった。機能主義は、その名が示すように「機能」という客観的なタームを説明上のキイ概念とするもので、この点でそれは、「効用」という主観的タームを説明上のキイ概念とするミクロ経済学の主観価値説と対比される。機能主義の観点からすると、福祉の問題は、社会的資源の動員によって、社会システムの機能的要件を充足するという問題に帰着する。そうしてその機能的要件の充足度に関する経験的指標を、社会指標に求めることが可能である。

1960年代から70年代にかけて、公害問題を契機として、アメリカ、ヨーロッパ、日本において社会学者のあいだに燎原の火のごとくに広がった社会指標運動は、ほんらいきわめて実践的な要求から出てきたもので、機能主義の社会学理論とは関係がなかった。しかしよく考えてみると、社会指標の諸領域を区分するカテゴリーは、機能要件の諸領域を区分するカテゴリーと対応づけることができることが気づかれるであろう。機能主義が客観的タームによる説明であるのに対応して、社会指標もまた客観指標である。

ところで他方、1920年代以降に、機能主義のマクロ社会学理論とは異なって、個人間の相互行為をつうじての自我形成を主題とし、主観的内面分析を重視するミクロ社会学理論の展開があった。ミードを出発点とするシンボリック相互行為理論と、シェーラーやギュルヴィッチやシュッツらによる現象学的行為理論がこれであるが、それらに共通するのは、自我と他者とが相互行為することによって相互主観 (intersubjectivity) の世界を形成する、という考え方である。もちろん、これらのミクロ社会学が福祉の問題に発言したわけでは全然ない。しかし私は、ベンサムによって提起された最大多数の最大幸福という概念が、じつは多数者の相互主観の世界にかかわるものであったと考えるのである。ミクロ経済学が立てた社会的厚生関数という概念もまた、そのような相互主観にかかわるものとしてとらえることができないか。

社会指標そのものは客観指標であるが、同時にそれは、福祉をとらえるという本来の目的からして、なんらかのかたちで主観的な欲求充足という問題をとりこんできて、それとの関連をつけるものでなければならない。福祉ないし幸福というものを、人びとが満足している状態として考えることから出発することは、イギリス啓蒙主義の思想的伝統であった。ミクロ経済学はこれを方法論的個人主義にもとづいて効用としてとらえ、ついでその効用を社会全体としての福祉 (厚生) へと拡大していった。しかしこの拡大の道は、これを厳格な方法論的個人主義のルールに乗せようとする限り、行き詰まるほかなかった。これにたいして、ミクロ社会学的思考は、これを相互主観としてとらえることを示唆する。そして、相互主観は最終的に客観に収斂すると考えるならば、これを機能主義的マクロ社会学と統合していく可能性も開けていくのではないか。

ピグー以後の新厚生経済学が、効用のインターパーソナルな比較可能性を否定する方向に進んだのは、効用 (満足) が個人の主観的内面にかかわることがらだから、効用の判断基準を他者と共有し得る保証がない、という理由によるものだったと思われる。しかし、他者との相互行為をつうじての相互主観の形成という考え方の上に立てば、効用のインターパーソナルな比較可能性を前提することが可能になってくるし、相互主観はすでに一つの客観であると考えた道が開けてくる。厳格な方法論的個人主義を固守しつつきてきた厚生経済学に、パラダイム革新の可能性が見えてきた、というのがここで私が主張したいポイントである。

富 永 健 一

(とみなが・けんいち 東京大学教授)

「社会政策」視点からの「社会階層」認識

——基礎的統計における社会集団分類法の吟味から——

下田平 裕 身

I 「社会政策」視点からの 「社会階層」認識

(a) 「社会階層」の不確かな認識状況

「社会政策 (social policy)」と「社会階層 (social class)」の連関について考えるというのが、小論にあたえられた当初の目的である。しかし、ここではテーマを著しく限定して、〈国の統計調査において、「社会階層」がどのように把握されてきたか（あるいは、把握されてこなかったのか）〉という課題を設定することにしたい。

このような形で議論を狭く限定するのは、日本において、「社会階層」についての認識がきわめて不確かな状態にあるからである。研究者の間でも、一般社会の認識のうえでも、「社会階層」の捉え方について、広い共通認識があるとは思えない。一部の研究者を除いては、そもそも「社会階層」という言葉の市民権さえ疑わしい。だが国際的には、「class (social class)」あるいは、これに相当する言葉が広く流通している社会も少なからず存在する。また国際的な研究状況のなかで、「社会階層」をめぐる論議は一貫して盛んで、その定義や理論枠組みは多様に存在する。「社会階層」（あるいは「社会階級」）は、日本と西欧社会との間の断層がもっとも大きい社会概念のひとつである。

このような認識状況のなかで、社会政策と社会階層の関連を問おうとするなら、政策の側がどのように社会階層を認識してきたか（あるいは、認識してこなかったか）という、ごく初歩的な問いから始めてみるほかない。この接近方法によれば、

多様な社会階層理論をひとまず迂回して通れる。だが、この問いも小論の課題としては大きすぎるから、ここではさらに国の統計調査において「社会階層」がどのように捉えられてきたか（捉えられてこなかったか）という部分テーマに絞り込むことにしたい。国の統計調査を取り上げるのは、政策が展開されるうえでの政策対象についての基礎的な認識から吟味を始めたいと考えたからである。政策当局が実施したさまざまな統計調査をきめ細かくたどれば、社会政策に関連した「社会階層」の認識について、かなりの手がかりを得ることができるだろう。しかし、小論では限られた数の統計調査を拾い上げて粗い議論を展開するにすぎず、本格的な検討は次の作業にゆだねざるをえない。

(b) 「社会階層」の操作的な定義

国の統計調査が「社会階層」をどのように認識してきたかという問いを発するにあたって、「社会階層」についての最小限の理解を設定しておくことが必要である。ここで、多様な「社会階層」理解のなかで共有されていると考えられる特徴を次のような三命題に整理してみる。

【命題①】 社会は、ほぼ似通った社会経済的属性をもつ人々（家族、世帯を単位とする場合もある）からなる集団に区分される。この場合の社会経済的属性としては、労働の様式、生活の様式、生活の水準という三要因とその相互連関がもっとも重視される。（「社会集団」の認識）

【命題②】 これらの集団は、並列的な関係にあるのではなく、社会経済的にみて、上下の序列をもつ階層的關係を形成している。（「階層性」の認識）

【命題③】 社会集団の構成は、長い時間軸のなかで再生産されるような「構造」（structure）として存在している。（「構造型」の認識）

このような命題の設定は、「社会階層」認識に対するきわめてプラグマティックな接近法に立つもので、三命題は、さまざまな「社会階層」理論にとって最小限の必要条件であっても十分条件とはいえない。異なる「社会階層」理論において理解が分岐するのは、各社会階層のもつ性格、社会階層間の相互関係、社会階層構造が形成される原因等についてである。ここでは、そうした理論仮説間の争いを回避し、徹底してプラグマティックな規定を行っている。「社会階層」をめぐる不確かな認識状況のなかで、国の統計調査による認識を吟味するためには、理論的にも実証的にも厳密性を犠牲にするかもしれないが、このようなプラグマティックな命題への分解が有効であると考えられるからである。

ただし、上のようなプラグマティックな最小限理解のなかにも、すでに、いくつかの仮説が含まれている。なかでも重要なポイントは、ここで認識される集団がたんに所得水準や消費水準などの量的差異で区別される集団であるばかりでなく、消費行動を含めた労働と生活の様式を広く共有するような集団であると理解されていることである（命題①：この集団をここでは「社会集団」と呼んでおく）。この理解の背後にあるのは、労働の様式、生活の様式、生活水準という三要因が密接に相互規定しあう関係にある、とする仮説である。例えば、「自営農業主」という社会集団を取り出せるとすれば、自営農業という労働から発生する所得によって生活水準が規定されるだけでなく、事業体の性格や労働のあり方が消費様式を含めた生活のあり方全般を大きく規定していると考えるとともに、逆に、自営農業主としての生活様式や生活水準が労働の供給のあり方（現時点のみなら

ず次世代にわたっても）を規定していく、というような相互の規定関係が想定されている。社会階層が長い時間軸にわたって再生産される「構造」として存在する根拠（命題③）も、このような相互規定関係に求められる。例えば、小零細企業の労働者という労働のあり方が低い賃金のゆえに、相対的に低い生活水準を結果し、子供に低い教育しかあたえられず、このために子供は成人してもグレイドの低い労働機会しか見いだせない、そこで、この社会階層は次世代にわたって低い位置で再生産される、という如くである。

上のような関連で理解すると、上記の三命題は密接な連関性をもった1つのセットとしての仮説を形成する（3つの命題を満たす「社会集団」が「社会階層」と規定される）。しかし、実際の政策的認識を取り上げて検討していくうえでは、それぞれの命題を切り離して扱いうるし、そうした扱い方のほうが操作的に有効であると思われる。例えば、後にみるように、自営業主と雇用者を違うタイプの集団として区分するが、2つの間に存在するかもしれない序列関係には関心をもたないという政策的認識がありうる。この場合、命題②③とは関係なく命題①だけが取り出されているわけだし、所得の量的違いだけに着目する政策的認識（例えば、累進的所得税政策）は、命題②だけを取り出していることになる。小論では、三命題のすべてを満たすとき、「社会階層」の認識をもつと考えることにするが、実際の政策的認識において、そうした考え方が明示的に現れることは少ないし、三命題のうちのある側面が強調して取り出される場合は、それ相応の政策的認識上の意味をもつものとして吟味せねばならない。

（c）「社会集団」の分類法における2つの系列

国の基礎的な統計調査のなかで、先に整理した三命題を満たすような「社会階層」の把握を提示している分類法は、少なくとも明示的な形ではみあたらない。しかし、第一命題に沿って、人口を社会経済的属性によっていくつかの社会集団に区分しようとする試み（「社会集団」の認識）だけに着目してみると、表1にみるように、いくつかの

表 1 基礎的な統計調査における主な社会集団の分類法

調査名・主管 分類の名称	単位	対 象	独立分類 部分指標 の別	特定の政策 目的の有無
「国勢調査」(総務庁統計局)				
職業分類	個人	15歳以上就業者	独立	一般
社会経済分類	個人	全人口	独立	一般
世帯の経済構成	世帯	一般世帯	独立	一般
「厚生行政基礎調査」(厚生省)				
世帯業態	世帯	一般世帯	独立	特定
世帯種	世帯	一般世帯	独立	特定
「国民生活実態調査」(厚生省)				
最多収入者の就業形態	世帯	一般世帯	独立	特定
「家計調査」(総務庁)				
世帯主の職業分類	世帯	2人以上の非農 家世帯	独立	一般
「就業構造基本調査」(総務庁)				
従業上の地位・雇用形態分類	個人 主体	全世帯に常住す る世帯員	部分	一般
「賃金構造基本統計調査」(労働省)				
企業規模・労働者の種類分類	個人	一定規模の事業 所の従業員	部分	特定

(注) (1) 厚生省系の調査は、昭和61年以降、「国民生活基礎調査」に統合された。

(2) 「独立」は、独立した分類として提示されている分類、「部分」は独立した分類法としては提示されていない分類。

(3) 「一般」は特定の政策にかかわらない分類、「特定」は特定の政策領域が意識された分類。

分類法が存在する。

表1に示された分類法には、(イ)特定の政策目的を意識しない一般的分類と特定の政策領域を意識した分類、(ロ)総務庁統計局系、厚生省系、労働省系などの主管の違い、(ハ)分類の単位を個人とするものと世帯とするもの、(ニ)完結した分類法として提示されているものと分類指標の提示にすぎないもの、(ホ)全人口を対象とするものとある特定の集団、例えば雇用者だけを対象として、これをさらにいくつかの集団に区分する試み、などの違いがある。

これらの分類法を概観してみると、基礎的な統計調査の間でも分類法にかなりの相違があり、国の政策的認識のうえでも、社会集団の区分の仕方について統一的な考え方は提示されていないとひとまず考えざるをえない。これは冒頭に述べた日本における「社会階層」の不確かな認識状況に対応するといえよう。

しかし、分類の基本的な考え方はそれほど拡散しているわけではなく、おおまかに2つの流れに集約できる。1つは、「国勢調査」の「職業分類」「社会経済分類」に代表される流れであり、いまひ

とつは、「国民生活基礎調査」(「厚生行政基礎調査」が主な前身)の「世帯業態」に代表される流れである。系譜的にも分類の考え方のうえでも、これらの2つの流れは対照的な性格をもつ。結論を先取りしていうと、「職業分類」の流れは、西欧社会、とくにイギリスの職業観＝社会階層観を濃厚に継承しているのに対し、「世帯業態」の流れは、より日本社会の実態に密着し、また、社会行政に密着して形成されたものといえる。そこで、これらの2つの代表的な分類法を比較しながら吟味することにより、日本の社会的な政策における「社会階層」の認識の仕方についての手がかりを探ってみることにしよう。

II 「職業分類」——移入された分類と日本の実態とのズレ——

(a) 「職業分類」の発生史的原型

最初に粗い評価をあたえてしまうと、社会的な政策のうえでも、また日本社会の分析用具としても、「職業分類」が、社会集団を区分する方法として十分に有効に使われてきたとはいいいがたい。

表 2 職業分類の発生史的系譜

昭和60年国勢調査の 職業分類 (大分類)	ILO「国際標準職業分類」(ISCO) 1958年版	イギリス1911年センサスにおける 職業の基本5類型
専門的・技術的職業従事者	0 専門的・技術的職業従事者	I 専門的職業
管理的職業従事者	1 行政的・管理的職業従事者	
事務従事者	2 事務従事者	II 中間的職業
販売従事者	3 販売従事者	
農林漁業作業者	4 農夫・漁夫・猟師・伐採夫	
採掘作業者	5 鉱夫・採石夫	III 熟練職業
運輸・通信従事者	6 運輸・通信従事者	
技能工、生産工程作業者	7/8 技能工、生産工程従事者	IV 中間的熟練職業
および労務作業者	単純労働者	
保安職業従事者		V 不熟練職業
サービス職業従事者	9 サービス・スポーツ・レクリエーション従事者	
分類不能の職業	10 分類不能	

少なくとも、この分類だけで社会集団を有効に区分できるような包括的な分類法とは考えられず、他の指標（産業、従業上の地位など）と組み合わせて用いる部分指標として扱われる傾向が強かった。この分類が日本の社会集団の有効な区分法として定着しなかった理由はいろいろ考えられるが、基本的には、移入された分類であり、日本社会の実態との間にズレが存在したという点に大きな原因があったのではないかと思われる。現行の職業分類の性格を考えようとすると、その歴史的系譜に遡らざるをえない。この分類のもつ性格はいまひとつの分類法の流れを検証するうえでも重要なので、迂回的な経路ではあるが、やや詳しい検討を行っておこう。

現行の職業分類は、昭和25年国勢調査において初めて採用された。分類採用の最大の動機は、1950年世界センサスへの参加にかかわって、国際的な共通性をもつ標準的な職業分類を採用するという点にあった。分類が準拠したのは、ILOの「国際標準職業分類 (ISCO)」(ただし昭和25年調査で参考にされたのは、この分類の前身)である。この分類は、後に「日本標準職業分類 (JSCO)」(昭和28年発表、同55年改訂)として整備されている。昭和25年の採用以来、何回かの部分改訂を経ているが、その骨格は変化していない。労働省系の調査では、そのバリエーションである「労働省編職業分類 (ESCO)」が用いられている。

この分類法の系譜を遡ると、ILO分類を経由して、19世紀末から20世紀初めに形成されたイギリ

スの職業分類にいきつく。表2にみるように、日本の昭和60年国勢調査の職業分類、「ILO 国際標準職業分類 (1958年版 ISCO)」, 1911年イギリス・センサスにおける職業分類の順で並べてみると、発生史的な原型としての20世紀初頭のイギリスの職業分類における考え方が基本的に現在まで継承されていることが確かめられる。

ここでは詳しい検証を省くが、1911年のイギリス・センサスが「職業」を指標として人口区分を行った目的は、「社会階級 (social class)」を把握することであり、この目的は当時のイギリスの社会政策上の課題と密接に関連していた。それは、「職業」という指標を通じて、生活様式や生活水準の特性を共有する社会集団で（先の命題①）、明確な序列性をもち（命題②）、長期にわたって存続する構造的な存在（命題③）、つまり先に整理した操作的三命題を満たすような「社会階層 (social class)」を統計的に把握することを目的としていた。（詳しくは、拙稿「発生史的視角からの『標準職業分類』批判」『信州大学経済学論集』第25号、1986年）を参照されたい。）

(b) 原分類の骨格と日本の実態とのズレ

ところが、分類の日本への移入に当たっては、「職業」を指標として「社会階層」を総合的に把握するという原型にはらまれていた政策意図はほとんど存在しなかったとみられる。「職業」指標によって、「社会集団」を区分しようとする発想さえも薄れ、むしろ「個人が従事している仕事の類似

性に着目し、それを体系的に配列する」(『日本標準職業分類』第1章)という表現にみるように、労働の態様のみに着目する技術的な分類視点に純化して位置づけられていたようだ。ましてこの指標によって区分される複数の集団の間に序列関係が構造的に存在するという「社会階層」的な捉え方は示されていない(ただし職業分類を「社会階層」分類とみなす発想が皆無であったともいいきれない。例えば、「厚生行政基礎調査」や「国民生活実態調査」では、「社会階層」という呼称で、職業分類に準拠した分類を用いていた時期がある。ただし、補助的な使い方であったし、昭和40年代以降は用いられなくなる)。

日本の職業分類は、ILO 分類を媒介して西欧的職業観＝社会階層観に立つ分類形式を引き継いだのであるが、その発生史的原型の分類法の意味は理解されていなかった。そこで、この分類法が日本の実態に十分になじまなかったとすれば、原型の分類で提示されていた分類の基準が十分な適合性をもたなかったということになる(まったく不適合であったとはいえないにしても)。ここでは詳しく検証する余裕はないが、原分類の骨格にあった2つの大きな基準と日本の実態とのズレについてだけは言及しておかねばならない。それは、属人性、自律性の高い専門職業(professional)を頂点とする技能(skill)の序列性という発想と、ノンマニュアル系とマニュアル系という2つの社会的な大区分の考え方についてである(表3に、1911年のイギリス・センサスの職業分類の考え方を示している)。

〔専門職業を基準とする職業の序列構造〕 原分類の基礎にあった「職業」概念は、属人性と自律

性が高く、他の仕事とのデマーケーションが明確で、容易に職業名称を特定できるようなタイプの仕事、具体的には、医療職や法律職を典型とするようなノンマニュアルの専門職であり、その労働者版としての職人的な熟練労働者(craftman)であった。また重要なことは、原分類ではこのような専門職業の概念が分類全体の序列構造の基準となっていたことである。すべての職業は、専門職業に代表される属人的、自律的な熟練が基準となっていて、これを最上位とし、中間的熟練、不熟練と下がっていく技能の序列構造のなかに位置づけられていた。

だが、日本においては、専門職業と熟練職業はイギリスのように鮮明な形で成立せず、技能、熟練は企業のなかで組織的に編成される傾向が強く、属人的に特定できるような形で現れることは少なかった。しかも時代が下り、企業による労働の組織的編成の質が深まるほど、この傾向は強くなる。日本の場合、技能ないし熟練を属人的に特定できる度合いが小さかったとすれば、このような分類法はなじまないことになる。職業に技能序列をつけて分類することも難しい。また、専門的職業を管理的職業よりも優位におく原分類の考え方は、日本の実態とは逆になる。むしろ、組織のなかで技能や熟練の編成に権能をもつ管理的職業を主体に据え、こうした組織的編成の外にあるような自律型の専門職業を別のグループとして分類するほうが実態に合うだろう(イギリスの分類法も後にこの考え方をとることになる)。

〔ノンマニュアル系とマニュアル系の社会的区分〕 原分類のもうひとつの骨格として、ノンマニュアル系(ホワイトカラー系、職員系)とマニュアル系(ブルーカラー系、現場労働者系)の二大区分があった。これは、20世紀初頭のイギリスにおいて、〈ミドルクラス〉と〈ワーキングクラス〉という「社会階級」区分に対応するゆえに重要とされた基準であり、現在のイギリスの分類論でも、この対応関係はなおも消滅してはいないと理解されている。だが日本の場合、この区分の部分的な有効性はともかく、イギリスの場合ほどの大きな意味をもたない。イギリスでは、ノンマニ

表3 1911年イギリス・センサスにおける
職業分類の基本的な考え方

(ノンマニュアルと マニュアルの区分)	(原型3区分)	(基本5類型)
ノンマニュアル	→ A 専門的職業	→ I 専門的職業 → II 中間的職業
マニユアル	→ B 熟練職業 → C 不熟練職業	→ III 熟練職業 → IV 中間的熟練職業 → V 不熟練職業

マニュアル系とマニュアル系の区分は、いわば社会的所与として企業の外に存在する（存在した）が、日本では、もともと技能や熟練の編成と同じように、個別企業の組織的な政策に左右されるところが大きかった。企業規模の大きさによって、こうした政策の類似性が存在するとすれば、この区分と同じか、それ以上の重みで、企業規模による区分が意味をもってくる。少なくとも企業規模という指標と連関させなければ、この区分を有効に用いることができないように思われる（「賃金構造基本統計調査」の分類法とその結果は、この仮説に豊富な材料をあたえた）。

職業分類の日本への移入に当たっては、原型の分類が含まれていた職業の明確な序列構造はほとんど見失われ、「専門的職業」に始まる配列順位の意味も形骸化していたと思われる。推測であるが、序列性への着目よりも、むしろ「すべての職業は平等である」という「戦後民主主義」の発想が強く働き、できるかぎり序列性を排除するような分類に傾いた形跡さえある。労働過程にのみ着目する、序列性をもたない技術的分類という性格は、「労働省編職業分類」に至ってさらに純化されていく。

（c） 組織的労働の深化と属人的分類法の不適合性

以上のようにみると、移入された職業分類が、日本では、包括的、総合的な社会集団の分類法とはなりえず、労働内容と労働過程における位置という部分指標の役割に特化していった理由がみえてくる。ここでは、2つの問題が重なりあっていると考えられる。1つは、西欧的職業観＝社会階層観と日本の実態との間のズレの問題であり、いまひとつは、労働をめぐる歴史的な変化によって拡大してくるズレの問題である。時代が進むとともに、労働の集団化、組織化が深まり、属人的な職業概念とノンマニュアル系とマニュアル系の社会的区分を基礎におく分類法は適合性を失っていく。この問題は日本に限ったことではなく、すでに20世紀初頭のイギリスの原分類自身が当面した問題でもあった。当時であっても、中堅的な管理・事務従事者や工場労働者のように、属人的に

職業名称を特定できない組織的、集団的労働に従事する人たちが数多く存在していた。こうした集団を捉えるために、原分類は、「中間的職業」ないし「中間的熟練」という概念を設定したが（表3参照）、この「中間的（intermediate）」という呼称は自律的な専門職ないし熟練職業ではなく、かつ不熟練職業でもないという便宜的な規定であり、職業名称を特定できない大量の組織的労働従事者を把握する積極的な規定をもたなかったことを示している。専門性をもたない下位のノンマニュアル労働は、「事務職（clerk）」として一括されたり、大規模事業所の生産工程の従事者は、産業、業種、工程、作業内容、労働対象等の労働をめぐる外的要因によって区分されるほかはない。それは、もはや生活の様式や生活の水準などの要因とは連関性をもたない技術的な区分となる。自律型の専門職をむしろ例外的存在として別掲し、この集団的、組織的労働の部分を中心に据えたとすれば、分類の骨格は、現行の日本の職業分類、とくに労働省系の職業分類の発想に限りなく近づいていくだろう。いいかえると、職業分類は、そもそもの出発点において、企業という組織のもとで編成される組織的労働、つまり属人性の薄い集団的労働に従事する圧倒的多数の勤労者を自律型専門職になぞらえて〈属人的に〉分類するという不整合性をはらんでいたのであった。したがって、この分類法と日本の実態とのズレは、西欧的職業観＝社会階層観とのズレというよりは、このもともとの不整合性の拡大表現にすぎなかったと解釈できるかもしれない。

III 「社会経済分類」——「職業分類」の不徹底な修正

日本の社会集団を区分するうえで、職業分類が十分に有効な用具となりえていないという認識はおそらく国勢調査の担当者にも存在したのではないだろうか。回を追っての国勢調査の作業をみると、職業分類に従業上の地位や産業分類などの指標と複合的に組み合わせてみる統計が積み重ねられており、社会集団区分の方法が模索されていた

表4 「社会経済分類」と「職業分類」との対照

「社会経済分類」	「職業分類」との対照
1 農林漁業者	「農林漁業作業員」を業主と雇用に区分した
2 農林漁業雇員	
3 会社団体役員	新設
4 商店主	
5 工場主	
6 サービス・その他の業主	
7 専門職業者	「専門的技術的職業」の分類を4区分に増加した
8 技術者	
9 教員・宗教家	
10 文筆家・芸術家・芸能家	
11 管理職	変更なし
12 事務職	
13 販売人	「技能者」と「労務作業員」を区別した
14 技能者	
15 労務作業員	変更なし
16 個人サービス人	
17 保安職	新設
18 内職者	
19 学生生徒	「非就業者」の項目を追加した
20 家事従事者	
21 その他の15歳以上非就業者	
22 15歳未満の者	
23 分類不能	

ようだ。昭和45年調査に新設された「社会経済分類」は、イギリスのセンサスの試みに触発されたものであろうが、同時に職業分類をより有効な分類として再編したいという問題意識が働いていたのではないかと推測される。

「社会経済分類」は、「労働力状態」区分を基礎に、職業分類と「従業上の地位」分類を組み合わせたものである。この分類の特徴は、なによりも「従業上の地位」という指標を重視することにあった。「従業上の地位」指標は、自営業や小企業の業主、企業の経営者(役員)、管理職、一般の雇員、内職者などを区分する。「職業分類」(大分類)との対照で「社会経済分類」をみると(表4参照)、主な相違点は、(1)専門職業が1区分から4区分に増えた、(2)非農林自営業主が3区分新設され、農林漁業作業員が農林漁業者と同雇員に区分された、(3)会社団体役員が特掲された、(4)運輸通信作業員と技能工、生産工程作業員および労務作業員が合体され、技能の差異により、技能者と労務作業員に区分された、などの特徴がある。

「社会経済分類」の新設は、国勢調査において

初めて日本の社会集団を区分する包括的な分類法が提示されたという点で大きな意味をもつはずであった。しかし、この分類はそのような評価を受けたとはいえず、また社会的な政策形成や研究のうえで活用されているとはいいがたいのはなぜだろうか。基本的な理由は、この分類が「従業上の地位」指標による「職業分類」の不徹底な部分修正であり、先に整理した「職業分類」の基本性格をほとんど継承していた点にあるのではないかとと思われる。「従業上の地位」は、企業や自営業などの経済組織体と本人のかかわり方(所有者か否か、経営者か否か、管理者か否か)に着目する指標である。就業形態上の区分としてだけでなく、個人の総合的な社会経済的属性にかかわる指標として、「従業上の地位」を重視する発想は、早くから他の分類法が採用していた考え方であった。国勢調査自体のなかでも、この指標は一貫して重要な位置をあたえられてきたように思われる。

しかし、「社会経済分類」における「従業上の地位」指標の導入の仕方は部分的で、しかも論理的な一貫性を欠いていたといわざるをえない。「従業上の地位」指標によって、商店主、工場主、サービスその他の事業主および農林漁業者、会社役員を取り出しているが、それ以外は、もとの「職業分類」の考え方が再現されているにすぎない。なおもノンマニュアル系とマニュアル系の区分が中心に据えられ、同時に専門職業概念の優先という発想が強く生き延びている。マニュアル系では、「労務作業員」という表現でグレイドの低い労働者を一般の労働者集団から区別しようとしているが、これも20世紀初頭のイギリスの労働市場状況に対応する分類法であり、現在ではあまり有効性をもたない(むしろ雇用形態による区分のほうが有効であると考えられている)。

上に述べたように、「社会経済分類」のモデルとなったとみられるのは、イギリスの1951年センサスに初めて導入され、1961年センサスで大幅に手直しされた「社会経済集団分類(Socio-Economic Group)」である(表5)。この分類は伝統的な職業分類のままでは「社会階級」を有効に捉えられなくなったことを意識して行われた修正であり、内

表 5 イギリス・センサスの「社会経済集団分類」
(Socio-Economic Group) (1981年版)

- 1 大規模事業体の雇用主・管理者
- 2 小規模事業体の雇用主・管理者
- 3 専門職従事者 (自営)
- 4 専門職従事者 (雇用者)
- 5 中間的ノンマニュアル職従事者
- 6 下位のノンマニュアル業務従事者
- 7 個人サービス業務従事者
- 8 マニュアル系監督者
- 9 マニュアル系熟練労働者
- 10 マニュアル系半熟練労働者
- 11 マニュアル系不熟練労働者
- 12 自営業従事者 (専門職業を除く)
- 13 農業従事者 (雇用主・管理者)
- 14 農業従事者 (自営)
- 15 農業労働者
- 16 軍隊の構成員
- 17 記述不十分および無記入の職業

容的には、「職業分類」と「従業上の地位」分類の組み合わせを軸にするものであった。だが、日本の「社会経済分類」とは違って、このイギリスの新たな分類法は、論理的に一貫した新たな考え方を打ち出している。この分類の最優先原則は、「従業上の地位」指標であり、すべての職業従事者は、まず雇用主、自営業主、雇用者（管理者と一般雇用者）に区別される。しかも、雇用主・管理者が職業序列の最上位におかれていること、専門職業従事者も自営と雇用者に区分されていること、に注意しておかねばならない。ここで社会経済的属性としてもっとも重視されているのは、企業あるいは自営業などの組織体との関係、ないし組織体のなかでの位置であり、もとの職業分類で優先されていた専門職概念とノンマニュアル・マニユアルの区別は、むしろ副次的な基準となっている。この分類は、あきらかに属人的な職業概念から離れて、企業を中心とする経済組織体とのかかわりで、個人の社会経済的属性を把握しようとする発想へと転換しているといえる。この意味では、日本の「職業分類」と「社会経済分類」が西欧社会にルーツをもつ原型の古い発想をなおも維持しているのは皮肉な現象であるといわざるをえない。

IV 「世帯業態」=「世帯種」分類——

社会行政視点からの固有な「社会階層」認識

(a) 「世帯業態」分類の二区分仮説

先に、「職業分類」とは異なる系列に立つ社会集団の分類法を代表するものとして、厚生省による「国民生活基礎調査」(前身は「厚生行政基礎調査」が主体)の「世帯業態」分類をあげた。この分類法は、歴史的にも古く、考え方のうえでも、その他の分類法を代表するような位置にあるからである。また、この分類法は、社会行政という特定の領域における政策対象の把握を意識したものであり、この点で特定の政策目的にかかわらない国勢調査系の分類とは大きく性格を異にする。そこで、この分類法の吟味に当たっては、政策との関連という視角をより強く配慮しなければならない。

「厚生行政基礎調査」は昭和28年に始まるが、この時点で「世帯業態」分類はこの調査の中心的な指標として位置づけられていた。また、後に部分的な修正(分類の細分化)はあるにせよ、最初の分類にすでに基本的な考え方が十分に示されているといっていよい(表6)。「世帯業態」分類は、まず全世帯を世帯の最多収入者の職業によって、〈農家世帯〉と〈非農家世帯〉に区分する。ついで、前者を、「第1種専業」「第2種専業」「兼業」に、後者を、「事業経営者のいる世帯」「勤労者世帯」「その他の世帯」に区分している。だが、この区分は、必ずしも全世帯を同じウェイトをもつ6つのカテゴリーに分類することを意味しない。この分類法において、もっとも大きな意味をもつのは、農家世帯と非農家世帯をいわば異質な集団として捉えて区分したことである。農家世帯をさらに三区分する基準と非農家世帯を三区分する基準とは異質である。したがって、この分類法は、基本的に二区分仮説に立つとみななければならない。この解釈は、農家と非農家別の二区分による観察法が「厚生行政基礎調査」および同じ厚生省主管で「低所得層」を追跡しようとした「国民生活実態調査」において長く続けられることによって確か

表6 「世帯業態」分類

昭和28年の分類		昭和35年の分類		平成元年の分類					
耕地 面積 3 以上の 世帯	第1種専業 第2種専業 兼業	耕地 面積 3 以上の 世帯	専業世帯 常用勤労者のいる 兼業世帯 その他の兼業世帯	農耕 世帯	専業世帯 常用勤労者のいる兼業世帯 その他の兼業世帯				
耕地 面積 3 未満の 世帯	事業経営者の いる世帯	耕地 面積 3 未満の 世帯	事業経営者世帯	雇用者 等の 世帯	自営業 世帯	雇人あり			
	勤労者世帯		常用勤労者世帯		雇用者 世帯	常雇者 世帯	雇人なし		
							会社・団体等の役員の世帯		
							一般常雇者 の世帯	企業 規模	1～4
									5～29
									30～99
100～499									
その他の世帯	その他の就業者世帯 不就業世帯	その他の 世帯	1ヵ月～1年未満契約の雇用者世帯 日々または1ヵ月未満契約の雇用者世帯						
			所得を伴う仕事をしている者のいる世帯						
			所得を伴う仕事をしている者のいない世帯						

められる。また、同じ二区分法の考え方は、「家計調査」における「職業」区分にも部分的に現れているし（「家計調査」は農家世帯を対象から除外しているという意味で）、「国勢調査」の「世帯の経済構成」分類（昭和35年から採用、この分類法は二区分の重なり合いに注意を払っている）にも現れている。こうした二区分法の背景には、都市と農村というフィールドの違いと重なりあう労働と生活の様式の相違と、それと重なりあった社会行政の対象としての性格の違いの認識があったものと考えられる。農家世帯と非農家世帯を異質な社会集団として区分する発想は、昭和20年代末から30年代の社会行政における基本認識を表現していると考えてもよさそう（いうまでもなく、この二区分仮説は「世帯業態分類」の生成時点での仮説であり、分類形式としては現在も同じ方式が継承されているとしても、その意味は大きく変化している）。

表6にみるように、〈農家〉と〈非農家〉への二大区分を基礎に、〈農家〉は、「専業世帯」「常用勤労者のいる兼業世帯」「その他の兼業世帯」に三

区分され、〈非農家〉は、「事業経営者のいる世帯」（後に「自営業世帯」という表現になる）、「勤労者世帯」（後に「雇用者世帯」）、「その他の世帯」への三区分が行われる。「勤労者世帯」は、さらに「常用勤労者世帯」「日雇労働者世帯」「家内労働者世帯」に区分される（「常用勤労者世帯」はさらに企業規模によって区分される）。「その他の世帯」は、「その他の就業者世帯」と「不就業世帯」に区分される。

この分類法から、社会行政に関連して、政策当局が社会集団をどのように捉えようとしていたかを推論してみよう。分類の基本的な考え方は、〈農家〉という区分のなかの典型として「専業」を据え、〈非農家〉という区分のなかの典型として「常用勤労者」（副次的に、「自営業」）を据えるものであり、それぞれの典型との隔たりにおいて、他の区分を設定しようとしたものと考えられる。一方で「専業農家」を、他方で「常用勤労者世帯」を、もっとも社会的に安定した社会集団の典型として捉え、それからの隔たりをもつ集団を社会行政のうえで問題をもつ集団、いいかえれば、政策

対象として把握しようとするものではなかったかと考えられるのである。

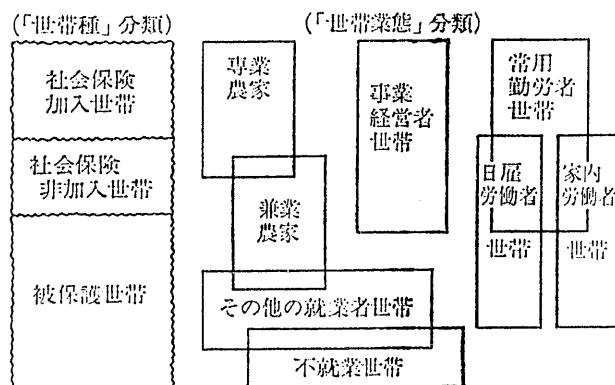
(なお論点がそれるので指摘のみにとどめるが、この分類法が「職業分類」系列とは異なり、〈個人〉ではなく〈世帯〉を単位として対象を把握していたことに注目しておく必要がある。社会的な政策と日本社会の実態に関連して考えると、この選択には十分な根拠があった。逆に、「職業分類」系の分類法が日本になじまなかった理由の一部に個人単位の把握法がかかわっていたかもしれない。社会集団を個人で捉えるか、世帯(ないし家族)で捉えるかは、後の社会変化とともに新たな問題を提起することになるが、小論では言及する余裕はない。)

(b) 「世帯種」分類——政策視点からの「階層性」把握法

上の推論は、「厚生行政基礎調査」がやはり昭和28年から採用していたいまひとつの分類、「世帯種」分類を吟味することによって補強される。「世帯種」分類は、全世帯を「被保護世帯」「社会保険加入世帯」「その他の世帯」に区分するものである(社会保険は、後に「国保」と「被用者保険」に区分される)。この分類は、生活保護、社会保険という政策に直接にかかわりあわせて社会集団を捉えようとするものであり、たんなる分類目的を超えて、能動的な政策意図をはらんだ分類であるといえる。この意味で政策視点からみれば、「世帯種」分類は「世帯業態」分類より重要な意味をもち、少なくとも、ある時期までは、「厚生行政基礎調査」の中心的な概念であったとみられる。

「世帯種」の分類法には、政策的な視点から「階層性」が想定されている。まず「被保護世帯」と「保護を受けていない世帯」との間に大きな「階層性」が想定されており、次に後者の内部には、「社会保険加入世帯」と「その他の世帯」との間に「階層性」が想定されている。ここでは、「社会保険加入世帯」が政策的にみて健全な「標準集団」という位置をあたえられており、「被保護世帯」と社会保険に加入していない「その他の世

表7 「世帯種」分類の階層性と「世帯業態」分類の対応関係(昭和30年代前半頃の仮説)



帯」は、それぞれ性格は異なるが、社会行政上のニーズをもつ政策対象として捉えられていた。

「世帯種」分類に想定されたこの「階層性」基準は、「世帯業態」分類との組み合わせ、ないしは対応関係によって有効性を発揮する仕組みになっていたと考えられる(表7参照)。きわめて大まかに整理すれば、第一に、「被保護世帯」は、〈農家〉区分では、「専業農家」から乖離した「兼業農家」に、〈非農家〉区分では、「常用勤労者」から乖離した「日雇労働者」や「家内労働者」により強く対応すると考えられていた(むろん、ここに「その他の就業者」と「不就業」が加わるが)。この対応関係は、「被保護層」の拡大概念である「低所得層」概念(通称、「ボーダーライン層」)においてさらに明瞭になる(昭和34、35年に始まり、37年から定常化される「国民生活実態調査」は、この対応関係を追いつけた)。第二に、「社会保険加入世帯」は、ほぼ「常用勤労者世帯」に、「その他の世帯」(社会保険非加入世帯)は、「農家世帯」と「自営業世帯」および「その他の世帯」に対応する。この対応関係は、国民皆保険が実現した後では、「被用者保険加入世帯」=「雇用者世帯」、
「国保加入世帯」=「農家世帯」および「自営業世帯」となる。

(c) 「社会階層」認識についての留保

以上のようにみると、「厚生行政基礎調査」の「世帯種」分類と「世帯業態」分類の組み合わせは、社会行政に関連して、ひとつの「社会階層」認識を提示していたといえなくはない。冒頭に規定し

た「社会階層」についての三命題に照らしてみれば、複数の「社会集団」区分を行い(命題①)、その間に「階層性」を認め(命題②)、生活保護と社会保険という制度の枠組みにかかわっている限り、一定の「構造化」をも認めていた(命題③)とみられるからである。「階層性」と「構造化」の認識が生活保護と社会保険という政策に関連して設定されていたことに注目しておく必要がある。

このように政策に関連して形成された厚生省系の社会集団の分類法は、国勢調査系の「職業分類」「社会経済分類」に比べて、仮説的であったにせよ、日本の実態に即したひとつの「社会階層」認識を提示していたと評価できよう。しかしながら、これを「社会階層」認識と表現するうえでは、少なくとも、いくつかの留保を付しておく必要があるようだ。

第一の留保は、このような「社会階層」把握が「貧困政策」視点からの認識として形成されたことにかかわる。この分類法の目的は、「被保護層」およびその拡大概念としての「低所得層」を「一般集団」(非「貧困」集団)から区分して観察することであった。「一般集団」は「専業農家」「常用勤労者」および一部の「自営業」(後に、「雇人あり」「雇人なし」に区分される)で代表され、「貧困層」は、これらの社会集団からの乖離集団として捉えられた。ここでは、「一般集団」内部の社会経済的差異および階層的差異には関心が払われなかった。したがって、この階層分類の基本骨格は、「一般集団」と「一般集団からの乖離集団」という二階層区分であったということになる。そうであるとすれば、この分類法は「社会階層」の上位から下位へという順に階層規定をあたえていく「職業分類」やイギリスの「社会経済集団分類」の方法とは、異質な考え方を採用していたといえよう。

第二の留保は、この「社会階層」認識は、上の三命題について、ゆるやかで淡い把握しかあたえていなかったという点である。「世帯業態」と「世帯種」によって区分される集団は、厳密な等質性をもつ集団というよりは、内部に差異をはらんでゆるやかに区分される集団であり、また、たえず

流動し動態的に変化するような、厳密な「構造化」をもたない集団として把握されていた。「厚生行政基礎調査」と「国民生活実態調査」においては、この分類法は、社会諸集団の「構造化」を確認するよりは、むしろ毎年の調査によりその動態的な変化を追跡するためのモニターとして使われていたと考えられる。昭和40年代に入ると、「被保護層」ないし「低所得層」はもはや社会行政における主導的な概念ではなくなる。にもかかわらず、この分類法が部分修正を加えられながらも現在まで継承されているのは、もともと動態的な変化に耐えられるような、ゆるやかで淡い基準による分類法を採用していたからにほかならない。だが、このような動態的な変化を強く配慮する認識法は、社会集団の構造的な再生産という側面を重視する「社会階層」(「社会階級」)の認識法とはかなり異質であるといわねばならない。そして、この高い流動性と動態変化への配慮という点に、日本の「社会階層」認識の大きな特徴があるという気がしてならない。

V むすびに変えて——社会集団の分類法の意味変化

高度成長期を経て、高齢化社会の到来を強く意識し始めた昭和40年代後半以降、日本の社会行政の性格は大きく変化していった。形態的にみると、社会行政に関連した統計調査における社会集団の分類法は大きく変化していないようにみえるが、対象の変化と重なりあいながら、その分類法としての意味や機能は根源的に変化しているとみなければならない。また、それとともに分類論のうえで新たな課題も発生している。最後に思いつくままに、いくつかの問題を指摘して、上の分析との接点を探っておくことにしたい。

第一に、生活様式と労働様式には著しく平準化が進展した。この結果、生活や労働の様式による社会集団区分の意味がしだいに薄れ、差異は、より貨幣的、所得的差異へと純化されていく傾向をもつ。この傾向が分類論にあたえる影響を検討しなければなるまい。

第二に、生活水準に平準化が進んだ結果、かつての「一般集団」と「乖離集団＝貧困集団」(被保護層、低所得層)の区分は大きな意味をもたなくなった。新たな問題は、むしろ上位所得層と一般所得層との間に生じつつある。しかし、上にみたように、これまでの社会集団の分類法は、これらの上位所得層の社会経済的な属性を把握する政策意図も方法もともにもちあわせていなかった。この点では、上位の社会階層の把握を追求し続けてきた西欧的な社会階層論の方法が、現時点で改めて再評価されなければならないだろう(例えば、上記のイギリスの「社会経済集団分類」やこの分類に関連するゴールドソープの分類法など)。

第三に、高齢化社会の到来は、異なる社会経済

的属性をもつ社会集団の間に、共通の社会的ニーズを発生させている。いうまでもなく、この共通のニーズに対する社会行政の対応にあっては、社会サービスに重きがおかれる。このような政策方向が深まることは、税や保険料などの貨幣的な手段によって、社会経済的属性を異にするかもしれない社会集団の関係を間接的に操作するという次元からさらに進んで、社会サービス行政を通じて、これらの異なる社会集団を直接的な形で社会的に組織していくことを意味するであろう。この方向は、「社会階層」ないしは社会集団の意味そのものを変えるとともに、これまでの社会行政との関係を根本的に変化させるものといわねばならない。

(しもだいら・ひろみ 信州大学教授)

社会階層と資産格差

——階層的地位と経済的格差の関連をめぐって——

鹿 又 伸 夫

I はじめに

1983年頃からはじまった地価高騰は、土地および住宅資産額の上昇をひきおこし、土地住宅資産を所有する者とし不在者との資産格差の拡大をまねいた。そして、高騰し続ける地価を背景に、1985年頃からは階層分化の拡大と階層固定化を指摘する議論があらわれてきた（小沢，1985；今田，1989）。つまり、資産格差にもとづく購買力と消費の階層分化が広がっていること、そしてそうした階層分化が世代間で固定化することを指摘する議論である。『国民生活白書』でも、土地資産格差が急激に拡大し、所得格差および金融資産格差にくらべてきわめて大きくなっていることをジニ係数の分析によって確認し、所得と違って資産は次世代に受け継がれていくので、「持てる者」と「持たざる者」の不平等が世代間で固定化する可能性を指摘している（経済企画庁編，1989：84-88，1990：27-30）。

資産格差としてあらわれた不平等の拡大は、急速な高齢化をむかえつつあるわが国における社会保障制度を議論するうえで、考慮すべき大きな条件となっている。つまり、所得の再分配、年金制度、高齢者への資源の再分配などにおける公正・公平・平等を具体化するための議論の内容は、資産格差・階層分化・階層固定化などの不平等がどれだけ進んでいるのか、これから拡大するのかに大きく左右されるだろう。そこで本稿では、社会保障制度の議論が前提とすべき不平等の現実を、資産格差および社会階層に焦点をおいて検討する。

しかし、不平等をいちじるしく拡大したとされる土地住宅の資産格差については、注意すべき点がある。それは、土地住宅の資産格差の拡大が地価変動にともなう含み資産額の格差拡大にとどまっている面があることである。固定資産税の上昇をのぞけば、生活レベルに変化のない人も多いだろう（もちろん、地価高騰の前と後で、高騰の恩恵にあずかった人と被害を受けた人との格差はあるが）。最近では、大都市の地価鎮静化や中古マンションの価格下落が報告され、含み資産額も大きく変動している。つまり、土地住宅の所有だけが生活全般にわたる経済的格差と直結しているとはいいきれない。さらに、土地・住宅の資産形成は、贈与・相続の予定や親の死去、フローの経済的格差つまり所得にも影響されることを想定しなければならない。そして、その経済的格差は土地住宅だけでなく、さまざまな資産形態をとおして世代間で継承される。たとえば、所得から貯蓄が形成され、それが金融資産として相続・贈与され、土地住宅の購入資金にあてられる場合もある。土地住宅の所有だけにとらわれていると、多元的な経済的格差を見逃してしまう危険が大きいのである。以上のように、人々の生活状態は土地住宅資産だけに左右されているのではなく、また資産は土地住宅だけで形成・継承されるのではない。したがって、次の2点にたいする考慮が必要である。第1は、土地住宅の資産格差だけでなく、それも含んだ多元的な経済的格差を検討しなければならないこと。第2に、その多元的な経済的格差と階層的地位の関連を検討しなければならないことである。

第2の点は、社会的不平等の問題を実証的に分析してきた「社会階層と社会移動」の研究成果と結びつけて検討することを意味している。この研究分野では、階層的地位として学歴と職業に焦点をあて、その階層的地位の世代間継承を分析してきた。その分析結果として、世代間に地位継承の傾向が存在していることが確認されている。学歴や職業からとらえてきた社会階層と、経済的格差との関連という問題は重要である¹⁾。なぜなら、社会階層と経済的格差の関連が強いものならば、階層的地位と資産の世代間継承が重なることによって、より格差の大きな階層が生まれる可能性があるからである。つまり、土地・住宅を中心とした資産格差、学歴・職業・所得、そしてさまざまな生活条件の格差が重なりあい、経済的豊かさと生活全般にわたるレベルについて持てる者と持たざる者が分断され、それが世代間で固定化するからである。そこで本稿では、現在の日本において、多元的な経済的格差と階層的地位にどの程度の関連があり、どのような関連パターンがみられるのかを調査データの分析にもとづいて検討する。

II 分析上の問題点

階層的地位と経済的格差の関連を、実際に分析していくうえで考慮しなければならない問題点はいくつかある。まず第1に、資産の詳しい内容を調べた社会調査データが少ないことである。社会階層と社会移動の代表的研究で、1955年から10年ごとに実施されてきた「社会階層と社会移動全国調査（SSM 調査）」では、財産項目を複数設定し、各項目について所有しているか否かを質問している（富永編，1979；直井・盛山編，1990；原編，1990；菊池編，1990；岡本・直井編，1990）。しかし、この設問方法では、資産の多様性については検討できるが、別種の財産を同等にあつかう点で問題がある。これにたいして、「社会階層の比較調査（CPSS 調査）」（代表：原田勝弘）は、経済的ストックとして比重が大きい土地・住宅の面積の設問を含んでいる（明治学院大学社会学部 CPSS 研究会，1988）。そこで、本稿ではこの調

査データをもちいて分析をおこなう。CPSS 調査は、1987年に東京30キロ圏の地域、20～64歳の男女を対象にして実施し、有効回収率41.1%で有効票821を得ている²⁾。

第2に、経済的格差の測定対象を、前述のように、土地住宅資産だけに限定するのは問題がある。そこで、所得、そして居住面積もくわえて検討することにした。具体的には、(1)一戸建て住宅を所有している場合の敷地面積（坪単位）、(2)世帯年収（万円単位）と(3)居住面積（畳単位）を経済的豊かさを測定する変数として採用した。

敷地面積に公示価格や路線価を乗じて、資産価格を計算した変数を作成することも考慮した。しかし、そうした変数を作成しても実勢価格を反映しないため、そして実勢価格じたいが変動しているため、その変数値の信頼性と解釈性に問題が残ると判断し、面積をそのまま使用することにした。CPSS 調査では、居住している土地住宅以外の各種の不動産・動産についても質問している。しかし、各財産項目を所有しているか否かを聞いているだけなので、上述の3変数と同等にはあつかえない（財産項目については表10を参照）。そこで、これらの財産所有については補助的な変数としてもちいることにした。

所得は、経済的フローの面から一定の生活水準、生活の経済的ゆとりを測定できる。個人年収ではなく世帯年収を採用したのは、個人年収が世帯単位で営まれている生活の経済的格差を反映しないことが予想されるからである。

居住面積を経済的格差を測定する変数としてあつかうことには異論があるかもしれない。しかし、居住面積を、経済的フローと経済的ストックの中間的な資源とみなすこともできる。なぜなら、家賃・ローンを支払うには所得の裏づけが必要な場合がある半面で、相続やローン完済で居住空間の確保に税金以外に費用がかからない場合はストックの性格が強まるからである。居住面積の変数は、所有するかどうかにかかわらない、現在の住居の面積をもちいた。所有する居住面積を採用しなかったのは、所有敷地面積との実質的な相違を識別できなくなる危険が大きいからである³⁾。つまり、

広い敷地には広い家を建てられるという、あたりまえの関係を分析しても意味がない。むしろ、一戸建てだが居住面積が狭い、土地を所有していないが居住面積が広い、など土地資産と住宅条件の高低が一致しない場合も分析できる方法を選んだのである。また、所有にかかわらない居住面積は、居住条件という生活の日常的なゆとりをあらわす変数として意味づけることもできる。

以上のように、分析にもちいる敷地面積、居住面積、世帯年収という3変数は、土地資産ストック、居住条件、金銭的フローという現代日本においてきわめて重要な「経済的生活資源」をあらわす変数だといえるだろう。

第3に、多元的な経済的格差をどのように分析するかという問題である。所有敷地面積と居住面積の大小が一致しない例で上述したように、所得・居住面積・敷地面積の3つの変数間にはさまざまな関連パターンがありうる。たとえば、敷地も居住面積も広いが所得は低い、敷地も居住面積も狭いが所得は高い、土地を所有せず居住面積も狭く所得も低いなどである。資産としてみると、それが最初の場合は土地住宅に偏っており、2番めの場合はおそらく金融資産の比重が重い。こうした関連パターンは、経済的格差のさまざまな形態とみなすことができるだろう。そこで、その関連パターンを分析するために、3変数にたいしてクラスター分析を適用し、その結果えられたクラスターと階層的地位の関連を検討するという方法を取ることにした。まず、クラスター分析にはいるまえに、3変数と階層的地位の関連をみておくことにしよう。

III 敷地面積・居住面積・世帯年収と階層的地位

表1は、敷地面積・居住面積・世帯年収をそれぞれ個別に分散分析の従属変数とした結果である。要因変数としたのは、男性の学歴および職業階層である⁴⁾。職業階層の分類法は、原(1979: 230-231)にもとづいている。表1は、分散分析の結果である⁵⁾。表2は学歴別、そして表3は職業階層別の3変数の平均値と標準偏差をしめしている。

学歴間格差をみると、表1は、居住面積と世帯年収に有意な格差があることをしめしている。表2の平均値でそれらの格差をみると、旧制小学校卒業をのぞけば、学歴が高いほうが居住面積が広く、世帯年収が高くなっている。また、大卒者の世帯の居住面積と世帯年収は、他よりもとくに高くなっている。

職業階層間の格差は、表1で3変数すべてにおいて有意な格差となっていることがわかり、表3ではその格差に一貫した規則性があらわれている。その規則性とは、平均値が高い順序で職業階層を並べると、各変数ごとの順序がほぼ一致すること

表1 所有敷地面積・居住面積・世帯年収の分散分析

要因変数	従 属 変 数							
	所有敷地面積			居住面積		世帯年収		
	d. f.	F 値	η^2	F 値	η^2	F 値	η^2	
学 歴	4	2.07	.01	11.41**	.06	9.23**	.05	
職業階層	7	52.21**	.34	6.78**	.06	9.85**	.09	

d. f.: 自由度 η^2 : 相関比 ** 1% 水準で有意

表2 学歴別の平均値と標準偏差

学 歴	所有敷地面積 (坪数)			居住面積 (畳数)			世帯年収 (万円)		
	平均	標準偏差	N	平均	標準偏差	N	平均	標準偏差	N
旧制小学校	78.0	108.8	15	39.7	23.3	15	733.3	885.8	12
旧制高小・新制中学	31.8	38.5	112	34.2	22.5	111	659.5	462.4	103
旧制中学・新制高校	36.3	79.9	290	35.8	22.9	291	706.4	449.9	263
旧制高校・新制短大	30.7	44.1	61	37.3	23.8	60	739.1	543.1	55
大 学	38.9	47.0	290	48.4	29.4	289	953.6	634.5	271
全 体	36.0	61.0	812	40.0	26.0	810	784.3	558.7	739

N: 標本数

表 3 職業階層別の平均値と標準偏差

職業階層	所有敷地面積 (坪数)			居住面積 (畳数)			世帯年収 (万円)		
	平均	標準偏差	N	平均	標準偏差	N	平均	標準偏差	N
専門	42.0	47.7	107	45.5	27.6	106	964.5	735.4	100
大企業ホワイトカラー	35.7	54.1	155	42.1	24.1	157	829.1	371.2	148
中小企業ホワイトカラー	26.7	30.2	122	41.8	24.4	122	763.6	523.8	116
自営ホワイトカラー	47.6	64.2	104	48.8	33.8	100	1,113.2	787.6	91
自営ブルーカラー	33.0	32.9	83	38.8	27.0	84	692.0	410.0	75
大企業ブルーカラー	22.0	30.8	60	34.1	21.5	60	625.5	318.6	53
中小企業ブルーカラー	19.5	26.7	82	25.8	13.2	82	541.1	343.4	79
農業	395.7	275.8	7	49.3	35.1	7	625.0	330.4	4
全体	36.0	61.0	812	40.0	26.0	810	784.3	558.7	739

N: 標本数

である。下記の表記では「大」は大企業、「中小」は中小企業、「ホワイト」はホワイトカラー、「ブルー」はブルーカラーを意味する。また、「・」で並べたのはその左右が僅差で順序づけられなかったことを意味している。敷地面積と居住面積について平均値が高い職業階層から並べると、

農業>自営ホワイト>専門>大ホワイト>中小ホワイト・自営ブルー>大ブルー>中小ブルー

また、世帯年収については、

自営ホワイト>専門>大ホワイト>中小ホワイト>自営ブルー>大ブルー・農業>中小ブルー

という順序になっている。農業をのぞけば、①ホワイトカラーとブルーカラーがわかれ、そのホワイトカラーとブルーカラーのなかはそれぞれ②自営、大企業、中小企業の順序になっている。ホワイトカラーとブルーカラーのなかで、自営、大企業、中小企業の順になっていることから、格差をもたらす強さは②よりも①のほうが大きいと考えられる。

ホワイトカラー部門とブルーカラー部門とに職業階層がわかれたことは、それらのあいだに所得、福利厚生などさまざまな格差があるという従来からの知見と一致する。また、大企業と中小企業の順位も企業規模による格差という従来からの知見と一致する。しかし、大企業以上に自営が土地所有・居住面積・所得が一貫して高かったのは、予想外であった。この理由としては、店舗・事務

所・工場なども含めて敷地面積と居住面積を回答した者が多かった可能性、そして商工業が集積する東京30キロ圏の調査なので自営業の活発さを反映していることが考えられる。農業が上の規則性にたいして例外的な順位をしめているが、むしろ常識的に理解できる。つまり、農業に従事する者は市街地ではない郊外に居住し、おそらく大多数が相続による、農地も含めた広い土地と家屋を所有しているが、所得は比較的に低いという従来の知見に一致している。

以上より、学歴は所得・居住条件の格差と関連をもち、職業階層は所得・居住条件・土地資産の格差全体にわたって強い関連をもっている、と結論づけることができるだろう。

IV クラスタ分析

表4には、クラスタ分析でもちいる各変数の分布をしめした。尺度値は、各カテゴリーにあたえた数値である。調査票では所有敷地面積、居住面積、世帯年収を量的変数としてあつかえるように回答カテゴリーを多くして質問しているが、その分布をなるべく変形しないようなカテゴリー合併でカテゴリー数を減らし、各カテゴリーに尺度値をあたえることにした⁶⁾。

カテゴリー合併にあたっては、各変数の関連パターンの多様性を分析できることを重視した。第1に、分布比率が大きなカテゴリー、そして小さいカテゴリーができないように注意した。第2に、

表4 クラスタ分析用の変数の分布

尺度値	所有敷地面積	% (N)	居住面積	% (N)	世帯年収	% (N)
1.	なし	40.1 (326)	10畳未満	3.0 (24)	200万円未満	4.9 (36)
2.	20坪未満	6.0 (49)	10～20畳	18.9 (153)	200万～400万円	15.3 (113)
3.	20～40坪	21.7 (176)	20～30畳	23.3 (189)	400万～600万円	25.2 (186)
4.	40～60坪	15.6 (127)	30～40畳	17.4 (141)	600万～800万円	18.3 (135)
5.	60～80坪	7.8 (63)	40～50畳	11.6 (94)	800万～1,000万円	15.0 (111)
6.	80～100坪	2.1 (17)	50～60畳	6.9 (56)	1,000万～2,000万円	18.0 (133)
7.	100坪以上	6.7 (54)	60畳以上	18.9 (153)	2,000万円以上	3.4 (25)
計		100.0 (812)		100.0 (810)		100.0 (739)

N: 標本数

尺度値の実質的意味を損なわないように、カテゴリ間の間隔をできるだけ同一にした。そして、最小カテゴリから最大カテゴリまで、3変数に同一の尺度値（つまり、1～7）をあたえた。具体的には、調査票では敷地面積を100坪以上を50坪きざみで500坪以上まで聞いていたが、分布比率がそれぞれ小さいのでそれらを一括して1つのカテゴリとした。居住面積も、同様に、60畳以上を1つのカテゴリとした。世帯年収は、1,000万円まで100万円きざみの回答項目であったのを200万円きざみに直した。

クラスタ分析はSASのFASTCLUSプロシージャーをもちいた。この手法は非階層的クラスタ分析法で、ユークリッド距離を類似度の指標として、クラスタ分類をおこなう。この手法では、クラスタ数を計算前に指定する必要がある。4から8までのクラスタ数を指定して各結果を比較した。所得・居住条件・土地資産の関連パターンの多様性をできるだけ分析できるようにするために、クラスタ数を多く指定した結果

を優先する方針で臨んだが、7以上では結果の解釈が煩雑になりすぎると判断して、クラスタ数を6に指定した結果を採用した。それを、クラスタ数を5および7とした場合と比較すると、上位一貫と下位一貫のクラスタ（後述のクラスタIとVI）の平均および標本数にあまり変化なかった。そのため、上位一貫と下位一貫以外のクラスタの分類には変化が生じるものの、各クラスタ全体での基本的構図は変わらないものと判断した。

表5は、クラスタ分析の結果えられた各クラスタについて、敷地面積・居住面積・世帯年収の平均値と標準偏差をしめしている。クラスタにつけたI～VIの番号は、世帯年収の高い順につけた。図1は各クラスタの3変数についての平均値をしめしたものである。また、表6～8は、敷地面積、居住面積、世帯年収をそれぞれ各クラスタ別の比率でしめしている。さらに、表9は住居形態の構成比率をクラスタ別に、表10は住居以外の不動産、そして不動産以外の財産につい

表5 クラスタ分析の結果（クラスタ別にみた各変数の平均値・標準偏差）

クラスタ			クラスタ別の平均値・標準偏差					
			所有敷地面積		居住面積		世帯年収	
			平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
I	106	14.5	5.42	1.21	6.45	.85	5.73	.82
II	73	10.0	2.00	.97	5.82	.90	5.37	.92
III	113	15.5	1.73	.91	3.31	.68	5.08	.88
IV	127	17.4	3.87	.95	3.74	.77	3.70	1.11
V	76	10.4	3.95	1.03	6.34	.81	3.00	.82
VI	236	32.3	1.24	.57	2.36	.72	2.44	.75
全体	731	100.0	2.78	1.83	4.12	1.83	3.91	1.57

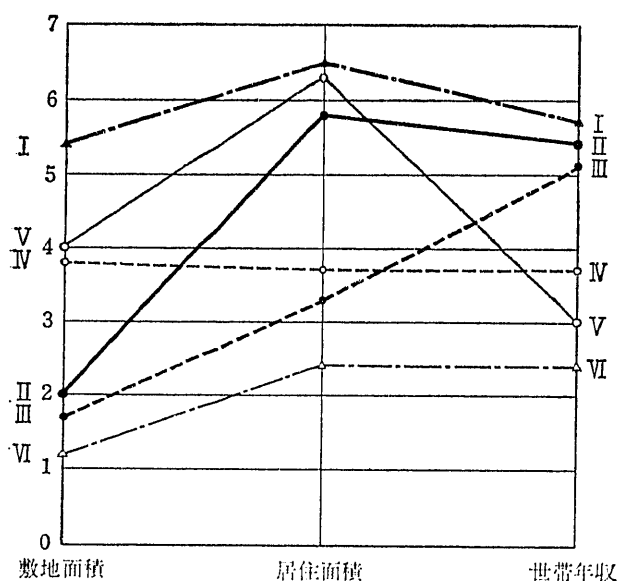


図1 各クラスターの平均値

ての所有率をクラスター別にしめたものである。

クラスターIは、そのほとんどが敷地40坪以上、居住面積40畳以上、世帯年収800万円以上で、3変数ともにもっとも高い水準で一貫している。また、敷地100坪以上が約30%、居住面積60畳以上が66%、世帯年収1,000万円以上が約65%で、他

のクラスターにない高い比率となっている。住居形態は一戸建て持家が100%である。他の財産所有率をみると、「別荘・セカンドハウス」から「農地・山林」までの不動産ではすべての項目で最高の所有率である。また、「株・証券」から「10万円以上の宝石等」までの不動産以外の財産でも、高い所有率をしめた。土地所有、居住条件、所得、財産のどの面をとってみても富裕で、多くの資産を保有する層である。

クラスターIIとIIIは、世帯年収がクラスターIについて高い。しかし、土地を所有していないか所有していても40坪以下で、土地所有について下位に位置づけられる点で共通している。これは、住居形態で一戸建て持家の比率が、IIで約50%、IIIで約40%と低いことを反映している。ただし、クラスターIIとIIIの相違点もいくつかある。もっとも大きな相違は、IIが40畳以上の居住面積を確保しているのにたいして、IIIでは40畳以下だという点である。また、IIIで土地を所有していない者の比率がIIよりも約10%多く、年収もIIIの分布がIIよりも1,000万～2,000万円で約20%少なく、600

表6 クラスターと所有敷地面積

(単位: %)

クラスター	所 有 敷 地 面 積							計 (N)
	な し	20坪未満	20～40坪	40～60坪	60～80坪	80～100坪	100坪以上	
I	—	—	—	30.2	28.3	11.3	30.2	100.0(106)
II	46.6	6.9	46.6	—	—	—	—	100.0(73)
III	57.5	11.5	31.0	—	—	—	—	100.0(113)
IV	—	0.8	37.8	44.1	11.8	2.4	3.2	100.0(127)
V	—	2.6	34.2	38.2	19.7	1.3	4.0	100.0(76)
VI	83.1	9.8	7.2	—	—	—	—	100.0(236)
全 体	40.4	6.0	21.9	16.0	8.2	2.2	5.3	100.0(731)

表7 クラスターと居住面積

(単位: %)

クラスター	居 住 面 積							計 (N)
	10畳未満	10～20畳	20～30畳	30～40畳	40～50畳	50～60畳	60畳以上	
I	—	—	—	2.8	15.1	16.0	66.0	100.0(106)
II	—	—	—	—	50.7	16.4	32.9	100.0(73)
III	—	12.4	44.3	43.4	—	—	—	100.0(113)
IV	—	4.7	31.5	48.8	15.0	—	—	100.0(127)
V	—	—	—	—	21.1	23.7	55.3	100.0(76)
VI	8.9	52.1	33.5	5.5	—	—	—	100.0(236)
全 体	2.9	19.6	23.1	17.4	12.0	6.4	18.6	100.0(731)

表 8 クラスターと世帯年収

(単位: %)

クラスター	世 帯 年 収							計 (N)
	200万円未満	200万～ 400万円	400万～ 600万円	600万～ 800万円	800万～ 1,000万円	1,000万～ 2,000万円	2,000万円 以上	
I	—	—	—	8.5	25.5	50.9	15.1	100.0(106)
II	—	—	5.5	9.6	31.5	49.3	4.1	100.0(73)
III	—	—	—	30.1	36.3	29.2	4.4	100.0(113)
IV	3.9	9.5	24.4	41.7	15.8	4.7	—	100.0(127)
V	2.6	25.0	42.1	30.3	—	—	—	100.0(76)
VI	12.3	34.8	49.6	3.4	—	—	—	100.0(236)
全 体	4.9	15.5	25.2	18.3	15.2	17.7	3.3	100.0(731)

表 9 クラスターと住居形態 (単位: %)

クラスター	住 居 形 態			計 (N)
	一戸建て 持家	その他の 持家	賃貸住宅 その他	
I	100.0	—	—	100.0(106)
II	53.4	39.7	6.9	100.0(73)
III	42.5	27.4	30.0	100.0(113)
IV	100.0	—	—	100.0(127)
V	100.0	—	—	100.0(76)
VI	17.0	8.9	74.2	100.0(236)
全 体	59.6	11.1	29.4	100.0(731)

万～800万円に約20%多くなっている。これらより、クラスターIIはIにつぐ高所得で、居住条件も比較的にめぐまれているが、土地所有では下位にあるといえる。クラスターIIIは、所得ではI・IIについて高所得だが、土地所有ではIIよりさらに下位で、居住条件は20～40畳の中間的位置にある。

クラスターIIとIIIの不動産の財産所有率は、クラスターIにつぐ比率から中間的比率になっているが、不動産以外の財産にかんしては各項目につ

いてクラスターIと同程度の高い比率となっている。これは、クラスターI・II・IIIが高所得であるため、経済的フローのゆとりが不動産以外のかたちで資産として蓄積されていると考えられる。以上のようにクラスターIIとIIIは、土地所有では下位にあるが、不動産以外の面では資産を形成している層とみることができるだろう。

クラスターIVは、敷地20～60坪、居住面積20～40畳、世帯所得400万～1,000万円にそれぞれ約80%が分布しており、3変数すべてについて中間的位置をしめる層である。住居形態は一戸建て持家が100%である。不動産の所有率は、「工場・店舗・事務所」が約20%で高くなっているが、他の項目は中間的かやや下位の所有率となっている。これにたいして、不動産以外の財産の所有率は、クラスターVとVIとともに低く、クラスターI・II・IIIと対照的なグループを構成している。

クラスターVは、敷地20～60坪が約70%でほぼクラスターIVと同等で中位にあるが、居住面積が40畳以上でクラスターIについて広い。しかし、

表 10 クラスター別の財産所有率

(単位: %)

クラスター	財 産 の 所 有 率								
	別荘・セ カンドハ ウス	工場・店 舗・事務 所	貸家・貸 アパート	自宅外の 土地・駐 車場	農地・山 林	株・証券	積立式の 生命保険	10万円以 上の会員 券	10万円以 上の宝石 等
I	7.6	23.6	23.6	19.8	10.4	64.2	87.7	34.9	50.0
II	6.9	11.0	13.7	16.4	5.5	60.3	87.7	35.6	60.3
III	4.4	17.7	7.1	15.0	1.8	61.1	90.3	24.8	54.0
IV	2.4	20.5	11.0	11.8	3.9	33.1	75.6	12.6	32.3
V	4.0	13.2	10.5	7.9	5.3	34.2	84.2	11.8	43.4
VI	0.9	3.8	3.0	3.0	3.4	19.9	71.2	6.4	30.9
全 体	3.6	13.4	9.9	10.7	4.7	40.5	80.3	17.9	41.7

世帯年収は200万～800万円で全体の分布からすると、中位から下位に分布している。住居形態は一戸建て持家が100%である。また、その他の不動産、不動産以外の財産の所有率は全般的に低い。これらから、クラスターVは、土地住宅資産はすでに取得してはいるが、その他の資産はそれほど形成してはいないと考えられる。

クラスターVIは、土地の非所有、居住面積10～30畳、世帯年収200万～600万円がそれぞれ約85%をしめており、3変数すべてについてもっとも下位の水準となっている。持家率は約25%で、多くが非持家である。持家であっても、敷地・居住面積ともに狭いのが特徴的である。また、その他の不動産と不動産以外の財産の所有率も、「農地・山林」をのぞいた全項目で最低である。このクラスターは、世帯年収が低く、土地も所有しておらず（所有していても40坪未満）、居住条件も悪く、各種の資産を形成するに至っていない層である。

各クラスターの特徴をまとめておこう。所得のゆとり、居住条件、土地住宅から各種財産まで広範囲にわたって、クラスターIは一貫して富裕な資産をもつ人々、対照的にクラスターVIは一貫して低水準でゆとりも蓄積もない人々から構成されている。クラスターIIからVまでは、IとVIのあいだに位置づけられる中間的クラスターである。クラスターIIとIIIは、高所得だが土地所有では下位にあり、分譲マンションに居住する人が比較的多い点で共通するが、居住面積がIIで広くIIIで狭い。クラスターIVとVは一戸建て持家の層であるが、IVは敷地・居住面積、所得ともに中間的な位置にあり、Vは居住面積は広いが比較的に所得が低い。

表5で各クラスターの分布比率をみると、30%強になっているVIをのぞけば他のクラスターは10～17%になっている。これは、各クラスターに分布が分散しているのだから、経済的格差が多様なパターンとしてあらわれていることを裏づけている。しかし、敷地面積・居住面積・世帯年収を経済的地位としてその地位の一貫性を考えると、3つの経済的地位には、比較的に一貫性があると評価すべきであろう。富永・友枝(1986)は、1955～1975

年の3時点のSSM調査データで教育・所得・職業威信の3変数にたいしてクラスター分析をおこなった結果、3割強から5割強の一貫的クラスターがあらわれたことを報告している。これにくらべると、本稿でのクラスター分析の結果は、上位一貫のIが14.5%、中間的一貫のIVが17.4%、下位一貫のVIが32.3%、あわせて65%弱が一貫的だった。

すべての面で富裕なクラスターIと下位一貫のVIのあいだには、IIからVまでの中間的な人々が5割強をしめており、経済的格差が土地住宅を所有する富裕層と所有しない貧困層に二分されるような構造ではない。だが、東京圏の調査データであり、都市部における木造アパートや下宿の居住者にたいする調査がとくに困難になっている最近の状況を考慮すると、下位一貫に分類されるべき対象者が実際にはもっと多いことが推測される。この推測が正しいのなら、上位一貫と下位一貫に分断された経済的格差構造を、本稿における評価よりも深刻に考える必要があるだろう。

V クラスターと階層的地位

クラスターと階層的地位(学歴と職業)との関連をみるまえに、まずクラスターと年齢の関係を表11で確認しておこう。なぜなら、各クラスターが特定の年代に特徴的なものかもしれないからである。表11で χ^2 値が1%水準で有意になっているが、分布パターンは、各クラスターに特定の年代が集中する傾向はそれほど強くない。全体での年代的分布と比較すると、クラスターIで20～30歳

表 11 クラスターと年齢 (単位: %)

クラスター	年 齢					計(N)
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	
I	5.7	14.2	34.0	34.0	12.3	100.0(106)
II	9.6	21.9	35.6	20.6	12.3	100.0(73)
III	17.7	29.2	25.7	23.0	4.4	100.0(113)
IV	13.4	22.8	30.7	25.2	7.9	100.0(127)
V	11.8	25.0	31.6	14.5	17.1	100.0(76)
VI	32.6	32.6	17.0	12.3	5.5	100.0(236)
全体	18.6	25.9	26.5	20.4	8.6	100.0(731)

d. f. = 20 $\chi^2 = 101.39^{**}$ $\chi^2/d. f. = 5.07$

表 12 クラスターと学歴 (単位: %)

クラスター	学 歴					計(N)
	旧制 小学	旧制高 小・新 制中学	旧制中 学・新 制高校	旧制高 校・新 制短大	大学	
I	2.0	6.9	21.6	7.8	61.8	100.0(102)
II	1.4	7.1	24.3	7.1	60.0	100.0(70)
III	0.9	12.6	36.9	6.3	43.2	100.0(111)
IV	2.4	20.3	39.0	6.5	31.7	100.0(123)
V	1.4	16.2	48.7	6.8	27.0	100.0(74)
VI	1.9	18.1	44.0	10.2	25.9	100.0(216)
全体	1.7	14.7	37.2	7.9	38.5	100.0(696)

$d.f.=20$ $\chi^2=66.46^{**}$ $\chi^2/d.f.=3.33$

代が少なく、40歳代以上が多い。また、クラスターVIは40歳代以上が少なく、20～30歳代が多い。クラスターIに高齢者、VIに若年者が比較的に多くなっており、年齢段階によって経済的格差がある程度は規定されていることがわかる。しかし、各クラスターに特徴的な年代が極端にあるわけではなく、年齢が経済的格差に決定的に影響するとはいえない。

表12は、クラスター別に学歴の分布をしめたものである。クラスターの番号は世帯年収が多い順につけたが、これと大学卒の比率の大小の順序が一致している。とくに、クラスターIとIIで、旧制高小・新制中学と旧制中学・新制高校が少なく、大学卒がとくに多いのが際立っている。全般的にみて、クラスターの番号にしたがって大卒が減少し、高卒・中卒の比率が増大する傾向をしめている。

表13は、クラスター別に職業階層の分布をしめたものである。ここでは、全体での構成比率を

基準にして、それよりも分布が多いか少ないかで、各クラスターの職業階層的な特徴を考えてみる(2～3%の相違は無視している)。まずクラスターIは、とくに専門が、ついで大企業ホワイトカラーと自営ホワイトカラーが多い。とくに多いというのは、全体での構成比率よりも10%前後高い場合である。専門は全体の構成比率15.1%より10%以上高い28.6%になっている。大企業ホワイトカラーと自営ホワイトカラーは、10%以上にはならないが全体の構成比率22.3%および13.5%より高くなっている。これにたいして、3つのブルーカラー階層の構成比率はそれぞれ全体の構成比率より少ない。以下では同様の基準で分布が多い少ないと述べる。

クラスターIIは、とくに大企業ホワイトカラーが、ついで自営ホワイトカラーが多く、ブルーカラーの構成比率は少ない。クラスターIIIは、自営ホワイトカラーが多くなっているが、その他の分布は全般的に全体での構成比率に近似している。クラスターIVは、とくに自営ブルーカラーが多く、ホワイトカラーの各職業階層が少なくなっている。クラスターVは、とくに中小企業ホワイトカラー、ついで大企業ブルーカラーが多く、専門と中小企業ブルーカラーが少ない。最後のクラスターVIは、とくに中小企業ブルーカラーが多く、大企業ホワイトカラーと自営ホワイトカラーが少ない。

以上のように、全体の構成比率よりも約10%前後高い分布をしめす職業階層が各クラスターにある。また、全般的にみて、クラスターI・II・IIIではホワイトカラーの各職業階層が多く、ブルー

表 13 クラスターと職業階層

(単位: %)

クラスター	職 業 階 層								計 (N)
	専 門	大 企 業 ホワイト	中小企業 ホワイト	自 営 ホワイト	自 営 ブルー	大企業 ブルー	中小企業 ブルー	農 業	
I	28.6	26.5	14.3	17.4	6.1	3.1	2.0	2.0	100.0(98)
II	16.7	31.8	19.7	19.7	6.1	3.0	3.0	0.0	100.0(66)
III	12.7	22.7	17.3	18.2	11.8	6.4	10.9	0.0	100.0(110)
IV	13.3	20.4	16.8	10.6	20.4	4.4	12.4	1.8	100.0(113)
V	9.0	20.9	26.9	10.5	10.5	14.9	7.5	0.0	100.0(67)
VI	12.3	18.6	15.7	9.8	10.3	12.8	20.6	0.0	100.0(204)
全 体	15.1	22.3	17.5	13.5	11.3	8.1	11.7	0.6	100.0(658)

$d.f.=35$ $\chi^2=97.58^{**}$ $\chi^2/d.f.=2.79$

カラーが少ない分布傾向になっている。とくにⅠとⅡでは、その傾向が強い。しかし、各クラスターに分布比率の偏りがあるものの、職業階層との関連がきわめて強いとはいえない。なぜなら、各クラスターの職業階層の分布は、全体での職業階層の構成比率とそれほど極端に違ってはいないからである。

VI 要約と考察

調査データの分析結果をまとめておこう。まず、敷地面積・居住面積・世帯年収にたいしてそれぞれ個別に分散分析をおこない、次の結果がえられた。(1)学歴によって居住面積と世帯年収に有意な格差がみられた。つまり、旧制小学校卒をのぞけば、学歴が高いほうが居住面積が広く、年収が高い関係がみられた。(2)職業階層による有意な格差がみられ、農業をのぞくと、その格差には3変数に共通する規則性があった。その規則性とは、3変数の職業階層別平均値が高いほうから「自営ホワイト>専門>大ホワイト>中小ホワイト>自営ブルー>大ブルー>中小ブルー」という順序になることであった。つまり、この順序で、所有敷地と居住面積が広く、年収が高かった。

次に、敷地面積・居住面積・世帯年収にたいしてクラスター分析をおこない、下記の結果がえられた。(3)分析の結果えられたクラスターのなかで、3変数がすべて上位・中間的・下位で一貫的な層が6割以上をしめ、経済的地位には比較的に一貫性があった。(4)しかし、上位一貫と下位一貫以外の中間的および非一貫的なクラスターには5割以上の人が分類されており、フローからストックまでの経済的地位が土地住宅の所有層と非所有層に明確に分断されているような構造ではなかった。

さらに、各クラスターと年齢・学歴・職業階層には、次のような関連がみられた。(5)上位一貫のクラスターⅠに高齢者、下位一貫のクラスターⅥに若年者が比較的多かったが、それ以外には強い関連はなかった。(6)クラスターⅠからⅥまで高所得から低所得の順序になっているが、その順に大卒者比率が減少し、高卒・中卒者の比率が増大

する傾向をしめしていた。(7)クラスターごとの職業階層の分布比率は、各クラスターにとくに多い職業階層があるものの、全体での職業階層の分布比率と大きく異なるものではなかった。

以上の分析結果を、階層的地位と経済的格差・資産格差にどの程度の関連があるか、どのような関連なのかという本稿の課題にてらして、考察してみよう。分散分析では階層的地位と敷地面積・居住面積・世帯年収との有意な関連が確認された。これだけをみると、学歴と職業の階層的地位は経済的格差を明瞭にもたらしめているように思える。とくに職業階層は、ホワイトカラーとブルーカラー、自営業者と被雇用者、企業規模の相違をとおした一定の格差構造をつくっているようにみえた。

しかし、敷地面積・居住面積・世帯年収の経済的地位の3変数をパターンとしてみたクラスターと、階層的地位との関連は、分散分析でみたほどには明瞭ではなかった。明瞭ではないというのは、大卒者が、ホワイトカラーが、自営業者が、そして大企業従事者が、経済的地位のすべての面において優位だとは必ずしもいえないからである。たしかに、大卒者やホワイトカラーは所得の高いクラスターⅠ・Ⅱ・Ⅲに多いが、そのⅡとⅢは土地所有では下位にある。中小企業ホワイトカラーは比較的所得の低いクラスターⅤに多くなっているが、Ⅴは大企業ホワイトカラーの多いクラスターⅡよりもはるかに所有敷地が広い。また、各クラスターに特徴的に多い職業階層はあったが、各クラスターに特定の職業階層がそれほど集中してはいなかった。

クラスターとしてみた経済的地位と、階層的地位との関連は、分散分析からえられた規則的な格差構造ほど明確なものではなかった⁷⁾。明瞭な関連があらわれなかった理由として重要と考えられるのは、経済的地位へ影響をおよぼす過程として、次元の異なる2つの過程が存在することである。その第1の過程は、社会階層と移動の研究が取りあげてきた「親の階層的地位→学歴→職業→所得」という「地位達成過程」である。親の階層的地位が所得におよぼす影響は、学歴と職業を経由するものなので、直接的影響力としてはほとんど

ないことがすでに確認されている(鹿又, 1990)。クラスターの世帯年収の高低と大卒者の比率の順位が一致したこと, 所得の高いクラスターⅠ・Ⅱ・Ⅲでホワイトカラーが多かったことは, この地位達成過程を反映していると考えられる。

これと対照的に, 第2の過程は, 経済的格差が直接に世代間で継承される相続と贈与である。表5および図1での各クラスターの世帯年収は, 上述のように学歴・職業と一定の関連をみせた。しかし, 居住面積と敷地面積は学歴および職業との関連が明確ではない。表12および表13でのクラスターと階層的地位の関連をみながら, 表5および図1での各クラスターの居住面積と敷地面積の順位に注目すると, 学歴が高ければ, そして職業階層が高ければ, 敷地や居住面積が広いという関係になっていないことがわかる。これは, 2つの過程がいり混じっているためだろう。高学歴を達成し, 高い職業階層につき, 高い所得をえて, 土地住宅と広い居住空間を獲得する場合もある。しかし, それと同時に, 学歴・職業・所得と関係なく親から土地住宅を相続する, あるいは生前贈与される場合もある(もちろん, 名義変更をとまなわない場合や同居の場合もあるが, 実質的な所有状態について言及している)。

問題は, 冒頭で述べたように, 学歴と職業を経由した地位達成と資産継承がどれほど重なりあっているかということである。結論をさきに言えば, ある程度は重なりあっていると考えられる。ある程度というのは, 地位達成と資産継承の重複関係がきわめて強いというほどではないが, 偶然の範囲をこえているという意味である。なぜなら, 分散分析とクラスター分析の結果は, 経済的地位と階層的地位との関連をしめすものであったから, そしてとくに経済的地位が一貫して富裕なクラスターⅠで大卒者比率がもっとも高く, ホワイトカラーが多かったからである。しかし, 地位達成と資産継承が完全に重なって持てる者と持たざる者に分断されている, とはいえない。なぜなら, 分散分析では学歴による土地所有の格差がみつからず, クラスターと職業階層の関連もそれほど強いものではなかったからである。経済的格差構造を

もたらしめているプロセスそして今後の変動をとらえるには, 本稿で偶然の範囲をこえているとしか評価できなかった, 地位達成と資産継承の重複関係にたいする注視, そしてそれを測定・分析・評価する方法の検討が必要であろう。

注

- 1) 広義には資産も階層的地位に含められるが, 社会階層と社会移動の研究では資産を変数としてあまりあつかってこなかった。そのため, 本稿では階層的地位を学歴と職業をさす狭義の用語としてもちいることにする。
- 2) 有効回収率が悪いが, 大都市における面接調査はとくに困難な状況であることが指摘されている。CPSS 調査も東京圏での調査のため, 調査不能の大半は短期不在と調査拒否であった。
- 3) 実際, 所有敷地面積と所有する居住面積の相関係数がきわめて高くなり, 測定上の識別性の問題が生じた。
- 4) 20~64歳の男女が調査対象なので, 被調査者には女性も含まれている。そのため, 既婚女性の場合は配偶者の学歴と職業をもちいた。
- 5) 被調査者(女性も含む)の成育期の家計をささえていた家計支持者の職業階層も要因変数とした。しかし, 世帯年収に有意な格差をもたらししていたが, F 値もあまり大きくないので, 分析にもちいる階層的地位変数からはずした。
- 6) 各変数を量的にあつかって標準化してクラスター分析をする方法もある。実際にこの方法で分析してみたが, 多くの標本が平均値近辺に分布しているので, それらが構成比率のきわめて高いクラスターを1つ作ってしまい, その他のクラスターが構成比率のきわめて小さい例外的なものになってしまった。
- 7) 明瞭な関連があらわれなかったのは, クラスター分析をもちいたためだという批判があるかもしれない。つまり, 各クラスターの平均値からの偏差をもった標本をまとめてそれぞれのクラスターに分類しているので, その偏差が階層的地位との関連をあいまいなものにしている。そして, クラスター数を6にしているので, 中間的および非一貫的なクラスターが多くなったのだ, という批判である。しかし表5の各クラスターの各変数についての標準偏差は, ほとんどが0.8から1の範囲内にあり, 大きくは違っていない。また, クラスター数を5そして7にした場合は, 表5よりも標準偏差のばらつきが大きくなった。つまり, 標本のクラスター平均値からの偏差は各クラスター内で同程度に小さく, 6つのクラスターは敷地・居住条件・所得の関連パターンを実質的に反映しているといえるのである。

引用文献

- 今田高俊(1989)『社会階層と政治』, 東京大学出版会。
岡本英雄・直井道子編(1990)『現代日本の階層構造』

- ④女性と社会階層』、東京大学出版会。
- 小沢雅子（1985）『新「階層消費」の時代』、日本経済新聞社。
- 鹿又伸夫（1990）「不平等の趨勢と階層固定化説」直井 優・盛山和夫編『現代日本の階層構造 ①社会階層の構造と過程』、151-167頁。
- 菊池城司編（1990）『現代日本の階層構造 ③教育と社会移動』、東京大学出版会。
- 経済企画庁編（1989, 1990）『国民生活白書』昭和63年版，平成元年版，大蔵省印刷局。
- 富永健一編（1979）『日本の階層構造』、東京大学出版会。
- 富永健一・友枝敏雄（1986）「日本社会における地位

- 非一貫性の趨勢 1955—1975 とその意味」『社会学評論』第37巻第2号，152-174頁。
- 直井 優・盛山和夫編（1990）『現代日本の階層構造 ①社会階層の構造と過程』、東京大学出版会。
- 原 純輔（1979）「職業経歴の分析」富永健一編『日本の階層構造』、198-231頁。
- 原 純輔編（1990）『現代日本の階層構造 ②階層意識の動態』、東京大学出版会。
- 明治学院大学社会学部 CPSS 研究会（1988）『社会変動と階層構造の動態に関する国際比較調査』、昭和62年度科学研究費補助金研究成果報告書。
- （かのまた・のおお 立命館大学助教授）

福祉国家レジームと労働戦略

— 3 つ の 軌 跡 —

宮 本 太 郎

はじめに

80年代以降、新保守主義体制の出現とも関連して、先進資本主義諸国の政治経済体制は必ずしも同一の軌跡を辿っていないという認識が広がってきた。福祉国家に関しても、その歴史や可能性を一般的に論じる議論は説得力をもたなくなっている。階層的基盤や政策主体の如何によって、福祉国家の構造とパフォーマンスにいかなる相違がうまれたのか、そのことが、当該福祉国家の階層構造にどのようにフィードバックをしていくのか、このような問題設定が不可避となっているのである。

本稿は、G・エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論をひとつの手がかりとしながら、このような問題設定を共有するいくつかの議論をクロスさせつつ、福祉国家の比較分析にささやかなアプローチを試みようとするものである。考察は以下のような順序でなされる。

まず、第I節において、福祉国家レジーム論の背景となった福祉国家形成要因論争を簡単にレビューしつつ、福祉国家レジーム論の基本的な意図を浮き彫りにする。ついで第II節において、イギリス、ドイツ、スウェーデンの三国の事例に基づいて福祉国家レジーム論の骨格を明らかにする。第III節では、それまでの議論にコーポラティズムと労働戦略をめぐる考察をおりこみながら、福祉国家レジーム論の深化を目指す。そして最後に、今日的な社会変容に伴う福祉国家レジームの変化について若干の展望を示す。

I 福祉国家形成要因論争

そもそも福祉国家のあり方を方向づける主要な要因は何なのか。こうした問いをめぐって70年代前半より福祉国家形成要因論争とでもいうべき論争が展開され、福祉国家レジーム論が結実していく前提となった。詳しくは別稿を参照願うとして、ここでごく単純化して紹介するなら、この論争は、福祉国家形成をめぐる2つの要因群の影響力をめぐるものであった¹⁾。2つの要因群とは、機能主義的な潮流によって重視された社会経済的要因と非機能主義的な潮流によって問題とされた政治的要因である。

社会経済的要因とは、具体的には、国民1人あたりのGDPやエネルギー消費量でとらえられる経済発展水準、あるいは国民の人口構成などのデモグラフィックな要因を指す。福祉国家の形成は、こうした社会経済的要因群に直接対応しているとされるのである。この立場をとる論者には、初期のH・ウィレンスキー、P・カットライト、R・ジャックマン、G・ハニッフらがいた。彼らは、経済発展のなかで各国の社会保障水準は接近し、基本的には福祉国家は収斂傾向を辿るという考えであった。こうした考え方は従来の通説といってよく、福祉国家形成要因論争は、この通説に対して、福祉国家の多様性について関心を強める論者たちが、政治的要因の重要性を主張しながら挑戦するというかたちをとったのである。

論争で主張された政治的要因とは、論者によってその内容が異なっている。強調される政治的要

因は大きく3つに区分することができるが、それは個々の論者が福祉国家形成の主体をどこにみるかを反映している。

第一に、議会や内閣における左派政党、労働者政党の勢力や政党間の力関係という次元である。かかる要因を重視したのは、J・ステファン、C・ヘヴィット、D・ヒップス、F・キャッスルスらであった。第二に、公的な権力のあり方や政府の構成より、議会外の労働運動の組織力、政策過程への影響力を強調する潮流である。G・エスピン・アンデルセン、W・コルピ、M・シュミット、M・シャリフ、P・フローラの研究がこの系統に属する。第三に、政策過程における官僚の判断や選択、そして官僚たちの選択肢を規定する既存の政策体系や国家の組織構造である。T・スコッチポルやH・ヘクロを挙げることができる。

こうした諸変数と従属変数としての福祉国家の発展水準の関係をめぐって、多くの計量的テストがおこなわれ、論争が進行した。ここでは直ちに、この論争をととして福祉国家研究に新たにどのような発見がもたらされたかをみておこう。大きく二点のみを指摘しよう。

第一に、中範囲研究における政治的要因の有効性が明らかになった。社会経済要因の重要性を発見した研究のいずれもが、先進工業国、途上国、あるいは政治体制を問わず、60ヵ国から120ヵ国あまりの国家を対象としていたのに対し、政治的要因の影響力を強調する研究はいずれもOECDに属する先進工業国を対象としていた。社会経済要因を重視するウィレンスキーの場合も、先進工業国22ヵ国を対象とした研究では、政治的要因の規定力をみいだした²⁾。つまり、先進工業国を対象を限定した比較研究という文脈では、政治的要因の規定力と社会政策の水準の多様性が浮き彫りになるのである。

第二に、政治的要因の有効性は、従属変数としての福祉国家についていかなる指標を採るかによって変化してくることが明らかになった。社会経済要因論者の多くは、基本的には国家の社会保障支出の量的水準を福祉国家の指標としていた。これに対し、福祉国家の内容をより立ち入ってみて

いくなれば、政治的要因の有効性や先進工業国間の差異が浮上してくるのである。たとえば、個別の政策領域ごとの形成要因との関連である。A・ハイデンハイマー/H・ヘクロ/C・アダムスらの研究によれば、諸変数の有効性は、福祉国家のいかなる政策領域と関連させるかで異ってくる。社会保険等の所得維持政策の領域よりも医療や社会資本の領域において政治的変数の有効性は高い³⁾。また、社会保険の分野であっても、単にその量的側面ではなく、いかなる社会保険政策が採られているかというその質的側面をみる場合、政治的変数の説明力は高い。エスピン・アンデルセンによれば、民間保険に対する公的年金の割合、公的年金のカヴァレッジの範囲、ミーンズテストの役割など、福祉国家の質的構造にかかわる変数に注目すると、労働者政党の議席および内閣ポストの占有率が高い国ほどこうした側面で福祉国家が充実しており、政治的変数の影響力がみいだされる⁴⁾。

つまり、先進工業国を対象を限定し、とくに福祉国家の質的構成に注目するならば、多様な政治的力関係に対応した多様な福祉国家を発見することができるのである。こうしたなかで、主要には先進工業国を対象として、福祉国家の多様性をとらえる類型論が展開されていったことは不思議ではない。W・コルピ、N・ファーンイス/T・ティルトン、M・シュミットらによって多様な類型論が展開された⁵⁾。本稿が注目するエスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論も、こうした文脈において形成されてきたものである。

一連の類型論において共通して意識されていたのが、R・ティトマスの社会政策類型であった。ティトマスはかなり早い段階において、残余的福祉モデル residual welfare model、産業的業績達成モデル industrial achievement-performance model、制度的再分配モデル institutional redistributive model という3つの社会政策類型を提示し、社会政策の質的な相違をとらえる道具立てを提起していた。残余的福祉モデルとは、もっとも消極的な社会政策モデルであって、社会政策が、社会的価値配分のメカニズムとしては、市場と家族のミニ

マムな補完物と位置づけられるというものである。これに対して、制度的再分配モデルとは、社会政策を社会統合と社会的価値配分の中心とするという点で、その対極に位置づけられるモデルである。そして、産業的業績達成モデルとは、いわば両者の中間に位置し、社会政策と市場の相乗効果をねらうモデルである⁶⁾。

エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論の特質は、福祉国家や社会政策の一般的類型であるにとどまらず、こうした類型を、福祉国家形成要因論争の成果をふまえて、福祉国家の政策主体の問題とむすびつけようとしたところにある。福祉国家の政策主体の階層的基盤によって、福祉国家の基本的性格が規定され、そしてそれぞれの福祉国家で固有の政策的アウトプットは、今度は当該社会の階層構造にフィードバックしていく。この回路の中核に位置づけられるのが福祉国家レジーム welfare-state regime という概念なのである⁷⁾。

II 3つの福祉国家レジーム

ここで福祉国家レジーム論の骨格をみておこう。エスピン・アンデルセンが福祉国家レジームの類型として挙げるのは、自由主義レジーム、保守主義レジーム、社会民主主義レジームの3つである。自由主義レジームとは、基本的には自由主義的なブルジョアジーの影響力のもとで形成された福祉国家であり、社会政策の質としては、ティトマスのいう残余的福祉モデル、あるいはやや広く解釈して産業的業績達成モデルに相当する。具体的にはアメリカやイギリスが念頭におかれている。

これに対して、社会民主主義レジームとは、労働運動の強力なコミットメントによってうみだされた福祉国家のことで、社会政策のタイプとしては、ティトマスのいう制度的再分配モデルに近い。想定されているのはスカンディナヴィア諸国である。

そして、保守主義レジームとは、資本主義的近代化の過程において伝統的支配層やカトリック勢力のイニシアティブでつくりだされた福祉国家であり、ティトマスの社会政策類型に直接対応する

ものはないが、その社会政策の質は、既存の地位ハイラーキーの維持という伝統的支配層の関心を反映して、職域的な格差がある。ドイツやオーストリアがこのレジームに属する。

さて、福祉国家レジームの形成要因は、いうまでもなく単一ではなく、複数の要因が作用しあった結果であるが、エスピン・アンデルセンによれば、次の3つがとくに重要である。第一に、労働者階級を中心とした階級動員の実態、第二に、諸階級・階層間の政治的同盟のあり方、そして第三に、政治的同盟のあり方と関連した初期の福祉国家制度の歴史的遺制 legacy である⁸⁾。

社会民主主義モデルに属するスカンディナヴィア諸国、とくにスウェーデンやノルウェーでは、労働運動はいちはやく階級閉鎖的な運動形態（ゲットモデル）から脱して、農民勢力との階級同盟に踏み切った。スウェーデンの場合は農民勢力が強力であり、これとの同盟ぬきに労働運動の単独のヘゲモニーが困難であったからでもあるが、封建制がきわめて弱く農村における伝統的支配層が弱体であったこと、また、労働運動の側にすぐれたリーダーシップが存在したこと等が積極的な条件となった。1932年に社会民主党がいちはやくケインズ主義的な介入政策を導入した背景には、カウ・ディールと呼ばれる社民党と農民党の同盟関係があったことはよく知られている。エスピン・アンデルセンによれば、こうした基盤のうえでこそ、初期の一連の年金立法に代表される、普遍主義的な社会政策の形成が可能であったのである。ただし、スカンディナヴィア諸国のなかでも、デンマークの場合は農民層が強力かつ自律的であったがゆえに、赤緑同盟が成立せず、自由主義勢力の主導で初期社会政策が推進され、その後の福祉国家形成に自由主義的なバイアスをもたらすことになった⁹⁾。

これに対して自由主義レジーム、保守主義レジームに属する諸国では、赤緑同盟形成の条件を欠いていた。

自由主義レジームに属するアメリカとイギリスについていえば、アメリカでもニューディール期に民主党を介して労働勢力と農民層の連合が試み

られたが、労働運動勢力の未成熟に加えて、南部の農民勢力が普遍主義的な社会政策に反対したこともあり、この試みは頓挫した。またイギリスでは、狭義の農民層は独自の政治勢力としては世紀の変わり目にはその役割を終えていた。したがって労働運動は、1911年の国民年金法にみられたように、自由党やその周辺の知識人をとおして初期の社会政策にかかわった。いずれの場合でも、自由主義勢力に先導された社会政策は、市場原理を補足する周辺的な社会保障という考え方が基本になる。その結果、自由主義レジームの諸国では、経済発展のなかで、民間保険や労使のバーゲニングに基づく企業内福祉と、スティグマ性の高い公的扶助とのデュアリズムをうみださざるをえないのである¹⁰⁾。

保守主義レジームに属する諸国も、基本的にはスカンディナビア諸国のような赤緑同盟をうみだすことができなかった。たとえばドイツにおいては、農村部は保守勢力の牙城であり、労働運動は長い間ゲッターモデルを克服できなかった。労働者階級に代わって、福祉国家の政策主体となったのは、ビスマルクに代表される保守主義勢力やカトリック勢力であり、彼らの政策意図は、既存の階層ハイパーキーの維持および労働者の分断、統合であった。その年金制度は、各種職域年金のモザイク構造であり、職業的な格差がそのまま年金制度にもち込まれることになった。そのような構造は今日まで続いており、まず国家公務員の特権性が顕著であるほか、労働者内部でもブルーカラー層とホワイトカラー層の年金格差がはっきりしているのである¹¹⁾。

このように、初期社会政策の形成にあたっての、労働者階級、自由主義勢力、農民層、保守主義勢力の政治的同盟の帰趨が、その後の福祉国家形成の方向性を規定することになる。興味深いのは、第二次大戦後の新中間層ないしホワイトカラー層の台頭に対しても、各福祉国家レジームで異なった対応がなされてきたという指摘である。エスピン・アンデルセンの議論を参考にして、われわれなりに議論をふくらませながら、その経緯をふりかえてみよう。以下、われわれの考察は、スウ

エーデン、イギリス、ドイツの三国に限定される。

社会民主主義レジームのスウェーデンにおいては、戦後1946年に国民年金法が改正され、フラットレートの普遍主義的な年金制度が確立した。これは、1913年にいち早く所得比例拠出、全国民型の老齢年金を確立していたスウェーデンが、その方向を徹底するかたちで導入したもので、給付は拠出とは無関係に一律とされ、また拠出はこの時点では依然として所得比例型であったが、その水準は低位で象徴的な意味を出るものではなく、事実上租税によって運営される制度となっていた。しかし、産業構造が変容しホワイトカラーが台頭すると、こうしたミニマムな年金水準でその要求を満たすことは困難になる。ここでスウェーデンは、公的年金の大幅拡大が民間保険の台頭かという岐路に立ったが、結局、社民党政権のイニシアティブで1959年にホワイトカラーを包括する付加年金制度 ATP が導入された。ATP は、強制加入型の所得比例年金で、従来の年金制度の二階部分として導入された。スウェーデンにおいては、こうしてホワイトカラー層をターゲットにした民間保険の拡大が公的年金の普遍主義原理を形骸化していくことを防いだのである¹²⁾。

イギリスにおける事態の展開はこれと対照的であった。イギリスでは、フラットレートでカヴァリッジの広いベヴァリッジ年金体制を実現しながらも、インフレの亢進により、その給付水準は、現実生活を支えるうえでは問題外のものに落ち込んでいった。こうしたなかで、公共部門の職域年金や民間大企業でフリンジベネフィットとして提供される私的な年金保障の領域が広がっていく。イギリスにおいても、ここで所得比例型の制度への転換によって、こうした私的な年金の拡大を防ぎ、公的年金制度の基盤を拡充する方向が検討されたが、結局61年に保守党政権がおこなったのは、適用除外制度を前提にした所得比例年金の部分的な導入であった。適用除外制度により、好条件の民間職域年金への加入者は、公的な所得比例年金への加入を免除される。この結果、公的年金制度自体はミニマムな周辺の制度という色彩を強めていったのである。これは年金制度におけるデュアリ

ズムの出現であった。補足給付制度のような、ミーンズテストを伴った公的扶助制度もかなりの比重を占めていくことになる¹³⁾。

保守主義レジームのハイラーキー的な社会保障システムは、こうした階層分化に対応するうえではもっとも適した存在であった。ホワイトカラーの台頭に際して、ドイツの場合は、年金制度の職域的な格差を維持し部分的には拡大する方向でこれに対処したのである。アデナウアー政権のもとでの1957年の年金改革は、基礎年金部分を廃止する一方で拠出比例から所得比例的な年金体系へと移行したという点で、階層分化に対する保守主義的な対応を象徴するものであった。これに先だって、占領軍によってより普遍主義的な年金改革の試みがなされたが、この試みは既得権を失うことを恐れるホワイトカラー組合の反対もあって実現するにいたらなかった。さらに70年代にも、社民党政権下で基礎年金の復活など保守主義的なレガシーの克服が試みられるが、それも不十分なものとどまったまま再び保守主義政権の時代へと突入するのである¹⁴⁾。

以上のような経緯をふりかえてみるならば、社会民主主義的レジームの社会保障システムが国家主導の普遍主義的な制度体系に、自由主義レジームが民間主導のデュアリズム的な制度体系に、そして、保守主義レジームが国家主導で職域的なハイラーキーをはらんだ制度体系に到達していくというエスピン・アンデルセンの主張はおおよそ理解できる。そしてこうした制度体系を総括し、各福祉国家レジームを判定するキーワードとして、エスピン・アンデルセンが提起するのが、脱商品化 de-commodification という概念である。

脱商品化という概念は、かつてC・オッフエが、資本制社会の構造的ディレンマ、すなわち資本制社会がその維持のために公的セクターを拡大し、非価値増殖的な部門を肥大化させていく傾向を指

すために用いたことがあった¹⁵⁾。エスピン・アンデルセンの場合は、公的セクターに限らず、あらゆる諸個人と家族が、市場への参加の有無を問わず、社会的に承認されている生活水準を享受できる程度を指す。それは、資本制社会の構造的ディレンマというよりも、一步踏み入って、資本制社会システムの漸進的な変容＝社会主義化をとらえる指標として構成されたものである¹⁶⁾。今日の福祉国家がかかえる多様な課題のなかで、脱商品化がそのパフォーマンスをとらえる指標として唯一のものか、あるいはエスピン・アンデルセン自身が操作化した指標が、どこまで脱商品化の実態をとらえているかとなると問題も残るが、システム変容をとらえる指標として重要なものであることはたしかである。

エスピン・アンデルセンの具体的作業としては、平均的賃金水準に対する公的年金給付の最低水準の比率、平均的な所得に対する年金給付の割合、年金受給資格を得るのに必要な拠出期間、個人によって負担される年金財政部分の比率、年金受給可能人口に対する実際の年金受給人口の割合の5つの指標から、各国の脱商品化度を測定している。そして、スカンディナビア諸国において脱商品化度が高く、アングロサクソン諸国において低位、そして大陸諸国において脱商品化度は中位になるという3つのクラスターを発見し、脱商品化度が基本的に3つの福祉国家レジームに対応しているという結論を得ている¹⁷⁾。以上の議論をまとめると表1のようになろう。

III 労働戦略とコーポラティズム

さて、以上のような骨格をもった福祉国家レジーム論は、福祉国家形成要因論における一連の計量テストの結果をふまえ、ティトマス以来の社会政策ないし福祉国家類型論を数量的データと歴

表1 年金体制からみた福祉国家レジーム

福祉国家レジーム(例)	年金体制	階層化の方向	脱商品化度
社会民主主義レジーム (スウェーデン)	国家主導的 (普遍主義)	普遍主義的	高
保守主義レジーム (ドイツ)	国家主導的 (ハイラーキー)	ハイラーキー的	中
自由主義レジーム (イギリス)	民間年金の比重高い	デュアリズム的	低

史的考察によって発展させたものとして、大きな意義をもっている。ただ、その問題点としてここでとりあえず指摘できるのは、エスピン・アンデルセンの議論が、福祉国家レジームの決定要因として、労働者階級を中心とした階級動員、諸階級・階層間での政治的同盟、制度的な遺制の3つを挙げながらも、議論の構成としては初期の階級同盟に規定された制度的遺制の問題をもっとも重視し、3つの福祉国家レジームのその後の軌跡を、この時点で方向づけられたかに論じていることである。

各福祉国家レジームの展開は、各レジームの命名からもうかがえるように、その形成期に埋め込まれたバイアスの拡大再生産過程であるかに描き出される。部分的には言及されるにせよ、全体としては後景に退かされることになったのは、各国における労働戦略とコーポラティズムの問題である。つまり、労働者階級の動員が、いかなる戦略的展望のもとに、いかなる制度的機制をとおこなわれたのか、とくに経済成長と福祉の関連をめぐって、どのような政策リンケージが追求されたのかという問題である。

福祉国家レジーム論のこのような問題点を補おうとする際に、有益な示唆を与えるのは、R・ミシュラの福祉国家類型論であり、H・ウィレンスキーとL・ターナーによる比較コーポラティズム論である。

たとえば、ミシュラが福祉国家を類型化する場合に注目するのは、福祉国家の制度的構成そのものよりも、それを支える政策過程の特質と政策リンケージのあり方である。かかる観点からミシュラが提起するのは、統合的福祉国家 Integrated Welfare State と分散的福祉国家 Differentiated Welfare State という類型である。統合的福祉国家とはスウェーデンやオーストリア等を指し、その特質は、労働側の強いコミットメントのもと、コーポラティズム的に編成された政策過程において、社会政策が経済政策との密接な連携のもとに展開されるということにある。これに対して分散的福祉国家においては、政策過程が多元主義的であるために、政策体系も各集団の部分的利益をバ

ラバラに反映したものとなって一貫性がない。また、経済政策は、ケインズ主義的需要管理を出るものではなく、社会政策とのリンケージを欠き、福祉国家を下支えできない。ベヴァリッジ体制の凋落は、ミシュラによれば、イギリスが結局は分散的福祉国家＝ケインズーベヴァリッジ・モデルの枠を出なかったからである¹⁸⁾。

コーポラティズム論の視角からほぼ同様の議論を展開しているのが、ウィレンスキーとターナーである。彼らの先進工業国8ヵ国を対象にした比較研究によれば、スウェーデン等の「民主的コーポラティズム」諸国、つまり労働運動の組織化がすすみその政策過程への参加が構造化されている諸国においては、社会政策、所得政策、産業政策、労働市場政策のリンケージが密であり、その結果、マクロな経済実績においても良好なパフォーマンスをみせてきた。逆にいえば、こうした経済実績が社会政策の財政基盤を確保したのである。ところが、イギリスのような「限定されたコーポラティズム」（多元主義と読めよう）諸国においては、そのような政策リンケージが実現していない。その結果、マクロ経済の指標を見る限り、パフォーマンスは劣っており、社会政策の展開も妨げられているのである¹⁹⁾。

こうした議論をも念頭に置きつつ、社会民主主義レジームとしてのスウェーデンにおける労働戦略とコーポラティズムを、自由主義レジームとしてのイギリス、保守主義レジームとしてのドイツと対比させつつみていこう。

スウェーデン福祉国家をコーポラティズムが支えたという見方は、とくに新しいものではない。ただし、その具体的な連関については、必ずしも明らかにされてきたとはいえない。ここでとりあげたいのは、コーポラティズムの枠組みに依拠した労働戦略と政策リンケージの内容であり、その福祉国家との連関である。

スウェーデン社会民主党政権下で主導的なブルーカラー労組 LO を中心に構築された労働戦略はレーン・モデルとして知られるもので、その特徴は、産業構造の高度化および経済成長と労働運動の基盤拡充を同時実現することを目指した点に

あった。それは、抑制的な需要管理政策、積極的な労働市場政策、そして労働側による連帯主義的賃金政策によって構成される政策リンケージに基づくものであった。その具体的な内容は以下のとおりである²⁰⁾。

まず、ケインズ主義的な需要管理と、産業分野を問わず同一労働同一賃金の原則を貫く連帯主義的賃金政策を組み合わせ、後進的な産業部門や非効率的な企業にとって厳しい環境が作りだされる。公共投資等の需要管理策は規模の点で抑制され、必ずしも後進的な部門にまで恩恵がゆきわたらないようにされる。さらに後進的な部門は、連帯主義的賃金政策により先進的なセクターと同一レベルの賃金水準を強いられるために、生産性を上げないかぎり衰退を余儀なくされる。結果的に産業構造の高度化が市場における競争を前提として進行することになるが、ここでスクラップ・アンド・ビルドのダメージを労働側が被ることを最小限にするため、積極的労働市場政策により、衰退部門から排出される労働者の先進部門への移行を、職業教育や職業紹介等の活動をととして国が責任をもって保障する。このようなかたちで、福祉国家形成の経済的基盤を強化しつつ、同時に労働側の連帯を強化することが目指されたのである。

レーン・モデルが現実に作動し、これがスウェーデン福祉国家の発展へと連動していくためには、スウェーデンの集権的なコーポラティズムに支えられることが不可欠であった。スウェーデンのコーポラティズムについて、ここでは次の2つを区別しておくことにしたい。

それは第一に、賃金や労働条件の決定にかかわる労使の中央交渉システムである²¹⁾。レーン・モデルが同一労働同一賃金の連帯主義的賃金政策を前提にしていたことは既述のとおりであるが、このような職務評価体系表を作成することは、集権的なスウェーデン労組にとってもきわめて困難な課題であった。実は、こうした職務評価体系表に代わって、連帯主義的賃金政策を支えたのが、53年から導入された労使の中央交渉システムだったのである。労使中央交渉においては各セクターご

とに集権的な賃金決定がおこなわれることにより、同一労働同一賃金に近い賃金体系が作りだされていった。労使中央交渉システムは、当初経営サイド(SAF)からの呼びかけで開始され、労働側はさほど乗り気ではなかったが、これがレーン・モデルの執行に不可欠であることが認識されてからは、労働側はむしろ積極的に中央交渉システムを支持するようになる。こうして労使の中央交渉システムは、ある意味で所得政策に代替する機能を果たすことで経済成長を支え、間接的に福祉国家形成の土台となった。その意味でこれは所得政策(代替)型のコーポラティズムとみることができる。

第二には、政策過程の各所に組み込まれた、行政委員会 *styrelse* や調査委員会 *kommittéer* 等の機関への労働側の参加である²²⁾。こちらは一般政策過程型のコーポラティズムであり、福祉国家形成にあたって、より直接的に労働側の利益を表出する回路となった。行政委員会は、各省のもとで実際の政策形成と執行に携わる80近い庁の中核に位置する機関である。各庁の長官はこの行政委員会に服属するかたちになっている。たとえば積極的労働市場政策を担当するのは労働市場庁であるが、ここでの行政委員会は労働代表優位で構成され、こうした勢力関係が積極的労働市場政策の遂行に伴う労働者の負担を最小限にするうえで重要な意味をもっていた。また、調査委員会は、個別の政策課題に対応して随時設置されるもので、通常300から350の調査委員会が活動をしているといわれる。いずれも、かなりの比率で労働代表が参加しており、こうした機関が政策過程においても重要性は、わが国の審議会や私的諮問機関の比ではない。実際に、46年の国民年金法改正に関する政治過程においても、また、59年の付加年金制度の形成過程においても、調査委員会における労働側のイニシアティブが重要な役割を果たした。

自由主義レジームに属するとされたイギリスの場合でも、保守主義レジームに分類されたドイツの場合でも、その福祉国家としての発展に限界があった背景には、ミシュラやウィレンスキー／ターナーが強調するように、政策過程のコーポラテ

イズム化が不十分で、社会政策が経済政策としっかりしたリンクージュを実現しえなかった事実がある。

両国にスウェーデンのコーポラティズムに対応するものが存在しなかったわけではない。政策過程への労働参加を媒介するコーポラティズムとしては、イギリスの全国経済発展委員会 (NEDC) や労働力サービス委員会 (MSC)、保健・安全委員会 (HSC) 等、政・労・使の三者協議機関がある。また、より所得政策にシフトしたコーポラティズムとしては、イギリスの場合は64年以降の全国物価所得委員会 (NBPI)、74年から三次にわたって試みられた「社会契約」(Social Contract) が、ドイツの場合は66年から77年までの「協調行動」(Konzertierte Aktion) がしばしば挙げられる。しかし、スウェーデンの場合と比べて指摘できるのは、ドイツとイギリスにおいては、こうしたコーポラティズム的試みがしばしば場当たりので相対的に短命であり、相互の連携と持続性を欠いていたこと、しかもこうした機関を舞台として労働側が一貫した労働戦略を追求することができなかったことである。その意味で、山口定がイギリスやドイツのコーポラティズムを「危機管理型」としてスウェーデンの「成長促進型」と対比するのは、首肯しうる類型化である²³⁾。

イギリスの場合、決して労働側が弱体であったわけではない。しかし、そのパワーは主要には職場集団レベルでの戦闘性として発揮され、労働側が経済総体にイニシアティヴを行使することはなかった。労使関係におけるいわゆるヴォランタリズムである。60年代に入ってから、ドノヴァン委員会報告をはじめとしてこのヴォランタリズムを修正しようとする提案がいくつかなされ、また所得政策も何度か試みられてきた。しかし、そのいずれもが実現せずに終わるか、あるいは第一次ウィルソン政権やヒース政権におけるように、上からの強権的な所得政策となって失敗していった²⁴⁾。

シティの金融資本が、産業構造を転換させる経済政策に無関心であったこともあり、ミシュラやウィレンスキー／ターナーの指摘にあったように、イギリスの政策過程は統合性を欠き、諸政策のリ

ンケージは実現されなかった。ビジネスサイクルに受動的に対応するストップ・アンド・ゴー政策が繰り返され、イギリス経済の構造改革はなされないまま、その地盤沈下は深刻化した。こうして、少なくとも当時としては先進的な社会政策モデルであったベヴァリッジ体制は、経済政策面での下支えを欠くなかで、実質的な給付水準を低下させ、その意義を減じていったのである²⁵⁾。

そして、福祉国家が未成熟であるという事実は、労働者にとっては所得政策に協力するインセンティブの低下を意味し、今度は逆にコーポラティズムの成立条件を弱めていく。第二次ウィルソン政権およびキャラハン政権における一連の「社会契約」は、74年の第一段階においてこそバーゲニングの素材として、老齢年金、児童手当の改善や住宅政策の強化など、従来の所得政策に比べればはるかに具体的な政策パッケージが用意された。しかし、それはイギリス福祉国家の再編にむすびつくものではなく、キャラハン政権に移ってからの「社会契約」第二段階、第三段階においては、政府からの提案の中身は小規模の減税に絞られていて、労働側のインセンティブをそいだ。山猫ストライキが頻発し、77年の夏に「社会契約」は事実上終焉した²⁶⁾。

イギリスに比べると、ドイツのケースはその評価が分かれてくる。ドイツは戦後経済においてスウェーデン以上の実績をあげたが、論者によってはこれをドイツにおけるコーポラティズムの成熟から説明しようとするのである。産別の交渉を軸とするドイツの労使関係は、スウェーデン的な中央交渉を欠いている。通常ドイツにおけるコーポラティズムの事例とみなされるのは、60年代の後半、大連合政権下で社会民主党の蔵相シラーのイニシアティヴによって導入された政・労・使を中心とした協議機関、すなわち「協調行動」である。

「協調行動」は、イギリスの事例に比べるとある程度の実質を伴っていたといえるかもしれない。労組リーダーは、ランクアンドファイルの激しい反発のなかで、一定の賃金抑制や社民党への選挙協力をおこなった。その代償として、たとえば69

表2 3カ国の経済実績と社会支出

	1950~74			1975~79			1980~84			SS/GNP	SS/GNP
	失業率	成長率	インフレ率	失業率	成長率	インフレ率	失業率	成長率	インフレ率	1954~74	1977~79
スウェーデン	1.7	3.2	5.1	1.9	0.2	13.3	2.8	1.4	9.5	15.5	30.6
(西)ドイツ	2.6	4.7	3.8	3.6	2.6	4.4	6.3	1.0	3.7	18.9	26.2
イギリス	2.7	2.3	5.0	4.5	1.9	16.4	9.5	0.5	9.6	12.7	15.8

注：数字は %。SS/GNP は GNP に対する社会支出の期間平均。

出典：H. Wilensky & L. Turner, *Democratic Corporatism and Policy Linkages*, Univ. of California Press, 1987. 各指標については、同書の Appendix B 参照。

年には加療中の所得保障が実現され、72年には年金制度の部分的改革と基礎年金の再導入がおこなわれた。しかし、「協調行動」の影響力については、これを過大視するわけにはいかない。

第一に、「協調行動」は、労組、雇用者団体、政府当局、連邦銀行等の参加団体にとって、あくまで情報交換の場であり、そこでのコミュニケーションや賃金ガイドラインはなんら拘束力をもつものではなかった。ドイツにおいては連邦銀行の強い自律性がしばしば政府にとって整合的な政策リンケージの実現を妨げるが、この点でも「協調行動」が事態を開拓することはできなかった。とくに参加メンバーが拡大し、50前後の団体が連邦経済省に集まるようになると、逆にその実質的な機能は後退していった。労働側の賃金要求が、ガイドラインの範囲内に収まったのは、67、68、72年のラウンドに限られていた²⁷⁾。

第二に、「協調行動」のなかで、労働運動内部の分権的構造は克服されなかった。DGB は傘下の組合の責任ある代表としてふるまうことはできず、加盟労組はおおの独自の立場で発言した²⁸⁾。スウェーデンの金属労組とは異なり、ドイツの金属労組は、労働運動の内部で安定したリーダーシップを発揮する立場になかった。相対的に恵まれた賃金条件を維持したまま、運動方針においてはむしろ急進的であるドイツ金属労組に反発し、建設や化学、鉱山・エネルギー労組は、より穏健な路線で賃金条件の底上げを目指した。こうした対立をはらみながら、DGB 内部でのイニシアティブは、少なくとも80年代に入るまでは、後者の路線によって担われていったのである²⁹⁾。

結局のところ「協調行動」は、ドイツ福祉国家のハイパーキー的性格を変えたり、その持続的拡

大の基盤となることはできなかったのである。その成果のひとつとして鉄鋼・石炭に限定されていた共同決定法の拡大が実現されたが、皮肉なことにこの共同決定制度の拡大自体が、労働側の企業経営に対するコミットメント強化を強める結果となり、労働運動の遠心化をひきだした。こうしてドイツにおいても、中央レベルでのコーポラティズムは持続せず、他方で労働運動の遠心力が強まるなか、保守政権の時代に突入していく。

イギリスの場合も、ドイツの場合も、戦後福祉国家レジームの展開は、形成期に刻印された遺制に拘束され続けただけでなく、労働戦略やその基盤としてのコーポラティズムにおける限界が大きな意味をもっていたのである。

むすびにかえて：社会民主主義レジームの揺らぎ

先進資本主義体制についての「収斂説」が主張するところとは異なり、福祉国家レジームは、それぞれに異なった軌跡を描いてきた。それでは、今日の資本制社会が経験しているドラスティックな変容は、それぞれの軌跡にどのような影響を与えていくのであろうか。3つの軌跡はいっそうその懸隔を広げていくのだろうか。それとも、新たな収束点をみいだしていくのだろうか。最後に若干の展望を示して本稿を締めくくろう。

資本制社会のドラスティックな変容とは、いうまでもなくグローバリゼーション、サービス化、ソフト化、高度情報化等を契機とするものである。重厚長大型の大量生産社会、あるいはフォードイズム社会は、高度 ME 化をテコとするフレキシブルな生産の社会、ポスト・フォードイズムの社

会へ転化していく³⁰⁾。

福祉国家形成の政治的要因に注目してきた本稿の観点からすれば、こうした社会変容がコーポラティズムや労働戦略の基盤にどのような変化をもたらすかが大きな関心事となる。自由主義レジームや保守主義レジームについていえば、ポスト・フォードイズム的な社会変容は、もともと強固ではなかったコーポラティズムや労働戦略の基盤をいっそう侵食していったという見方が強い。フレキシブルな生産への志向は、不安定雇用層の拡大をとおして労働市場のデュアリズムをうみだす。産業構造の変化は労働側のインタレストをいっそう錯綜したものとしていく。こうして労働戦略の基盤が弱まるなか、こうした傾向を人為的に拡大する保守派の労働立法改革もあって、福祉国家レジームの政治的基盤は揺らいでいく。サッチャー政権における社会保障制度改革（ファウラー改革）やコール政権下での医療・年金改革はこうした流れのなかに位置づけることができる³¹⁾。

これに対して、福祉国家の社会構造への浸透が進んでいる社会民主主義レジーム、とくにスウェーデンでは、ポスト・フォードイズム化がそのまま福祉国家の解体を招くことはなく、むしろ自由主義レジームや保守主義レジームとの距離が拡大していくという見方がある。たしかに、スウェーデンでは労働市場庁の積極的活動や普遍主義的な社会政策をとおして、労働市場のデュアリズムは最小限に抑えられているし、福祉国家に関しても、社会民主主義レジームの骨格は維持されている。しかしながら、福祉国家の政治的・社会的基盤に目を向けるならば、ポスト・フォードイズム化の趨勢は、スウェーデンにおいてもコーポラティズムの解体をすすめ、従来の労働戦略を機能麻痺に陥れている事実を看過することはできない³²⁾。

スウェーデンのコーポラティズムの危機は、ポスト・フォードイズム化に伴う産業構造および生産過程の変容のなかで、労働側のインタレストが複雑に分化したことに起因している。国際競争力を備えた競争的セクターと非競争的セクター、ブルーカラーとホワイトカラー、民間セクターと公的セクターで利益分化がすすみ、全体として遠心

力が増しているのである。こうしたなか、労使中央交渉システムについては解体傾向が強まり、また一般政策過程型のコーポラティズムである調査委員会も整理される傾向にあるという。中央交渉システムについてのみ簡単にみよう。

競争的セクターと非競争的セクターの連携は、スウェーデンのコーポラティズムと労働戦略の重要な前提であったが、1983年は、競争的セクターが集結する金属労組が中央交渉を離脱し、独自交渉をおこなうなど、この前提が揺らいでいる。さらに、同年、3つのホワイトカラー労組も中央交渉カルテルである PTK を離れたが、こちらは中央交渉にブルーカラーの賃金上昇水準への追随傾向があることを嫌ってのことであった。さらに、1986年には金属労組の幹部が公的セクターの労組を民間セクターの成果に寄生する「カッコーの雛」に譬えた発言をおこない、大きな波紋を投げかけた。90年代半ばに予想されるスウェーデンの統合 EC 加盟は、コーポラティズムの諸アクターの利害関係をいっそう複雑にするといわれている。

こうしたなかでスウェーデンの労使中央交渉は、分権化の道を辿る。84年には、56年以来初めて SAF と LO の中央交渉がおこなわれず、86年、87年には社民党政府の強いイニシアティブと所得政策的介入で中央交渉が復活したものの、88年には再び分権化が強まり、とくに PTK の構成労組はすべて独自交渉をおこなった。また、個別の企業レベルにおける賃金ドリフトも拡大し、賃金上昇分のほぼ6割が賃金ドリフト分が占めるにいたっている。

中央交渉の解体傾向のなかでスウェーデンの労働戦略は機能不全に陥る。完全雇用とインフレ抑止が両立しなくなり、80年代に入って深刻化したインフレ体質は、スウェーデンの経済成長率をおし下げている。積極的労働市場政策と産業構造の高度化も多くの困難を抱え込み、とくに生産過程の高度情報化のなかで、先端部門へスムーズに労働力を送り込むことが難しくなっている。他方で、後進部門のスクラップ化も支障をきたし、保守政権が82年までにここに多額の産業補助金をつぎこんだ結果、財政赤字が深刻化し、福祉財政を圧迫

することになった。

現在のところ、社会民主主義レジームとしてのスウェーデン福祉国家が危殆に瀕しているとはいえない。76年から82年までの保守政権期をふくめて、住宅利子補給金や食料補助金、あるいは年金の物価指数連動率など、どちらかといえば周遍的な領域について、若干の抑制があったほかは、社会民主主義レジームとしての水準は維持されている。そればかりか、80年代の後半においては、88年の医療保険改革、89年から91年にかけての育児休暇における所得保障期間の延長、児童ケアプログラムの拡充など、部分的には社会保障プログラムの拡大もおこなわれてきた。安易な福祉国家破綻論に同調することはできない。しかし、福祉国家の基盤としてのコーポラティズムと労働戦略について、先にみたような解体傾向が進行していることも事実なのである。ポスト・フォードイズムの社会変容のなかで、自由主義レジーム、保守主義レジームのみならず、社会民主主義レジームもまた揺らいでいるのである³³⁾。

注

- 1) 拙稿「福祉国家の形成と類型——比較福祉国家研究序説——」(『法学新報』第95巻第11・12号, 1989年)を参照のこと。その他論争のサーベイとして, E. Trousdell et al., "Bibliographical Essay: Organizing Principles and Issues in the Welfare State Literature," in N. Furniss (ed.), *Future for the Welfare State*, Indiana Univ. Press, 1986. M. Shalev, "Class Politics and Western Welfare State," in S. E. Spiro/E. Yuchtman-Yaar (eds.), *Evaluating the Welfare State*, Academic Press, 1983. H. Uusitalo, "Comparative Research on the Determinants of the Welfare State," *European Journal of Political Research*, Vol. 12, 1984.
- 2) H. L. Wilensky, *The Welfare State and Equality*, Univ. of California Press, 1975 (下平好博訳『福祉国家と平等』, 木鐸社, 1984年), 109頁以下参照。なお, ウィレンスキーは, その後, 先進工業国に対象を限定し, コーポラティズムの成立と福祉国家の関連に研究の焦点を移していく。
- 3) A. J. Heidenheimer/H. Hecllo/C. T. Adams, *Comparative Public Policy*, St. Martin's Press, 1975, pp. 257-258.
- 4) G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990, pp. 118-120.
- 5) 福祉国家の類型モデルとしては, 以下のものを参照。W. Korpi, "Economic Growth and the Welfare State: Leaky Bucket or Irrigation System?" *European Sociological Review*, Vol. 1, No. 2, 1985, p. 112. N. Furniss/T. Tilton, *The Case for the Welfare State*, Indiana Univ. Press, 1977, pp. 14-17. M. G. Schmidt, *Wohlfahrtstaatliche Politik unter bürgerlichen und sozialdemokratischen Regierungen*, Campus, 1982, s. 219. C. Jones, "Types of Welfare Capitalism," *Government and Opposition*, Vol. 20, No. 3, 1985, p. 335. D. Sainbury, "Analysing Welfare State Variations: The Merits and Limitations of Models Based on the Residual-Institutional Distinction," *Scandinavian Political Studies*, Vol. 14, No. 1, 1991.
- 6) R. M. Titmuss, *Social Policy*, George Allen & Unwin, 1974 (三浦雅夫監訳『社会福祉政策』, 厚生閣, 1981年), 訳書27-29頁。
- 7) G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990, pp. 26-33. 以下同書をTWWCと略記する。同じく"Power and Distributional Regimes," *Politics & Society*, Vol. 14, No. 2, 1985, pp. 231-234. G. Esping-Andersen and W. Korpi, "Social Policy as Class Politics in Post-War Capitalism," in J. Goldthorpe (ed.), *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, Oxford Univ. Press, pp. 185-199.
- 8) TWWC, p. 29.
- 9) G. Esping-Andersen, *Politics against Market*, Princeton Univ. Press, 1985, pp. 149-155.
- 10) TWWC, pp. 30-31.
- 11) TWWC, p. 24.
- 12) TWWC, p. 26 の他, 46年の国民年金法については S. E. Olsson, *Social Policy and Welfare State in Sweden*, Arkiv. 1990, pp. 90-107. 59年の付加年金については, S. Hadenius/B. Molin/H. Wieslander, *Sverige efter 1990: En Modern Politisk Historia*, Bonniers, s. 202 ff. H. Hecllo, *Modern Social Politics in Britain and Sweden*, Yale Univ. Press, 1974, pp. 228-253.
- 13) TWWC, p. 25. ベヴァリッジ体制の変容については, 山崎泰彦「ベヴァリッジ体制と年金政策の転換」(小山路男編著『福祉国家の生成と変容』, 同文館, 1983年所収)が有益である。
- 14) TWWC, p. 25. 戸原四郎「西ドイツにおける社会保障の展開」(東京大学社会科学研究所編『福祉国家2 福祉国家の展開(1)』, 東京大学出版会, 1985年)をあわせて参照のこと。
- 15) C. Offe, *Contradictions of Welfare State*, Hutchinson, 1984, pp. 14-19.
- 16) TWWC, p. 37. G. Esping-Andersen, "Citizenship and Socialism: Decommmodification and Solidarity in Welfare State," in G. Esping-Andersen

- sen et al. (eds.), *Stagnation and Renewal in Social Policy*, M. E. Sharpe, 1987, p. 86.
- 17) TWWC, pp. 47-54.
- 18) R. Mishra, *The Welfare State in Crisis*, Harvester Press, 1984, pp. 101-120. 新保守主義の出現以降の動きをふまえたミシュラの類型論の展開は、R. Mishra, *The Welfare State in Capitalist Society*, Harvester Press, 1990 をみられたい。
- 19) H. Wilensky/L. Turner, *Democratic Corporatism and Policy Linkages*, Univ. of California Press, 1987.
- 20) レーン・モデルについては、A. Martin の次の二論文がすぐれている。“The Dynamics of Change in a Keynesian Political Economy: The Swedish Case and Its Implications,” in C. Crouch (ed.), *State and Economy in Contemporary Capitalism*, Croom Helm, 1979. “Trade Unions in Sweden: Strategic Responses to Change and Crisis,” in P. Gourevitch et al., *Unions and Economic Crisis: Britain, West Germany, and Sweden*, George Allen & Unwin, 1984.
- 21) 概要については、L. Forseback, *Industrial Relations and Employment in Sweden*, Swedish Institute, 1980.
- 22) 行政委員会については、P. Vinde/G. Petri, *Den Svenska Statsförvaltningen*, Prisma, 1976. B. Rothstein, “State and Capital in Sweden: The Importance of Corporatist Arrangements,” *Scandinavian Political Studies*, Vol. 11, No. 3, 1988. 調査委員会については、H. Heclo/H. Madsen, *Policy and Politics in Sweden*, Temple Univ. Press, pp. 12-15.
- 23) 山口 定「ネオ・コーポラティズムと政策形成」(『日本政治学会年報』1983年度, 岩波書店, 1984年)を参照。
- 24) イギリスにおける所得政策の展開に関しては、高橋克嘉『イギリス労使関係の変貌』, 日本評論社, 1987年が包括的である。
- 25) A・ギャンブル(都築忠七/小笠原欣幸訳)『イギリス衰退 100 年史』, みすず書房, 1987年, 149頁以下参照。
- 26) 菊地光造「社会契約とイギリス労働運動」(『月刊労働問題』1978年2月) および川上忠雄「社会契約の崩壊」(『月刊労働問題』1979年8月)。
- 27) M. Hudson, “Concerted Action: Wage Policy in West Germany, 1967-1977,” *Industrial Relations Journal*, Vol. 11, 1980.
- 28) F. W. Scharpf, *Crisis and Choice in European Social Democracy*, Cornell Univ. Press, 1991, p. 121.
- 29) P. Swenson, “Labor and Limits of the Welfare State: The Politics of Intra-class Conflict and Cross-Class Alliances in Sweden and West Germany,” *Comparative Politics*, Vol. 23, No. 4, 1991, pp. 388-392.
- 30) とりあえず拙稿「ポスト・フォーディズムにおける社会と国家」(『経済評論』第38巻, 第5号, 1989年)を参照。
- 31) フォーディズム以後の社会における労使関係と福祉国家の変容について概観したものとして、S. Lash/P. Bagguley, “Arbeitsbeziehungen im disorganisierten Kapitalismus: Ein Vergleich von fünf Nationen,” *Sozial Welt*, Jahrgang 39, Heft 3, 1988. B. Jessop, “Der Wohlfahrtsstaat im Übergang vom Fordismus zum Postfordismus,” *Prokla*, Heft 65, 1986.
- 32) 以下, 80年代以降のスウェーデンにおける労使関係の変容については、主要には以下の文献による。N. Elvander, *Den Svenska Modellen: Löneförhandlingar och Inkomstpolitik 1982-86*, 1989, s. 78 ff. K. Ahlén, “Swedish Collective Bargaining under Pressure: Inter-Union Rivalry and Incomes Policies,” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 27, No. 3, 1989.
- 33) 80年代におけるスウェーデン福祉国家の動向はたとえば次のものが有益。S. E. Olsson, *Social Policy and Welfare State in Sweden*, pp. 245ff. 戸原四郎「スウェーデン経済と福祉国家の現状」(東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家』, 東京大学出版会, 1988年)。

(みやもと・たろう 立命館大学助教授)

消費社会における借金問題と社会的援助

平 野 隆 之

I 消費社会の借金問題と階層構造

1. 借金問題と階層アプローチ

現代社会の階層構造をとらえようとするとき、借金問題 (Debt problems) へのアプローチにはどのような魅力があるのだろうか。

現代社会は消費社会であり、消費水準の社会的標準化が進むなかで、階層格差そのものが縮小した「平等社会」が実現されるという認識に対して、借金問題は相変わらず低所得層に集中する傾向を示す¹⁾。資産格差を用いて今日の「階層消費」が取り上げられた脈絡からすると²⁾、それは、負の資産である借金問題によってもう1つの消費社会の階層性を明らかにするアプローチといってよいであろう。ちなみに前者が消費の高級化の局面を問題にしているのに対し、後者は消費の標準化、あるいはそれへのキャッチアップの局面を問題にしているという階層差があるわけである。

現代社会は福祉国家のシステムにおいて貨幣問題の解決に取り組んだが、相変わらずときとしてはより深刻な借金問題の発生をみているということがある。つまり、所得再分配を目指した福祉国家が借金問題のなかに階層性を見いださざるをえないというジレンマの解明に関する魅力である。先のほうが消費水準の標準化、すなわち貨幣支出面に着目しているのに対して、これは貨幣の収入面での格差の縮小化（所得の再分配）を前提にしている。その意味では両者はメダルの裏表の関係にある。

すでに、『貧困層の貨幣問題』を著した P. ア

シュレーは、「福祉国家にもかかわらず」を基調とする一連の研究のなかで、この両面を視野にいられたユニークな文献研究を展開しており³⁾、岩田や筆者らはその日本的な状況に関心をよせ、実証的な調査研究を実施してきている。消費社会によりウェイトのある岩田らのサラ金被害者の調査、福祉国家によりウェイトのある筆者らの公営住宅家賃滞納者調査などがある⁴⁾。

本稿の関心はそれらの成果を踏まえながらも、借金問題への社会的援助にある。その意味では、階層構造的な魅力に欠けることにならざるをえない。しかしながら、借金問題の援助現場からは、援助にかかわる階層性について次のような指摘がある。借金問題にはスティグマがつきまとい、社会的援助への接近が乏しくなるという傾向にある。しかもその傾向は低所得層において強くなっているということである。低所得層への借金問題の集中の要因の1つを、この点に求めることは十分根拠のあることといえる。なお、今日の社会問題が何らかの形で借金問題に絡んで発生する傾向を強めており、問題が借金に絡むことによって、福祉制度への接近性が低下する悪循環が生じているのである⁵⁾。

また、P. アシュレーは文献研究や援助現場の成果を踏まえながら、借金問題が家計管理の失敗や生活への無力感などとして現象することから、個人的な要因によると強調されてきたことに対して、構造的要因により生じる貨幣問題に対する抵抗力の脆弱さとして個人的要因を位置づける視点を打ち出し、しかもその抵抗力に階層性を見いだしている⁶⁾。これまで構造的要因としてのみ階層

性を位置づける傾向が強いなかで、家計管理の（失敗）領域においても階層性を見いだそうとする視点は興味深く、とくに社会的援助への関心からすると、かかる抵抗力の強化は低所得層においてより高い効果をもたらすということがいえるのである。

日本の状況からすると、借金問題への社会的援助についてのコンセンサスが十分な状況ではなく、あまりにも援助機関の整備が遅れている。それゆえ借金問題の実態が援助現場で蓄積されず、よけいに借金問題についての理解が進まないという悪循環を生んでいるのである。ましてやアシュレーが指摘するような社会的援助の関心からの低所得層の抵抗力強化といった視点にまでは到底いたっていないのが現状である。

2. 現代の借金問題の波及と社会的援助

なぜ、現代の借金問題において、社会的援助の強化が重要となっているのであろうか。それは、消費社会において消費者信用制度が全面的に発展をとげ、多重債務としての借金の連鎖（多重な返済圧力）が介在する結果、従来の借金問題よりも深刻な影響をうける可能性が大きくなっているからである。次のようなプロセスをしかも加速的に波及していくのが、現代の借金問題の特徴なのである。

①借金の引き金（失業や疾病、離婚など）、②最初の支払いの遅れと債権者の圧力、③借金返済のための借金、④多重債務と多重な圧力、⑤債権者との接触、現実性のない返済誓約、⑥債権者への誓約不履行、⑦多様な個別的反応（欲求不満、落ち込み、問題の無視、家族関係の緊張、求める援助の未達成など）、⑧法的圧力、⑨家計破綻、⑩制裁措置（家財の差し押え、住宅の喪失、光熱水サービスの停止など）、⑪波及する損失（離婚、家庭内暴力、ノイローゼ、自殺など）⁷⁾。

こうした借金問題の波及に対して、低所得層の抵抗力はあまりにも脆弱で、社会的援助への低い接近性がそれに拍車をかけている。借金問題の波及メカニズムをどう断つか、あるいはいわゆる貨幣次元の収支問題の段階でどう対応するか。消費

社会における借金問題固有の対策が必要となる。

政策次元においても構造的な政策課題と個別的な援助課題の両方が存在している。先にも触れたように、本稿は後者の個別援助に関心をおく。このことは原因として個人的要因を重視すべきであるとの判断からではないことは、これまでの説明から明らかであるところである。さらに加えて、個別援助の積み重ねが、構造的な政策課題あるいは政策効果をより明確にすることにも通じると考えるからでもある。もちろん、借金問題への個別アプローチは、私的な領域の家計管理への援助を伴わざるをえないため、その方法の蓄積はあまりにも乏しい。また借金がさまざまな問題に波及し、貨幣次元の収支問題でとどまらなくなる段階では、家計管理援助の可能性や効果は急速に喪失する。家計管理の援助は万能薬ではなく、むしろ早期対応（高い接近性）を前提にした限界的なアプローチということである。

以下では、消費社会における借金問題とその個別援助について実証的な考察を試みる。筆者はすでに日本の動向として、日本クレジットカウンセリング協会の取り組み⁸⁾や公営住宅家賃滞納に関する対応を取り上げている。本稿では、借金問題の個別援助の方法が民間福祉活動のなかで定着してきたといわれるイギリスの動向に限定し、次のような手順で整理を試みた。第1に社会的コンセンサスの得にくい借金問題に対する民間福祉活動の開拓的な取り組みに触れる。また、そこにみえてくる借金問題の平均像を示す。

第2には、現代の借金問題が低所得層に集中しながらも、やや上の層を含むといった対象階層を拡大している点に着目し、いわば「平等社会」の落とし穴として持ち家階層の借金問題を取り上げ、そこに展開されている消費社会における福祉国家の変容の実態を考察する。しかしながら、援助内容についてはデータ不足もあり、別の機会に補強するつもりである。最後の節では、民間の開拓的な取り組みとして展開されてきた個別援助を、どう公的相談機関が支持し、採用していったかを消費者行政のなかにみる。所得再配分を目的とする社会政策的アプローチへの消費者政策の接近要因

にまで考察がとどくことが期待される。

II 借金問題と民間福祉活動

借金問題への個別援助として注目しておきたいのが、イギリスの「借金カウンセリング」(Debt counselling)である。借金カウンセリングという呼び方には、先にも触れたスティグマを伴うことから、最近では「貨幣相談」(Money advice)が利用されている。このように、両者はいいかえ可能な用語であるが、貨幣相談には積極的な意味として、借金問題へ波及する以前の予防段階の措置をも視野にいたした包括的な機能が含まれている点もある⁹⁾。歴史的な経緯もあり、本稿では借金カウンセリングの用語を基本的には使っておく。

借金カウンセリングは、その草分け的存在である Birmingham Settlement Money Advice Centre (1971年設置)が開拓的に取り組み、その後 Citizens Advice Bureau (市民相談所/以下 CAB と略す)によって普及し、とくに80年代を通じて急速に広まったものである。イギリスの場合、借金問題の個別援助に重要な役割を果たしているのが民間の福祉活動組織である。80年代の拡大ルートには次の2つが加わる。1つは Money Advice Centre (以下 MAC と略す)としての単独センター化、もう1つは以下に詳しく述べる Consumer Advice Centre (消費者相談センター/以下 CAC と略す)による借金カウンセリングの試みという2つの傾向をもつ。こうした傾向をうけ、あるいは加速したといってもいいのが、1984年に National Consumer Council (全国消費者協議会/NCC)の支援をうけて設置された Money Advice Association (貨幣相談協会/以下 MAA と略す)である。貨幣相談サービスの拡大やスタッフ養成をはかるとともに、政策へのフィードバックをもねらいとしている。

1. CABx の取り組み

CAB とは、地方自治体などからの資金助成をうけながらも、独立した相談活動を展開している民間組織であり、全国(スコットランドを除く)

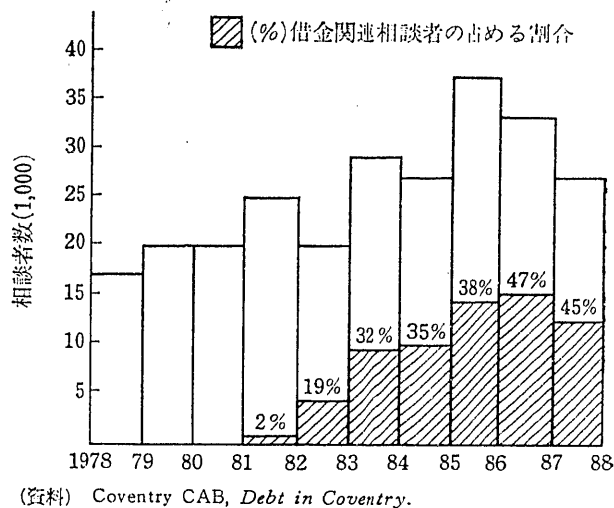


図1 借金関連相談者の占める割合

で1,161を有している(1987年度)。およそ1万5,000人の職員が働いているが、その90%はボランティアによって担われている。相談は無料である。CABの活動目的は、市民の各種社会サービス受給の権利行使を援助し、それらの充実のための社会政策の発展に向けて地域的・全国的にアクションをおこすことに置かれている。相談内容は借金問題に限定されるものでなく、多様な内容におよんでいる¹⁰⁾。

NACAB (National Association of CABx)の統計によれば、上位5つの相談項目は、①社会保障(24.4%)、②消費者問題・借金(19.9%)、③住宅(11.5%)、④家族や個人(9.5%)、⑤雇用問題(8.9%)であり、CABの2大相談項目は、社会保障と消費者問題・借金といってよい。しかも、消費者問題・借金の項目に分類されない諸相談、たとえば失業や離婚の相談においても、借金問題が絡んでいる場合の多いのが、今日的な傾向である。借金関連の相談件数は増加していることは明らかであるが、その厳密な数値は把握されていない。推計値として、1981年度には34万人、84年度には44万人と推計され、さらに1987年度には50万人以上の相談者があると報告されている¹¹⁾。コベントリーCABの資料をみると、図1が示すように80年代に入って、借金関連の相談のウェイトが急速に高まっているのである¹²⁾。また、公正取引庁のクレジット利用者調査(回答者数:2,155)では、クレジットの返済問題に際して、7割が

CAB を利用すると回答しており、その浸透ぶりがうかがえる¹³⁾。さらに、CAB が他の相談機関からの借金相談者の送致を積極的に受け入れていることから、その信頼性は高いといえることができる。

さまざまな相談に応じる現場のなかで借金問題を無視しえない状況に対して、CAB は民間性を発揮すべき開拓的な領域として、それを位置づけてきた結果であるといえよう。また、総合的な相談機関としてのアプローチのしやすさと同時に、債権者から独立した地位にあることがクライアントに認識されている点も無視しえない。クライアントはもともと借金問題を全面に出して接近するわけではないため、こうした性格は重要な要素となっているといえる。

しかしながら、CAB の援助現場の苦悩は決して少なくない。借金問題には他のさまざまな問題が原因・結果の両面で絡み、いわゆる生活問題としての性格をもつため、借金問題のみに単独で取り組むことができないことである。むしろ、先にも触れたように援助現場には他の問題の処理として登場してくるのである。その結果、借金問題の個別援助は時間多消費型となり、長時間にわたってクライアントとかかわらねばならない。それゆえ、そのような条件を確保できないワーカーにとって借金問題クライアントへのアプローチは消極的なものとならざるをえない面もある。

NACAB の大マンチェスターの貨幣相談プロジェクトの調査では、平均的な多重債務者に受け入れ可能な返済計画を立案するだけの仕事に18時間を要していると報告されている。また別の調査では、典型的なクライアント（6つの債権者、月収5,000ポンド）をモデルとすると、(a)コンタクトのために3～4時間、(b)25～35通の手紙もしくは数えきれない電話、(c)15時間の貨幣相談、(d)4時間の書類作成が必要と報告されている。しかも債権者が同意しない場合にはさらに交渉時間を要する。総相談時間に占める借金相談の割合は、単純な件数比の数倍におよぶ状況となっている¹⁴⁾。

CAB が総合的な相談窓口であるということは、借金相談がジェネラリストによって担われるこ

とを意味する。しかし借金問題が複雑化するなかで、借金問題のスペシャリストいわゆる借金カウンセラーによる対応が必要となる。1986年度のNACABの報告によれば¹⁵⁾、当時の借金相談に応じられる専門相談員の設置状況を全国21のエリア単位にみると、8エリアではボランティアでしか確保されておらず、残りの13の設置エリアの合計においても、フルタイム48人とパートタイム30人といった少ない状況である。しかも、それらは地域的な偏りを示し、2つのエリア(ウェストミッドランド州とヨークシア3州/ハンバーサイド州)によってフルタイム32人とパートタイム13人を占めるといった状況となっている。別の資料では、専門の相談員が、借金カウンセリング部署、単独の設置あるいはボランティア・カウンセラーのチームなどの形態で確保されているのは、わずか86のCABxにおいてであるとされている¹⁶⁾。

借金問題が低所得層に集中するとはいえ、一般のサラリーマン層へも拡大しており、従来のインナシティの問題から全国的な広がりをみせるなかで、CABにおける借金問題への専門的な対応も全国レベルで求められている。そのためのプロジェクトとして、21のエリアにMoney Advice Support Unitsの設置が推進され、相談の支援をはじめ、調査研究や養成・財政支援などにおいて強化がはかられている¹⁷⁾。

2. CABx の借金クライアント分析

以下の分析は、表1に列記されている各地域のCABxの利用可能なデータ(各CABの調査)を組み合わせて作成された資料をもとにするものであり、調査年(1987～90年)や調査クライアント数において相違しており、必ずしも厳密なものとはいえない。なお、利用したデータがどのCABxの調査であるかを、表1のアルファベットを用いて示しておく。

① 借金の特性とその原因

平均債務額は表1にあるように5,243ポンド、100万円を若干上回る金額である。1つの債権者からの借金である場合はほとんどみられず、4調査(C, E, G, K)の平均では7件という数値を示

表 1 調査別の借金額とクライアント数

CABx の調査	借金総額 (£)	クライアント数	平均借金額 (£)
A) Greater Manchester	7,733,603	1,686	4,587
B) Kent & East Sussex	1,290,500	260	4,963
C) Staffordshire	2,776,144	474	5,856
D) Hereford & Worcester	237,500	76	3,125
E) North East	900,000	104	8,653
F) Coventry	297,173	90	3,302
G) Merton	561,673	73	7,694
H) Chesterfield	186,907	50	3,738
I) Pendle	150,655	39	3,863
J) Blyth	475,600	82	5,800
K) Welwyn and Hatfield	249,850	41	6,094
(平均借金額)			(5,243)

(資料) National Association of Citizens Advice Bureau, Briefing, *Debt and Money Advice—the CAB Experience*, (1989), Appendix B, p.5.

表 2 借金の理由 (%)

理 由	C)	B)	F)	I)
失 業	15	27	9	13
低所得	13	19	18	18
病気, 事故	10	16	11	13
事業の失敗	6	9	9	8
離 婚	9	20	12	23
所得の喪失, 支出の増加	20	8	—	5
過剰な借り入れ	12	—	11	20
家計の失敗	10	—	5	—
その他, 不明	5	1	25	—

(資料) 表1に同じ。6頁。

している。クライアントは多重債務者である。無担保ローンが多く、そのなかでは、消費者ローンやクレジットカード、店舗カードなどのウエイトが高い。

こうした多重債務の原因をみると(表2), 低所得や失業、病気といった原因が40%前後を占め、主たる原因となっている。これらは、社会保障が対象としてきた生活上の「事故」に相当するものであるが、社会保障給付を受給できないかあるいはそれでは解決しないという事情から借金需要が生じていると考えられる。たとえば、マートン CAB の 43 クライエイトの詳細な調査結果では、72%が何らかのミーンズ・テストのある給付を受けているということである。先の原因を有する層には、長期の貧困者(典型は長期疾病による失業者)と借金後の諸条件の変化(短期的な仕事の喪失や離婚・働き手の死亡など)により債務不履行

となったグループの2つが存在している。他方、過剰な借り入れや家計の失敗が20%前後を占め、重要な構成要素ともなっている。原因はおよそこの3つに分類してとらえることができる。

② 世帯類型と雇用形態

4つの調査(B, C, D, H)の平均でみると、夫婦世帯が59%, 単身世帯が24%, ひとり親世帯が17%である。返済への夫婦協力が構成上できない世帯が41%にもなっている。また年齢層としては(B, C, D, G), 26~45歳に63%が集中しており、若年層への集中はない。

原因にも深くかかわっている雇用形態(B, C, D, F)では、雇用者は51%, 失業者37%, 退職者4%, その他8%となり、失業が大きく影響しているといつてよい。コベントリー CAB では失業者49%となっている。

③ 住宅階層

住宅階層別にみておくと(B, C, D, G, H), 持ち家38%, 公営住宅42%, 民間賃貸住宅15%, その他5%となり、公営住宅の払い下げが進められた状況をも考慮すると、公営住宅層の割合が高いといえる。しかしながら、持ち家層の割合も38%と低くなく、2つの住宅階層それぞれに借金問題が存在しているといえる。

それぞれの住宅の種類が借金問題にどう関連しているのか。持ち家層では、モーゲージ返済滞納者がクライアントの持ち家者数に占める割合は最大で73%に達し(C), 住宅購入が借金問題に関連し

ていることを物語っている。他方、賃貸住宅層は62～44%の割合で家賃滞納が出現し、公営住宅層のみを取り出すとその割合は高く、賃貸住宅層の平均が45%であるのに対して、公営住宅層は72%という高率を示している(B)。このように、住宅費用は借金問題に深くかかわり、借金問題の住宅階層性は明らかである。

④ エスニック

マートン CAB の資料では、アジア系8%、アフリカ系6%、カリブ系6%といった数値である。なお、レスター MAC の資料では、アジア6.5%、アフリカ・カリブ系3.0%という状況である¹⁸⁾。言語上の問題もあり相談機関への接近性は制限されているといわなければならないが、実際にはこれらの層への集中も潜在的に発生しているといつてよい。

III 持ち家階層の借金問題と 借金カウンセリング

1. 借金需要とプライバタイゼーション

すでにみたように住宅階層別の借金問題は、持ち家階層のモーゲージ返済滞納と賃貸住宅層の家賃滞納の2つに類型化するのが、実態からすると妥当である。しかしながら、ここでは次のような2つの視点から持ち家階層の借金問題にアプローチする。

消費者信用の普及は無担保ローンとして進行した。それは低所得層をも巻き込み住宅階層において制約はない。ところが土地担保ローンとなれば、明らかに持ち家階層のみ利用可能となる。厳密にはここにいう土地担保ローンは住宅購入目的を除く必要があり、モーゲージは含まないことになる。そのような意味でセカンド・モーゲージとも呼ばれている（以下では便宜的に担保ローンとして略している）。つまり消費社会における住宅階層別の借金問題の区別として、持ち家階層の担保ローン返済滞納と賃貸住宅層の無担保ローン返済滞納という構図ができあがる。持ち家階層の担保ローンの問題は、モーゲージの滞納問題と比較にならない小さな数であるが、現在増加傾向にあり援助

現場では警戒の目をもって注目されている。

もう1つの視点は、イギリスにおける持ち家階層の借金問題を考察しようとするとき、80年代に展開されたサッチャー政権による住宅部門におけるプライバタイゼーションを無視することはできないということである¹⁹⁾。つまり、公営住宅の払い下げによって持ち家階層となった賃貸住宅層の借金問題により着目する必要があるということになる。

この2つの視点はどこで重なるのであろうか。それを示す貴重な実証データとして、1986年12月の1週間（第2週）に42の相談機関（CABx と MAC）で扱った担保ローン（いわゆるセカンド・モーゲージ）の債務不履行ケース114をベースとした調査結果がある²⁰⁾。誤解をさけるために繰り返すと、単に持ち家取得を契機とした借金ではなく、その後の貨幣（借金）需要が前提となり、担保ローンを組むが、返済がうまくいかなかったというケースの分析を意味するものである。なお、これら114の特性を先の CABx の諸調査と比較してみておくと次のようになる。夫婦世帯は CABx が59%にとどまったのに対して83%とかなり高く、子供を有するものがそのうち77%である。夫婦と子世帯が典型をなし、年齢的にも上にシフトしている。雇用形態では失業が CABx 調査37%に対し28%とやや低い。

まず、担保ローン借り入れの貨幣需要は何であろうか。借り入れ目的からみると、住宅改造(63%)と借金の整理(30%)の2つに分かれる。住宅改造のうち半数が全面改造である。こうした住宅改造が主たる目的となる背景には、公営住宅の払い下げや民間賃貸住宅の購入の割合が4分の1という高いことが影響している。なお、他の担保ローン利用者調査では、借家人による当該借家購入のケースがほとんどみられなかったのである²¹⁾。

確かに公営住宅の払い下げでは、大幅なディスカウントや課税の軽減、さらには住宅給付などの措置によって、かなり所得の低い層までの購入が可能となった。つまり、モーゲージの返済額よりも従来の家賃の額が高くなってしまいう状況が作りだされたのである。しかし、こうした有利が成

り立つには、購入後の住宅改造費を要しないことが前提でなければならない²²⁾。実際は低い所得層が購入しうる住宅は老朽化がより進んでおり、改造費の大幅な出費はさけられないのである。ここに担保ローンの債務不履行の1つのメカニズムを見いださう。

2. 消費社会における借金連鎖

もう1つの借金需要は借金の整理であった。先の住宅改造が担保ローンの伝統的な目的であるとするならば、借金の整理は消費社会すなわちローン社会ならではの借金目的である。ローン会社の宣伝に関する興味深い調査の結果からは、担保ローンの宣伝文句が圧倒的に借金整理の目的をうたい、安い1つだけの返済によるお金の節約などの効果を強調していることが明らかにされているのである。

では、借金整理の背景には何があるのであろうか。担保ローンを借り入れた時点での家計の困難度をみると、表3のようになる。回答のあった96ケース中、その種の困難を抱えていなかったケースはわずか34%にすぎず、他の3分の2は何らかの困難をすでに抱えていたのである。しかも、それらの諸困難には多重債務が色濃く影を落としている。困難を有しているうちの6割が多重無担保ローンの借金を抱えており、27%は住宅購入時のモーゲージの返済が滞っている。他方、家計管理上の問題を抱えているケースも22%いる。この時点では就労・所得の中断という状況は17%といまだ低い状況にある。多重無担保ローンの整理としての目的が課されているようである。仮説的に示

表3 担保ローン借り入れ時における家計上の諸困難

家計上の諸困難	構 成 比	
ファースト・モーゲージの滞納	18%	27%
無担保の多重債務	40%	60%
裁判所命令	5%	8%
過剰信用/家計管理問題	15%	22%
就労/所得の中断	11%	17%
その他	7%	11%
家計困難なし	34%	—
合 計 (100%)	(96)	(63)

(資料) National Consumer Council, *Security risks*, (1987), p. 38.

表4 担保ローン借り入れ以後の家計の変化

家計状況の変化	構 成 比	
所得の中断	50%	56%
扶養家族の増加	10%	11%
結婚の崩壊	13%	15%
無担保ローンの借り入れ	7%	8%
既存借金の増加	20%	23%
その他	10%	12%
変化なし	11%	—
合 計 (100%)	(105)	(93)

(資料) 表3に同じ。39頁。

した持ち家階層の担保ローン返済滞納と賃貸住宅層の無担保ローン返済滞納という構図は、重層構造に修正されねばならないといえる。

次に、担保ローンの借り入れ以後の家計状況の変化はどうであろうか(表4)。つまり担保ローンの借り入れによって家計が改善される効果があったかどうかということである。その他と回答した10%のなかに改善したケースが若干含まれるといった程度で、あとは悪化の状況を示している。所得の中断や夫婦の崩壊なども加わるが、無担保ローンの借り入れや既存借金の増加など、借金の整理をしても借金の連鎖が継続し、拡大を余儀なくされていることを示している。また、相談機関と接触をはかった時点では63%がモーゲージの返済を滞納しており、表3の18%に比して相当の悪化がみられる。こうした状況から、宣伝のような担保ローンによる借金の整理の効果が発揮されていないことは明白である。しかも深刻なのは、借金の連鎖の果てに、すでに住宅を失っているケースは15に及んでいるのである。プライバタイゼーションに期待された「平等社会」の理念は、ローン社会としての消費社会の冷淡さの前に色褪せたとの理解もできる。

3. 借金カウンセリングの内容

借金カウンセリングは、通常、次のような3つの段階に区分される²³⁾。

第1段階 所得極大の資源活用 (Income maximisation)

各種社会保障給付と税や社会保険料などの費用負担軽減措置などを、所得の拡大のために

表 5 相談機関による援助類型（上位 5 項目）

相談機関による援助類型	構 成 比
担保ローン会社との直接交渉	61%
他のローン会社との直接交渉	46%
所得・給付の極大化	19%
差し押え命令一時停止の援助	18%
家計管理の助言	15%
合 計 (100%)	(114)

(資料) 表 3 に同じ。41頁。

最大限に活用しようとするものである。

第 2 段階 借金返済と支出の優先順位の確定 (Priorisation of debts and expenditure)

基本的な生活に必要な消費支出の算定が最初の作業としてなされ、それが確保された後に、支払わなければ基本的な生活が脅かされる借金が優先して返済計画に設定される。借金問題を抱え無秩序状態にある家計に対する、予算化援助の段階をも意味する。

第 3 段階 債権者への提案と交渉 (Offers to, and negotiation with, creditors)

作成された返済計画をもとに債権者と交渉し、計画の調整を行う。とくに、無担保ローン返済をめぐる債権者との交渉が中心となる。

こうした 3 つの各段階の相談機関における個別の援助の内容を集計しているデータはきわめて乏しいが、先の調査は、表 5 のようなデータの作成を可能としている（実施率の高い上位 5 項目を抽出した）。第 3 段階のローン会社との直接交渉が高い割合を示し、担保ローン会社（61%）、他のローン会社（46%）という状況である。後者が無担保ローン会社ということになる。また、すでに裁判手続きにまで至っているケースなどでは差し押え命令一時停止の援助（18%）が必要となる。

第 1 段階に相当する所得・給付の極大化は、19%と必ずしも高くない。たとえば、レスター MAC の年次報告によれば、所得の極大化援助は、866 人の相談者のうち 409（47.2%）において実施され、その内訳は補足給付 182（44%）、社会保障給付 67（16%）、住宅給付 119（29%）、家族給付 26（6%）、所得税控除 15（4%）となっている²⁴⁾。担保ローン調査での実施割合の 2 倍以上である。

表 6 “Priority Debt” の種類と制裁

借 金	最 終 的 制 裁
モーゲージ返済滞納	所有権の剥奪／立ち退き
担保ローン返済滞納	所有権の剥奪／立ち退き
家賃滞納	動産の差し押え／立ち退き
レイト滞納	動産の差し押え／拘禁
水道料金の滞納	サービス供給の停止
ガス・電気料金の滞納	サービス供給の停止
罰金の未払い	拘禁
管理費の滞納	拘禁
所得税の滞納	動産の差し押え／拘禁
付加価値税の滞納	動産の差し押え
ハイパーパーチェイスの滞納	所有権の剥奪
(必需財購入)	

(資料) Birmingham Settlement Money Advice Centre, *Tenant and Debt*, p. 32.

また援助の内容として紹介したものではないが、先の CAB 調査ではミーンズ・テストのある給付を 72% が受けている。担保ローン利用者が失業割合や世帯構成などの面で、これらの層よりやや安定した層にシフトしていることによるとともに、いわゆる土地住宅資産の所有者であることが制約要件となっていると考えられる。

第 2 段階は、基本的にすべての場合になされているといってよいであろう。家計管理の助言（15%）は、むしろ家計の失敗の立て直しとしての性格をもつ援助の割合を示しているのであろう。この段階で担保ローンのクライアントに対する援助で重要なものは、住宅を喪失しないための“Priority Debt”の作業である。表 6 は、その“Priority Debt”を列記したものである。担保ローンはモーゲージ同様に返済が優先される借金であることを示している。しかし現実には担保をとっていない無担保ローン会社が強引な取り立ての圧力をかけているのである。第 3 段階の援助に該当する担保ローン会社との交渉の 61% と同様に、他のローン会社（無担保ローン会社）が 46% と高い数値を示しているのもそのためである。しかしこうした返済計画の策定は、ときとしてクライアントを借金奴隷にする危険性をもつものである。それゆえ、破産宣告の方法も考慮される必要があり、それに関連した援助の割合は 3% にとどまっている。なお、住宅の売却に関連する援助は 9% を占める。

表 7 「借金カウンセリング」実施機関の種類

Specialised money advice service	15	25.9%
Citizens Advice Bureau	25	43.1%
Trading Standards Office	4	6.9%
Housing Department	4	6.9%
Others	10	17.2%
合 計	58	100.0%

(資料) Money Advice Steering Group, *Research Project Report*, pp. 62-63.

IV 消費者行政における借金カウンセリング

CAB なる民間組織の開拓的な取り組みを受け、現代社会に構造的に発生する借金問題への公的機関の個別援助に触れておきたい。表 7 は、すでに紹介した MCAA の会員組織に対してなされた調査回収分の組織分類である。未回収分があると想像されるが、借金カウンセリングを実施している諸機関の構成を示す 1 つの資料として活用することができる。II 節においてみたように CAB が中核的な位置を占め、公的機関としては、公正取引局、住宅局、その他に含まれる社会サービス局などがある。後者の 2 機関は、公営住宅家賃や光熱水費滞納が主たる内容である。ここで注目しておきたいのは、消費者行政としての位置にある公正取引局の取り組みである。

イギリスの消費者行政の第一線の相談機関はすでに触れたように CAC であり、それは公正取引局に所属している場合が多い。その CAC のなかに、単なる消費者問題としての位置づけではなく、現代の借金問題の固有性や階層性に着目するなかで借金カウンセリングのサービスを実施するセンターが最近増加傾向にある。

CAC の整備は1960年代末に始まり、1971年2月までに25機関設置される。そのすべては地方自治体による運営である。74年7月には35センターとなり、さらに強化する目的から75年に中央政府の補助が開始される、1970年代の後半には126ものセンターが整備されることになる。しかし79年の保守党への政権交代によって、CAC への補助金がカットされ、80年には41センターが資金不足から閉鎖に追い込まれた結果、82～83年には58セ

表 8 「借金カウンセリング」の実施状況

実施していない (来年実施予定)	31	44.3%
部分的な実施 (非専門的)	6	9.0%
実施している (専門的)	4	6.0%
	32	47.7%
合 計	67	100.0%

ンターにまで縮小することになる。80年代当初は、CAC 受難の時代であった²⁵⁾。

そのような背景のなかで、自治体は従来の伝統的な中流階級のための CAC の使命や性格を再考し、時代や地域の実情にあった CAC の相談機能を再度打ち出すことが求められた。その 1 つの選択が、不況にともない増加の一途をたどっている借金問題への積極的対応である。この点に社会政策と消費者政策の接近の契機をみることができる。

われわれが実施した CAC 等への借金カウンセリング調査結果によると(表 8)²⁶⁾、回収された 67 機関のうち借金カウンセリングを専任借金カウンセラーを設置して実施しているのが 32 (48%) とおよそ半数を占め、また部分的な実施と回答しているものが 4 (6%)、実施予定としているものが 6 (9%) と、借金カウンセリングへの取り組みや関心の高さをうかがわせている。借金カウンセリングの実施時期は圧倒的に80年代後半が多い(実施予定を含む)。これらのなかには、公正取引局が CAC の設置が未再開のまま、借金カウンセリングのサービスを実施するというものも少なくない。また、CAC は継続しながら、単独の MAC の設置や別のセクションとして借金カウンセリング専用のサービスを提供している例もみられる。

こうした傾向は、日本の消費者センターの取り組みと明らかに異なるものである。詳細に触れることはできないが、ごく少数のセンターを除いては、基本的には借金問題の相談は他機関の紹介にとどまり、借金カウンセリングにみられた債権者との交渉などは試みられていないといっていよい²⁷⁾。しかも最近のクレジット破産の増加にもかかわらずその兆しはみえないのである。

CAB のような開拓的な民間組織と異なって、公的機関が借金カウンセリングのサービスを実施

するには、今日の借金問題に対する政策判断が必要となる。たとえば、先の調査に実施予定と回答したラザーム市の報告書によれば、今日の借金問題が消費社会の構造的要因に深くかかわって生じてきていることを強調し、消費者信用法から行政が取り組む義務のあることや債権者との交渉における行政の信頼性などの理由から、消費者行政がこれに取り組むことを勧告している²⁸⁾。

これまで示してきた CABx などの個別相談の蓄積は、借金問題を個人の浪費性やギャンブル性に求める根強い偏見や信仰を払拭することを可能にしてきた。消費社会における借金問題への個別援助の根拠は、すでにみた借金問題の構造やその波及メカニズムに求めうるが、それを証明するためのケースの蓄積と援助の効果こそが、行政機関の取り組みを促進する原動力となるのである。とくに借金問題を抱える人々は、相互の連帯の条件も乏しく、運動の契機を見いだすことは困難である。その意味では、イギリスの民間福祉活動の借金問題への取り組みは意義深いものがある。なお、日本の民間福祉の貸付事業における借金問題への取り組みについては、岩田による詳細な検討があるので、それらを参考にされたい²⁹⁾。

福祉国家と消費社会は表裏の関係で、切り離しがたく結びついている。社会政策と消費者政策の接近は現代的な特徴といえるのである。日本の場合に、社会政策上の資源整備が遅れていることが、消費者政策面での対応の遅れを生み出しているのであろうか。「社会問題の消費者問題化」が指摘されるなかで³⁰⁾、両者の接近の方向づけは今後の重要な課題である。

注

- 1) 岩田正美『消費社会における生活問題と家族』、培風館、1991年。
- 2) 小沢雅子『新「階層消費」の時代』、日本経済新聞社、1985年。
- 3) Puline Ashley, *The Money Problems of the Poor*, Heinemann Education Books, 1983. 筆者らは「Puline Ashley, "The Money Problems of the Poor" にみる家計管理研究」『家計経済研究』(創刊号)、1987年として紹介している。
- 4) 前者の調査については、前掲『消費社会における生活問題と家族』において詳述されており、後者の

- 調査については拙稿「現代家計と福祉財政」右田紀久恵他著『福祉財政論』、ミネルヴァ書房、1989年、および家計経済研究所『現代家計と家計管理に関する実証研究』、1988年において紹介している。
- 5) National Association of Citizens Advice Bureau, Briefing, *Debt and Money Advice—the CAB Experience*, 1989. Money Advice Steering Group, *Research Project Report*, 1988.
- 6) P. Ashley, *op. cit.*, pp. 3-6.
- 7) Birmingham Settlement Money Advice Centre, *Tenant and Debt*, p. 5.
- 8) 拙稿「日本における借金カウンセリング——日本クレジットカウンセリング協会の取り組み」『家計経済研究』、第9号、1991年。
- 9) NACAB, *Report of the Money Advice Project Group*, 1986, p. 4.
- 10) NACAB, *Annual Report*, 1987-1988. なお、ノーマン・ジョンソン『イギリスの民間社会福祉活動』、全国社会福祉協議会、1989年、において、CABの活動が紹介されている。
- 11) NACAB, Briefing, *Debt and Money Advice—the CAB Experience*.
- 12) Coventry Citizens Advice Bureau, *Debt in Coventry*.
- 13) NACAB, *op. cit.*
- 14) *Ibid.*, pp. 1-2.
- 15) NACAB, *Report of the Money Advice Project Group*, 1986, p. 6.
- 16) National Consumer Council, *Security risks*, 1987, p. 30.
- 17) NACAB, *op. cit.*
- 18) Leicester Money Advice Centre, *Annual Report*, 1987.
- 19) 武川正吾「社会政策における〈Privatisation〉—中一—」『季刊・社会保障研究』第27巻第1号、1991年、に詳細な紹介がある。
- 20) NCC, *op. cit.*
- 21) *Ibid.*, p. 4.
- 22) Ray Forrest and Alan Murie, *Selling the Welfare State: The Privatisation of Public Housing*, Routledge, 1988.
- 23) Birmingham Settlement Money Advice Centre, *op. cit.* Coventry Citizens Advice Bureau, *op. cit.*
- 24) Leicester Money Advice Centre, *op. cit.*
- 25) Jacqui King, *The Development of the Consumer Movement* 1983, 1. (Southwark Consumer Advice Centreの添付資料)を参照。NCC, *Information and advice services in the United Kingdom*.
- 26) 調査時期は1988年9月～89年3月、調査対象は、Consumer Advice Centres, そのリストアップは、Longman Community Information Guides, *Social Services Year Book 1987/88* によった。CACを中心に121機関を取り上げたが、そのなかには総合的なセンターなどが含まれており、厳密な意味で

の CAC に限定されたものではない。

調査の方法としては、郵送によるアンケート調査で、調査項目を要約的に示せば、① CAC が「借金カウンセリング」（専門的）を実施しているかどうか、②専門スタッフの構成はどうなっているか、③ CAC の設置・相談内容とその他の機能、④同地域内での「借金カウンセリング」の実施状況、⑤借金やクレジットの相談が増加しているかどうか、となる。

なお、この調査は家計経済研究所のプロジェクト

の一環として実施したものである。

27) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者信用の新たな課題』, 1985年, 270頁。

28) Rotherham CAC, *The Need for a Comprehensive Money Advice Service in Rotherham*.

29) 岩田正美「社会福祉における『貨幣貸付』的方法についての一考察」『人文学報』, No. 218, 1990。

30) 同前掲書, 91頁。

(ひらの・たかゆき 名古屋経済大学助教授)

年金制度の計量分析*

——日本経済の成長経路をめぐって——

稲田 義久 小川 一夫
玉岡 雅之 得津 一郎

I はじめに

本稿の目的は、供給サイドに立脚した超長期モデルに基づいて、今後わが国が経験することになる人口の高齢化とそれにもなって変化していくと考えられる年金体系が経済成長に与える影響を計量的に分析することである。今後、わが国において人口の高齢化がどのようなペースで進行していくかについては表1に示されているが、どの推計をとっても人口の高齢化が急速に進むことには違いがない。

人口の高齢化は、さまざまなチャネルを通じて実体経済に影響を及ぼす。第1に消費のライフ・サイクル仮説に従えば、人口の高齢化は消費を増大させ貯蓄の減少につながる。供給サイドの立場からすると貯蓄は利用可能な資金の減少を意味し、それだけ資本蓄積が阻害され経済成長にマイナスの影響を及ぼすと考えられる。

第2に、人口の高齢化は労働力人口の減少ならびにその年齢構成の変化を通じて経済成長にマイナスの影響を及ぼす。労働力はその年齢に応じて

生産性が異なるものと考えられる。相対的に若い労働力は新しい技術を体化しており、それだけ高い生産性が見込まれるのに対して、高年齢の労働力は旧来の技術水準を体化しており、また人的資産の摩耗も手伝ってそれだけ生産性は低くなるであろう。従って、人口の高齢化が進行しそれにもなって労働力の年齢構成がそれだけ高齢化するならば、生産性は低下し経済成長のペースはそれだけ鈍化するであろう。

第3に、人口の高齢化は社会保障制度を通じて経済成長に影響を及ぼすと考えられる。社会保障給付や社会保障負担は家計の消費・貯蓄行動や労働供給行動に対して影響を及ぼすと考えられている（例えばFeldstein (1974)）。従って、人口の高齢化にもなって給付体系や負担率が変わっていくならば消費・貯蓄・労働供給の水準は変化していくであろう。さらに、社会保障部門をも含む政府の貯蓄投資バランスや民間の貯蓄投資バランスが今後どのように推移していくかを考察することは、わが国の国内の資金需給のバランスに対する長期的展望をも提示してくれる。

以上述べたように人口の高齢化はさまざまなチャネルを経て経済成長に対して影響を及ぼす。従ってそれらの効果を総合して数量的に把握するには計量モデルを用いることが不可欠となる。われわれは、岸（1990）に改良を加えたモデルに基づいて分析を進めることにする。岸（1990）モデルは数少ない社会保障計量モデルの1つであり、社会保障や人口高齢化と経済成長の相互依存関係を数量的に明らかにしている。以下、第Ⅱ節ではまずプロトタイプ・モデルとなる岸モデルを簡単

表1 人口構成の高齢化

(単位: 1,000人)

	2025年			1990年
	中位推計	高位推計	低位推計	
総人口	124,137	130,684	118,083	123,612
0～14歳(%)	14.55	16.03	12.79	18.19
15～64歳(%)	60.06	59.80	60.53	69.76
65歳以上(%)	25.38	24.11	26.68	12.05

出所) 厚生省人口問題研究所 (1991)。

に紹介する。次にプロトタイプ・モデルを修正した2つのモデルを提示する。そして第Ⅲ節では2つのモデルを用いて、年金制度の変更や公共投資の拡大が経済に与える影響の程度を数量的に分析する。第Ⅳ節では、今後の課題について検討が加えられる。

Ⅱ モデルの構成

(1) プロトタイプ・モデルの概要

プロトタイプ・モデルとして、われわれは岸(1990)を採用する。岸モデルは、(A)経済、(B)政府、(C)社会保障、(D)労働、の4つの部門から構成されており供給決定型のモデルである。まずモデル全般の特徴を述べよう。

第1の特徴として、供給サイドのモデルと位置づけることができる。実質国民総生産は、供給側の生産関数から決定される。第2に、資金の供給面である貯蓄が投資水準を規定する形でモデルが構築されている。第3に、各年齢階層の労働力は質が異なることを勘案して定式化がなされている。これは各年齢の労働力が異なった技術水準を体化していることと同義であり、一種のハロッド中立的技術進歩をモデルに取り入れていると解釈することができる。第4に、政府や社会保障部門が制度的枠組みに忠実な形でモデル化されている。この点は、年金の効果を分析する上では極めて重要な点である。第5に、海外部門、特に純輸出は外生扱いになっている。このことは民間と政府の資金過不足を加えた国内の資金過不足が外生であることを意味している。すなわち、政府の財政収支が悪化し資金不足が生じた場合には、それと同額の民間の資金余剰が削られることになる。従って民間と政府の間のクラウディング・アウトが顕著な形で現出することになる。最後に、岸モデルでは実物サイドのみに焦点が当てられ、金融サイドは全く取り上げられていないことを指摘しておこう。

次に部門ごとの特徴を明らかにしよう。

(1-1) 経済部門

まず経済部門からみていこう。実質国民総生産

は生産関数を通じて民間資本ストックと質換算就業者から決定される。実質国民総生産はGNPデフレーターを乗じて名目国民総生産に変換される。ただしGNPデフレーターは外生である。名目国民総生産は、民間可処分所得を決定する。民間可処分所得に民間貯蓄率を乗ずると民間貯蓄が決定される。民間貯蓄は一般政府の貯蓄とともに総貯蓄を形成する。総貯蓄と固定資本減耗の合計から経常海外余剰、海外からのその他の経常移転純支払いおよび統計上の不突合を控除したものが、国内総資本形成となる。国内総資本形成から、民間住宅投資、在庫品増加、一般政府固定資本形成、公的住宅投資および公的企業設備投資を控除したものが民間企業設備投資となる。すなわち、民間企業の設備投資は総貯蓄から政府投資、住宅投資を差し引いた残差の形で決定されている。蓄積された民間企業設備投資は民間資本ストックを形成し、生産関数を通じて実質国民総生産を決定する。

名目国民総生産から固定資本減耗、間接税一補助金および統計上の不突合を控除したものが要素価格表示の国民所得となる。15歳以上非労働力人口1人当たり年金給付と就業者1人当たりの国民所得との比率が年金水準指数と定義される。年金水準指数とGNPデフレーターの対前年変化率は民間貯蓄率を決定する。年金水準の上昇は民間貯蓄率を低下させ、他の条件を一定とすると、総貯蓄を減少させる。総貯蓄の減少は民間企業設備投資を減少させ、国民総生産の水準を低下させる。

(1-2) 政府部門

一般政府は中央、地方政府および社会保障基金からなるが、プロトタイプ・モデルは、社会保障を主として取り扱うため、中央および地方政府を一括して簡単に政府部門としている。政府部門では、収入は租税収入、支出は政府最終消費、政府から民間への経常移転、社会扶助金および社会保障基金への経常移転からなる。これらの変数は、すべて名目国民総生産の水準で決定される。収入から支出を控除したものが、政府貯蓄である。

(1-3) 社会保障部門

社会保障部門では、社会保障負担、社会保障への政府移転、社会保障への民間移転等が収入を形

成し、社会保障給付と政府消費支出が支出を形成する。収入と支出の差が貯蓄である。貯蓄は積み上げられて社会保障積立金となる。社会保障負担、社会保障基金への政府移転および最終消費支出は社会保障給付の水準で説明される。社会保障基金への民間移転等は積立金で説明される。社会保障給付は年金、医療および労働の各給付からなる。年金給付は15歳以上非労働力人口1人当たり年金給付と15歳以上非労働力人口の積と定義される。1人当たり年金給付は賃金水準と非労働力人口と就業者の比率で決定される。医療保険給付は一般診療費によって説明される。一般診療費は年齢階層別に推計され、説明変数は就業者1人当たりの国民所得と各階層の人口の積である。労働給付は国民所得で説明される。

(1-4) 労働部門

労働部門における重要な変数は年齢階層別の労働力率である。この部門では、外生変数である年齢階層別男女人口が与えられると、それに労働力率を乗じて年齢階層別男女労働力人口が決定される。労働力率は男女とも5歳刻みで適当な説明変数で内生化されている。労働力人口に(1-失業率)を乗ずると就業者が決定される。また一方で年齢階層ごとの労働の質を考慮した質換算労働力人口から質換算就業者が決定され、これは生産関数を通して実質国民総生産を決定する。労働の質の指標としては、男女別、年齢別にみた『賃金構造基本統計調査』の「決まって支給する現金給与額」の相対的な格差を用いる。各年次ないし基準年の男子45~49歳の現金給与額を基準として男女別、年齢別の質換算指数を求める。これは生産性の違いが賃金率に反映されているという考えに基づいている。質換算指数を労働力人口に乗じて質換算労働力人口を得る。さらに、平均完全失業率を乗じ、質換算就業者数を得る。これは生産関数を通じて潜在生産力に影響を与える。高齢化は、質換算就業者数の伸びの鈍化を通して実質国民総生産の成長を抑制する。

(2) 修正モデルの提示

(2-1) 経済部門の修正 (タイプ1)

タイプ1モデルでは、基本的には上記のプロトタイプ・モデルを踏襲しながら以下にあげる点について修正を行った。まず生産関数の再推定が行われた。プロトタイプ・モデルにおいては労働とならんで民間資本ストックが生産関数の生産要素として用いられている。われわれは政府の資本ストックをも資本ストックに加えてコブ=ダグラス型生産関数の計測を行った。ただし、ここで使用している資本ストックデータは新SNAの実質純固定資産の主体別、形態別のシリーズである。政府の資本ストックは港湾、空港、道路に代表されるように生産基盤としての性格を有しており、民間部門における生産にも貢献すると考えられる。また、2000年にかけて日米構造協議で約束された公共投資拡大の影響も考慮できるようになっている。結果は次式に示されている。

〔生産関数〕

ANNUAL DATA FOR 17 PERIODS FROM 1973 TO 1989

LOG (GNP/(HOUR*NEQ))

=0.62507*LOG ((KFNR [-1]

(23.4802)

+KGG [-1])/(HOUR*NEQ))-0.56302

(37.9815)

SUM SQ 0.0114 STD ERR 0.0275

LHS MEAN -0.8738 R SQ 0.9735

R BAR SQ 0.9717 F 1, 15 551.321

D. W. (1) 0.5350 D. W. (2) 0.9897

ただし GNP: 実質国民総生産

KFNR: 民間純固定資産 (住宅を除く)

KGG: 一般政府純固定資産

HOUR: 労働時間

NEQ: 質換算就業者数

SUM SQ: 残差平方和

STD ERR: 標準誤差

LHS MEAN: 被説明変数の平均値

R SQ: 決定係数

R BAR SQ: 自由度修正済み決定係数

F X, Y, Z: 説明変数の数 (X), 自由度 (Y) の F 統計量 (Z)

D. W. (X): ダービン=ワトソン比 (X 次)

括弧内の数字は t 値

資本の弾力性は0.6251とプロトタイプ・モデルの0.45を大きく上回っており、資本ストックが生産に寄与する度合いが高まっていることがわかる。

次にわれわれは民間貯蓄率関数の再推定を行った。プロトタイプ・モデルでは、民間貯蓄率は年金水準指数と GNP デフレーターで測られたインフレ率のみで説明されている。しかしながら、代表的な貯蓄決定の理論であるライフ・サイクル仮説に従えば、貯蓄を決定する主要な要因は人口構成、所得成長率である。人口の高齢化は貯蓄率を押し下げるように作用する。日本は21世紀にかけて急速に高齢化することが予測されているから、貯蓄率は大幅に下落する可能性がある。例えば、Horioka (1989) によれば、貯蓄率は2012年には負になることが示されている。また所得成長率の上昇は貯蓄率を引き上げる方向に働く。

ところで、日本はこれから本格的な高齢化を迎えるわけであり、また社会保障制度も未成熟であるから、これまでの期間の時系列データから安定的な貯蓄関数のパラメータを推定して、それに立脚して高齢化の進行した将来の貯蓄率の動向を予測するにはおのずと限定があろう。従って高齢化が貯蓄率に与える影響を正確にとらえるには、過去において人口の高齢化を経験し社会保障制度も成熟した国々のデータをも併せて用いることが有益である。従ってわれわれはいくつかの国の時系列データをプールすることにより貯蓄関数の推定を行った。選択された国々は、日本、米国、英国、フランス、西ドイツ、スウェーデンの6ヵ国である。標本期間は1974年から1989年までの16年間である。貯蓄関数の特定化については、経済企画庁(1982)に従い説明変数として、社会保障制度の成熟化、人口構成の高齢化および経済成長率の3変数を用いた。社会保障制度の成熟化は、65歳以上人口1人当たりの社会保障給付と、経済活動人口(15~64歳人口)1人当たりの名目国内総生産の比を用いた。人口構成の高齢化については、65歳以上人口の総人口に占める比率を、経済成長率としては、人口1人当たりの実質国民総生産の成長率を用いている。計測結果は以下の通りである。

〔貯蓄率(非一般政府): プーリング法による〕

ANNUAL DATA FOR 96 PERIODS FROM 1974 TO 1989

$$RSP = -25.5545 * (SSB/NO65) / (GNPN/NO1564)$$

(7.09125)

$$-0.79233 * NO65/POP * 100$$

(3.70838)

$$+0.15876 * PCH (GNP/POP)$$

(1.83206)

$$-5.18012 * DUMUS - 5.73900 * DUMUK$$

(4.78871) (3.05150)

$$+4.55471 * DUMSW + 7.16961 * DUMG$$

(2.62509) (5.23867)

$$+9.6932 * DUMF + 42.1046$$

(9.5742) (16.5666)

SUM SQ 190.66 STD ERR 1.4804

LHS MEAN 20.4959 R SQ 0.7703

R BAR SQ 0.7492 F 8,87 36.4662

D.W. (1) 0.0322 D.W. (2) 0.7531

ただし RSP: 民間貯蓄率

SSB: 社会保障給付

NO65: 65歳以上人口

GNPN: 名目 GNP

NO1564: 15~64歳人口

POP: 総人口

PCH (GNP/POP): 1人当たり実質 GNP
の成長率

DUMUS: 米国に対するダミー変数

DUMUK: 英国に対するダミー変数

DUMSW: スウェーデンに対するダミー
変数

DUMG: 西ドイツに対するダミー変数

DUMF: フランスに対するダミー変数

計測結果はおおむね良好である。すべての変数は符号条件を満たし、t値も高い。社会保障変数、人口の高齢化変数については係数推定値は1%水準で有意となっている。社会保障変数については Horioka (1989) で有意な結果が得られていないのと対照的である。また Horioka (1989) では人口の高齢化変数の係数推定値は-0.9から-1.1の間の範囲にあるが、われわれの推定値は-0.8とやや低くなっている。係数推定値の相違の原因の1つは Horioka (1989) とわれわれの標本期間の相違にあるのかもしれない。Horioka (1989) の標本期間は1975年から1984年までであるが、われわれのものは最新の1989年まで含んでいる。Horioka

が指摘しているように計測結果は、選択される標本期間に依存しているようである。

われわれの人口の高齢化変数の係数値は小さく推定されているので、貯蓄関数だけに基いて貯蓄率の長期予測を行った場合、年齢の効果に限っていえば Horioka (1989) ほど貯蓄率を押し下げることはないであろう。実際、適切なデータを想定して2025年の民間貯蓄率を上式を用いて推定してみた。日本医師会 (1990) によれば、2025年の社会保障給付額は484兆円と想定されている。名目 GNP は、2168.5兆円と想定する。人口データは、厚生省人口問題研究所 (1991) の中位推計によれば、2025年には65歳以上人口が3150.9万人、15～64歳人口が7456.2万人と想定されている。また、人口は1億2413.7万人である。実質 GNP は3% で成長すると想定しているが、人口が0.45% で減少するため、人口1人当たり実質 GNP の伸びは3.45% となる。以上の数値を民間貯蓄率関数に当てはめると、2025年においては、9.04% となる。Horioka (1989) によれば、2025年には民間貯蓄率は-5% と推定されている。両者の推計の差異は基本的には、高齢化変数の係数値に依存しているようである。ちなみに、日本の時系列データのみから推計した民間貯蓄率関数は以下のようである。

〔貯蓄率 (非一般政府) : 時系列データによる〕
ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$$RSP = -2.01030 * (SSB/NO65) / (GNPN/NO1564) \\ (0.73571)$$

$$-1.77777 * NO65 / POP * 100 \\ (8.93591)$$

$$+0.17094 * PCH (GNP/POP) \\ (1.86886)$$

$$-1.20926 * DUM_{82} + 1.45731 * DUM_{78} \\ (1.83883) \quad (2.10757)$$

$$+1.37126 * DUM_{77} + 37.5477 \\ (2.04885) \quad (37.0126)$$

$$SUM \quad SQ \quad 4.5620 \quad STD \quad ERR \quad 0.6166$$

$$LHS \quad MEAN \quad 20.9672 \quad R \quad SQ \quad 0.9665$$

$$R \quad BAR \quad SQ \quad 0.9498 \quad F \quad 6, \quad 12 \quad 57.7592$$

$$D. \quad W. \quad (1) \quad 2.1359 \quad D. \quad W. \quad (2) \quad 2.5740$$

時系列データから推定された民間貯蓄率関数を用いて同じデータにより2025年の貯蓄率を計算し

表2 モデルにおける一般政府の部門別経常取引および資本取引

項 目	政府部門	社会保障部門
経常取引		
間 接 税	TIO+TIC	
直 接 税	TD	
社会保障負担		SSC
最終消費支出	CGN	CSN
補 助 金	SUB	
社会保障給付		SSB
社会扶助金	SAG	
他の一般政府部門への経常移転(純)	TRGG	-TRGG
海外に対するその他の経常移転(純)	TRFG	
他部門に対するその他の経常移転(純)	TRPG	TRPS
資本取引		
貯 蓄	SG	SS
固定資本減耗	DEPG	DEPS
他の一般政府部門からの資本移転(純)	NKTROG	
その他の資本移転(純)	NKTRG	NKTRS
総固定資本形成	IGGN	IGSN
土地の購入(純)	LGN	LSN
貯蓄投資差額	SIG	SIS

てみると、-8.05%と推計される。この式における人口変数の係数は-1.78と高くなっており、これが貯蓄率をマイナスにする主要な要因と考えられる。

次にわれわれは政府・社会保障部門をより詳細に内生化した。まず一般政府部門について説明しよう。われわれのモデルでは、政府・社会保障部門を新 SNA 付表6の一般政府の部門別経常取引および資本取引に従いつつも、表2のように変数を内生化している。

(2-2) 政 府 部 門

まず所得支出勘定からみていこう。収入項目は租税収入だけである。租税収入は直接税 (TD) と間接税に分けられる。さらに間接税は消費税 (TIC) とその他の間接税 (TIO) に分かれる。今後のシミュレーションにおいて財源調達の方法として消費税が有力な候補の1つとしてあげられているので、別途内生化した。

支出項目は最終消費 (CGN)、補助金 (SUB)、他の部門への経常純移転 (TRPG)、社会保障基金への経常純移転 (TRGG)、海外に対するその他の経常純移転 (TRFG)、および社会扶助金 (SAG) からなる。補助金および海外に対するその他の経

常純移転は名目 GNP の水準で決定され、他の部門への経常純移転は政府消費支出の水準で決定される。社会保障基金への経常純移転は社会保障給付で説明される。政府最終消費支出は外生である。以上の収入計から支出計を差し引いたものが政府純貯蓄 (SG) となる。

次に資本調達勘定では、所得支出勘定で決定された政府純貯蓄に固定資本減耗 (DEPG), 社会保障基金への資本純移転 (NKTROG), およびその他の資本純移転 (NKTRG) が総資本調達を形成し、そこから政府総固定資本形成 (IGGN) および土地の購入 (LGN) の支出に向けられる。その差額が貯蓄投資差額 (SIG) を形成する。ただし、総固定資本形成は外生である。

(2-3) 社会保障部門

社会保障部門においても、所得支出勘定および資本調達勘定の各項目が決定される。所得支出勘定は主たる収入は社会保障負担 (SSC) である。さらに社会保障負担は年金 (SSCP), 医療保険 (SSCM), および労働保険 (SSCL) の受け取りからなる。これらの変数は主として賃金水準に依存して決まる。

支出は最終消費支出 (CSN), 社会保障給付 (SSB), 他部門に対する経常純移転 (TRPS), および政府からの経常純移転 (TRGG) からなる。最終消費支出は社会保障給付水準 (SSB) で決定される。社会保障給付は負担と同様、年金 (SSBP) 医療保険 (SSBM), および労働保険 (SSBL) の給付からなる。年金は年金受給者 1 人当たりの給付額 (RSSBP) に受給者数 (NREC) を乗じたものである。1 人当たりの年金給付は賃金水準 (W) にスライドする。医療保険は一般診療費 (ME) に (1-患者負担率) を乗じたもので説明される。一般診療費は年齢階層別に就業者 1 人当たりの国民所得と患者負担率で説明される。表 3 は、年齢階層別の一般診療費の所得および価格弾力性を比較したものである。価格弾力性としては患者負担率を代理変数としている。表 3 によれば、65 歳以上の所得弾力性がいちばん高く、2.15 である。価格弾力性は 45~64 歳の階層がいちばん低く 0.34 である。

表 3 年齢階層別一般診療費

弾性値	14歳以下	15~44歳	45~64歳	65歳以上
所得	0.76866	0.55252	1.55483	2.15253
価格	-0.19204	-0.29560	-0.34135	—

労働保険は賃金総額 ($W \times NW$) に失業率 (UR) を乗じたもので説明される。他部門に対する経常純移転は社会保障積立金 (KSS) で説明される。収入計からこれらの支出計を差し引いたものが社会保障基金の純貯蓄 (SS) であり、蓄積されて社会保障積立金となる。

政府部門と同様に資本調達勘定では、所得支出勘定で決定された社会保障純貯蓄に固定資本減耗 (DEPS), 政府からの資本純移転 (NKTROG), およびその他の資本純移転 (NKTRS) が総資本調達を形成し、そこから社会保障総固定資本形成 (IGSN) および土地の購入 (LSN) の支出に向けられる。その差額が貯蓄投資差額 (SIS) を形成する。ただし、総固定資本形成は外生である。

(2-4) 賃金・価格部門の導入

賃金・価格部門では、賃金 (雇用者 1 人当たり俸給) および卸売物価 (WPI) が決定される。賃金は就業者 1 人当たりの国民所得と自己ラグで決定される。卸売物価は労働生産性 (LP), 賃金および輸入物価 (PIM) によって決定される。卸売物価は消費者物価 (CPI), GNP デフレーター (PGNP), 企業設備投資デフレーター (PINR), 住宅投資デフレーター (PIR) および一般政府固定資本形成デフレーター (PIGT) を決定する。ただし、企業設備投資および住宅投資デフレーターは民間と公的企業のコンボジットデフレーターである。

(2-5) 労働部門の修正

労働部門においては、プロトタイプ・モデルとさほど相違はないが、以下の点で異なる。まず公的年金の受給者数 (NREC) および加入者数 (NSUB) を内生化した。受給者数は主として 60 歳以上の人口で説明される。加入者数は 25~64 歳人口で説明される。次に年齢階層別労働力率は、プロトタイプ・モデルにおいては、男女別、年齢階層別にすべて内生化されている。修正モデルにおいては、男子の 30~54 歳までの労働力率を外生化した。表 4 には男女別、年齢階層別労働力率の

表 4 年齢階層別労働力率

(単位: %)

年 齢	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
男 性											
平 均	20.47	73.67	96.66	97.64	97.79	97.59	97.08	95.90	91.34	76.80	41.31
標準偏差	4.61	4.25	0.67	0.48	0.27	0.25	0.27	0.38	0.62	3.61	4.39
変動係数	0.225	0.058	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.007	0.047	0.106
女 性											
平 均	21.00	70.09	49.37	48.11	58.06	64.55	64.96	59.69	50.27	38.46	15.83
標準偏差	5.27	2.74	5.49	2.33	2.59	3.09	2.88	1.93	0.91	0.52	0.65
変動係数	0.251	0.039	0.111	0.048	0.045	0.048	0.044	0.032	0.018	0.014	0.041

出所)『労働力調査年報』より作成。

平均、標準偏差および変動係数が示されている。男子の30～54歳の平均労働力率は95%を超えており、標準偏差および変動係数は小さく安定している。この傾向は今後においても持続すると考えられるから、この年齢階層の労働力率を外生化した。

(3) 新モデルの提示

(3-1) 経済部門の修正 (タイプ2)

プロトタイプ・モデルにしるその修正バージョンであるタイプ1モデルにしる経済部門の背後にある基本的な考え方は貯蓄総量が投資水準を規定するというものであった。より具体的にいえば生産関数から決定される実質 GNP に GNP デフレーターが乗じられて名目 GNP が求められる。そして、その水準に対応して民間貯蓄が決定される。他方、政府貯蓄は税収と外生変数である政府最終消費支出の差額として決定される。そして民間貯蓄と政府貯蓄が合わさって総貯蓄が決定され、それから純輸出等を差し引いたものが総投資を規定するのである。民間設備投資は総投資から住宅投資、そして外生変数である政府投資が差し引かれた残差として決定されている。従って貯蓄投資バランスという観点からみれば、一国で利用できる資金総量は与えられているから、政府の資金過不足が決定されればおのずと民間の資金過不足も決定されてしまい、その帳尻を合わせるのが民間設備投資ということになる。

しかしながら、民間設備投資は民間企業が主体的に決定を下すものであり、それが常に残差で決定されるという考え方は現実的ではない。そこで、われわれは企業、家計を含む民間部門が消費、住

宅投資、設備投資、その他投資 (在庫投資、土地の純購入)、貯蓄投資差額を同時に決定する主体であるという視点からシステム推定を行った。企業と家計をあたかも1つの経済主体のように扱い、消費、貯蓄、投資の決定を一元的に考えることは see through the corporate veil を仮定していることになる。

民間消費支出、住宅投資、民間設備投資、その他投資、民間貯蓄投資差額をそれぞれ CPN, IRN, INRN, LPJN, SIP で表すとこれらの変数は次の予算制約式を満たす。

$$CPN + IRN + INRN + LPJN + SIP = YDGP (= YDP + DEPP + NKTRP)$$

ただし YDP: 民間可処分所得

DEPP: 民間固定資本減耗

NKTRP: 純資本移転

YDGP: 民間キャッシュ・フロー

また消費、貯蓄、投資に対して共通に影響を及ぼすと考えられる説明変数としては、

- 1) 民間キャッシュ・フロー
- 2) 社会保障変数 (タイプ1の貯蓄関数で用いられたものと同一変数)
- 3) 人口の高齢化変数 (タイプ1の貯蓄関数で用いられたものと同一変数)
- 4) 資本コスト (民間設備投資デフレーター × (全銀貸出約定金利 + 資本減耗率 - 企業設備投資デフレーター変化率) / GNP デフレーター)

が選択された。ただし、説明変数が被説明変数に対して影響を及ぼさないと考えられる場合にはその係数をゼロと置いて計測を行った。

以上の議論を要約すると予算制約式といくつか

の係数に対するゼロ制約の下に消費、貯蓄、投資関数の同時推定が行われることになる。従ってここでは SUR (seemingly unrelated regression) の手法を用いて推定を行った。その結果は以下の通りである。

〔民間消費支出〕

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

CPN/YDGP

$$= 20929.0 * 1 / (YDGP / PGNP) \quad (2.0245) \\ + 0.12784 * (SSB / NO65) / (GNPN / NO1564) \quad (3.3865) \\ + 2.2818 * NO65 / POP + 0.29945 \quad (4.0113) \quad (2.6256)$$

SUN SQ	0.0005	STD ERR	0.0054
LHS MEAN	0.67049	R SQ	0.9352
R BAR SQ	0.9386	D.W. (1)	1.3707

〔貯蓄投資差額 (非一般政府)〕

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

SIP/YDGP

$$= -21388.0 * 1 / (YDGP / PGNP) \quad (1.3514) \\ + 0.13173 * (SSB / NO65) / (GNPN / NO1564) \quad (2.2438) \\ - 2.2288 * NO65 / POP + 0.21013 * CCOST \quad (2.5461) \quad (3.8276) \\ + 0.22565 \quad (1.3008)$$

SUM SQ	0.0026	STD ERR	0.0117
LHS MEAN	0.03422	R SQ	0.7977
R BAR SQ	0.8084	D.W. (1)	1.3476

〔住宅投資〕

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

IRN/YDGP

$$= -7439.2 * 1 / (YDGP / PGNP) \quad (0.57819) \\ - 0.14807 * (SSB / NO65) / (GNPN / NO1564) \quad (3.1514) \\ - 0.33088 * NO65 / POP + 0.22091 \quad (0.46877) \quad (1.5579)$$

SUM SQ	0.0013	STD ERR	0.0085
LHS MEAN	0.07662	R SQ	0.5771
R BAR SQ	0.5994	D.W. (1)	0.4690

〔企業設備投資〕

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$$INRN / YDGP = 9460.0 * 1 / (YDGP / PGNP) \quad (2.2435)$$

$$- 0.18175 * CCOST + 0.20806 \quad (2.6258) \quad (8.4275)$$

SUM SQ	0.0057	STD ERR	0.0174
LHS MEAN	0.22013	R SQ	0.3539
R BAR SQ	0.3879	D.W. (1)	0.4292

〔その他投資〕

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

LPJN/YDGP

$$= -1562.4 * 1 / (YDGP / PGNP) \quad (0.32907)$$

$$- 0.11150 * (SSB / NO65) / (GNPN / NO1564) \quad (6.3913)$$

$$+ 0.27783 * NO65 / POP - 0.028377 * CCOST \quad (1.0770) \quad (1.4691)$$

$$+ 0.045929 \quad (0.8908)$$

SUM SQ	0.0002	STD ERR	0.0037
LHS MEAN	-0.00146	R SQ	0.7671
R BAR SQ	0.7794	D.W. (1)	0.6955

ただし CCOST: 資本コスト

計測結果は次のように解釈できる。まず、消費に対しては社会保障変数、人口の高齢化変数ともその係数はプラスで1%水準で有意である。これは前節のタイプ1で提示された民間貯蓄率関数の結果と整合的である。ただし、社会保障変数、人口の高齢化変数が貯蓄に対してマイナスの効果を及ぼすことに加えて、ここではさらにそれがどのような形で実現するのかについてより詳細な情報を与えてくれる。

社会保障給付の上昇は貯蓄を減少させるが、それは主として住宅投資、その他投資の減少を意味している。貯蓄投資差額への影響はプラスである。これは社会保障給付の上昇にともなって老後の生活に対する認識が高まり、金融貯蓄を増加させると解釈することができる。また、人口の高齢化は貯蓄の減少につながるがこれは主として貯蓄投資差額の減少という形で現出する。資本コストについては、設備投資、その他投資へはマイナスの効果を、そして貯蓄投資差額に対してはプラスの効果を有している。

次にタイプ2モデルの経済部門のワーキングをみてみよう。まず供給サイドから決定された名目GNPの水準に対応して民間可処分所得が決定される。それは次に消費、民間投資、民間貯蓄投資差額を同時に決定する。名目GNPから消費、民間投資、政府投資そして純輸出が差し引かれ、政府最終消費支出が残差として決定される。そして最後に税収と政府最終消費支出から政府貯蓄が求められる。従ってタイプ2モデルではまず民間の貯蓄投資バランスが消費、投資水準と同時に決定され政府の貯蓄投資差額が帳尻を合わせるべく最後に決定されるのである。政府は生産された生産物が過不足なく販売されるためのバッファの役割を果たしており、その水準に応じた資金の過不足が生じるのである。

以上でタイプ2モデルの特徴を述べてきたが残りのシステムについてはタイプ1と同じものを踏襲している。計測された方程式の結果は付録に収められている。

III モデルの動学的性格——若干のシミュレーション分析——

われわれは前節で展開された2つのモデル(タイプ1モデル、タイプ2モデル)に基づいて政府行動に関する次のような2つのシミュレーション分析を行った。第1のシミュレーションでは1人当たりの年金水準を1980年から1988年にかけて10%引き上げた。第2のシミュレーションでは政府投資を名目GNPの1%だけ引き上げた。引き上げた期間は第1のシミュレーションと同一である。

経済部門以外のモデルの特定化は両モデルの間で共通であるから、シミュレーション結果の相違は両モデルにおける民間と政府の間の資金過不足の調整方法の相違を反映していることになる。

(3-1) 年金水準引き上げの効果

タイプ1のモデルにおけるシミュレーション結果は表5に示されている。

年金水準の引き上げは、民間貯蓄を2.7%から9.1%引き下げる効果をもつ。これは民間貯蓄率の0.6から1.1パーセント・ポイントの下落に相当

する。これに社会保障基金の貯蓄下落が相俟って総貯蓄は3.5%から11.9%減少することになる。総貯蓄の減少は投資水準の低下につながり、民間設備投資(名目)は3.8%から14.0%減少する。設備投資の減少は、資本ストックの減少につながり、実質GNPは2.9%まで低下することになる(1988年)。また名目GNPも同様の減少を示し、それが税収にもマイナスの効果を及ぼし、政府貯蓄も2年目以降低下することがわかる。このように年金水準の引き上げは、貯蓄の減少を引き起こし、生産水準に大きなマイナスの効果をもたらすことになる。

次にタイプ2のモデルから得られたシミュレーション結果に検討を加えよう。結果は、表6に示されている。

年金水準の引き上げは民間部門の経済行動に次のような影響を及ぼす。まず消費水準の上昇がみられる。消費水準の上昇は貯蓄水準の低下を意味するが、その内訳に注意しなければならない。貯蓄低下の大部分は住宅投資の低下という形で表れ、貯蓄投資差額や設備投資に対しては大きな影響はみられない。従って、資本ストックのパスも年金水準を引き上げる前とそれほど変化せず、実質GNPにも大きな変化はみられない。民間貯蓄は1988年を除くと0.1%から1.2%ほど減少する。それを貯蓄率の低下幅に置き換えれば、0.2~0.3パーセント・ポイントの低下にすぎない。政府貯蓄は、1981、83年を除いて改善がみられる。従って経済の総貯蓄の低下はタイプ1よりかなり小さなものとなる(2.0%から3.0%の低下)。

(3-2) 公共投資拡大の効果

次に政府の公共投資が拡大した効果を探ってみよう。タイプ1モデルを用いたシミュレーション結果が表7に、タイプ2モデルの下でのシミュレーション結果が表8に掲載されている。

タイプ1の下では公共投資の増大は、ほぼ同額の民間の設備投資をクラウド・アウトしてしまう。民間設備投資は、5.3%から6.5%ほど減少する。われわれのモデルでは、政府の資本ストックと民間の資本ストックが同じ生産性を有していると考えられている。従って経済全体の資本ストックに

表 5 年金水準引き上げの効果——タイプ 1

	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
年金水準 ^{a)}									
基準解	516.30	574.27	612.91	639.49	662.79	697.32	751.42	774.95	794.82
シミュレーション	567.93	631.70	674.20	703.44	729.07	767.05	826.56	852.45	874.31
乖離率(%)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
実質 GNP									
基準解	268,817.91	277,367.41	287,184.34	295,788.09	309,086.00	323,959.25	333,309.97	349,769.88	370,311.62
シミュレーション	268,794.69	276,557.28	285,393.81	292,909.09	304,995.66	318,531.09	326,380.38	340,954.94	359,417.88
乖離率(%)	-0.01	-0.29	-0.62	-0.97	-1.32	-1.68	-2.08	-2.52	-2.94
名目 GNP ^{b)}									
基準解	245,360.00	260,334.31	273,461.56	285,997.34	305,725.34	325,370.62	339,685.44	356,263.72	378,963.16
シミュレーション	245,281.14	259,453.77	271,500.47	282,736.06	300,848.47	318,560.50	330,569.69	344,256.59	363,496.50
乖離率(%)	-0.03	-0.34	-0.72	-1.14	-1.60	-2.09	-2.68	-3.37	-4.08
民間最終消費									
基準解	143,613.27	152,453.75	163,336.41	171,921.73	180,795.64	190,575.38	198,091.53	206,799.23	218,028.03
シミュレーション	145,125.27	153,913.38	164,552.22	172,750.91	181,016.03	190,084.30	196,817.34	204,266.20	213,909.53
乖離率(%)	1.05	0.96	0.74	0.48	0.12	-0.26	-0.64	-1.22	-1.89
住宅投資									
基準解	16,016.99	15,705.79	16,095.24	14,784.61	15,081.47	15,604.83	16,992.71	21,643.59	22,914.51
シミュレーション	16,181.34	15,728.03	15,985.98	14,561.52	14,747.01	15,196.63	16,497.61	20,973.12	22,120.41
乖離率(%)	1.03	0.14	-0.68	-1.51	-2.22	-2.62	-2.91	-3.10	-3.47
設備投資									
基準解	46,141.66	47,627.27	48,005.62	49,206.91	54,215.14	58,246.30	59,092.68	62,723.89	72,017.38
シミュレーション	44,372.87	45,259.61	44,945.40	45,395.79	49,606.80	52,622.73	52,176.82	54,356.03	61,969.38
乖離率(%)	-3.83	-4.97	-6.37	-7.75	-8.50	-9.65	-11.70	-13.34	-13.95
民間貯蓄率 ^{c)}									
基準解	21.29	20.40	18.67	18.86	18.76	18.90	18.60	17.89	17.57
シミュレーション	20.66	19.66	17.85	17.98	17.86	17.96	17.57	16.82	16.50
乖離率(%)	-0.63	-0.74	-0.83	-0.88	-0.91	-0.94	-1.03	-1.07	-1.07
民間貯蓄 ^{b)}									
基準解	38,842.33	39,080.66	37,502.55	39,963.31	41,757.00	44,416.54	45,254.98	45,068.47	46,461.50
シミュレーション	37,786.71	37,662.67	35,746.45	37,863.84	39,351.13	41,626.31	41,946.86	41,317.76	42,256.02
乖離率(%)	-2.72	-3.63	-4.68	-5.25	-5.76	-6.28	-7.31	-8.32	-9.05
政府貯蓄 ^{b)}									
基準解	546.40	325.59	328.81	100.51	1,509.86	3,444.09	5,104.10	11,226.10	15,633.77
シミュレーション	618.18	292.53	138.06	-283.82	871.62	2,497.45	3,795.28	9,433.25	13,251.47
乖離率(%)	13.14	-10.16	-58.01	-382.38	-42.27	-27.49	-25.64	-15.97	-15.24
社会保障基金貯蓄 ^{b)}									
基準解	6,677.00	7,454.60	7,594.80	7,910.20	8,839.20	10,552.00	10,732.00	10,286.80	12,535.00
シミュレーション	6,060.91	6,688.13	6,664.23	6,823.87	7,584.71	9,090.73	8,984.95	8,283.99	10,258.35
乖離率(%)	-9.23	-10.28	-12.25	-13.73	-14.19	-13.85	-16.28	-19.47	-18.16
総貯蓄 ^{b)}									
基準解	46,065.74	46,860.85	45,426.15	47,974.02	52,106.11	58,412.63	61,091.09	66,581.38	74,630.27
シミュレーション	44,465.69	44,643.35	42,548.77	44,403.92	47,807.46	53,214.50	54,726.52	59,034.06	65,765.80
乖離率(%)	-3.47	-4.73	-6.33	-7.44	-8.25	-8.90	-10.42	-11.34	-11.88

注) 単位: a) 1000円, b) 10億円, c) %, その他は10億円 (85年価格)。

表 6 年金水準引き上げの効果——タイプ 2

	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
年金水準 ^{a)}									
基準解	516.30	574.27	612.91	639.49	662.79	697.32	751.42	774.95	794.82
シミュレーション	567.93	631.70	674.20	703.44	729.07	767.05	826.56	852.45	874.31
乖離率(%)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
実質 GNP									
基準解	268,817.91	277,367.41	287,184.31	295,788.09	309,085.97	323,959.09	333,309.81	349,769.62	370,311.44
シミュレーション	268,794.72	277,364.03	287,241.94	295,902.56	309,255.31	324,191.59	333,607.19	350,137.94	370,765.47
乖離率(%)	-0.01	0.00	0.02	0.04	0.05	0.07	0.09	0.11	0.12
名目 GNP ^{b)}									
基準解	245,360.00	260,334.30	273,461.50	285,997.31	305,725.28	325,370.41	339,685.22	356,263.41	378,962.88
シミュレーション	245,300.59	260,257.81	273,426.78	286,021.19	305,829.72	325,587.59	340,039.31	356,788.62	379,712.06
乖離率(%)	-0.02	-0.03	-0.01	0.01	0.03	0.07	0.10	0.15	0.20
民間最終消費									
基準解	143,541.70	152,544.67	160,815.06	170,565.64	179,201.64	190,351.31	199,379.62	208,065.52	219,797.67
シミュレーション	144,534.73	153,722.55	162,156.64	172,080.67	180,880.09	192,256.02	201,577.64	210,487.56	222,468.72
乖離率(%)	0.69	0.77	0.83	0.89	0.94	1.00	1.10	1.16	1.22
住宅投資									
基準解	15,286.13	15,517.06	15,853.13	16,255.48	17,782.45	19,388.37	19,293.15	20,436.37	22,694.73
シミュレーション	14,555.09	14,675.19	14,942.24	15,272.93	16,758.87	18,298.73	18,107.11	19,234.15	21,485.07
乖離率(%)	-4.78	-5.43	-5.75	-6.04	-5.76	-5.62	-6.15	-5.88	-5.33
設備投資									
基準解	47,005.54	47,997.96	49,889.97	52,011.21	55,104.80	57,842.65	59,784.93	62,036.05	65,181.12
シミュレーション	47,096.49	48,106.41	50,025.62	52,175.31	55,306.41	58,088.43	60,085.23	62,393.64	65,603.59
乖離率(%)	0.19	0.23	0.27	0.32	0.37	0.42	0.50	0.58	0.65
民間貯蓄率 ^{c)}									
基準解	21.33	20.36	19.93	19.50	19.48	19.00	18.07	17.39	16.90
シミュレーション	21.02	20.05	19.64	19.23	19.24	18.77	17.85	17.21	16.74
乖離率(%)	-0.31	-0.31	-0.29	-0.27	-0.24	-0.22	-0.22	-0.19	-0.15
民間貯蓄 ^{b)}									
基準解	38,913.89	38,989.72	40,023.84	41,319.34	43,350.92	44,640.41	43,966.77	43,802.19	44,691.77
シミュレーション	38,468.28	38,548.88	39,632.52	40,970.97	43,080.89	44,431.27	43,796.62	43,741.11	44,739.19
乖離率(%)	-1.15	-1.13	-0.98	-0.84	-0.62	-0.47	-0.39	-0.14	0.11
政府貯蓄 ^{b)}									
基準解	-12.94	12.92	-835.53	2,717.48	2,840.67	5,857.61	9,132.71	11,779.75	12,261.08
シミュレーション	-176.92	-125.22	-926.19	2,673.37	2,883.94	5,996.28	9,376.64	12,182.17	12,831.61
乖離率(%)	1,267.69	-1,069.38	10.85	-1.62	1.52	2.37	2.67	3.42	4.65
社会保障基金貯蓄 ^{b)}									
基準解	6,677.00	7,454.60	7,594.80	7,910.20	8,839.20	10,552.00	10,732.00	10,286.80	12,535.00
シミュレーション	6,059.20	6,677.04	6,679.77	6,858.33	7,641.32	9,173.03	9,131.30	8,496.87	10,551.30
乖離率(%)	-9.25	-10.43	-12.05	-13.30	-13.55	-13.07	-14.92	-17.40	-15.83
総貯蓄 ^{b)}									
基準解	45,577.93	46,457.22	46,783.04	51,947.30	55,031.00	61,050.35	63,831.88	65,868.02	69,487.20
シミュレーション	44,350.57	45,100.67	45,386.07	50,503.12	53,606.30	59,601.41	62,305.71	64,421.16	68,122.32
乖離率(%)	-2.69	-2.92	-2.99	-2.78	-2.59	-2.37	-2.39	-2.20	-1.96

注) 単位: a) 1000円, b) 10億円, c) %, その他は10億円(85年価格)。

表 7 公共投資（一般政府固定資本形成）拡大の効果——タイプ 1

	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
一般政府固定資本形成 ^{a)}									
基準解	14,887.20	15,496.50	15,627.20	15,260.20	14,987.80	15,289.50	16,180.80	18,371.10	18,627.40
シミュレーション	17,340.80	18,099.84	18,361.81	18,120.17	18,045.05	18,543.20	19,577.65	21,933.74	22,417.03
乖離率(%)	16.48	16.80	17.50	18.74	20.40	21.28	20.99	19.39	20.34
実質 GNP									
基準解	268,817.91	277,367.41	287,184.34	295,788.09	309,086.00	323,959.25	333,309.97	349,769.88	370,311.62
シミュレーション	268,817.91	277,387.22	287,233.09	295,878.19	309,249.62	324,240.31	333,767.78	350,460.25	371,250.16
乖離率(%)	0.00	0.01	0.02	0.03	0.05	0.09	0.14	0.20	0.25
名目 GNP ^{a)}									
基準解	245,360.00	260,334.31	273,461.56	285,997.34	305,725.34	325,370.62	339,685.44	356,263.72	378,963.16
シミュレーション	245,360.02	260,390.44	273,631.34	286,340.19	306,332.88	326,355.69	341,163.31	358,389.78	381,879.97
乖離率(%)	0.00	0.02	0.06	0.12	0.20	0.30	0.44	0.60	0.77
民間最終消費									
基準解	143,613.27	152,453.75	163,336.41	171,921.73	180,795.64	190,575.38	198,091.53	206,799.23	218,028.03
シミュレーション	143,613.28	152,619.22	163,700.16	172,502.05	181,644.17	191,746.09	199,629.25	208,794.70	220,568.62
乖離率(%)	0.00	0.11	0.22	0.34	0.47	0.61	0.78	0.96	1.17
住宅投資									
基準解	16,016.99	15,705.79	16,095.24	14,784.61	15,081.47	15,604.83	16,992.71	21,643.59	22,914.51
シミュレーション	16,017.00	15,754.04	16,179.76	14,895.17	15,222.05	15,766.25	17,186.80	21,898.77	23,203.63
乖離率(%)	0.00	0.31	0.53	0.75	0.93	1.03	1.14	1.18	1.26
設備投資									
基準解	46,141.66	47,627.27	48,005.62	49,206.91	54,215.14	58,246.30	59,092.68	62,723.89	72,017.38
シミュレーション	43,688.05	44,865.41	44,989.78	45,990.14	50,753.31	54,599.22	55,366.02	58,952.35	68,211.23
乖離率(%)	-5.32	-5.80	-6.28	-6.54	-6.39	-6.26	-6.31	-6.01	-5.29
民間貯蓄率 ^{b)}									
基準解	21.29	20.40	18.67	18.86	18.76	18.90	18.60	17.89	17.57
シミュレーション	21.29	20.40	18.66	18.84	18.74	18.88	18.58	17.88	17.56
乖離率(%)	0.00	-0.01	-0.01	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.01	-0.01
民間貯蓄 ^{a)}									
基準解	38,842.33	39,080.66	37,502.55	39,963.31	41,757.00	44,416.54	45,254.98	45,068.47	46,461.50
シミュレーション	38,842.34	39,103.49	37,550.28	40,050.08	41,896.37	44,629.17	45,556.34	45,469.17	46,968.75
乖離率(%)	0.00	0.06	0.13	0.22	0.33	0.48	0.67	0.89	1.09
政府貯蓄 ^{a)}									
基準解	546.40	325.59	328.81	100.51	1,509.86	3,444.09	5,104.10	11,226.10	15,633.77
シミュレーション	546.40	379.47	447.27	292.24	1,793.46	3,840.97	5,628.70	11,910.63	16,511.10
乖離率(%)	0.00	16.55	36.03	190.76	18.78	11.52	10.28	6.10	5.61
社会保障基金貯蓄 ^{a)}									
基準解	6,677.00	7,454.60	7,594.80	7,910.20	8,839.20	10,552.00	10,732.00	10,286.80	12,535.00
シミュレーション	6,677.00	7,450.82	7,591.67	7,910.78	8,845.37	10,564.98	10,762.92	10,335.05	12,602.57
乖離率(%)	0.00	-0.05	-0.04	0.01	0.07	0.12	0.29	0.47	0.54
総貯蓄 ^{a)}									
基準解	46,065.74	46,860.85	45,426.15	47,974.02	52,106.11	58,412.63	61,091.09	66,581.38	74,630.27
シミュレーション	46,065.75	46,933.91	45,589.54	48,253.57	52,535.90	59,036.15	61,947.80	67,714.67	76,082.13
乖離率(%)	0.00	0.16	0.36	0.58	0.82	1.07	1.40	1.70	1.95

注) 単位: a) 10億円, b) %, その他は10億円(85年価格)。

表 8 公共投資（一般政府固定資本形成）拡大の効果——タイプ 2

	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
一般政府固定資本形成 ^{a)}									
基準解	14,887.20	15,496.50	15,627.20	15,260.20	14,987.80	15,289.50	16,180.80	18,371.10	18,627.40
シミュレーション	17,340.80	18,099.84	18,361.81	18,120.17	18,045.05	18,543.20	19,577.65	21,933.74	22,417.03
乖離率(%)	16.48	16.80	17.50	18.74	20.40	21.28	20.99	19.39	20.34
実質 GNP									
基準解	268,817.91	277,367.41	287,184.31	295,788.09	304,085.97	323,959.09	333,309.81	349,769.62	370,311.44
シミュレーション	268,817.91	278,446.00	289,491.44	299,257.56	313,699.06	329,793.72	340,428.62	358,301.94	380,180.19
乖離率(%)	0.00	0.39	0.80	1.17	1.49	1.80	2.14	2.44	2.66
名目 GNP ^{a)}									
基準解	245,360.00	260,334.30	273,461.50	285,997.31	305,725.28	325,370.41	339,685.22	356,263.41	378,962.88
シミュレーション	245,361.20	261,371.89	275,860.78	289,890.22	311,371.28	333,109.12	349,837.94	369,234.66	395,114.53
乖離率(%)	0.00	0.40	0.88	1.36	1.85	2.38	2.99	3.64	4.26
民間最終消費									
基準解	143,541.70	152,544.67	160,815.06	170,565.64	179,201.64	190,351.31	199,379.62	208,065.52	219,797.67
シミュレーション	143,509.30	152,905.72	161,695.66	172,115.34	181,597.67	193,801.56	204,048.53	214,209.80	227,652.78
乖離率(%)	-0.02	0.24	0.55	0.91	1.34	1.81	2.34	2.95	3.57
住宅投資									
基準解	15,286.13	15,517.06	15,853.13	16,255.48	17,782.45	19,388.37	19,293.15	20,436.37	22,694.73
シミュレーション	15,279.87	15,582.59	16,072.27	16,603.26	18,258.78	20,016.33	20,105.36	21,474.50	23,974.47
乖離率(%)	-0.04	0.42	1.38	2.14	2.68	3.24	4.21	5.08	5.64
設備投資									
基準解	47,005.54	47,997.96	49,889.97	52,011.21	55,104.80	57,842.65	59,784.93	62,036.05	65,181.12
シミュレーション	46,995.58	48,087.61	50,161.26	52,500.84	55,877.18	58,954.95	61,289.33	64,020.18	67,708.52
乖離率(%)	-0.02	0.19	0.54	0.94	1.40	1.92	2.52	3.20	3.88
民間貯蓄率 ^{b)}									
基準解	21.33	20.36	19.93	19.50	19.48	19.00	18.07	17.39	16.90
シミュレーション	21.24	20.35	20.03	19.69	19.73	19.32	18.47	17.87	17.42
乖離率(%)	-0.09	-0.01	0.10	0.19	0.26	0.32	0.40	0.48	0.52
民間貯蓄 ^{a)}									
基準解	38,913.89	38,989.72	40,023.84	41,319.34	43,350.92	44,640.41	43,966.77	43,802.19	44,691.77
シミュレーション	38,693.27	39,055.41	40,504.08	42,199.53	44,648.89	46,398.52	46,228.08	46,597.27	48,027.62
乖離率(%)	-0.57	0.17	1.20	2.13	2.99	3.94	5.14	6.38	7.46
政府貯蓄 ^{a)}									
基準解	-12.94	12.92	-835.53	2,717.48	2,840.67	5,857.61	9,132.71	11,779.75	12,261.08
シミュレーション	2,892.51	2,981.42	2,200.97	5,841.96	6,163.71	9,411.47	12,873.56	15,612.07	16,284.84
乖離率(%)	-22,460.18	22,980.66	-363.42	114.98	116.98	60.67	40.96	32.53	32.82
社会保障基金貯蓄 ^{a)}									
基準解	6,677.00	7,454.60	7,594.80	7,910.20	8,839.20	10,552.00	10,732.00	10,286.80	12,535.00
シミュレーション	6,676.90	7,437.38	7,612.86	7,949.23	8,900.54	10,637.68	10,889.44	10,513.88	12,832.79
乖離率(%)	0.00	-0.23	0.24	0.49	0.69	0.81	1.47	2.21	2.38
総貯蓄 ^{a)}									
基準解	45,577.93	46,457.22	46,783.04	51,947.30	55,031.00	61,050.35	63,831.88	65,868.02	69,487.20
シミュレーション	48,263.19	49,474.32	50,318.15	55,989.51	59,712.89	66,447.26	69,990.29	72,722.12	77,145.89
乖離率(%)	5.89	6.49	7.56	7.78	8.51	8.84	9.65	10.41	11.02

注) 単位: a) 10億円, b) %, その他は10億円 (85年価格)。

変化がみられないわけであるから、実質 GNP のパスも公共投資を増やす前と比較してほとんど変化がみられない。これを貯蓄投資バランスの視点からながめてみよう。政府の貯蓄投資バランスは、公共投資の増大によってそれだけ資金不足が発生することになる。その資金不足は、民間の資金余剰を吸収する形で実現しており、その分民間の設備投資が減少しているのである。

タイプ 2 の下では、政府の公共投資の増大は、政府の最終消費支出の減少によってファイナンスされており民間部門の経済活動に対してはほぼ中立的である。しかし、公共投資の増大は資本ストックの増大につながり、実質 GNP を押し上げることになる。GNP の増大幅は、最終年には 2.7% にもいたる。GNP の増大は民間可処分所得の増大につながり、民間消費支出、住宅投資、民間設備投資をそれぞれ引き上げる効果をもつ。民間設備投資の増大は民間資本ストックの拡充につながり、さらに実質 GNP の増大に寄与する。また貯蓄水準も引き上げられ、総貯蓄は 5.9% から 11.0% ほど増加がみられる。このように政府の公共投資がどの部門のどのような支出をクラウド・アウトするかによって実質 GNP に対する効果は大きく異なってくる。

最後にわれわれのモデルにおいては輸入が内生化されておらず公共投資が名目 GNP に及ぼす効果はリーケージがない部分だけ大きく表れていることに注意しておこう。

IV 今後の課題

われわれは供給サイドに立脚した社会保障計量モデルに基づいて社会保障体系の変化が実物経済に対してどのような効果をもたらすのか数量的に分析を加えた。われわれは 2 つのタイプのモデルに基づいて検討を加えたが、両モデルとも基本的にはサプライサイド型のモデルであるにもかかわらず全く異なったインプリケーションが得られた。それは、まさに民間と政府の間の資金過不足の調整方法の相違に起因しているのである。われわれのモデルでは純輸出の水準は外生として与えられ

ていた。このことは海外からの資金の流出入が与えられた下で国内の資金を政府と民間で配分するという設定の下にモデルが構築されたことを意味する。政府部門において資金不足が発生した場合には民間の資金余剰を取り崩すことになるが、それがどのような形態で生じるのかによって長期的な成長パスは異なってくるのである。

住宅投資をクラウド・アウトする場合には、生産能力である資本ストックには変化がないが、家計が住宅サービスから享受する効用水準は低下してしまう。逆に、設備投資をクラウド・アウトする場合には生産能力が落ちて、GNP の成長パスは下方にシフトしてしまう。従って長期的な成長経路をモデル分析に基づいて予測する場合には、その背後のモデルの構造を明確にしてさまざまな政策の波及経路を分かりやすく提示しておくことが肝要となる。

今後の課題をいくつか述べて本稿を閉じることにしてしよう。まず、われわれのモデルでは海外部門が外生扱いであった。海外部門の内生化が必要なのはいうまでもないであろう。今後わが国で高齢化が進行していく過程で、民間と政府の資金過不足がどのように推移していき、海外に対する債権の増加がどのようなペースで進んでいくのかを予測することは、わが国の国際的な地位を考えると極めて重要なことといえよう。

次に、政府や民間で資金過不足が生じた場合にそれが金融市場の需給に反映され、金利がどのような変動をするのか分析することが必要であろう。金利の高低は民間の住宅投資や設備投資に対して影響を及ぼし、ひいては長期的な成長経路に対しても効果をもつことになる。

また、われわれはサプライサイドのモデルに立脚した分析を行ってきたが、われわれと全く異なった視点に立ったモデルから得られる結果とわれわれのものを比較することも必要となろう。その代表的なモデルが需要サイドに立脚したケインズ型モデルである。ケインズ型モデルでは有効需要の水準が実質 GNP を規定している。従って、消費から貯蓄へのシフトは有効需要水準を減らして、短期的には GNP は下落してしまう。しかし、そ

の場合でも金利は低下しているから、投資水準は引き上げられ、長期的にみれば成長経路は上方にシフトする可能性がある。

最後に、われわれのシミュレーションは、1980年から1988年までの期間に限定されていたが、これを外挿シミュレーションに改め、21世紀にかけての成長経路を模索することが必要であろう。われわれは他国に例をみないペースで高齢化を経験しようとしている。従ってさまざまな視点に立脚したモデルから多面的に日本経済に分析を加えることが、不確定要素の多い21世紀の日本を予測する上では不可欠なものとなる。

* 本稿の研究の一部は、平成元年度信託協会「信託研究奨励金」によって援助されたものである。その資金援助に謝意を表したい。

参考文献

- Auerbach, A. and L. J. Kotlikoff (1987), "An Examination of Empirical Test of Social Security and Savings," in E. Helpman, A. Razin and E. Sadka eds., *Social Policy Evaluation: An Economic Perspective*.
- Feldstein (1974), "Social Security, Induced Retirements and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 82, No. 5.
- 中村正明 (1991), 「年金制度と高齢化社会」『日本財政の経済分析』, 創文社。
- Horioka, C. Y. (1989), "Why Is Japan's Private Saving Rate So High?" in R. Sato ed., *Developments in Japanese Economics*, Academic Press.
- 経済企画庁 (1982), 『2000年の日本 (各論) ——長期展望テクニカル・レポート——』。
- (1991), 『2010年への選択 メッセージ——「地球」と「人間」』。
- 岸 功 (1990), 「超長期社会保障モデルによる社会保障給付費の推計」『季刊・社会保障研究』Vol. 25, No. 4。
- 厚生省人口問題研究所編 (1991), 『日本の将来推計人口 (平成3年6月暫定推計)』, 厚生統計協会。
- 日本医師会 (1990), 『主要社会保障指標の将来動向』。
- OECD (1988), *Reforming Public Pension*.
- OECD (1991), *National Accounts of OECD Countries*.
- 労働省『賃金構造基本統計調査』各年版。
- 総務庁統計局『労働力調査年報』各年版。
- United Nations (1988), *Global Estimate & Projections of Population by Sex and Age*.

〈付 録〉

I Prototype Model Version 1.

ブロック	Type 1	方程式数	Type 2	方程式数
Bloc A	#A	23	#A2	25
Bloc B	#B	14	#B	15
Bloc C	#C1	23	#C1	23
Bloc D	#D	8	#D	8
Bloc E	#E1	51	#E1	51
方程式総数		119		122

II 方程式一覧

A. 経済部門 (Type 1)

[1] 国民総生産 (実質)

ANNUAL DATA FOR 17 PERIODS FROM 1973 TO 1989

$\text{LOG}(\text{GNP}/(\text{HOUR} * \text{NEQ}))$

$$= 0.62507 * \text{LOG}((\text{KFNR}[-1] + \text{KGG}[-1]) / (\text{HOUR} * \text{NEQ})) - 0.56302$$

(23.4802) (37.9815)

SUM SQ 0.0114 STD ERR 0.0275

LHS MEAN -0.8738 R SQ 0.9735

R BAR SQ 0.9717 F 1, 15 551.321

D. W. (1) 0.5350 D. W. (2) 0.9897

[2] 国民総生産 (名目)

$\text{GNPN} = \text{PGNP} * \text{GNP}/100$

[3] 固定資本減耗

$\text{DEP} = \text{DEPP} + \text{DEPG} + \text{DEPS}$

[4] 固定資本減耗 (非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$\text{DEPP} = 0.08597 * (\text{PIR} * \text{KFR}[-1])$

$$+ \text{PINR} * \text{KFNR}[-1] / 100 + 851.541$$

(21.2261) (0.55211)

SUM SQ 1 E+08 STD ERR 2661.60

LHS MEAN 30914.5 R SQ 0.9636

R BAR SQ 0.9615 F 1, 17 450.547

D. W. (1) 0.1698 D. W. (2) 0.5045

[5] 海外からのその他の経常移転 (純)

$\text{TRNF} = \text{RTRNF} * \text{GNPN}/100$

[6] 経常海外余剰

$\text{NEXN} = \text{RNEXN} * \text{GNPN}/100$

[7] 国民所得 (要素価格表示)

$$NY = GNP_N - DEP - TIO - TIC + SUB - DISC$$

[8] 可処分所得 (非一般政府)

$$YDP = GNP_N - DEP - CGN - CSN - SG - SS + TRNF - DISC$$

[9] 貯蓄率 (非一般政府)

POOL MASTER EQUATION

ANNUAL DATA FOR 96 PERIODS FROM 1974 TO 1989

$$RSP = -25.5545 * (SSB/NO\ 65) / (GNPN/NO\ 1564)$$

(7.09125)

$$-0.79233 * NO\ 65 / POP * 100$$

(3.70838)

$$+0.15876 * PCH(GNP/POP)$$

(1.83206)

$$-5.18012 * DUMUS - 5.73900 * DUMUK$$

(4.78871) (3.05150)

$$+4.55471 * DUMSW + 7.16961 * DUMG$$

(2.62509) (5.23867)

$$+9.6932 * DUMF + 42.1046$$

(9.5742) (16.5666)

SUM SQ	190.660	STD ERR	1.4804
--------	---------	---------	--------

LHS MEAN	20.4959	R SQ	0.7703
----------	---------	------	--------

R BAR SQ	0.7492	F 8, 87	36.4662
----------	--------	---------	---------

D. W. (1)	0.0322	D. W. (2)	0.7531
-----------	--------	-----------	--------

[**] 貯蓄率 (非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$$RSP = -2.01030 * (SSB/NO\ 65) / (GNPN/NO\ 1564)$$

(0.73571)

$$-1.77777 * NO\ 65 / POP * 100$$

(8.93591)

$$+0.17094 * PCH(GNP/POP)$$

(1.86886)

$$-1.20926 * DUM\ 82 + 1.45731 * DUM\ 78$$

(1.83883) (2.10757)

$$+1.37126 * DUM\ 77 + 37.5477$$

(2.04885) (37.0126)

SUM SQ	4.5620	STD ERR	0.6166
--------	--------	---------	--------

LHS MEAN	20.9672	R SQ	0.9665
----------	---------	------	--------

R BAR SQ	0.9498	F 6, 12	57.7592
----------	--------	---------	---------

D. W. (1)	2.1359	D. W. (2)	2.5740
-----------	--------	-----------	--------

[10] 貯蓄 (非一般政府)

$$SP = RSP * YDP / 100$$

[11] 総貯蓄

$$ST = SP + SG + SS$$

[12] 国内総資本形成

$$IN = ST + DEP + DISC - NEXN - TRNF$$

[13] 住宅投資

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$$(IRN/PIR) / (YDP/CPI) * 100$$

$$= -19828.0 * 1 / (YDP/CPI * 100) * 100$$

(3.67680)

$$+0.81301 * NO\ 2539 / POP * 100$$

(4.50121)

$$-0.17973 * KFR[-1] / (YDP/CPI * 100) * 100$$

(5.66074)

$$-1.31065 * DUM\ 85 - 1.38917 * DUM\ 86$$

(2.50448) (2.57592)

$$+1.18134 * DUM\ 89 + 10.0066$$

(1.90504) (3.17116)

SUM SQ	2.8052	STD ERR	0.4835
--------	--------	---------	--------

LHS MEAN	8.6358	R SQ	0.8947
----------	--------	------	--------

R BAR SQ	0.8420	F 6, 12	16.9876
----------	--------	---------	---------

D. W. (1)	1.4955	D. W. (2)	1.9478
-----------	--------	-----------	--------

[14] 純固定資産 (住宅)

$$KFR = (1 - RREPR/100) * KFR[-1] + IRN/PIR * 100$$

[15] 在庫品増加

$$JN = RJN * GNP_N / 100$$

[16] 企業設備投資

$$INRN = IN - IRN - IGGN - IGSN - JN$$

[17] 純固定資産 (非住宅)

$$KFNR = (1 - RREP_N/100) * KFNR[-1] + INRN/PINR * 100$$

[18] 一般政府純固定資産

$$KGG = (1 - RREPGG/100) * KGG[-1] + (IGGN + IGSN) / PIGT * 100$$

[19] 純固定資産

$$KNR = KFNR + KGG$$

[20] 資本移転 (純: 非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970 TO 1989

$$NKTRP = -0.04738 * INRN - 0.79259 * LPN$$

(2.25310) (2.35529)

$$+488.342 * DUM\ 79 - 1136.53 * DUM\ 87$$

(1.76236) (3.73434)

$$-1135.05 * DUM\ 88 - 754.882 * DUM\ 89$$

(3.47588) (1.95338)

$$+820.537$$

(3.06737)

SUM SQ	932406	STD ERR	267.813
--------	--------	---------	---------

LHS MEAN	292.680	R SQ	0.7959
----------	---------	------	--------

R BAR SQ	0.7017	F 6, 13	8.4497
----------	--------	---------	--------

D. W. (1)	1.3945	D. W. (2)	1.7313
-----------	--------	-----------	--------

[21] 土地の購入 (純: 非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$LPN = -0.03156 * INRN - 0.10095 * IGGN$$

(5.09070) (4.60496)

$$+ 536.418$$

(5.86658)

SUM SQ	390443	STD ERR	151.550
LHS MEAN	-2066.0	R SQ	0.9823
R BAR SQ	0.9802	F 2, 17	470.691
D. W. (1)	1.6473	D. W. (2)	1.8540

[22] 貯蓄投資差額 (非一般政府)

$$SIP = SP + DEPP + NKTRP - INRN - IRN - JN$$

$$- LPN$$

[23] 民間最終消費支出

$$CPN = YDP - SP$$

A. 経済部門 (Type 2)

[1] 国民総生産 (実質)

Type 1 に同じ

[2] 国民総生産 (名目)

Type 1 に同じ

[3] 固定資本減耗

Type 1 に同じ

[4] 固定資本減耗 (非一般政府)

Type 1 に同じ

[5] 海外からのその他の経常移転 (純)

Type 1 に同じ

[6] 経常海外余剰

Type 1 に同じ

[7] 国民所得 (要素価格表示)

Type 1 に同じ

[8] 可処分所得 (非一般政府)

Type 1 に同じ

[9] キッシュ・フロー (非一般政府)

$$YDGP = YDP + DEPP + NKTRP$$

[10] 民間最終消費支出

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

CPN/YDGP

$$= 20929.0 * 1 / (YDGP / PGNP)$$

(2.0245)

$$+ 0.12784 * (SSB / NO 65) / (GNPN / NO 1564)$$

(3.3865)

$$+ 2.2818 * NO 65 / POP + 0.29945$$

(4.0113) (2.6256)

SUM SQ	0.0005	STD ERR	0.0054
LHS MEAN	0.67049	R SQ	0.9352
R BAR SQ	0.9386	F 3, 15	
D. W. (1)	1.3707		

[11] 貯蓄投資差額 (非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

SIP/YDGP

$$= -21388.0 * 1 / (YDGP / PGNP)$$

(1.3514)

$$+ 0.13173 * (SSB / NO 65) / (GNPN / NO 1564)$$

(2.2438)

$$- 2.2288 * NO 65 / POP + 0.21013 * CCOST$$

(2.5461) (3.8276)

$$+ 0.22565$$

(1.3008)

SUM SQ	0.0026	STD ERR	0.0117
LHS MEAN	0.03422	R SQ	0.7977
R BAR SQ	0.8084	F 3, 15	
D. W. (1)	1.3476		

[12] 住宅投資

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

IRN/YDGP

$$= -7439.2 * 1 / (YDGP / PGNP)$$

(0.57819)

$$- 0.14807 * (SSB / NO 65) / (GNPN / NO 1564)$$

(3.1514)

$$- 0.33088 * NO 65 / POP + 0.22091$$

(0.46877) (1.5579)

SUM SQ	0.0013	STD ERR	0.0085
LHS MEAN	0.07662	R SQ	0.5771
R BAR SQ	0.5994	F 3, 15	
D. W. (1)	0.4690		

[13] 企業設備投資

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

INRN/YDGP

$$= 9460.0 * 1 / (YDGP / PGNP) - 0.18175 * CCOST$$

(2.2435) (2.6258)

$$+ 0.20806$$

(8.4275)

SUM SQ	0.0057	STD ERR	0.0174
LHS MEAN	0.22013	R SQ	0.3539
R BAR SQ	0.3879	F 3, 15	
D. W. (1)	0.4292		

[14] 土地の純購入・在庫品増加

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971

TO 1989

LPJN/YDGP

$$= -1562.4 * 1 / (YDGP / PGNP)$$

(0.32907)

$$-0.11150 * (SSB / NO 65) / (GNPN / NO 1564)$$

(6.3913)

$$+0.27783 * NO 65 / POP - 0.028377 * CCOST$$

(1.0770) (1.4691)

$$+0.045929$$

(0.8908)

SUM SQ 0.0002 STD ERR 0.0037

LHS MEAN -0.00146 R SQ 0.7671

R BAR SQ 0.7794 F 3, 15

D. W. (1) 0.6955

[15] 貯蓄 (非一般政府)

$$SP = YDP - CPN$$

[16] 貯蓄率 (非一般政府)

$$RSP = SP / YDP * 100$$

[17] 総貯蓄

Type 1 に同じ

[18] 国内総資本形成

$$IN = IRN + INRN + JN + IGGN$$

[19] 純固定資産 (住宅)

Type 1 に同じ

[20] 在庫品増加

$$JN = LPJN - LPN$$

[21] 純固定資産 (非住宅)

Type 1 に同じ

[22] 一般政府純固定資産

Type 1 に同じ

[23] 純固定資産

Type 1 に同じ

[24] 資本移転 (純: 民間)

Type 1 に同じ

[25] 土地の購入 (純: 民間)

Type 1 に同じ

B. 政府部門 (中央政府・地方政府)

[1] 租税収入

$$TAX = TD + TIO + TIC$$

[2] 直接税

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$LOG(TD) = 1.26316 * LOG(YDP) - 5.04658$$

(27.9470) (9.35726)

SUM SQ 0.1836 STD ERR 0.1010

LHS MEAN 10.0126 R SQ 0.9775

R BAR SQ 0.9762 F 1, 18 781.036

D. W. (1) 0.6368 D. W. (2) 1.3821

[3] 間接税 (消費税)

$$TIC = RTIC * (CPN + CGN + CSN + IRN) / 100$$

[4] 間接税 (消費税以外)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

$$TIO = 0.16503 * CPN - 6020.54$$

(6.79492) (1.06272)

SUM SQ 5888576 STD ERR 606.660

LHS MEAN 18077.9 R SQ 0.9954

R BAR SQ 0.9948 F 2, 16 1717.30

D. W. (1) 1.3873 D. W. (2) 2.0089

$$AR-0 = +0.84328 * AR-1$$

(6.79059)

[5] 最終消費 (Type 1: 外生)

[**] 最終消費 (Type 2)

$$CGN = GNPN - CPN - CSN - IN - NEXN$$

[6] 補助金

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

$$LOG(SUB) = 0.92193 * LOG(GNPN) - 3.39261$$

(3.82540) (1.12128)

SUM SQ 0.1657 STD ERR 0.1018

LHS MEAN 7.9179 R SQ 0.9564

R BAR SQ 0.9510 F 2, 16 175.637

D. W. (1) 1.2980 D. W. (2) 1.5437

$$AR-0 = +0.73947 * AR-1$$

(4.67282)

[7] 他の部門への経常移転 (純)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

$$TRPG = 0.78450 * TRPG[-1] + 0.11624 * CGN$$

(8.79353) (2.42626)

$$-673.865$$

(1.13530)

SUM SQ 4575542 STD ERR 534.763

LHS MEAN 6651.90 R SQ 0.9895

R BAR SQ 0.9882 F 2, 16 755.251

D. W. (1) 0.5634 D. W. (2) 1.0382

H 3.6527

[8] 社会保障基金への経常移転 (純)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{TRGG} = 0.26852 * \text{SSB} + 44.4477$$

(52.8828) (0.39372)

SUM SQ	1265906	STD ERR	265.195
LHS MEAN	5124.54	R SQ	0.9936
R BAR SQ	0.9932	F 1, 18	2796.60
D. W. (1)	2.1428	D. W. (2)	2.0163

[9] 海外に対するその他の経常移転(純)

$$\text{TRFG} = \text{RTRFG} * \text{GNPN} / 100$$

[10] 社会扶助金

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{SAG} = 0.04019 * \text{CPN} / \text{POP} * 10000 - 240.485$$

(16.8708) (0.82211)

SUM SQ	4386289	STD ERR	493.642
LHS MEAN	4329.75	R SQ	0.9405
R BAR SQ	0.9372	F 1, 18	284.625
D. W. (1)	0.1998	D. W. (2)	0.5601

[11] 貯蓄

$$\text{SG} = \text{TAX} + \text{DSSC} - \text{CGN} - \text{SUB} - \text{TRFG} - \text{TRGG} \\ - \text{TRPG} - \text{SAG}$$

[12] 固定資本減耗

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

$$\text{DEPG} = 0.01157 * \text{PIGT} * \text{KGG}[-1] / 100$$

(56.9108)

$$- 134.684 * \text{DUM} 89 - 26.3986$$

(2.40182) (0.98419)

SUM SQ	40115.4	STD ERR	50.0721
LHS MEAN	1404.15	R SQ	0.9957
R BAR SQ	0.9952	F 2, 16	1862.94
D. W. (1)	0.8046	D. W. (2)	1.6068

[13] 資本移転(純)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{NKTRG} = -1.10176 * \text{NKTRP} + 110.398$$

(20.1659) (3.60546)

SUM SQ	245470	STD ERR	116.779
LHS MEAN	-212.07	R SQ	0.9576
R BAR SQ	0.9553	F 1, 18	406.663
D. W. (1)	1.0442	D. W. (2)	2.2204

[14] 土地の購入(純)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

$$\text{LGN} = 0.21964 * \text{IGGN} - 689.621$$

(8.82491) (1.83710)

SUM SQ	543792	STD ERR	184.356
LHS MEAN	2140.46	R SQ	0.9715
R BAR SQ	0.9679	F 2, 16	272.564
D. W. (1)	2.0481	D. W. (2)	1.6192
$\text{AR}-0 = +0.61429 * \text{AR}-1$			
(3.21673)			

[15] 貯蓄投資差額

$$\text{SIG} = \text{SG} + \text{DEPG} + \text{NKTRG} + \text{NKTROG} - \text{IGGN} \\ - \text{LGN}$$

C. 社会保障部門

[1] 社会保障負担

$$\text{SSC} = \text{SSCP} + \text{SSCM} + \text{SSCL} - \text{DSSC}$$

[2] 社会保障負担(年金)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1970
TO 1988

$$\text{SSCP} = 0.07275 * \text{W} * \text{NSUB} / 100 - 3768.71$$

(22.8056) (6.26586)

SUM SQ	2 E+07	STD ERR	1005.26
LHS MEAN	8899.76	R SQ	0.9683
R BAR SQ	0.9665	F 1, 17	520.097
D. W. (1)	0.2655	D. W. (2)	0.6434

[3] 社会保障負担(医療保険)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{SSCM} = 0.03353 * \text{W} * \text{NO} 1564 / 100 - 1639.76$$

(42.1901) (7.84243)

SUM SQ	2273547	STD ERR	355.399
LHS MEAN	6519.67	R SQ	0.9900
R BAR SQ	0.9894	F 1, 18	1780.00
D. W. (1)	0.1975	D. W. (2)	0.6123

[4] 社会保障負担(労働保険)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{SSCL} = 0.01296 * \text{W} * \text{NW} / 100 - 75.3222$$

(51.0149) (2.17312)

SUM SQ	71669.6	STD ERR	63.1003
LHS MEAN	1539.76	R SQ	0.9931
R BAR SQ	0.9927	F 1, 18	2602.53
D. W. (1)	0.8525	D. W. (2)	1.7396

[5] 最終消費

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{CSN} = 0.01697 * \text{SSB} + 53.2889$$

(29.5182) (4.16895)

SUM SQ 16229.2 STD ERR 30.0270
 LHS MEAN 374.355 R SQ 0.9798
 R BAR SQ 0.9786 F 1, 18 871.322
 D. W. (1) 0.5374 D. W. (2) 1.1749

[6] 他部門に対する経常移転(純)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
 TO 1989

$$TRPS = -0.06466 * KSS[-1] - 159.508$$

(36.9804) (1.45239)

SUM SQ 1292390 STD ERR 275.723
 LHS MEAN -3479.6 R SQ 0.9877
 R BAR SQ 0.9870 F 1, 17 1367.55
 D. W. (1) 0.6486 D. W. (2) 1.5865

[7] 社会保障給付

$$SSB = SSBP + SSBM + SSBL$$

[8] 年金受給者1人当たり年金給付

ANNUAL DATA FOR 16 PERIODS FROM 1973
 TO 1988

$$RSSBP = 0.25202 * W * (1 + PCH(CPI[-1])/100)$$

(19.6425)

$$+ 0.01015 * W * (1 + PCH(CPI[-1])/100)$$

(1.76101)

$$* DUM 8689 - 368.613$$

(8.62801)

SUM SQ 13630.8 STD ERR 32.3809
 LHS MEAN 512.218 R SQ 0.9797
 R BAR SQ 0.9766 F 2, 13 313.590
 D. W. (1) 1.3611 D. W. (2) 2.0966

[9] 社会保障給付(年金)

$$SSBP = RSSBP * NREC / 100$$

[10] 年金水準指数

$$PI = RSSBP / W$$

[11] 社会保障給付(医療保険)

ANNUAL DATA FOR 12 PERIODS FROM 1977
 TO 1988

$$SSBM = 1.21833 * ME * (1 - RME/100) - 1922.03$$

(62.6515) (8.91529)

SUM SQ 237539 STD ERR 154.123
 LHS MEAN 11294.1 R SQ 0.9975
 R BAR SQ 0.9972 F 1, 10 3925.17
 D. W. (1) 1.5594 D. W. (2) 1.9904

[12] 一般診療費

$$ME = ME 14 + ME 1544 + ME 4564 + ME 65$$

[13] 一般診療費(14歳以下)

ANNUAL DATA FOR 12 PERIODS FROM 1977
 TO 1988

$$LOG(ME 14) = 0.76866 * LOG(NY/NE)$$

(16.8442)

$$- 0.19204 * LOG(RME) + 4.55899$$

(1.38200) (14.9014)

SUM SQ 0.0047 STD ERR 0.0229
 LHS MEAN 6.9110 R SQ 0.9733
 R BAR SQ 0.9674 F 2, 9 164.170
 D. W. (1) 2.4109 D. W. (2) 1.3148

[14] 一般診療費(15歳~44歳)

ANNUAL DATA FOR 12 PERIODS FROM 1977
 TO 1988

$$LOG(ME 1544) = 0.55252 * LOG(NY/NE)$$

(12.8926)

$$- 0.29560 * LOG(RME) + 6.73233$$

(2.26523) (23.4315)

SUM SQ 0.0042 STD ERR 0.0215
 LHS MEAN 8.0378 R SQ 0.9525
 R BAR SQ 0.9419 F 2, 9 90.2127
 D. W. (1) 1.7529 D. W. (2) 2.8571

[15] 一般診療費(45歳~64歳)

ANNUAL DATA FOR 12 PERIODS FROM 1977
 TO 1988

$$LOG(ME 4564) = 1.55483 * LOG(NY/NE)$$

(43.5509)

$$- 0.34135 * LOG(RME) + 3.36288$$

(3.13997) (14.0497)

SUM SQ 0.0029 STD ERR 0.0179
 LHS MEAN 8.2355 R SQ 0.9959
 R BAR SQ 0.9950 F 2, 9 1105.89
 D. W. (1) 2.2207 D. W. (2) 3.0680

[16] 一般診療費(65歳以上)

ANNUAL DATA FOR 12 PERIODS FROM 1977
 TO 1988

$$LOG(ME 65) = 2.15253 * LOG(NY/NE) + 0.40164$$

(54.5090) (2.76822)

SUM SQ 0.0049 STD ERR 0.0221
 LHS MEAN 8.3027 R SQ 0.9966
 R BAR SQ 0.9963 F 1, 10 2971.24
 D. W. (1) 1.7632 D. W. (2) 1.9800

[17] 社会保障給付(労働保険)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
 TO 1989

$$SSBL = 0.25403 * W * UR * NW / 10000 + 1045.95$$

(2.27756) (1.68182)

SUM SQ 143500 STD ERR 94.7035
 LHS MEAN 1639.48 R SQ 0.9811
 R BAR SQ 0.9788 F 2, 16 416.396

D. W. (1) 1.3658 D. W. (2) 1.1387

AR-0 = +0.85160 * AR-1
(7.89144)

[18] 貯蓄

SS = SSC - CSN - SSB + TRGG - TRPS

[19] 固定資本減耗

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

DEPS = 0.00006 * PIGT * KGG[-1]/100
(49.5949)

-1.17318 * DUM 89 + 2.88224 * DUM 85
(3.51677) (9.18711)

+1.06057
(6.67218)

SUM SQ 1.2970 STD ERR 0.2940

LHS MEAN 8.7789 R SQ 0.9955

R BAR SQ 0.9946 F 3, 15 1104.71

D. W. (1) 1.6983 D. W. (2) 2.0058

[20] 資本移転(純)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

NKTRS = -2.84577 * IGSN - 387.137 * DUM 86
(13.6953) (16.5673)

-319.086 * DUM 87 - 12.2218
(13.3724) (1.19621)

SUM SQ 7714.79 STD ERR 21.9585

LHS MEAN -177.67 R SQ 0.9832

R BAR SQ 0.9801 F 3, 16 313.006

D. W. (1) 0.5886 D. W. (2) 1.1232

[21] 土地の購入(純)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

LSN = 0.24177 * IGSN + 5.45472 * DUM 79
(14.9081) (2.90891)

+4.98533 * DUM 85 - 2.09800
(2.60544) (2.50726)

SUM SQ 53.1946 STD ERR 1.8234

LHS MEAN 9.4800 R SQ 0.9433

R BAR SQ 0.9327 F 3, 16 88.7264

D. W. (1) 1.6336 D. W. (2) 1.9842

[22] 貯蓄投資差額

SIS = SS + DEPS + NKTRS - NKTROG - IGSN
- LSN

[23] 社会保障積立金

KSS = KSS[-1] + SS

D. 賃金・価格部門

[1] 雇用者1人当たりの賃金俸給

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

W = 0.60485 * W[-1] + 0.33830 * NY/NE * 100
(4.16129) (2.46547)

+207.562
(3.69232)

SUM SQ 58893.7 STD ERR 60.6701

LHS MEAN 3148.67 R SQ 0.9972

R BAR SQ 0.9969 F 2, 16 2871.71

D. W. (1) 0.8710 D. W. (2) 1.5290

H 2.5786

[2] 卸売物価

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

WPI = -0.01273 * LP + 0.01684 * W
(2.87563) (4.18611)

+0.43519 * PIM + 60.6526
(9.6178) (5.15751)

SUM SQ 71.1491 STD ERR 2.1087

LHS MEAN 82.5600 R SQ 0.9887

R BAR SQ 0.9866 F 3, 16 467.105

D. W. (1) 0.9333 D. W. (2) 1.6426

[3] 消費者物価

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

CPI = 0.33580 * CPI[-1] + 0.00969 * W
(5.71594) (8.57401)

+0.22416 * WPI + 5.59408
(11.9697) (6.19507)

SUM SQ 6.3811 STD ERR 0.6522

LHS MEAN 81.0263 R SQ 0.9992

R BAR SQ 0.9991 F 3, 15 6447.78

D. W. (1) 1.0114 D. W. (2) 1.5926

H 2.1963

[4] GNP デフレーター

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

PGNP = 0.18878 * PINR + 0.75621 * CPI
(3.62120) (19.2562)

-1.82610 * DUM 82 + 1.81799 * DUM 78
(1.88981) (1.91452)

-1.61904 * DUM 83 + 6.69142
(1.69277) (4.18062)

SUM SQ 11.5683 STD ERR 0.9090

LHS MEAN 82.3163 R SQ 0.9986

R BAR SQ 0.9980 F 5, 14 1929.03
D. W. (1) 0.9456 D. W. (2) 1.8583

[5] 企業設備投資デフレーター (非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

PINR=0.56990*PINR[-1]+0.35098*WPI
(7.51615) (4.37997)

+9.20143
(3.58423)

SUM SQ 72.3636 STD ERR 2.1267
LHS MEAN 87.0070 R SQ 0.9840
R BAR SQ 0.9821 F 2, 16 493.415
D. W. (1) 0.9476 D. W. (2) 2.0658
H 1.9873

[6] 住宅投資デフレーター (非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

PIR=0.77913*PIR[-1]+0.18097*WPI
(10.4113) (1.89808)
+6.35810*DUM 89+5.37639*DUM 79
(2.04661) (1.86443)

+5.44945
(1.51453)

SUM SQ 106.257 STD ERR 2.7550
LHS MEAN 83.8636 R SQ 0.9859
R BAR SQ 0.9818 F 4, 14 244.101
D. W. (1) 1.5804 D. W. (2) 2.3752
H 0.5185

[7] 一般政府固定資本形成デフレーター

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

PIGT=0.32859*WPI+0.65916*CPI
(7.67421) (18.8159)

+4.35978*DUM 89+2.89284
(2.88083) (1.92470)

SUM SQ 28.0081 STD ERR 1.3231
LHS MEAN 82.2141 R SQ 0.9967
R BAR SQ 0.9960 F 3, 16 1591.10
D. W. (1) 0.9046 D. W. (2) 2.3840

[8] 資本コスト

CCOST=PINR*(INR+RREP NR
-PCH(PINR))/100/PGNP

E. 労働部門

[1] 失業率

ANNUAL DATA FOR 18 PERIODS FROM 1972
TO 1989

UR=-0.28047*PCH(GNP[-1])
(5.55633)

+0.40960*PCH(LF)-1.21451*DUM 75
(3.49406) (3.41721)

+0.78390*DUM 86+0.69389*DUM 85
(2.80914) (2.43249)

+2.94788
(13.0076)

SUM SQ 0.8663 STD ERR 0.2687
LHS MEAN 2.1803 R SQ 0.7776
R BAR SQ 0.6849 F 5, 12 8.3911
D. W. (1) 1.0617 D. W. (2) 1.6670

[2] 雇用者

NW=RNW*NE/100

[3] 公的年金受給者数

NREC=2.07892*(NO 6064+NO 65)-1620.17
(22.6702) (11.6601)

SUM SQ 183707 STD ERR 103.953
LHS MEAN 1483.11 R SQ 0.9680
R BAR SQ 0.9661 F 1, 17 513.937
D. W. (1) 0.1726 D. W. (2) 0.5129

[**] 公的年金受給者数

NREC=f(a/(1+b*exp(-λ*TIME)))

[4] 公的年金加入者数

ANNUAL DATA FOR 18 PERIODS FROM 1971
TO 1988

NSUB=1.02461*NO 2564-511.706
(2.00993) (0.15637)

SUM SQ 232171 STD ERR 124.411
LHS MEAN 5797.87 R SQ 0.8916
R BAR SQ 0.8772 F 2, 15 61.7095
D. W. (1) 1.5971 D. W. (2) 1.8482

AR-0=+0.74073*AR-1
(3.44843)

[5] 労働生産性

LP=GNP/((HOUR/176.)*NE)*100

[6] 年齢階層別労働力率 (男子: 15歳~19歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

RLFM 1519=-1.35049*RHEM+143.360
(24.8214) (28.9378)

SUM SQ 11.4407 STD ERR 0.7972
LHS MEAN 20.4727 R SQ 0.9716
R BAR SQ 0.9700 F 1, 18 616.099
D. W. (1) 1.2082 D. W. (2) 1.5067

[7] 年齢階層別労働力率 (男子: 20歳~24歳)

ANNUAL DATA FOR 16 PERIODS FROM 1974

TO 1989

$$\text{RLFM 2024} = -0.52280 * \text{RUEM}[-4] \\ (10.2909)$$

$$-1.32239 * \text{UR} + 95.3742 \\ (2.59837) \quad (57.7944)$$

SUM SQ 5.2751 STD ERR 0.6370

LHS MEAN 71.8973 R SQ 0.9415

R BAR SQ 0.9325 F 2, 13 104.623

D. W. (1) 1.6525 D. W. (2) 2.0698

[8] 年齢階層別労働力率 (男子: 25歳~29歳)

ANNUAL DATA FOR 16 PERIODS FROM 1974
TO 1989

$$\text{RLFM 2529} = -0.90244 * \text{UR} \\ (3.17274)$$

$$-0.04934 * \text{RNJM}[-4] + 99.571 \\ (1.03468) \quad (101.270)$$

SUM SQ 2.0674 STD ERR 0.3988

LHS MEAN 96.4552 R SQ 0.5504

R BAR SQ 0.4812 F 2, 13 7.9567

D. W. (1) 1.2698 D. W. (2) 2.5835

[9] 年齢階層別労働力率 (男子: 55歳~59歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{RLFM 5559} = -1.65710 * \text{UR} + 0.12985 * \text{RN 3} \\ (3.26400) \quad (1.87797)$$

$$+ 0.96313 * \text{DUM 75} + 87.9620 \\ (2.25731) \quad (33.2659)$$

SUM SQ 2.6001 STD ERR 0.4031

LHS MEAN 91.3395 R SQ 0.6414

R BAR SQ 0.5742 F 3, 16 9.5394

D. W. (1) 1.9829 D. W. (2) 2.6426

[10] 年齢階層別労働力率 (男子: 60歳~64歳)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971
TO 1989

$$\text{RLFM 6064} = 1.18872 * \text{RN1} - 8.65018 * \text{PI}[-1] \\ (4.16025) \quad (0.42788)$$

$$+ 62.0573 \\ (9.5632)$$

SUM SQ 14.7886 STD ERR 0.9614

LHS MEAN 76.5585 R SQ 0.9341

R BAR SQ 0.9259 F 2, 16 113.475

D. W. (1) 0.8832 D. W. (2) 1.1185

[11] 年齢階層別労働力率 (男子: 65歳以上)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1970
TO 1988

$$\text{RLFM 65} = -40.0370 * \text{PI} + 0.99434 * \text{RN1} + 33.4639 \\ (3.26148) \quad (6.25571) \quad (8.74952)$$

SUM SQ 6.6511 STD ERR 0.6447

LHS MEAN 41.6019 R SQ 0.9800

R BAR SQ 0.9776 F 2, 16 392.989

D. W. (1) 1.2400 D. W. (2) 1.6759

[12] 労働力人口 (男子: 15歳~19歳)

$$\text{LFM 1519} = \text{RLFM 1519} * \text{NOM 1519/100}$$

[13] 労働力人口 (男子: 20歳~24歳)

$$\text{LFM 2024} = \text{RLFM 2024} * \text{NOM 2024/100}$$

[14] 労働力人口 (男子: 25歳~29歳)

$$\text{LFM 2529} = \text{RLFM 2529} * \text{NOM 2529/100}$$

[15] 労働力人口 (男子: 30歳~34歳)

$$\text{LFM 3034} = \text{RLFM 3034} * \text{NOM 3034/100}$$

[16] 労働力人口 (男子: 35歳~39歳)

$$\text{LFM 3539} = \text{RLFM 3539} * \text{NOM 3539/100}$$

[17] 労働力人口 (男子: 40歳~44歳)

$$\text{LFM 4044} = \text{RLFM 4044} * \text{NOM 4044/11}$$

[18] 労働力人口 (男子: 45歳~49歳)

$$\text{LFM 4549} = \text{RLFM 4549} * \text{NOM 4549/100}$$

[19] 労働力人口 (男子: 50歳~54歳)

$$\text{LFM 5054} = \text{RLFM 5054} * \text{NOM 5054/100}$$

[20] 労働力人口 (男子: 55歳~59歳)

$$\text{LFM 5559} = \text{RLFM 5559} * \text{NOM 5559/100}$$

[21] 労働力人口 (男子: 60歳~64歳)

$$\text{LFM 6064} = \text{RLFM 6064} * \text{NOM 6064/100}$$

[22] 労働力人口 (男子: 65歳以上)

$$\text{LFM 65} = \text{RLFM 65} * \text{NOM 65/100}$$

[23] 労働力人口 (男子: 合計)

$$\begin{aligned} \text{LFM} = & \text{LFM 1519} + \text{LFM 2024} + \text{LFM 2529} \\ & + \text{LFM 3034} + \text{LFM 3539} + \text{LFM 4044} \\ & + \text{LFM 4549} + \text{LFM 5054} + \text{LFM 5559} \\ & + \text{LFM 6064} + \text{LFM 65} \end{aligned}$$

[24] 年齢階層別労働力率 (女子: 15歳~19歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970
TO 1989

$$\text{RLFF 1519} = -1.19823 * (\text{RHEF} + \text{RUEF})/2 \\ (19.3581)$$

$$+ 95.4430 \\ (24.7618)$$

SUM SQ 24.1814 STD ERR 1.1591

LHS MEAN 20.9971 R SQ 0.9542

R BAR SQ 0.9516 F 1, 18 374.738

D. W. (1) 1.0363 D. W. (2) 1.2361

[25] 年齢階層別労働力率 (女子: 20歳~24歳)

ANNUAL DATA FOR 14 PERIODS FROM 1976
TO 1989

$$RLFF2024 = 0.40982 * RUEF[-6] + 58.9334$$

(6.51716) (31.1368)

SUM SQ	17.5343	STD ERR	1.2088
LHS MEAN	71.0876	R SQ	0.7797
R BAR SQ	0.7614	F 1, 12	42.4734
D. W. (1)	0.4462	D. W. (2)	0.8678

[26] 年齢階層別労働力率 (女子: 25歳~29歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970 TO 1989

$$RLFF 2529 = 1.88165 * RLFF 2024 - 82.5088$$

(11.4573) (7.16269)

SUM SQ	69.0526	STD ERR	1.9586
LHS MEAN	49.3750	R SQ	0.8794
R BAR SQ	0.8727	F 1, 18	131.269
D. W. (1)	0.5704	D. W. (2)	1.0699

[27] 年齢階層別労働力率 (女子: 35歳~39歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970 TO 1989

RLFF 3539

$$= -0.57439 * RLFF 6064 - 2.88970 * DUM 75$$

(10.2188) (3.27230)

$$- 2.24947 * DUM 76 - 1.98625 * DUM 77$$

(2.52635) (2.27097)

$$+ 102.533$$

(23.8597)

SUM SQ	10.6407	STD ERR	0.8422
LHS MEAN	58.0618	R SQ	0.9167
R BAR SQ	0.8944	F 4, 15	41.2461
D. W. (1)	1.6161	D. W. (2)	1.8058

[28] 年齢階層別労働力率 (女子: 40歳~44歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970 TO 1989

$$RLFF 4044 = -0.32185 * RLFF 6064$$

(4.85905)

$$+ 0.85556 * RLFF 3034 + 48.1108$$

(8.35271) (4.98868)

SUM SQ	4.9861	STD ERR	0.5416
LHS MEAN	64.5518	R SQ	0.9725
R BAR SQ	0.9693	F 2, 17	301.073
D. W. (1)	1.5673	D. W. (2)	2.0009

[29] 年齢階層別労働力率 (女子: 45歳~49歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970 TO 1989

$$RLFF 4549 = -0.76599 * RLFF 6064 + 123.794$$

(14.3033) (30.0658)

SUM SQ	12.7710	STD ERR	0.8423
LHS MEAN	64.9626	R SQ	0.9191

R BAR SQ	0.9146	F 1, 18	204.583
D. W. (1)	1.0514	D. W. (2)	1.3140

[30] 年齢階層別労働力率 (女子: 50歳~54歳)

ANNUAL DATA FOR 20 PERIODS FROM 1970 TO 1989

RLFF 5054

$$= -0.41748 * RLFF 6064 + 2.51694 * DUM 89$$

(9.9846) (4.17269)

$$+ 1.04138 * DUM 73 + 1.52795 * DUM 88$$

(1.81190) (2.51197)

$$+ 91.4997$$

(28.3199)

SUM SQ	4.3138	STD ERR	0.5363
LHS MEAN	59.6899	R SQ	0.9391
R BAR SQ	0.9229	F 4, 15	57.8675
D. W. (1)	1.4059	D. W. (2)	1.7672

[31] 年齢階層別労働力率 (女子: 55歳~59歳)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$$RLFF 5559 = 15.3663 * PI[-1] - 0.97621 * DUM 86$$

(4.22126) (1.72276)

$$+ 1.25615 * DUM 89 + 48.2166$$

(2.19007) (95.7428)

SUM SQ	4.2919	STD ERR	0.5349
LHS MEAN	50.3512	R SQ	0.6745
R BAR SQ	0.6094	F 3, 15	10.3612
D. W. (1)	2.0291	D. W. (2)	2.0887

[32] 年齢階層別労働力率 (女子: 60歳~64歳)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1971 TO 1989

$$RLFF 6064 = 6.08590 * PI[-1] + 0.98155 * DUM 83$$

(2.99122) (3.03735)

$$- 0.86168 * DUM 76 + 37.5793$$

(2.66937) (129.395)

SUM SQ	1.4347	STD ERR	0.3093
LHS MEAN	38.4252	R SQ	0.6921
R BAR SQ	0.6305	F 3, 15	11.2384
D. W. (1)	1.9803	D. W. (2)	1.5104

[33] 年齢階層別労働力率 (女子: 65歳以上)

ANNUAL DATA FOR 19 PERIODS FROM 1970 TO 1988

$$RLFF 65 = -4.51925 * PI + 1.98540 * DUM 70$$

(1.59405) (4.34790)

$$+ 16.3486$$

(39.7709)

SUM SQ	2.8226	STD ERR	0.4200
LHS MEAN	15.8297	R SQ	0.6452
R BAR SQ	0.6008	F 2, 16	14.5448

D. W. (1) 1.8784 D. W. (2) 1.4699

[34] 労働力人口 (女子: 15歳~19歳)
 $LFF\ 1519 = RLFF\ 1519 * NOF\ 1519 / 100$

[35] 労働力人口 (女子: 20歳~24歳)
 $LFF\ 2024 = RLFF\ 2024 * NOF\ 2024 / 100$

[36] 労働力人口 (女子: 25歳~29歳)
 $LFF\ 2529 = RLFF\ 2529 * NOF\ 2529 / 100$

[37] 労働力人口 (女子: 30歳~34歳)
 $LFF\ 3034 = RLFF\ 3034 * NOF\ 3034 / 100$

[38] 労働力人口 (女子: 35歳~39歳)
 $LFF\ 3539 = RLFF\ 3539 * NOF\ 3539 / 100$

[39] 労働力人口 (女子: 40歳~44歳)
 $LFF\ 4044 = RLFF\ 4044 * NOF\ 4044 / 100$

[40] 労働力人口 (女子: 45歳~49歳)
 $LFF\ 4549 = RLFF\ 4549 * NOF\ 4549 / 100$

[41] 労働力人口 (女子: 50歳~54歳)
 $LFF\ 5054 = RLFF\ 5054 * NOF\ 5054 / 100$

[42] 労働力人口 (女子: 55歳~59歳)
 $LFF\ 5559 = RLFF\ 5559 * NOF\ 5559 / 100$

[43] 労働力人口 (女子: 60歳~64歳)
 $LFF\ 6064 = RLFF\ 6064 * NOF\ 6064 / 100$

[44] 労働力人口 (女子: 65歳以上)
 $LFF\ 65 = RLFF\ 65 * NOF\ 65 / 100$

[45] 労働力人口 (女子: 合計)
 $LFF = LFF\ 1519 + LFF\ 2024 + LFF\ 2529 + LFF\ 3034$
 $+ LFF\ 3539 + LFF\ 4044 + LFF\ 4549 + LFF\ 5054$
 $+ LFF\ 5559 + LFF\ 6064 + LFF\ 65$

[46] 労働力人口 (合計)
 $LF = LFM + LFF$

[47] 質換算労働力人口 (男子: 合計)
 $LFMQ = (WDM\ 1519 * LFM\ 1519$
 $+ WDM\ 2024 * LFM\ 2024$
 $+ WDM\ 2529 * LFM\ 2529$
 $+ WDM\ 3034 * LFM\ 3034$
 $+ WDM\ 3539 * LFM\ 3539$
 $+ WDM\ 4044 * LFM\ 4044$
 $+ WDM\ 4549 * LFM\ 4549$
 $+ WDM\ 5054 * LFM\ 5054$
 $+ WDM\ 5559 * LFM\ 5559$
 $+ WDM\ 6064 * LFM\ 6064$
 $+ WDM\ 65 * LFM\ 65) / 100$

[48] 質換算労働力人口 (女子: 合計)
 $LFFQ = (WDF\ 1519 * LFF\ 1519$
 $+ WDF\ 2024 * LFF\ 2024$

+ WDF 2529 * LFF 2529
+ WDF 3034 * LFF 3034
+ WDF 3539 * LFF 3539
+ WDF 4044 * LFF 4044
+ WDF 4549 * LFF 4549
+ WDF 5054 * LFF 5054
+ WDF 5559 * LFF 5559
+ WDF 6064 * LFF 6064
+ WDF 65 * LFF 65) / 100

[49] 質換算労働力人口 (合計)

$$LFQ = LFMQ + LFFQ$$

[50] 就業者数

$$NE = LF * (1 - UR / 100)$$

[51] 質換算就業者数

$$NEQ = LFQ * (1 - UR / 100)$$

変数リスト

変数	タイプ	名称	単位
CCOST		資本コスト	
CGN		政府最終消費支出 (中央・地方政府)	10億円
CPI		消費者物価指数	85=100
CPN		民間最終消費支出	10億円
CSN		政府最終消費支出 (社会保障基金)	10億円
DEP		固定資本減耗	10億円
DEPG		固定資本減耗 (一般政府: 中央・地方政府)	10億円
DEPP		固定資本減耗 (非一般政府)	10億円
DEPS		固定資本減耗 (一般政府: 社会保障基金)	10億円
DISC	(*)	統計上の不突合	10億円
DSSC	(*)	社会保障負担 (中央政府)	10億円
DUMF	(*)	ダミー変数 (フランス=1, その他=0)	
DUMG	(*)	ダミー変数 (西ドイツ=1, その他=0)	
DUMSW	(*)	ダミー変数 (スウェーデン=1, その他=0)	
DUMUK	(*)	ダミー変数 (英国=1, その他=0)	
DUMUS	(*)	ダミー変数 (米国=1, その他=0)	
DUMX	(*)	ダミー変数 (19X年=1, その他=0)	
GNP		国民総生産 (実質)	10億円 (85年価格)
GNPN		国民総生産	10億円
HOURL	(*)	月間労働時間 (全産業)	時/月
IGGN	(*)	一般政府 (中央・地方政府) 固定資本形成	10億円
IGSN	(*)	一般政府 (社会保障基金) 固定資本形成	10億円
IN		国内総資本形成	10億円
INR	(*)	約定金利	%

変数	タイプ	名 称	単 位	変数	タイプ	名 称	単 位
INRN		企業設備投資	10億円	PIM	(*)	輸入等デフレータ	85=100
IRN		住宅投資	10億円	PINR		企業設備投資デフレータ	85=100
JN		在庫品増加	10億円	PIR		住宅投資デフレータ	85=100
KFNR		純固定資産 (実質: 非住宅)	10億円 (85年価格)	POP	(*)	総人口	万人
KFR		純固定資産 (実質: 住宅)	10億円 (85年価格)	RHEF	(*)	高校進学率 (女子)	%
KG		純固定資産 (実質: 一般政府)	10億円 (85年価格)	RHEM	(*)	高校進学率 (男子)	%
KNR		純固定資産 (実質)	10億円 (85年価格)	RJN	(*)	JN/GNPN*100	
KSS		社会保障積立金	10億円	RLFFX		労働力率 (女子: X歳以上)	%
LF		労働力人口 (合計)	万人	RLFFXY		労働力率 (女子: X歳~Y歳)	%
LFF		労働力人口 (女子: 合計)	万人	RLFMX		労働力率 (男子: X歳以上)	%
LFFQ		質換算労働力人口 (女子)	万人	RLFMXY		労働力率 (男子: X歳~Y歳)	%
LFFX		労働力人口 (女子: X歳以上)	万人	RME	(*)	患者医療費負担比率	%
LFFXY		労働力人口 (女子: X歳~Y歳)	万人	RN1	(*)	第1次産業就業者比率	%
LFM		労働力人口 (男子: 合計)	万人	RN3	(*)	第3次産業就業者比率	%
LFMQ		質換算労働力人口 (男子)	万人	RNEXN	(*)	NEXN/GNPN*100	
LFMX		労働力人口 (男子: X歳以上)	万人	RNJM	(*)	男子大卒無業者比率	%
LFMXY		労働力人口 (男子: X歳~Y歳)	万人	RNW	(*)	NW/N*100	
LFQ		質換算労働力人口 (合計)	万人	RREPGG _A	(*)	固定資本減耗率 (実質: 一般政府)	%
LGN		土地の購入 (純: 中央・地方政府)	10億円	RREPNR _I	(*)	固定資本減耗率 (実質: 非住宅)	%
LP		労働生産性	1000円/人 (85年価格)	RREPR	(*)	固定資本減耗率 (実質: 住宅)	%
LPJN		土地の純購入・在庫品増加 (非一般政府)	10億円	RSP		貯蓄率 (非一般政府)	%
LPN		土地の購入 (純: 非一般政府)	10億円	RSSBP		年金受給者 1人当たり年金給付	1000円/人
LSN		土地の購入 (純: 社会保障基金)	10億円	RTIC	(*)	消費税率	%
ME		一般診療費	10億円	RTRFG	(*)	TRFG/GNPN*100	
ME14		一般診療費 (14歳以下)	10億円	RTRNF	(*)	TRNF/GNPN*100	
ME1544		一般診療費 (15歳~44歳)	10億円	RUEF	(*)	大学・短大進学率 (女子)	%
ME4564		一般診療費 (45歳~64歳)	10億円	RUEM	(*)	大学・短大進学率 (男子)	%
ME65		一般診療費 (65歳以上)	10億円	SAG		社会扶助金	10億円
NE		就業者数	万人	SG		貯蓄 (中央・地方政府)	10億円
NEQ		質換算就業者数	万人	SIG		貯蓄投資差額 (中央・地方政府)	10億円
NEXN		経常海外余剰	10億円	SIP		貯蓄投資差額 (非一般政府)	10億円
NKTRG		資本移転 (純: 中央・地方政府)	10億円	SIS		貯蓄投資差額 (社会保障基金)	10億円
NKTROG (*)		他の一般政府部門からの資本移転 (純)	10億円	SP		貯蓄 (非一般政府)	10億円
NKTRP		資本移転 (純: 非一般政府)	10億円	SS		貯蓄 (社会保障基金)	10億円
NKTRS		資本移転 (純: 社会保障基金)	10億円	SSB		社会保障給付	10億円
NO1564 (*)		15歳~64歳人口	万人	SSBL		社会保障給付 (労働保険)	10億円
NO65 (*)		65歳以上人口	万人	SSBM		社会保障給付 (医療保険)	10億円
NREC		公的年金受給者	万人	SSBP		社会保障給付 (年金)	10億円
NSUB		公的年金加入者	万人	SSC		社会保障負担	10億円
NW		雇用者数	万人	SSCL		社会保障負担 (労働保険)	10億円
NY		国民所得 (要素価格表示)	10億円	SSCM		社会保障負担 (医療保険)	10億円
PGNP		GNP デフレータ	85=100	SSCP		社会保障負担 (年金)	10億円
PI		年金水準指数	85=100	ST		総貯蓄	10億円
PIGT		一般政府固定資本形成デフレータ		SUB		補助金	10億円
				TAX		租税収入	10億円
				TD		直接税	10億円
				TIC		間接税 (消費税)	10億円
				TIO		間接税 (消費税以外)	10億円
				TRFG		海外に対するその他の経常移転 (純: 中央・地方政府)	10億円

変数	タイプ	名 称	単 位
TRGG		他の一般政府への経常移転 (純: 中央・地方政府)	10億円
TRNF		海外からのその他の経常移転 (純)	10億円
TRPG		他の部門への経常移転 (純: 中央・地方政府)	10億円
TRPS		他部門に対する経常移転 (純: 社会保障基金)	10億円
UR		失業率	%
W		雇用者 1 人当たりの賃金・俸 給	1000円/人
WDFX	(*)	年齢階層別賃金指数 (女子: X歳以上)	
WDFXY	(*)	年齢階層別賃金指数 (女子: X歳～Y歳)	
WDMX	(*)	年齢階層別賃金指数 (男子: X歳以上)	

変数	タイプ	名 称	単 位
WDMXY	(*)	年齢階層別賃金指数 (男子: X歳～Y歳)	
WPI		卸売物価指数	85=100
YDGP		キャッシュ・フロー (非一般 政府)	10億円
YDP		可処分所得 (非一般政府)	10億円

注) 外生変数は (*) で示されている。

(い나다・よしひさ 神戸学院大学助教授)

(おがわ・かずお 神戸大学助教授)

(たまおか・まさゆき 神戸大学講師)

(とくつ・いちろう 神戸大学助教授)

高血圧症の受診と脳血管疾患による死亡率*

小 椋 正 立

二 神 律 子

I はじめに

わが国では、第二次大戦後、ほとんど一貫して、国民の栄養状態や生活環境は改善されてきた。さらに、公的医療保険制度や老人医療制度などは、国民にとって医療をきわめて身近なものとしてきた。現在、わが国が世界一の長寿国になっているのは、こうした国民の健康と医療の両面の成果によるものであろう。しかしながら、この半面、わが国の国民医療費は、確実に増加の一途をたどっており、1991年度には21兆7,200億円と GNP の6%近くに達するものと見込まれている。このような国民医療費を増加させている要因を集約すると、第1に人口構成の高齢化、第2に疾病構造の変化、第3に医療行動の高度化、の3つがあげられる。

第1の人口構成の高齢化は、老人の受診率あるいは老人1人当りの医療費は、若年者や壮年者に比較して数倍高い（昭和63年度の格差5.3倍）ため、人口構成が高齢化すると、医療費が増大することは避けられない、というものである。第2の疾病構造の変化とは、医療技術の進歩が、多くの急性の疾患を克服したうえ、慢性疾患についても生存期間を延長することに成功してきているため、罹病期間は長期化し、これとともに医療費も膨張する、というものである。第3の医療行動の高度化は、このようなめざましい医療技術の進歩は、これまでのところ費用の低下には結びつかず、反対に、より高度で、より高価な薬剤や診療機器、設備の使用を必要としてきている、というもので

ある。

この論文で、私たちは、このような傾向をもっともよく表す疾患として、循環器系疾患を取り上げる。循環器系疾患は、大きく、①高血圧性疾患、②心筋梗塞などの虚血性心疾患、③脳出血、脳梗塞、脳卒中などの脳血管疾患、の3つに分けられる。ここでは、そのうちでも、とくに③を分析の対象として取り上げる。これは、この疾患が上の3つの要因をすべて兼ね備えているからである。まず第1に、若年者には少なく、高齢者には多い疾患である。第2に、発症後、疾患は多くの場合に慢性化し、現象的には急性のケースであっても、発症のかなり前から病変は進行していることが多い。第3に、その治療にあたっては、CAT スキャンや MRI などの最新の医療機材や最新の薬剤などが多用されるからである。

II 脳血管疾患による死亡率の重要性

ここでは脳血管疾患による死亡率は、過去30年間における長寿化を説明する最大の要因であることをまず指摘しておこう。脳血管疾患による日本人の死亡率は、時とともに目立って低下してきており、日本の死因として、1951年以降死因の第1位であったものが、1981年には第2位、1986年には第3位と順に順位を下げていく。図1と図2は、65歳以上の人口の脳血管疾患による死亡率の推移を男女別に見たものである。はじめこの死亡率は緩やかな増加傾向にあったが、1965年あたりから頭打ちとなり、1970年以降は一貫して低下してきたが、1987年あたりで反転の兆しが見えはじめて

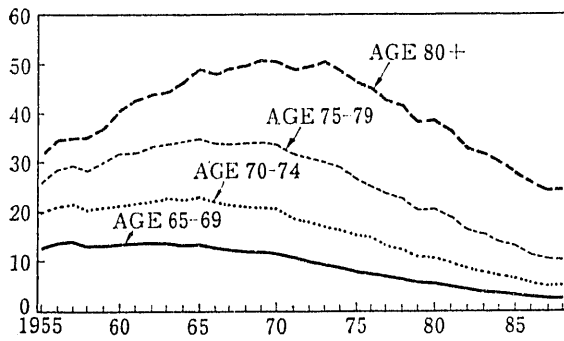


図1 脳血管疾患死亡率（男）（対1,000人）

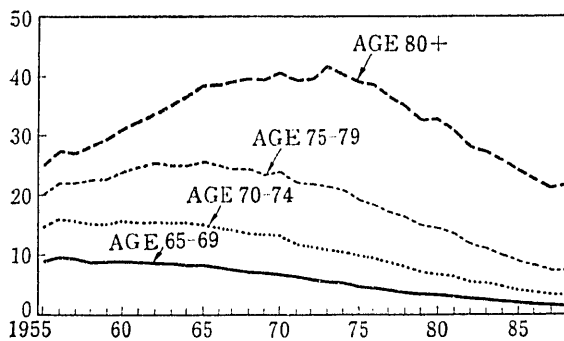


図2 脳血管疾患死亡率（女）（対1,000人）

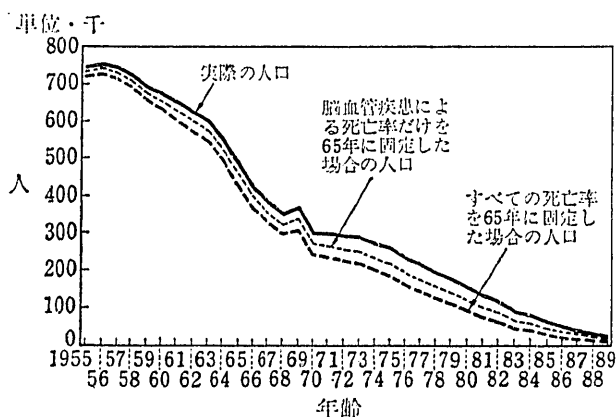


図3 人口推計（男性，1989年）

いる。また、性別に見ると、この変化はとくに男性により顕著に現れており、1960年代に存在した死亡率の性差は絶対的には年々減少してきている。

それでは、このような脳血管疾患の死亡率の変化が、わが国の高齢者人口にどの程度の影響を与えたのであろうか。私たちは、この影響を次のような手続きで計算した（図3参照）。

① 図中上側の実線は、1989年の55～89歳の男性の推計人口分布である。推計人口分布は、1965

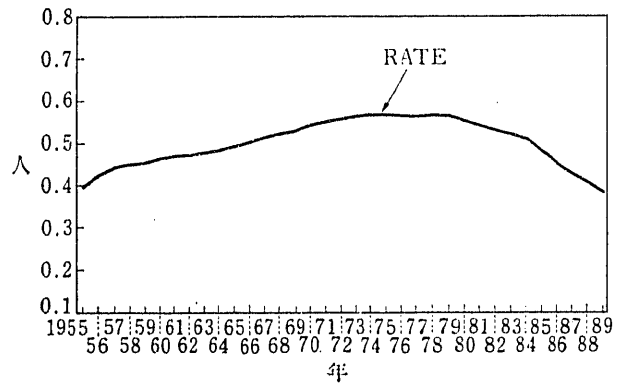


図4 脳血管疾患による死亡率の変化の各年齢階層人口への増加寄与率（男性，1989年）

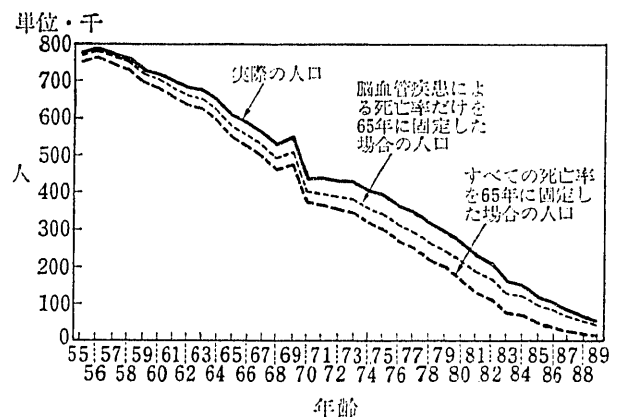


図5 人口推計（女性，1989年）

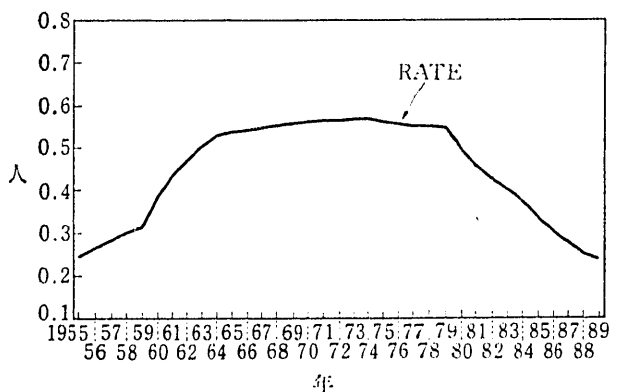


図6 脳血管疾患による死亡率の変化の各年齢階層人口への増加寄与率（女性，1989年）

年の各年齢ごとの人口分布を、1965年以降各年の5歳クラスごとの全死亡率で除却しながら、加齢して算出したものである。この推計値は、1989年の実績値と非常によく近似しているので、このモデルに基づいて、全死亡率の変化が、各年齢クラ

スの人口にどのようなインパクトを与えたかを算出することにする。

② 図中下側の破線は、各年齢階層の全死亡率が1965年時のままであったならば得られたはずの、1989年の人口分布である。実線との差は、25年間の全死亡率の変化により、各年齢階層でどれだけの人口が変化しているのかを示している。この全死亡率の変化による人口増加がもっとも顕著であるのは70歳代である。

③ さらに、脳血管疾患による死亡率だけを1965年当時に固定し、そのほかの原因による死亡率はすべて①の実績値どおりとして人口計算を行うと、内側の点線の人口が得られる。したがって、この点線と実線との差は、脳血管疾患の死亡率の減少が人口分布におよぼす効果だけを表している。

次の図4は、脳血管疾患死亡率の変化が全死亡率の変化による人口変動にどの程度寄与したのかを、増加寄与率（男性）で表したものである。この増加寄与率は、分子には実線と点線の差、すなわち「脳血管疾患死亡率減少による人口増加」を、分母には実線と破線の差を、すなわち「死亡率全体の変化による人口増加」を、それぞれとったものである。このグラフより、60歳代および70歳代での人口増加分のうち、およそ50%が、脳血管疾患死亡率減少により説明されることがわかる。増加寄与率は高齢者でやや減少するものの、年齢による差異はそれほど大きくはなく、全体に脳血管疾患死亡率減少の恩恵を受けていることがわかる。

図5、図6は同様の分析を女性について行った結果である。その前後ではやや低い値をとるものの、60代、70代では男性と同様の50%程度の寄与率を示している。これらの分析から、男女ともに脳血管疾患による死亡率の減少は、高齢者全体に大きな恩恵をおよぼしてきている。

III 脳血管疾患の成因

このように、1965年以降の脳血管疾患による死亡率の低下は、これまでのわが国の長寿化のほぼ5割を説明するほど、重要な要素である。それでは、このように脳血管疾患による死亡率がいわば

劇的に、低下した原因は何だったのだろうか。脳血管疾患は、大きく、(1)脳出血と、(2)脳梗塞に分けられる(参考文献1)、亀山)。わが国におけるこれまでの脳血管疾患による死亡率の低下は、そのほとんどが脳出血による死亡率の低下によるものである。これに対して、脳梗塞による死亡率は、心筋梗塞などと同様に、むしろ上昇傾向にある。

そして(1)の脳出血は、さらに(a)くも膜下出血、(b)脳内出血に分けられる。くも膜下出血は、脳の囊状動脈瘤の破裂によって起こるが、その引き金になるのは高血圧であることが多いとされる。脳内出血の多くは、脳内の小動脈が壊死する結果、血管が破れやすい条件がつけられ、それが血圧で破れるケースである。この壊死の原因はまだ必ずしも明らかではないが、出血はやはり高血圧の例に多いとされる。したがって、(a)(b)どちらについても、直接の引き金になるのは、高血圧のケースが多いことになる。

これに対して、(2)の脳梗塞については、梗塞が、(a)脳底部から脳の表面を回って脳内に入る太い動脈である皮質枝に起こるのか、あるいは(b)脳底部の太い動脈から脳内に分枝する細い動脈である穿通枝に起こるのかで分類される。前者(a)の原因は動脈硬化であり、コレステロールが血管に付着することが原因である。これに対して、後者(b)は、高血圧症、高血液ヘマトクリット症、血小板凝集機能の高進が存在するケースに多いが、いわゆる善玉コレステロール(HDL)が少ないことも危険因子とみなされる(参考文献1)、村井)。

したがって、わが国で脳出血による死亡率がこれほど低下してきた背景には、高齢者の間で高血圧症の割合がいちじるしく低下した事実があったのではないかと推測される。また、コレステロールについては、日本の疫学調査の結果によれば、血清総コレステロールが低い地域のほうが、高い地域よりも、脳出血と脳梗塞の発症率はともに高かったことが知られている。このため、わが国の場合は、血清総コレステロールが低かったことも脳血管疾患の死亡率が高かった原因のひとつであるとする見方も有力である。

他方、高血圧症の治療は、減塩などの食事療法

の指導のほか、降圧剤の服用などが中心となっているが、高齢者の高血圧を治療することにより、どれだけ延命が期待できるかについても、かならずしもコンセンサスはないようである。

IV 血圧データと受診データ

(1) 血圧データ

血圧に関する全国レベルのデータとしては、調査の精粗も一貫しておらず、サンプル数も限られてはいるが、「国民栄養調査」の血圧調査の結果を利用することが可能である。とくに1956年から1970年までは、5歳クラスごとにかなり詳細な集計表が発表されているが、1975年以降は10歳クラスごとになっている。また、1971年から73年の間は年齢クラスごとの集計表は発表されておらず、74年については調査が行われなかったもようであ

る。このような事情から、調査結果を60歳クラスと70歳クラスに統一し、しかも最高血圧について、160mgHg以上の人の割合(%)と180mgHg以上の男性の割合(%)を示したのが図7と図8である。また、データが存在する年については200mgHg以上の人の割合(%)も図に示している。女性については、図9と図10に結果を示している。これらの図から、わが国では高血圧症をかかえる高齢者の割合は、1950年代後半に急上昇して、1965年頃にピークを迎え、その後の10年間は高原状態が続き、そして1975年からの10年間に、かなり急速に低下したことがうかがえる。

〔測定誤差〕

もっとも、同じ個人についても、血圧は測定の方法、時間、状況、精神状態などにより大きな影響を受けることはよく知られている。しかし、も

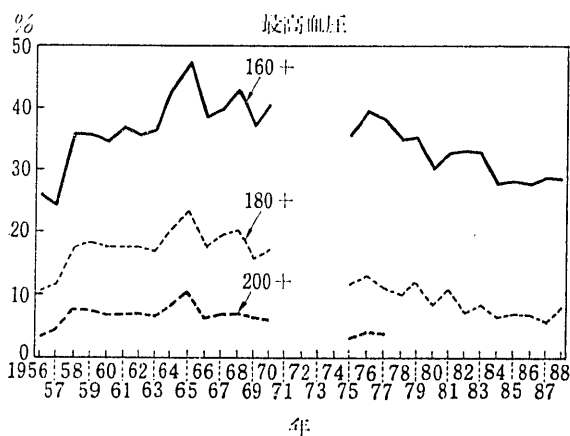


図7 高血圧者の割合 (男 60歳以上)

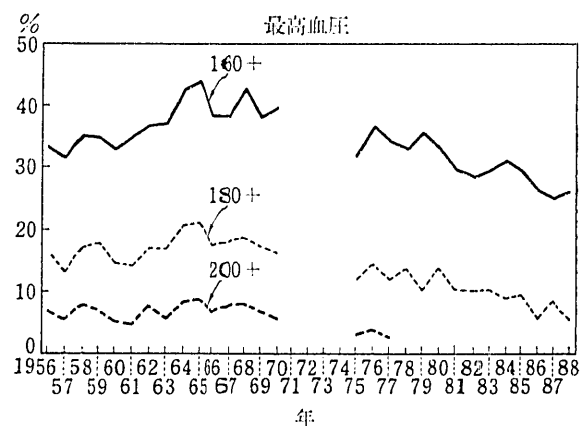


図9 高血圧者の割合 (女 60歳以上)

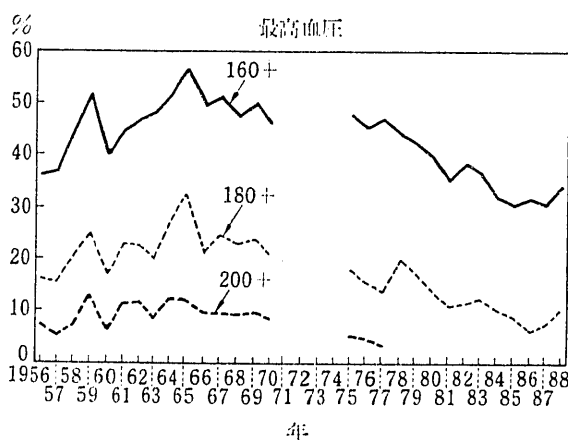


図8 高血圧者の割合 (男 70歳以上)

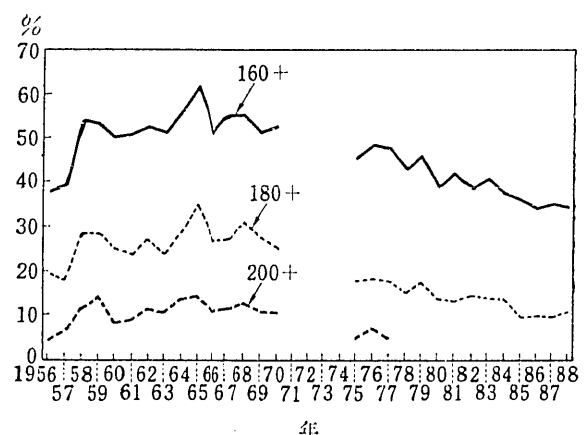


図10 高血圧者の割合 (女 70歳以上)

し、サンプルがランダムに選ばれ、しかもその数が十分に大きければ、そうした個人のバラツキは相互に打ち消しあうことが期待できる。それにもかかわらず、この血圧データは、上のような大きなうねりのまわりで、かなりの振幅をもって動いてきている。こうしたフレは、さまざまな測定誤差を打ち消すにはサンプルの大きさが十分でないことによって生じている可能性がある。とくに、①サンプルの選択について、地域、生活環境、生業、教育などの面でバイアスが存在しており、それが毎年変化している、あるいは②天候、気温、測定方法、測定時間などの変化により影響を受けている、などが考えられる。

(2) 受療率データ：患者調査

高血圧のため、高齢者がどれだけ医師の診療を受けているかについては、「患者調査」の受診率のデータを利用することができる。この調査は毎年、7月のある日を選び、その日に全国の医療機関で診察や治療を受けた人の数を、原因となる主要な疾病ごとに推計するものである。とくに1967年から1984年までの各年は、65歳クラス、70歳クラス、75歳クラスのそれぞれについて、高血圧疾患による受療率の推計が行われている。もっとも、1966年以前については、10歳きざみの受診率しか利用できないほか、1984年度以降は、この調査は3年ごとになったため、年度ごとのデータは得られなくなっている。さらに、この調査については、①実際に患者が医師の治療を受ける場合、複数の病名が診断されることが多いが、第三者がそこから主な原因となる疾病を1つだけ選択するプロセスには、ある程度主観や恣意性がつきまとうこと、②1日だけの調査であるため、1ヵ月、あるいは年間を通して集計されたデータに比べ、受診行動のデータとしてはブレが大きいこと、などの問題点が考えられる。

実際に、1967年以降の男性と女性の受療率（年齢階層1,000人当りの受診患者数）の推移を見たのが、図11と図12である。この図から指摘できるのは、大きな動きとして、1972年を境にして、65歳クラスと70歳クラスの受診率が逆転して、70歳

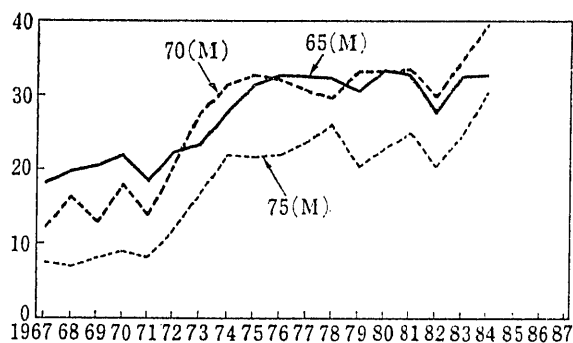


図 11 男性の高血圧受診率（1,000人当り）

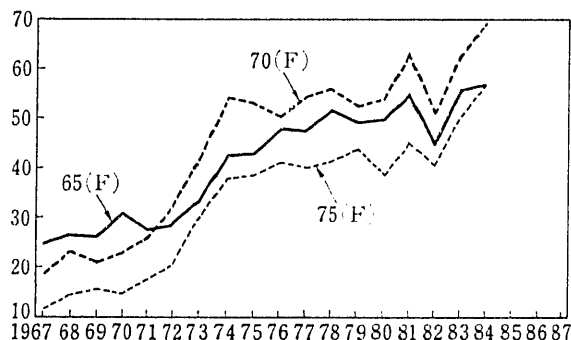


図 12 女性の高血圧受診率（1,000人当り）

クラスのほうが高くなったことである。これは、1973年に施行された老人医療の無料化の効果であろう。女性については、そのままの状態が1984年まで続いたが、男性についてはその後も再逆転、再々逆転が起こるなど、1983年までは両者のレベルはきわめて接近していた。75歳クラスについても、1972年から1974年までの間に、受診率は2倍近い水準に上昇している。もっとも年ごとブレが大きいことも明らかであり、受診行動の変化なのか、あるいは上の問題点が反映されているのか、これだけでははっきりわからない。

V 高血圧と脳血管疾患死亡率

〔脳血管疾患死亡率の基本的な定式化〕

それでは高血圧の治療は、高血圧症⇒脳血管疾患による死亡、という因果関係を、どれくらい防いだり、遅らせたりすることができるのであろうか。私たちは、このために、男女別の65歳クラス、70歳クラス、75歳クラスのデータをプールして、

$$\text{CMORT} = f1 * \text{LOV160} + g1 * \text{RHYPER} + (\text{SEX}, \text{AGE})\text{DUMMY}$$

表 1 脳血管疾患死亡率の説明式 (線形)

	LOV 160	LOV 180	LOV 200	LAVE
INTERCEPT	-11.739 (-4.859)	-2.284 (-1.183)	-3.726 (-1.941)	-124.324 (-10.880)
AGE 70	0.046 (0.047)	0.522 (0.504)	0.259 (0.247)	-0.129 (-0.127)
AGE 75	8.555 (7.513)	8.505 (6.873)	9.167 (7.570)	8.088 (6.799)
MALE 65	2.732 (4.057)	1.857 (2.642)	4.023 (5.723)	2.329 (3.434)
MALE 70	4.479 (5.344)	5.321 (5.722)	8.399 (8.633)	4.396 (5.158)
MALE 75	5.951 (5.895)	6.935 (6.222)	10.306 (8.973)	5.932 (5.767)
LOV	0.0598 (12.691)	0.0693 (11.471)	0.144 (10.202)	0.87 (12.345)
RHYPER	-0.252 (-5.173)	-0.0886 (-1.451)	0.093 (1.469)	-0.162 (-3.018)
NUMBER OF OBSERVATIONS	89	89	53	89
ADJ (R ²)	0.9198	0.9087	0.9525	0.9168

$$\text{CMORT} = f2 * \text{LOV180} + g2 * \text{RHYPER} \\ + (\text{SEX}, \text{AGE})\text{DUMMY}$$

$$\text{CMORT} = f3 * \text{LOV200} + g3 * \text{RHYPER} \\ + (\text{SEX}, \text{AGE})\text{DUMMY}$$

という3つの式を推計した。ここで CMORT は脳血管障害による死亡率、LOV 160, LOV 180, LOV 200 はその5歳クラスにおいて、前年に最高血圧がそれぞれ、160 mgHg 以上、180 mgHg 以上、200 mgHg 以上であった者の割合であるが、LOV 160 は当然、LOV 180 に該当する者も LOV 200 に該当する者も含んでいる。RHYPER は高血圧症で治療中の者の割合 (対1,000人) である。なお、すべての血圧データは10歳階級の集計であるため、70歳クラスと75歳クラスには同じ数字が入っている。

〔線形推計の結果〕

線形の定式化をコーホート人口で加重した単純最小自乗法による推計結果を表1に示す。マクロデータのため、被説明変数の脳血管疾患による死亡率は各5歳コーホート全体の死亡率であり、どの式でも同じである。より高進した高血圧症ほど人口に占める割合は小さいので、

$$\text{LOV 160} > \text{LOV 180} > \text{LOV 200}$$

が成立しており、したがって、推計された係数も、より高進した高血圧症の変数を用いたものほど大

表 2 脳血管疾患死亡率の説明式 (血圧変数: 2段階)

INTERCEPT	-9.706 (-3.787)	-13.813 (-5.543)
AGE 70	-0.218 (-0.225)	-0.434 (-0.443)
AGE 75	8.046 (7.041)	7.772 (6.618)
MALE 65	2.53 (3.791)	2.762 (4.139)
MALE 70	4.994 (5.819)	5.115 (5.776)
MALE 75	6.537 (6.352)	6.651 (6.351)
LEOV 160	0.0409 (4.013)	0.0489 (2.440)
LOV 180	0.0664 (11.865)	0.0768 (3.380)
RHYPER	-0.1758 (-2.921)	-0.00034 (-0.500)
		RHYPLE 16 RHYPLE 18 -0.0004 (-0.426)
NUMBER OF OBSERVATIONS	89	89
ADJ (R ²)	0.9229	0.9217

きくなるのが自然であると考えられる (もっとも、このためには受療率の係数が安定していることが必要である)。実際の推計結果でも、

$$f1 < f2 < f3$$

となっている。なお、これらの係数は統計的にすべて有意であり、式の説明力にも大きな違いはない。この限りでは、3つの高血圧変数のどれでも、高血圧⇒脳血管疾患による死亡というリスクの代理変数となり得るといえよう。

表 3 脳血管疾患の死亡率 (対数線形)

	LOV 160	LOV 180	LOV 200	LAVE
INTERCEPT	-14.099 (-11.813)	-3.856 (-6.823)	-2.489 (-4.327)	-81.823 (-14.855)
AGE 70	0.12 (1.388)	0.258 (3.387)	0.28 (3.484)	0.0484 (0.520)
AGE 75	0.863 (8.801)	0.977 (11.113)	0.913 (9.968)	0.759 (7.154)
MALE 65	0.597 (9.258)	0.422 (7.210)	0.64 (10.254)	0.563 (8.529)
MALE 70	0.547 (7.232)	0.578 (8.051)	0.68 (8.623)	0.57 (7.240)
MALE 75	0.438 (4.849)	0.472 (5.521)	0.571 (6.078)	0.46 (4.908)
LOV	2.809 (16.447)	1.152 (17.755)	0.817 (12.241)	16.555 (15.777)
RHYPER	-0.357 (-3.366)	-0.098 (-0.911)	0.313 (2.619)	-0.0048 (-0.039)
NUMBER OF OBSERVATIONS ADJ ($\bar{R}^2$)	89 0.9362	89 0.9434	53 0.9516	89 0.9321

表 4 脳血管疾患死亡率の説明式
(対数線形)

INTERCEPT	-7.707 (-6.863)
AGE 70	0.189 (2.602)
AGE 75	0.922 (11.177)
MALE 65	0.483 (8.578)
MALE 70	0.56 (8.430)
MALE 75	0.455 (5.739)
LEOV 160	0.819 (3.874)
LOV 180	1.117 (18.435)
RHYPER	-0.2474 (-2.324)
NUMBER OF OBSERVATIONS ADJ ($\bar{R}^2$)	89 0.9517

これに対して、受療率 (RHYPER) の係数については、

$$g1 < g2 < g3$$

となっており、高血圧による病変が進行している人の割合を特定化すればするほど、医療変数は有効でなくなる。しかも、医療変数が有意なマイナス符号をもつのは、LOV 160 を高血圧変数に選んだ式だけであり、LOV 180 と LOV 200 を高血圧変数に選んだ式では、受療率の係数はどちらも有

意ではない。この原因としては、この両変数の間には、一方では医療が高血圧の高進をコントロールし、死亡率を引き下げる力があるとしても、他方では、高進した高血圧症ほど受療率が高く、また死亡率も高いという相反した力が働いているからであると考えられる。したがって、結果的に、受療率変数の符号は一義的に決まらなくなる可能性が強い。こうした観点からは、高血圧変数としては、高血圧リスクの代理変数として機能することができて、しかもできるだけ受療行動と相互に影響したり、されたりしないものを選ぶことが好ましいことになる。この意味では、LOV 160 がもっとも優れているといえよう。

〔高血圧変数の 2 段階化〕

また、高血圧症が高進するほど、死亡リスクが高くなることが予想されるため、LOV 160 を、160 以上 180 未満の人の割合 (LEOV 160) と 180 以上の人の割合 (LOV 180) とに 2 分することもできる。ただし、この場合も、受療率については、コーホート全体の平均的な受療率変数のままである。この定式化による推計結果 (表 2) を見ると、線形については、期待どおり、高血圧変数の係数は、

$$LEOV160 < LOV160 < LOV180$$

となっている。他方、受療率変数の係数の大きさ

表 5 脳血管疾患死亡率の説明式 (対数線形)
(コーホート変数つき)

	LOV 160	LOV 180	LOV 200	LAVE
INTERCEPT	-38.058 (-17.920)	-33.876 (-17.834)	-28.565 (-14.392)	-72.645 (-9.294)
AGE	6.668 (9.632)	7.449 (13.688)	6.428 (11.357)	0.107 (7.572)
MALE	0.449 (7.571)	0.432 (8.683)	0.592 (10.846)	0.409 (4.388)
LOV	2.273 (12.590)	1.031 (15.789)	0.729 (10.954)	13.495 (8.254)
RHYPER	-0.604 (-5.040)	-0.282 (-2.568)	0.166 (1.370)	-0.293 (-0.978)
NUMBER OF OBSERVATIONS	89	89	53	89
ADJ (R ²)	0.9045	0.9937	0.9413	0.9929

は LOV 160 によるものと、LOV 180 によるものとの、中間的な大きさである。しかし、その有意性は、LOV 180 のときよりも高くなっている。

また、以上のように、一定水準の血圧を超える人の割合を高血圧変数として選ぶ方法では、血圧分布の全体の情報を利用していないことは明らかである。もし血圧の分布が正規分布にしたがい、しかもその分布の標準偏差が不変であるとすれば、高血圧のリスクがきわめて高い人の割合は、血圧の平均値によって決まることになる。

〔平均血圧変数〕

また、血圧の平均値をとれば、受療がその値におよぼす影響は、それほど大きくないと期待される。こうした観点から、私たちは、

$$\text{CMORT} = f_4 * \text{LAVE} + g_4 * \text{RHYPER} \\ + (\text{SEX}, \text{AGE}) \text{DUMMY}$$

という定式化も試みた。ここで LAVE は、前年の血圧調査の性別のその年齢階層の平均である。この定式化による受療率の係数は、2 段階の高血圧変数を用いた式の推計値と、比較的、似かよっている(表 1 第 4 列)。

〔対数線形推計〕

対数線形の推計では、線形と同じ定式化(表 3, 表 4)のほかに、

$$\text{CMORT} = f_1 * \text{LOV160} + g_1 * \text{RHYPER} \\ + h_1 * \text{SEX} - \text{DUMMY} + k_1 * \text{AGE}$$

$$\text{CMORT} = f_2 * \text{LOV180} + g_2 * \text{RHYPER} \\ + h_2 * \text{SEX} - \text{DUMMY} + k_2 * \text{AGE}$$

$$\text{CMORT} = f_3 * \text{LOV200} + g_3 * \text{RHYPER} \\ + h_3 * \text{SEX} - \text{DUMMY} + k_3 * \text{AGE}$$

という定式化も試みた(表 5)。これは死亡率の対数値は年齢の線形関数である、というゴンペルツの経験則にしたがって定式化したものである。このケースでは、受療率の係数について、線形と同様に、

$$g_1 < g_2 < g_3$$

という結果になっているが、LOV 160 を用いた式だけではなく、LOV 180 を用いた式でも、ともに有意なマイナスの係数が得られた。しかし、各式で推計された g の差が(線形の場合に比べて)はるかに大きいため、高血圧変数の係数については、線形のケースとはちょうど逆に、

$$f_1 > f_2 > f_3$$

となっているため、解釈に苦しむ結果となっている。これは、対数変換の結果、独立変数 LOV の分散の大きさが逆転してしまい、

$$\text{LOV 160} < \text{LOV 180} < \text{LOV 200}$$

となったためである。したがって対数線形の定式化はこのケースでは、適切でないことになる(注)。

VI 推計の問題点

わが国の医療制度は、高血圧のコントロールのために、多額の支出をしている。たとえば、昭和

63年度の国民栄養調査において、血圧降下剤を服用している人の割合は、70歳以上の男子では30.8%、女子では37.2%であった。60歳代でも、この比率は男子25.3%、女子27.4%である。これは男女ともに、血圧160以上の割合とほぼ一致する比率である。しかも、この薬のコストは決して安くはない。この年の国民健康保険の老人保健データで見ると、高血圧患者1人当たり、月2万円ほどのコストがかかっており、その半分が薬代である。

もちろん、この月2万円のコストが高いかどうかは、その効果と、これに代わることができるものがあるかどうかにかかると。この年の受療率は、1,000人当たり20ないし30人であったが、こうした治療の効果として、私たちの推計では、脳血管疾患による死亡者数は、1,000人当たり3ないし4人ほど、減っていることになる。この年の70歳の男子の脳血管疾患による死亡率は1,000人当たり5人、75歳のそれは10.2人であったから、これがきわめて大きな割合であることは明らかである。

このように、私たちの単純な枠組みでは、高齢者が高血圧のために医療を受ける頻度が上昇したことが、脳血管疾患による死亡率を引き下げることと大きく寄与したことになる。しかしながら、この推計には、いくつかの基本的な問題点が残っている。まず第1は、推計期間を1976年以降に限ると、受療率変数は有意性を失ってしまうことである。この点は、1976年以降は、それ以前に比べると、受療率の変動の大きさが限られていることも原因であろう。しかし、それにしても、上の推計がさほど頑健(robust)ではないことは確かである。

また、第2に、元通りの推計期間であっても、この定式化にコーホート変数を加えると、受療率変数の有意性はほとんど失われてしまう(表6)。もっとも、この点については、脳血管疾患の発生につながる、高血圧をコントロールした「状態」が医療の内容であることから、当然の結果であるという見方もできる。しかし、はたして医療行動により死亡率が低下したのか、あるいはそのコー

表6 脳血管疾患死亡率の説明式(対数線形)
(コーホート変数つき)

	LOV 160	LOV 180	LOV 200
INTERCEPT	- 1.8 (- 3.074)	- 2.42 (- 7.577)	- 2.821 (- 6.592)
AGE	0.057 (15.086)	0.061 (16.391)	0.0689 (14.237)
MALE	0.476 (25.760)	0.474 (27.169)	0.487 (21.549)
LOV	0.0484 (0.519)	0.124 (3.167)	0.108 (2.131)
RHYPER	0.0966 (1.649)	0.0777 (1.526)	0.07 (1.209)
COH 00	- 0.372 (- 7.681)	- 0.321 (- 7.430)	- 0.276 (- 5.319)
COH 05	- 0.638 (-11.936)	- 0.568 (-11.804)	- 0.507 (- 7.866)
COH 10	- 1.069 (-16.975)	- 0.968 (-16.714)	- 0.857 (- 9.881)
COH 15	- 1.489 (-22.562)	- 1.358 (-20.278)	- 1.26 (-13.401)
COH 20	- 1.998 (-22.562)	- 1.82 (-22.562)	
NUMBER OF OBSERVATIONS	89	89	53
ADJ ($\bar{R}^2$)	0.9929	0.9937	0.9914

COH 00=BORN IN 1900~04

COH 05=BORN IN 1905~09

COH 10=BORN IN 1910~14

COH 15=BORN IN 1915~19

ホートが、そもそも脳血管障害による死亡に抵抗力のある素因を備えているのかは、識別できないことになる。

こうした問題点は、本論文のような大集計データによる分析には宿命的なものである。こうした問題点を根本的に克服するためには、現在、アメリカで行われつつあるような、OUTCOMES RESEARCH などに見られる、大規模なマイクロパネルデータを用いた、疫学的な研究が必要であろう。

* この論文の基礎になった研究に対する医療保険業務協会からの研究助成を感謝する。

(注) この点に対する香西泰氏のコメントに感謝する。

参考文献

- 1) 福武 直ほか『高齢社会の保健と医療』、東京大学出版会、1985年。
(おぐら・せいりつ (社)日本経済研究センター主任研究員)
(ふたがみ・りつこ 名古屋大学大学院生)

公的年金の世代間格差に関する研究

濱 本 知寿香

I はじめに

最近、公的年金の負担・給付に世代間格差が生じているという議論が数多く行われている。これは、後世代ほど保険料負担が重く、保険料に対する給付額が減少するという世代間の不公平問題を指摘するものである。この背景として、次の2点があげられる。第1点は、出生率・死亡率の低下に伴い、わが国の人口高齢化が進行していることである。65歳以上人口の総人口に占める割合は、1970年は7.1%、1985年は10.3%であったが、2020年には23.6%にもなると、厚生省人口問題研究所では予想している。第2点は、将来年金を受け取るために若い間保険料を積み立てておく「積立方式」から、ある時点に給付する年金はその時点の若年層の拠出分で賄う「賦課方式」へ年金運営方式が移行していることである。このように人口が高齢化し、かつ年金制度が賦課方式で行われるようになると、増加する受給者の年金を賄うために保険料が上昇して後世代の負担が重くなるのである。

ところで、公的年金の世代間格差の研究として、高山(1981)、野口(1984)、小椋・西元(1984)、跡田・橋本・林(1989)、高山・舟岡・大竹・関口・渋谷他(1990)などがあげられる。これらは、移転所得、給付額・保険料比率、年金収益率の尺度を用いて公的年金による負担・給付の世代間の不公平が生じていることを示している。このように、現在行われている議論は、若年世代の公的年金負担の重さを強調してはいるが、私的な扶養負担を

無視して、若年世代は不利、老年世代は有利といっている。しかし、社会的に世代間扶養が行われたからといって、私的に行われる部分がなくなっただけではないのである。今日、女性の社会進出や核家族化が進むにつれ、家族の機能は低下しているが、私的な世代間移転は依然として大きな部分を占めている。

そこで、本稿では、公的年金制度が家族内で行ってきた扶養を社会全体で行おうとして制定されたことを考慮し、公的年金の負担額・給付額だけではなく、老親や子供の扶養、遺産といった家族内の世代間移転も含めたうえで世代間の公平を考え、世代間の格差を数量的に示していく。以下では、特に、次の点に注目して考察していく。

- (1) 公的年金の世代間移転に加えて、家族内の世代間移転も考慮すると、世代間格差はどのようなになるか。
- (2) 水平的公平の観点から、各個人がどの世帯に属するか、また、子供の数、子供の教育をどうするかで格差はどれくらい生じてくるか。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第II章では、私的な移転である家族内の世代間移転についてみていく。第III章では、本稿の分析で用いる仮定について述べ、第IV章では、分析結果を示し、第V章では、本稿のまとめと今後の課題を述べて結びとする。

II 家族内の世代間移転

この章では、本稿のなかで大きな役割を占める家族内の世代間移転についてみていく。

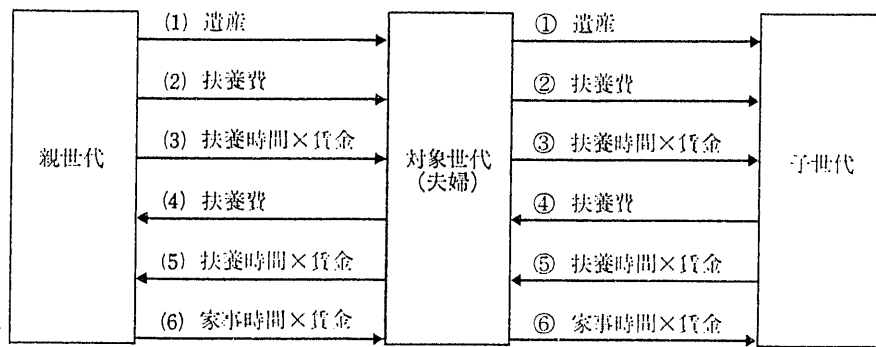


図1 家族内の世代間移転

本稿の分析で、家族内の世代間移転として考慮するものは図1のとおりである。親世代から対象世代へ移転されるものとして、遺産、扶養費、扶養時間×賃金、親世代と同居する場合に限り家事時間×賃金を考える。また、対象世代から親世代へ移転されるものとして、扶養費、扶養時間×賃金を考える。対象世代と子世代の世代間移転も同様である。

以下では、個々の世代間移転について説明していく。

1. 遺産

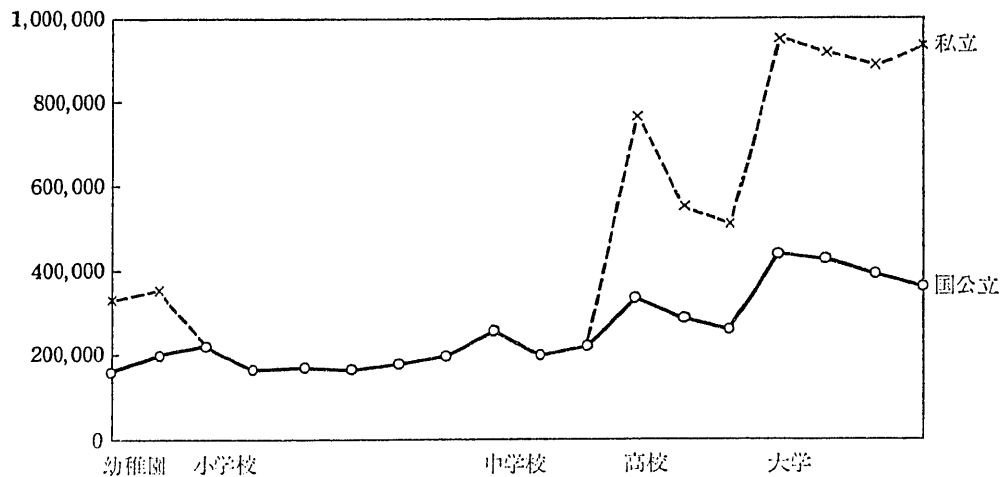
遺産の重要性を示した研究として、Barro (1974), Kotlikoff-Summers (1981) などがあげられる。Barro (1974) は、遺産の役割を重視し、賦課方式で行われている年金制度のもとでは、老年世代は若年世代の年金保険料が増加することを考慮して遺産額を増加させるので、増大する若年世代の保険料負担は相殺されてしまうであろうと論じている。また、Kotlikoff-Summers (1981) は、アメリカの家計の保有資産のうち、81%は世代間移転された資産であり、その移転資産のうち64%が遺産によるものであると推計している。以下では、日本における遺産の実態をみてみる。

まず、総務庁が1990年に行った「老後の資産に関する調査」によると、60歳以上の高齢者のうち、大都市では「自分の老後のために不動産を使い、相続は面倒を見てくれた子供に」、地方では「資産を子孫に残し、長男に相続させたい」と考えている人が多くなっている。全体的にみて、子孫になんらかの資産を残してやるのがよいという人が

64.7%になっている。また、野口・上村・鬼頭 (1989) は、45歳から64歳を対象に遺産の実態調査を行っているが、これによると、「財産を残したいと思う」という夫が70.0%、妻が67.3%となっている。この2つの調査より、少なくとも中高年世代は遺産を後世代に移転しようと考えており、遺産は世代間移転を考える上で見逃せないものといえるだろう。

2. 扶養費 I

ここでは、親世代から対象世代、対象世代から子世代への扶養費のなかで大きな割合を占める教育費の現状をみる。まず、『家計調査』(総務庁)で、勤労者世帯における教育費の消費支出に占める割合の推移をみると、1973年は2.5%、1976年は3.1%、1984年は4.1%、そして1989年には4.8%と、16年間で約2倍に増加し、家計の教育費負担が重くなっている。次に、『保護者が支出した教育費調査』、『学生生活調査』(文部省)から子供1人にかかる学年別教育費をみると、図2のようになる。これより、特に大学生に対する教育費負担が重いこと、国公立と私立の格差が大きいことがわかる。なお、ここでは大学生の仕送り金を含めていないが、『学生生活調査』によると、1988年における家庭からの仕送り額は、国立学生で約83万円、私立学生で約130万円になっている。世帯主が45歳から49歳までの勤労者世帯の可処分所得が年に約551万円(1988年)であることも考慮すると、家計の負担がいかに重いかわかるであろう。



(資料) 文部省『保護者が支出した教育費調査』(1988), 文部省『学生生活調査』(1988) より作成。

図2 子供1人にかかる教育費

3. 扶養費Ⅱ

ここでは、対象世代から親世代、子世代から対象世代への移転をみていく。公的年金が充実するにつれ、高齢者も老後生活が自分たちで賄えるようになり、その子供家族と同居する場合でも家計を別々にする傾向がみられる。ところで、社会保障研究所は、1973年と1985年に静岡県掛川市で高齢者世帯の家計調査を行っている。その調査結果の1つとして同居世帯における親世代とその子供家族の家計分離状況が示されているので、ここに幾つか抜き出してみる(表1)。この表より、高齢者夫婦が、1973年に核家族か夫婦世帯をとり、1985年に三世帯世帯となったときに老人家計と子供夫婦家計の分離が大きいことがわかる。そのな

かには、子供夫婦の家計簿支出よりも老人家計簿支出のほうが多い世帯もみられる。また、老人の年齢が若いほど家計が分離している世帯が多いこともこの表よりわかる。

老人も自分たちで老後生活が賄えるようになっていることを考慮すると、夫婦世代が老人1人を扶養する費用は子供1人を扶養する費用よりもかなり少なくなると思われる。

4. 扶養時間×賃金

これは、親世代から対象世代・対象世代から子世代、あるいは対象世代から親世代・子世代から対象世代に行う扶養を経済的に評価して金額で表したものである。この扶養の経済的評価について

表1 世帯変動タイプ別老人家計簿の分離状況

1985年の 世帯類型	1973年の 世帯類型	年齢	世帯人員	実 支 出 (%)		
				総家計簿	家計簿	老人家計簿
高齢者夫婦とその 子供家族 世帯	核 家 族 世 帯	62	6人	100	13.7	86.3
		68	6人	100	36.7	63.3
		67	6人	100	95.3	4.7
	夫婦世帯	75	6人	100	55.0	45.0
		68	7人	100	43.5	56.5
	三 世 代 世 帯	75	5人	100	85.8	14.2
		71	6人	100	75.6	24.4
		74	6人	100	93.9	6.1
		75	6人	100	86.1	13.9

(資料) 岩田正美「同居世帯家計と高齢者の生活費」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, 1987年, 332頁より抜粋。

は一般的な合意が得られているわけではなく、方法が定まっているわけでもない。しかし、本稿の分析で扶養した分の評価額を世代間移転として考慮しないと、扶養に時間をかけた人の移転分は無視され、費用をかけた人の移転分だけが評価されてしまうことになる。そこで本稿では、扶養に費やした時間に扶養するのに値する賃金を掛けるという方法を用いて扶養した分を評価し、これを世代間移転に含めていく。

5. 家事時間×賃金

老親が家事をしてくれるということは、特に仕事をもち妻にとっては有り難いものである。本来なら10の家事をするところを、親が手伝ってくれたために7だけすればよく、あとの3の家事をする時間は他のことに回せるといった場合などを考えてみると、親が手伝ってくれた分を見逃すことはできない。そこで、親世代が子供夫婦の家事を手伝った分も、世代間移転の1つとして考慮していく。

総務庁『社会生活基本調査』(1986年)から、同居世帯における親世代女性の家事時間をあげてみると、「夫婦と子と両親の世帯」で、対象世代の妻が仕事をもっている場合には、1日あたり家事時間は221分、育児時間は53分、また、対象世代の妻が仕事をもっていない場合には、家事時間は182分、育児時間は24分となっている。これより、妻が仕事をもつ場合に、親の家事・育児時間が多くなることがわかる。

III 分析の枠組み

公的年金の世代間移転に家族内の世代間移転も考慮することから、本稿の分析は世帯単位で行っていく。また、異なる世代をみるために、夫が1946年生まれ、1956年生まれ、1966年生まれという3つの世代をとる。

1. 分析の尺度

世代間の比較尺度として、本稿では費用・便益分析を用いる。これまで費用・便益比率を用いて

「公正」の問題を考察したものとして木村(1985)などがあげられる。この分析は、費用Cと便益Bの現在価値を求め、 B/C あるいは $B-C$ を比較するものである。

ここで、図1を参照しながら本稿の分析における便益と費用を確認しておく。

便益B: 年金給付額+(1)+(2)+(3)+(6)+④+⑤

費用C: 年金保険料+(4)+(5)+①+②+③+⑥

本稿では、1985年を現在価値とし、 B/C という比率を求めて比較していく。

2. 基本モデル

本稿では、対象世代・子世代とも4年制大学を卒業し、労働期間は23歳から59歳までとする。男性は28歳、女性は26歳で結婚し、第1子は夫が30歳、第2子は33歳のときに生まれ、男性は76歳、女性は81歳で死亡すると仮定する。また、1946年生まれの人3人兄弟、1956年・1966年生まれの人2人兄弟で、対象世代の夫・妻とも長子で、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学は国公立とする。対象世帯は勤労者世帯とし、対象世代は、壮年期は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親の世帯」、「夫婦と親と子の世帯」、「夫婦と子の世帯」のいずれか、老年期は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子の世帯」、「夫婦と子と孫の世帯」のいずれかに属すると仮定する。なお、妻については有業か無業かという区別もする。そして、対象世代がもつ子供の数は、0人、1人あるいは2人のいずれかで、子供をもつ世帯については、1人っ子で国公立へいく場合、1人っ子で主に私立へいく場合、兄弟が2人で共に国公立へいく場合、兄弟が2人で共に主に私立へいく場合にわけらる。

もう一度図1を参照し、今度は世帯ごとの便益Bと費用Cをまとめてみる(表2)。親と別居している場合も、親への扶養費、扶養時間×賃金は考慮すべきであるが、ここでは考えないことにする。

3. 所得

年金の保険料・給付額を計算するためには、個人の生涯の所得を知る必要がある。そのために、

表2 世帯別の便益と費用

壮年期 老年期	夫婦のみ		夫婦+親	夫婦+親+子	夫婦+子
	便益	年金給付額 (1)(2)(3)	年金給付額 (1)(2)(3)(6)	年金給付額 (1)(2)(3)(6)	年金給付額 (1)(2)(3)
夫婦のみ	費用	年金保険料	年金保険料 (4)(5)	年金保険料 (4)(5)①②③	年金保険料 ①②③
夫婦+子	便益			年金給付額 (1)(2)(3)(6)④⑤	年金給付額 (1)(2)(3)④⑤
	費用			年金保険料 (4)(5)①②③⑥	年金保険料 ①②③⑥
夫婦+子+孫	便益			年金給付額 (1)(2)(3)(6)④⑤	年金給付額 (1)(2)(3)④⑤
	費用			年金保険料 (4)(5)①②③⑥	年金保険料 ①②③⑥

まず、総務庁『全国消費実態調査』(1984年)を用いて、1946年・1956年・1966年生まれのコーホートについて、世帯類型別に年齢一賃金プロファイルを求める。この『全国消費実態調査』は5年に1回しか行われていないため、過去の各年の分が得られない。そこで、誤差が生じることにはなるが、どの世帯にも、また、どの年齢にも各年の『家計調査』の世帯主定期収入上昇率、あるいは妻の収入上昇率を当てはめて推計する。さらに、将来の分は、賃金上昇率が4%と仮定して推計していく。なお、『全国消費実態調査』で調査されている世帯のうち、例えば子供が下宿している場合は、「夫婦と子の世帯」、「夫婦と親と子の世帯」ではなく、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親の世帯」に区分されるのに対し、本稿の「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親の世帯」は生涯子供をもたない世帯であるため、これら2つの世帯の所得に誤差が生じている。そのため、何らかの推計を行うべきであるが、本稿の分析のなかで、このような誤差がもたらす影響は小さいと思われるため、調査による数値をそのまま用いている。そのようなもとで世帯類型別の総所得をみると、夫婦+親+子(妻:有業、以下(有)と略する)、夫婦のみ(有)、夫婦+親(有)、夫婦+子(有)、夫婦+親+子(妻:無業、以下(無)と略する)、夫婦+子(無)、夫婦のみ(無)、夫婦+親(無)の順に少なくなっている。

4. 年 金

本稿では勤労者世帯を対象にし、公的年金のうち厚生年金保険と国民年金が適用されると考える。

まず、厚生年金保険料は、年齢一賃金プロファイルから各年の標準報酬を出し、その年の保険料率を掛けて求める。この標準報酬には上限・下限があるが、保険料は標準報酬に比例している。将来の厚生年金の保険料率は、1989年財政再計算結果に基づき、年金改定率4%、消費者物価上昇率2%、運用利回り5.5%のもとで、5年ごとに2.2%ずつ引き上げられ、最終的には26.1%になるとする。また、女性の保険料率は毎年0.15%ずつ引き上げられ、1993年から男女同率になるように予定されている。なお、保険料は本人と使用者で折半されるが、本稿では本人が全額負担するとみなして分析していく。次に、国民年金保険料は、学生である20歳から22歳は国民年金に任意加入し、結婚後仕事を辞めた女性は、1985年までは任意加入していると仮定する。1986年以降は年金改正により、このような女性は国民年金に強制加入となっているが、保険料を納めなくても夫が厚生年金保険に加入していれば国民年金に加入しているとみなされる。そこで、無業の妻は、夫の退職後から妻自身が60歳に達するまでのみ、国民年金の保険料を納めればよいことになる。

年金給付については、1989年の年金法改正で、「65歳支給開始」は野党の強い反対があり見送られたが、今後は65歳支給開始の方向へ動くことが

予想される。そこで、本稿では支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられると仮定して分析する。なお、基礎年金給付額の3分の1が国庫負担により賄われているが、本稿ではこの分を除いて計算していく。

5. 扶養費

主に『全国消費実態調査』を使い、以下に説明していくものでデータがない場合、過去の分については『家計調査』の対前年上昇率を用いて推計し、将来の分については結婚費用以外のものは過去5年の上昇率の平均値を求め、それをもとに推計していく。

〈子の扶養費〉『全国消費実態調査』を用い、高校生以下の扶養費を費目別に推計する。「食料」は酒類・学校給食の支出分を除いてから人頭割りした値が子供1人にかかる費用とし、「光熱・水道」は子供1人の増加による上昇分を扶養費とする。「被服及び履物」は乳児用・子供用（小学生以下）の支出分はそのまま使用し、それ以外（中学生以上）は大人の半分が子供に相当するとみなす。「保健医療」は人頭割りし、「その他の消費支出」は諸雑費のうちパーマネント代、セット代、化粧品、身の回り品、たばこを除いてから人頭割りして求める。なお、「住居」・「家具・家事用品」・「交通通信」・「教養娯楽」は除外する。また、これらの費目に対する大学生の扶養費は仕送りの形で支払われるとする。

「教育」も『全国消費実態調査』で調査されているが、本稿ではまず、高校生以下については、文部省の『父兄負担の教育費調査』、『父兄が支出した教育費調査』（1952～1981年）、『保護者が支出した教育費調査』（1982年～）を用いる。というのは、この調査は、幼稚園（ただし1978年以降）・小学校・中学校・高校の各学年ごとの学校教育費・家庭教育費が詳しく記されているからである。そして、この調査では、学校給食費・通学費・教養娯楽などにかかった費用も示されているため『全国消費実態調査』のなかからこれらの費用は除いて分析していく。なお、Ⅲ章の基本モデルで述べた「国公立へいく場合」とは幼稚園・小

学校・中学校・高校が公立、大学が国立の人、「主に私立へいく場合」とは幼稚園・高校・大学は私立、小学校・中学校は公立の人のことをいう。幼稚園・高校は、私立も調査の対象となっているが、小学校・中学校は、私立の調査がされていないため、このようにわけている。次に、大学生については、文部省『学生生活調査』を参考にし、扶養費として、学年別の年間授業料・その他の学校納付金と仕送りのみを考える。以上説明してきた教育費は、各世帯の兄弟数に比例して大きくなると仮定している。

また、子供のこづかいは、幼稚園・小学1～2年・小学3～4年・小学5～6年・中学・高校別に調査されている貯蓄増強中央委員会の『貯蓄に関する世論調査』を用いる。

さらに、親が援助した結婚の費用は、三和銀行による『挙式前後の出納簿』を参考にする。豪華な結婚式が行われている今日だが、働く女性が増え、結婚年齢が遅くなっていることなどから親からの自立がみられ、援助額の伸び率はごくわずかで、マイナスになっている年もある。そこで、親が援助する結婚費用は、今後も1989年と同額と仮定する。

以上あげたものを親世代から対象世代、あるいは対象世代から子世代への扶養費とする。また、デフレーターには消費者物価指数を用い、将来の消費者物価上昇率は2%とする。

〈親の扶養費〉親世代との同居によりかかる費用をみるために、『全国消費実態調査』から勤労者世帯で世帯主だけが働いている「夫婦のみの世帯」・「夫婦とその親の世帯」を取り上げる。そのうち世帯主年齢が30歳未満と30～39歳という世帯の消費支出を表3に示す。これをみると、同居により大きく増加する費目は少ないことがわかる。これらの費目のうち、本稿では親の扶養費として、夫婦のみの世帯の支出(b)に対する夫婦とその親の世帯の支出(a)が比較的大きい「食料」、「光熱・水道」を考える。「その他の消費支出」も大きくなっているが、これに含まれる品目は多く、年齢により変動がみられることから、親の扶養費の予想は難しい。そこで、「その他の消費支出」は親の

表 3 夫婦とその親の世帯の支出(a)と夫婦のみの世帯の支出(b)の比較

表 3-a (勤労者世帯) 世帯主だけが働いている世帯 世帯主が30歳未満

世帯主 30歳 未満	消費支出	食料	住居	光熱・ 水道	家具・家 事用品	被服及び 履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の 消費支出
(a)	235,823	69,864	4,211	18,126	12,147	9,741	5,722	26,583	—	13,917	75,513
(b)	193,517	49,617	26,814	9,709	9,229	12,568	5,670	24,273	—	19,644	35,993
(a)/(b)	1.2	1.4	0.2	1.9	1.3	0.8	1.0	1.1	—	0.7	2.1

表 3-b (勤労者世帯) 世帯主だけが働いている世帯 世帯主が30～39歳

世帯主 30～ 39歳	消費支出	食料	住居	光熱・ 水道	家具・家 事用品	被服及び 履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の 消費支出
(a)	214,967	66,636	2,636	17,049	11,483	11,569	5,003	24,844	—	14,238	61,510
(b)	215,685	56,546	20,761	10,793	10,068	13,370	6,038	31,364	1	19,849	46,896
(a)/(b)	1.0	1.2	0.1	1.6	1.1	0.9	0.8	0.8	—	0.7	1.3

(資料) 総務庁『全国消費実態調査』(1984)より作成。

消費支出には入れないことにするが、さらに、同居により増加する支出を、衣服や教養娯楽にかかる費用を減らすことにより賄っている可能性なども考慮すると、親の扶養費としてここで仮定するものは過小評価になっている。なお、「住居」をみると、(a)/(b)が極端に小さくなっているが、これには、同居する場合は親が住居費を支払ってくれる、あるいは親が建てた家に住むために家賃を払わなくてもよいなどの理由が考えられる。そこで、住居費については、親と同居することにより減った分は、逆に親から移転されているとみなす。

6. 扶養・家事労働の経済的評価

扶養、家事労働の経済的評価を行うこと自体に議論の余地はあるが、本稿では、家事に費やした時間にその労働に相当する賃金を当てはめて経済的評価を行っていく。そこで、この評価の対象となる時間と賃金についての説明をしておく。

〈時間〉世帯別、妻の有業・無業別の家事・育児・買物時間数は、『社会生活基本調査』の1986年版を使って、年齢別に求める。また、親と同居する場合は、親世代が対象世代に対して行う家事・育児・買物時間数も考慮するが、年齢別に調査されていないので、すべての年齢の親世代の家事・育児・買物時間数は同じであるとする。なお、ここでは、親世代が行う世話は長子が小学校の間まで、家事は長子が高校の間までと仮定する。

この『社会生活基本調査』は世帯別、妻の有業・無業別の時間数が調査されているため、本稿の分析に適した資料である。しかし、この調査は1976年から5年ごとに行われているが、1976年と1981年については、妻の有業・無業別の時間数が記されていない。そこで、本稿では1986年だけ利用し、過去においても将来においても1986年の時間数と同じであると仮定して分析しているため、実態が把握できていないという欠点がある。

〈賃金〉扶養・家事労働の1時間あたりの賃金は、朝日生命保険相互会社『経済月報 家計環境変動下のライフサイクル』(1983)を参考にし、家事の内容からそれに類似した女性の職種を『賃金センサス』(労働省)から探し、それぞれの職種の所定内給与、所定内労働時間、年間賞与を年齢別に求め、次の式にあてはめる。

時間あたり賃金

= 所定内給与 / 所定内労働時間

+ 年間賞与 / (12 × 所定内労働時間)

扶養・家事労働の賃金は、『賃金センサス』から取り出した職種の賃金の平均値に相当するとみなしている。『賃金センサス』を使ったのはデータの制約から1976年から1988年までで、1975年以前は過去における各年の女子の賃金上昇率を用いて推計する。また、1989年以降は賃金上昇率が4%であると仮定している。なお、割引率として1988年までは過去における各年の常用労働者の賃

金上昇率を用い、1989年以降は4%とする。

7. 遺 産

遺産は、移転のなかでも重要な位置を占めるにもかかわらず、遺産額の全国的なデータは見当たらない。こういった状況であるが、『経済研究』116号で、家計の保有資産の推計が行われている。この推計では、家計資産として金融資産と実物資産を考え、この2つの資産合計から負債を控除した正味資産の年齢別、1世帯あたりの金額を算出している。この推計によると、1984年時点で75歳以上の人の1世帯あたり資産保有額の平均値は4,438万円になっている。死亡する時点の資産ではないので、75歳以上の人の資産を遺産額としてしまうには無理があるが、本稿では、この4,438万円を1世帯あたりの遺産額として分析を進めていく。また、遺産のうち、同居していた場合には、実物資産+金融資産/兄弟数を、別居していた場合には、金融資産/兄弟数を夫婦それぞれが受け取るという大まかな仮定もここではする。実際には、父から子へ直接移転されるだけでなく、父から母への水平的な移転が行われ、それが消費されて子へ移転するという場合もあるので、仮定の設定の仕方により移転額が変わるが、データ不足のためやむを得ない。

IV 分析結果

夫が1946年・1956年・1966年生まれの「夫婦のみの世帯(有)(無)」,「夫婦と親の世帯(有)(無)」,「夫婦と親と子の世帯(有)(無)」,「夫婦と子の世帯(有)(無)」について、公的年金の費用・便益比率を求めたものが表4である。

〈結果1〉 後世代ほど費用・便益比率は小さくなる。例えば、「夫婦と親と子の世帯」で、妻が有業という場合、1946年生まれで1.21, 1956年生まれで0.81, 1966年生まれで0.65となり、公的年金は後世代ほど年金保険料に対する給付額が少なく、前世代よりも不利となることがわかる。

〈結果2〉 世帯別に、1956年生まれ、1966年生まれの費用・便益比率をみると、

夫婦のみ(有)<夫婦+親+子(有)<夫婦+親(有)
<夫婦+子(有)<夫婦+子(無)<夫婦のみ(無)
<夫婦+親+子(無)<夫婦+親(無)

となる。「夫婦と親と子の世帯」を除くと、世帯類型別の総所得の関係と対応し、総所得が低いほど費用・便益比率は大きくなる。「夫婦と親と子の世帯」が総所得に対応しなかったのは、その世帯の夫の所得が他の世帯より高いことから、遺族厚生年金も高くなったためだと思われる。しかし、全体的にみて、世帯間の費用・便益比率格差は1956年生まれで最大でも0.16, 1966年生まれで0.13となっており、比較的小さいことがわかる。

〈結果3〉 1956年・1966年生まれば、どの世帯も妻(無)>妻(有)だが、1946年生まれはそのようになっている。これは、この分析における無業の妻は1985年まで国民年金に任意加入すると仮定しているので、1946年世帯の妻は、1956年・1966年世帯よりも多くの保険料を支払っているためだと思われる。1986年の年金改正で、女性の年金権を確立するために無業の妻は保険料を支払わなくても給付されることになったことから、無業と有業の不公平が生じていることを反映した結果が出ているといえるであろう。

次に、公的年金の世代間移転に加えて、家族内の世代間移転も考慮した結果が、表5である。対

表4 公的年金の費用・便益比率

世帯 夫	夫婦のみ (有)	夫婦のみ (無)	夫婦+親 (有)	夫婦+親 (無)	夫婦+親 +子 (有)	夫婦+親 +子 (無)	夫婦+子 (有)	夫婦+子 (無)
1946年生まれ	1.18	1.22	1.22	1.33	1.21	1.20	1.21	1.20
1956年生まれ	0.79	0.87	0.81	0.95	0.81	0.87	0.82	0.86
1966年生まれ	0.63	0.70	0.65	0.76	0.65	0.70	0.66	0.69

表 5 世代間の費用・便益比率

壮年 老年	夫婦のみ (有)	夫婦のみ (無)	夫婦+親 (有)	夫婦+親 (無)	夫婦+親+子 (有)				夫婦+親+子 (無)				夫婦+子 (有)				夫婦+子 (無)			
					国	国国	私	私私	国	国国	私	私私	国	国国	私	私私	国	国国	私	私私
夫婦のみ	3.06	3.29	2.42	1.93	1.75	1.38	1.59	1.18	1.35	1.06	1.24	0.93	1.20	0.81	1.05	0.67	1.01	0.68	0.90	0.58
	2.71	3.10	2.40	2.00	1.73	1.36	1.53	1.12	1.38	1.08	1.24	0.92	1.18	0.80	1.00	0.64	1.04	0.70	0.90	0.57
	2.71	3.14	2.49	2.11	1.74	1.35	1.49	1.06	1.41	1.08	1.23	0.89	1.19	0.81	0.98	0.62	1.07	0.71	0.89	0.56
夫婦+子 「有」					1.05	0.94	1.00	0.85	0.90	0.79	0.86	0.73	0.71	0.59	0.67	0.54	0.66	0.54	0.62	0.49
					1.05	0.93	0.99	0.83	0.92	0.80	0.87	0.72	0.71	0.59	0.66	0.52	0.67	0.54	0.62	0.48
					1.06	0.93	0.97	0.80	0.93	0.80	0.86	0.70	0.72	0.59	0.65	0.50	0.68	0.55	0.62	0.47
夫婦+子 「無」					1.17	1.03	1.11	0.94	1.00	0.87	0.96	0.81	0.83	0.69	0.79	0.62	0.77	0.63	0.73	0.57
					1.16	1.02	1.09	0.91	1.02	0.88	0.96	0.79	0.82	0.68	0.76	0.60	0.78	0.63	0.72	0.56
					1.16	1.01	1.07	0.87	1.02	0.88	0.95	0.77	0.83	0.68	0.75	0.58	0.78	0.63	0.72	0.54
夫婦+子 +孫 「有」					0.99	0.88	0.94	0.81	0.85	0.74	0.81	0.69	0.64	0.54	0.61	0.49	0.60	0.49	0.56	0.45
					0.99	0.88	0.93	0.79	0.87	0.76	0.82	0.69	0.65	0.54	0.60	0.48	0.61	0.50	0.57	0.45
					1.00	0.88	0.92	0.76	0.89	0.76	0.82	0.67	0.66	0.55	0.60	0.47	0.63	0.51	0.57	0.44
夫婦+子 +孫 「無」					1.08	0.96	1.03	0.87	0.93	0.81	0.88	0.75	0.73	0.61	0.69	0.55	0.68	0.55	0.64	0.50
					1.08	0.95	1.01	0.85	0.94	0.82	0.89	0.74	0.74	0.61	0.68	0.54	0.69	0.56	0.64	0.50
					1.09	0.95	1.00	0.82	0.96	0.82	0.89	0.72	0.75	0.61	0.68	0.52	0.71	0.57	0.64	0.49

象世代が壮年期にとる世帯と老年期にとる世帯を組み合わせ、上から、1946年生まれ、1956年生まれ、1966年生まれの順に結果を示している。

〈結果 4〉 公的年金では 1946年・1956年・1966年生まれで大きな格差がみられたが、家族内の世代間移転も考慮すると、その差はほとんどなくなっている。例えば、「夫婦と子の世帯」で妻が有業の場合、公的年金の費用・便益比率は1946年と1966年生まれで0.55の差があったが、家族内移転も考えると、最大でも0.07と大きく格差が縮まっている。

〈結果 5〉 各個人が属する世帯により、費用・便益比率は大きく異なる。

壮年期では、

夫婦のみ(無)>夫婦のみ(有)>夫婦+親(有)>夫婦+親(無)>夫婦+親+子(有)>夫婦+親+子(無)>夫婦+子(有)>夫婦+子(無)

となる。まず、世帯別にみる。夫婦のみ>夫婦+親となるのは後者は親の扶養負担があるためで、夫婦+親>夫婦+子となるのは、親より子の扶養負担が重いためである。また、扶養する人が多いにもかかわらず夫婦+親+子>夫婦+子となるのは、遺産が影響しているためと思われる。次に、妻の就業形態別にみると、夫婦のみ世帯以外は、有業>無業となる。これは、無業の妻のほうが扶

養時間が多いことと、親と同居する場合は仕事をもつ妻のほうが親から夫婦への家事時間が多くなることを考えれば納得がいくだろう。一方、夫婦のみ世帯は無業>有業となるが、これは、公的年金制度の影響が大きいためである。すなわち、妻が無業の世帯のほうが総所得が低い結果である。壮年期を全体的にみると、妻が有業、無業にかかわらず夫婦のみ>夫婦+親>夫婦+親+子>夫婦+子となることがわかる。これは、どの世帯に属するかで費用・便益比率が大きく変わることを示している。

次に、老年期では、

夫婦のみ>夫婦+子(子：無業、以下「無」と略する)>夫婦+子+孫「無」>夫婦+子(子：有業、以下「有」と略する)>夫婦+子+孫「有」となり、子世代の妻の仕事の有無が大きく影響している。子世代の妻が有業の場合、対象世代(夫婦)の家事による移転分が多くなるため子世代の妻が無業>有業となっている。また、夫婦+子>夫婦+子+孫については、対象世代が行う孫の世話が影響している。

〈結果 6〉 子供の人数、子供の教育により比率が異なっている。まず、子供の有無で格差が出てくる。例えば1946年生まれでみると、老後は共に「夫婦のみ世帯」でも、壮年期に「夫婦のみの世帯

〔有〕」の場合は3.06,「夫婦と子の世帯(有)」、子は2人で共に国立」の場合は0.81と、大きな格差が生じる。また、1人っ子で国公立にいく世帯を「国」、2人兄弟で共に主に私立にいく世帯を「私私」と表すと、費用・便益比率は、国>私>国国>私私となる。以上より、子供の扶養負担、そのなかでも教育費の負担が大きいこと、また、子供が増えるほど負担が重くなって、費用・便益比率は小さくなることがわかる。

V 結 び

本稿では、公的年金は後世代ほど負担が重く、若年世代は不利、老年世代は有利といわれていることに着目し、世代間の移転を考えるなら公的な側面だけでなく私的な側面もみた上で論じるべきだという考えをもって分析を行い、次のような結論を得た。

- 1) 公的年金は、たしかに後世代ほど不利になっているが、家族内の私的な側面も考慮すると、世代間の費用・便益比率格差はなくなった。
- 2) 同世代では、個人が属する世帯により費用・便益比率格差が生じ、そのなかでも、子供がいる世帯に属する場合に比率が小さくなる。この原因として、子供の扶養、特に教育の負担が重いことがあげられる。

2)の結論から、子供をもつ世帯と、子供をもたない世帯の格差をなくすための対策をたてる必要があると思われる。そこで、以下のようなものを考えてみた。

- 〔1〕 児童手当制度をもっと充実させる。
- 〔2〕 年金保険料を求める際に、子供がいる世帯に対して標準報酬から扶養控除を行う。

まず、〔1〕からみていく。児童手当制度改正により1991年度からは、支給範囲が第1子からに広げられ、支給額が2倍に引き上げられたが、支給期間が小学校入学前から3歳未満までに引き下げられた。しかし、親の負担は3歳未満だけではなく、それ以降もますます重くなっていくことから、この児童手当制度は子供のいる世帯に対して効力

があるとはいいい難いであろう。現在、費用負担が事業主：国：地方で7：2：1となっているが、国の負担分を増やすことによりこの児童手当制度が充実したものとなることを望む。

次に、〔2〕について述べる。年金制度は、そもそも世代間で扶養しあうという制度であるから、前世代だけでなく後世代とも扶養しあうというものである。ということは、将来の社会を担う後世代の人たちを、ある世帯だけでなく社会全体で作り上げていかねばならない。ところで、現行の年金制度は子供の有無を考えずに、標準報酬に保険料率を掛けて保険料を求めているが、子供がいる世帯は後世代を育てるために、子供がいない世帯よりも追加的に多額の扶養費用をかけている。数十年後には逆に子供から親への老人扶養が行われることを考慮したとしても子供への扶養額のほうがかなり大きな値をとっている。このことから、保険料を算定するうえでこれらの費用に配慮しながら調整を加えていくことが必要になると思われる。そこで、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学別の扶養控除額を定め、子供をもつ世帯に対して該当する値を標準報酬から差し引くという方法で年金保険料を求めていくことをここでは提言する。子供がいる世帯といない世帯の年金保険料負担の調整を実際に行うとなると、保険料の算定が複雑になるが、今後はこのような調整を行うことも必要になってくるのではないだろうか。

本稿では、税制を考慮せずに議論してきたが、次の課題として、さらに税制も含めた議論を進めていくつもりである。

＊ 本稿を作成するにあたり、御指導、御助言下さいました木村陽子奈良女子大学助教授、上村協子東京家政学院大学講師に厚く御礼申し上げます。

参 考 文 献

- 〔1〕 AIU 保険会社『現代子育て経済考 1989年版』, 1989年3月。
- 〔2〕 朝日生命保険相互会社『経済月報 家計環境変動下のライフサイクル』, 1983年3月号。
- 〔3〕 跡田直澄・橋本恭介・林 宏明「人口の高齢化と税・年金制度——コーホート・データによる制度改革の影響分析——」『帝塚山大学 Discussion Paper』No. 10, 1989年3月。

- [4] Barro, R. J. (1974), "Are Government Bonds Net Wealth?" *Journal of Political Economy*, Vol. 82, No. 6, pp. 1095-1117.
- [5] 濱本知寿香「女性の年金権の確立に関する一考察」『家政学研究』Vol. 36, No. 1, 1989年, 49-54頁。
- [6] ILO (1982), "Unpaid work in the household".
- [7] 岩田正美「同居世帯家計と高齢者の生活費——掛川市における追跡調査の分析から——」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, 1987年, 329-343頁。
- [8] 岩田正美『老後生活費——今日と明日——』, 法律文化社, 1989年。
- [9] 川口 弘・川上則道『高齢化社会は本当に危機か』, あけび書房, 1989年。
- [10] 木村陽子「公的年金と所得の再分配——『年金制度改革案』をめぐって」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』, 1985年, 163-181頁。
- [11] Kotlikoff, L. J. and Summers, L. H. (1981), "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4, pp. 706-732.
- [12] 村上 清『年金制度はどうなるか』, 東洋経済新報社, 1989年。
- [13] 野口悠紀雄「公的年金における受給・負担構造の世代間格差」『季刊現代経済』, 1984年, SPRING, 4-17頁。
- [14] 野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子「世代間移転における家族の役割」『一橋論叢』第102巻第6号, 1989年12月号, 749-771頁。
- [15] 小椋正立・西元 亮「厚生年金改革の効果にかんするシミュレーション分析」『季刊現代経済』, 1984年, WINTER, 89-103頁。
- [16] 三和銀行ホームコンサルタント『挙式前後の出納簿』No. 159, 1989年9月。
- [17] 高山憲之「厚生年金における世代間の再分配」『季刊現代経済』, 1981年, SUMMER, 114-125頁。
- [18] 高山憲之「年金改革をどう進めるか」『季刊現代経済』, 1982年, AUTUMN, 4-17頁。
- [19] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時彦「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』第116号, 1989年9月。
- [20] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時彦他「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」『経済分析』第118号, 1990年3月。
- (はまもと・ちずか 奈良女子大学大学院博士課程)

オランダの高齢者と家族

——「インフォーマルセクター活用論」をめぐる——

廣 瀬 真理子

I はじめに

他の西欧諸国と比較して、オランダでは現在までのところ高齢化率は相対的に低いものの（1989年現在で12.7%）、戦後のベビーブーム世代の高齢化などによって、21世紀初頭には急速な高齢社会を迎えることが予測されている。そのため近年では、財政支出の抑制と、より効率的な福祉サービスの提供をめざして、オランダにおいても、「福祉見直し論」が盛んである。高齢者福祉について見れば、在宅福祉政策が促進されるなかで、これまで制度化されてきたホームヘルプや訪問看護などの専門的なサービス供給組織に見直しを加える一方で、「インフォーマルな援助」を活用する方針が重視されている。

1982年に政府は、それまでの「専門的サービスの充実」から、「インフォーマルセクターの活用」への政策転換について声明を発表したが、そのなかでは、「莫大な費用がかかり、重圧をもたらすような福祉国家から、人々がかかわり合いをもつような社会づくり」をめざす政府の方針が明らかにされている¹⁾。

社会福祉サービスの供給をめぐる、「フォーマル」と「インフォーマル」の概念についてここで簡単に触れておけば、オランダ厚生省の定義では、「インフォーマルな援助」とは、次の3つの要素から説明される。第1に専門的サービスでないこと、第2に援助を必要とする人を直接とりまく1人あるいは複数の人々によって提供される援助であること、第3に援助が必要な人々を直接とりま

く環境以外の人々によって組織化されたボランティア活動（例えば、ボランティア団体中央連合会の組織活動など）はここに含まない、というものである²⁾。

これに対して、「フォーマルな援助」とは専門研究者によって“professional versus informal”と対概念で用いられているように、オランダでは「専門的な援助」と定義されている。より具体的に言い換えれば、「フォーマルな援助」とは、これまで宗派別に結成された民間非営利団体が中心となって行ってきた、施設サービスや訪問看護、ホームヘルプなどの専門的サービスを指し、「インフォーマルな援助」とは、主に家族、隣人、地域のボランティアなどによる援助を意味している³⁾。

そして、前述の「インフォーマルセクター活用論」は、次の3つの前提にもとづいて推進されている。すなわち、(1)家族などによるインフォーマルな援助が衰退している、(2)専門的サービスに依存が高まる一方で、家族などによる援助が軽視されている、(3)家族などによる援助の方が、専門的サービスよりもはるかにすぐれている、というものである⁴⁾。たしかに、福祉国家の発展を通じて、「インフォーマルな援助」が衰退したという見解は、現在の福祉国家批判のひとつの論点となっている。つまり、当初は高齢者などに対して、伝統的な家族関係を中心とした「インフォーマルな援助」が行われていたにもかかわらず、福祉国家の発展とともに、住民の専門的サービスへの過度な期待が高まった。その結果、「インフォーマルな援助」が衰退していくと同時に、専門的サービス

の拡大が福祉国家の財政逼迫を導いたという批判である。

しかしながら、他方で、社会変化に伴う家族形態の変化や、高齢者自身のニーズの変化などが、実際に「インフォーマルな援助」の提供を困難にしているという事実も見逃せない。

そこで本稿では、オランダの高齢者をとりまくインフォーマルな援助の実態について家族との関係を中心に考察した上で、政策上に見られる「インフォーマルセクター活用論」をめぐる問題点と可能性について検討していきたい。以下ではまず、高齢者の生活形態の特徴を概観することから始めよう。

II 高齢者の生活形態

第2次大戦以前は、オランダでも高齢者が成人した子世代と同居する傾向が比較的多くみとめられたが、それは主に、経済的に自立が困難な老親を子世代が扶養する場合であった⁵⁾。戦後、一般老齢年金制度(1957年)の成立によって、高齢者の生活が経済的に保障されるようになると、自立した生活を営む高齢者の数が増加していった⁶⁾。

興味深いのは、オランダでは、地域で自立した生活を営む高齢者が増加する一方で、施設に入居する高齢者の割合も同時に高まった点である。「自立的生活」と「施設入居」という2つの傾向は、一見矛盾するように思われるが、この点について Coleman は、オランダの特徴を次のように説明する。他国と比較して、オランダでは伝統的に高齢者が子世代と同居する割合が高かったことから、高齢者の「自立」という意味は、もっぱら子世代と「別居」することと解釈された。つまり、居住施設への入居もまた、オランダの高齢者にとっては、ひとつの「自立した」生活形態と考えられたのである⁷⁾。

表1は、オランダの65歳以上人口に占める、高齢者用居住施設の入居者の割合を時系列に追ったものである⁸⁾。特に1960年代後半から70年代にかけて居住施設の建設が進むなかで、入居者の数が増加したことが本表からわかる。

表1 オランダの65歳以上人口に占める
高齢者用居住施設の入居割合

年度	65歳以上人口	居住施設入居者数	割合(%)
1965	1,188,192	73,344	6.2
1970	1,338,138	108,875	8.1
1975	1,459,421	134,680	9.2
1980	1,615,825	135,242	8.4
1985	1,729,764	137,527	8.0
1987	1,804,014	134,777	7.5

出典: Centraal bureau voor de statistiek (1990a), (1990b) より作成。

施設へ入居する高齢者が増加した背景には、第1に、当時的高齢者問題が住宅問題に端を発していたことから、政府がサービス付き住宅の供給を高齢者政策の中心に据えて、施設の建設を促進したことがある。第2に、公共扶助制度が設立され、低所得の高齢者に対して、居住施設での暮らしを保障するようになったことも、入居者を増やした理由である。第3に、高齢者用居住施設への入居が当時、一種の流行となり、日常的な援助を必要とする高齢者以外にも、老後の安心を求める高齢者が競って居住施設への入居を希望したため、施設入居者が増加する結果となった⁹⁾。

政府の予測をはるかに超えた、この急速な施設サービスの発展は、しかしながら、高齢者の隔離や孤立など「施設化」の弊害を生み出すと同時に、財政支出の拡大をもたらした。これらの反省から1970年代以降、高齢者が、地域のなかでできる限り長い間自立した生活を送れるような、在宅福祉政策の充実がめざされてきた。そこで次に、現在

表2 55歳以上の世帯構成別割合(概算)

世帯構成	55~64歳	65~79歳	80歳以上
地域で生活			(%)
ひとり暮らし	12	27	31
夫婦のみ	46	56	25
夫婦+子供(あるいは親)	36	8	2
本人+子供(あるいは親)	5	3	6
本人+その他の人との同居	1	2	2
居住施設で生活			
ひとり暮らし	1	4	30
夫婦	0	1	3
合 計	101	101	99

出典: Sociaal en Cultureel Planbureau (1990), p. 431, Tabel 13.12 より作成。

表3 オランダの65歳以上人口に占める単身者の割合

年度	1960	1971	1986	1990	2000
実数 (×1,000)	169	277	521	571	650
65歳以上人口比 (%)	17	23	31	30	31
1986年=100	31	51	100	110	125

出典: Sociaal en Cultureel Planbureau (1990), p.422, Tabel 13.4
より作成。

の高齢者の生活形態について見ていこう。

表2は、1985年現在のオランダの高齢者の世帯構成別割合を年齢別に見たものである。65～79歳層の8割以上が、地域の中で「ひとり」あるいは「夫婦のみ」の世帯で生活している。また、80歳以上層でもひとりあるいは夫婦のみで暮らす割合は過半数を占めている。独立した生活を営む高齢者が8割以上を占める点は、1970年代と比較しても変わらないが、ここで注目したいのはそのなかでも特に、「ひとり暮らし高齢者」が増加している点である。表3は、1960年から2000年にかけて65歳以上人口に占める単身者の実数とその割合を示している。これまで増加の一路を辿ってきた単身者の割合は将来的には3割程度で安定すると見込まれているが、実数で見ると、2000年には、高齢単身者の数は、1960年の4倍以上の伸びを見せると予測されている¹⁰⁾。

また、高齢者のなかでも比較的若い層では、独立した生活がますます促進される傾向にある。しかし他方で、「後期高齢者」の増加が、地域のなかで自立した生活を維持するのが困難な高齢者を生み出している点も見逃せない。表2に示したように、80歳以上の高齢者の3割以上が、日常的なサービスが提供される高齢者用居住施設で暮らしている。また、子・孫などの他世代と同居する高齢者の割合を、1979年、1983年、1987年について比較してみると、1979年以降、65～79歳層では、他世代と同居する割合が減少しているのに対して、

表4 子・孫世代と同居する高齢者の割合 (%)

年齢層	1979	1983	1987
65～79歳	13	11	6
80歳以上	10	12	15
65歳以上合計	12	11	8

出典: Sociaal en Cultureel Planbureau (1990), p.431, Tabel 13.13
より作成。

表5 自立した生活を送る55歳以上住民の日常的な援助の利用割合 (1976年)

	男 性	女 性 (%)
インフォーマルな援助	77.2	78.6
専門的なサービス	12.2	8.9
インフォーマルな援助と専門的サービスの両方	10.6	12.5
合 計	100.0	100.0

出典: Mootz and Timmermans (1980?), p.59, Table 2 より作成。

80歳以上のいわゆる後期高齢者層では、子世代・孫世代など同居する割合が最近徐々に高まっている (表4)。

以上のことから、オランダの高齢者の生活形態は、自立した生活が基本になっていることがわかる。たしかに子世代と別居している高齢者の割合が高い。しかしながら、それは決して家族 (子世代) との断絶を意味しているわけではないことにも注目すべきであろう。それどころかむしろ、地域で自立した生活を送る高齢者の日常的な援助は、主に家族や近隣者によって行われてきたことが過去の調査などから明らかにされている。例えば、表5は、1976年現在、地域で独立した生活を営む55歳以上の援助を必要とする世帯の「専門的サービス」と「インフォーマルな援助」の利用割合を示している¹¹⁾。この表から男女共に8割以上が「インフォーマルな援助」に支えられて生活していることがわかる。また、同年の別の調査は、「インフォーマルな援助」のなかでも高齢者の子供の援助を受けている割合が、その他の隣人、友人、ボランティアなどによる援助と比べて高いことを明らかにしている¹²⁾。

専門的サービスの発展とインフォーマルな援助との関係について、Knipscheer は、オランダでは、施設・在宅サービス両面で専門的なサービスシステムが戦後大きく発展してきたが、そのかげで、地域で暮らす高齢者の日常生活に見られる基本的な援助は家族を中心としたインフォーマルな援助により行われてきた点を強調している¹³⁾。その一方で、最近の急激な家族形態の変化が高齢者のインフォーマルな援助を困難にしているという事実も同時に指摘している。そこで、次に、インフォーマルな援助の中心的役割を果たしている子世代

家族について考察していこう。

III オランダの家族形態の変化と高齢者援助

オランダの伝統的家族の特徴を描写すれば、一家の稼ぎ手である夫と、家事に専念する妻、そして2人以上の子供からなる家族がイメージできる。近隣諸国と比べて、オランダの家族には宗教に基づく道徳的規範が比較的最近まで根強く残っており、これまで「安定した家族生活」は、人生のなかで最も重視されるべき価値のひとつと考えられていた¹⁴⁾。しかしながら、最近ではこの典型的な家族形態が崩れつつあり、1987年現在では「夫婦と子供2人家族」の割合は、全世帯の2割を占める程度である¹⁵⁾。

また、婚姻率の減少や離婚率の上昇が、単身世帯を増加させている。表6は、1947年から1981年にかけてのオランダの世帯構成の変化を時系列に示したものであるが、1970年以降、単身世帯の増加が目立つ。婚姻手続きをとらない「同居」によるカップルの増加は、伝統的な結婚観を徐々に変化させている。つまり、「結婚」が、かつての家族の絆を強める一種の「制度」から、男女2人の平等な協力関係を優先させる関係へと変化しつつある。

このような家族形態の多様化は、結果的に、高齢者に対する家族（子世代）のインフォーマルな

援助を変化させることになった。例えば、家族規模が縮小したことが、家族内で援助の担い手の絶対数を減らしている。また、援助の手が少なくなれば、当然ひとりの援助者に負担がかかるおそれもある。加えて、地理的移動が高まるなかで、家族と高齢者との距離が隔たった場合に、たとえ家族の方に援助をする意思があっても、現実にはそれが行えないこともある¹⁶⁾。

さらに重要なのは、最近の女性の社会進出が、高齢者に対するインフォーマルな援助を困難にしている点であろう。オランダに限らず、インフォーマルな援助者として暗黙のうちに期待されているのは女性であるが、他国と比較して、オランダではこれまで女性の労働市場参加率がきわめて低く、特に既婚女性の大部分は、家庭にとどまる主婦であった¹⁷⁾。その主な理由として、伝統的な社会規範が、家族のなかで「男は外、女は内」という性別役割分担をはっきりさせていたことがある。すなわち、近隣諸国と比べて、オランダでは高齢者をめぐって家族内で女性の潜在的介護力が比較的多く残されてきたといえる。しかしながら、最近の男女平等化のうねりのなかで、オランダでも女性の職場進出が徐々に高まるにつれて、高齢者に対する家族の援助にも限界が指摘されはじめている。

ここで特筆すべきは、オランダでは高齢者に対して、家族の潜在的介護力が比較的多く残されて

表6 オランダの世帯構成の変化 (1947~1981年)

(単位: %)

	1947年	1956年	1960年	1971年	1977年	1981年
単身世帯 男性	} 9.2	10.9	3.9	6.6	5.6	8.1
女性			8.2	10.7	12.1	14.3
家族世帯 夫婦のみ	} 68.4	72.5	20.8	21.5	24.5	22.1
夫婦+子供			50.7	49.0	46.6	42.4
夫婦+その他	} 9.5	6.8	2.0	1.4	0.6	0.4
夫婦+子供+その他			5.0	2.9	1.2	0.6
単親世帯 男性+子供	} 7.5	5.7	1.0	0.8	0.6	} 5.7
女性+子供			4.3	4.0	3.9	
その他	5.4	4.1	4.1	3.1	4.9	6.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7

出典: Nationale raad voor maatschappelijk welzijn (1986), Appendix Table 1 より作成。

いながら同時に、施設・在宅サービスの両面で、専門的サービスが発展を見てきたという点である。だがそれは、子世代が、親世代の援助を放棄したためではなく、また援助の責任を専門的サービスに全面的に転嫁しているわけでもない。例えば、家族内での援助の責任感について見ても、親世代が子世代に援助を期待する以上に、子世代が親世代の援助には責任を感じているという点が最近の調査結果からも明らかにされている¹⁸⁾。では、「インフォーマルな援助」と、「専門的サービス」とはどのように区別して利用されているのか、この点を次に考察していきたい。

IV 「インフォーマルな援助」と「専門的サービス」との境界線

オランダに暮らす人々は、日常生活上で、どのような問題を家族や近隣者などの援助で解決し、どのような場合に、専門的サービスを利用するのだろうか。もちろん、個々のケースによって判断は異なるであろうが、全体的な傾向を知るために、興味深い調査報告があるのでここに紹介しておこう。

表7は、オランダの住民を対象としたソーシャルサービスに関する意識調査の回答を、1964年、1983年、1986年と比較したものである。ここでの質問は、日常生活のなかで友人・知人などの身に、援助が必要とされるような問題が起こった場合、その解決方法を、専門家に任せるのか、あるいは自らを含むインフォーマルな援助で解決するのか、その選択を尋ねている。質問項目は具体的な状況別に5つに分かれているが、それぞれの内容は次の通りである。

- (1) 知り合いの家庭で、夫が病気になってしまったため収入が減ってしまった。医者の勧めで購入した洗濯機の支払いができなくなってしまったと、その妻から相談された。
- (2) 隣人の高齢者夫婦世帯で、妻が医者にかかっているが、自分で自分の身の回りのことができなくなってしまったと、その夫から相談された。

- (3) 知り合いの家庭で、妻が入院中、家に残された子供の面倒をみる人がいないと、その夫から相談された。
- (4) 知り合いの夫婦が、絶えず争いを繰り返している。その知り合いから、夫婦間の争いについて相談された。
- (5) 知り合いの15歳の娘が、しばしば夜遅く帰宅したり、好ましくないつき合いをしていると、その知り合いから相談された。(表側(1)~(5))

それぞれの質問項目の最後に「もしあなたの知り合いからこのような相談を受けたら、あなたはどのように答えますか」という質問が加えられている。回答の選択肢は、表7に示した通りである。

調査結果の全体的な傾向として、高齢者の援助を除いて、問題が起こった場合に、即座に専門家の援助を利用するよりも、インフォーマルな援助で問題の解決をはかろうとする傾向が強くみとめられる。また、データを時系列で比較すれば、1964年と比較して、1983年、1986年ともにインフォーマルな援助(①+②)で問題解決をはかろうとする割合が高い。とりわけ、子供に関する問題(3)、(5)については、インフォーマルな援助で解決しようとする割合が高くなる。

唯一の例外は、高齢者援助に関する回答である。各年度を通じて、専門的サービスによる解決を望む割合が60%以上を占めている。近隣の高齢者の援助を「自分が申し出る」という回答は、各年度ともに、約25%でほとんど同じ割合である。「自分以外のインフォーマルな援助者に頼む」という回答が1964年と比べて1983年に4%の伸びを見せており、若干、インフォーマルな援助が増加する傾向がみとめられる。しかし、全体としてこのような高齢者援助の場合、インフォーマルよりも専門的な援助による解決が重視されているといえよう。それはなぜであろうか。

まず、他の項目と比較して高齢者援助は、長期化する可能性が高いことから、インフォーマルな援助よりも専門的サービスを選択することが考えられる。長期的な援助が必要になった場合に、家族内での援助が減少し、専門的サービスに任せる

表 7 ソーシャルサービスに関する意識調査

課 題	解 決 策 の 選 択 肢	1964年	1983年	1986年
(1) 知人の経済問題について	① 自分で援助を申し出る	21	35	37
	② 自分以外のインフォーマルな援助者による解決をはかる	10	5	4
	③ 専門的サービスを頼む	32	36	29
	④ 借金するか支払いを待ってもらう	23	14	16
	⑤ その他の解決方法をさがす	5	1	1
	⑥ この問題には介入しない	—	1	1
	⑦ わからない	10	8	13
	実数	101% = 3,272	100% = 1,529	101% = 1,957
(2) 隣人の高齢者について	① 自分で援助を申し出る	25	26	25
	② 自分以外のインフォーマルな援助者による解決をはかる	4	8	7
	③ 専門的サービスを頼む	60	63	62
	④ その他の解決方法をさがす	7	0	0
	⑤ わからない	5	3	5
	実数	101% = 2,962	100% = 1,646	99% = 1,957
(3) 知人の子供の世話について	① 自分で援助を申し出る	23	46	45
	② 自分以外のインフォーマルな援助者による解決をはかる	20	15	24
	③ 専門的サービスを頼む	50	35	25
	④ その他の解決方法をさがす	3	0	0
	⑤ この問題には介入しない	—	0	0
	⑥ わからない	4	4	7
	実数	100% = 2,962	100% = 1,782	101% = 1,965
(4) 知人の夫婦喧嘩について	① 自分で仲介を申し出る	7	12	9
	② 自分以外のインフォーマルな援助者による解決をはかる	25	30	30
	③ 専門的サービスを頼む	30	22	24
	④ その他の解決方法をさがす	3	4	4
	⑤ この問題には介入しない	15	17	13
	⑥ 離婚をすすめる	3	7	7
	⑦ わからない	15	9	14
	実数	98% = 2,962	101% = 1,642	101% = 1,959
(5) 知人の娘の素行について	① 自分で仲介を申し出る	—	11	6
	② 自分以外のインフォーマルな援助者による解決をはかる	67	63	62
	③ 専門的サービスを頼む	13	5	6
	④ その他の解決方法をさがす	10	1	1
	⑤ この問題には介入しない	—	8	9
	⑥ わからない	10	13	17
	実数	100% = 2,962	101% = 1,647	101% = 1,933

出典: Kwekkeboom (1990), p. 38, Table 4.2 より作成。

表 8 インフォーマルな援助とホームヘルプの利用割合 (65歳以上利用者サンプル調査) 1983年

	入院を伴わない疾病	入院を伴った疾病	老人性疾患 (%)
インフォーマルな援助	60	52	37
ホームヘルプサービス	24	27	55
両方	2	11	3
利用なし	16	11	5

出典: Kwekkeboom (1990), p. 82, Table 6.2.5.1-1 より作成。

割合が高まる傾向は、後述の表 8 から推測できる。また、医師の治療を受けている高齢者の場合には、訪問看護など、より専門的な援助が必要であるという判断から、専門的サービスをすすめる場合もある。この場合、相談者が「夫」であるため、夫が妻の世話をすることの方が、妻が夫を世話するよりも困難が多いという一般的傾向から、専門的な援助を利用する方が適当と考えられるかもしれない。事実、高齢者夫婦世帯の場合、夫よりも妻が病気になった場合の方が、施設入居率が高まっている。

この調査結果は、日常生活のなかで生じる問題について、全体的にはインフォーマルな援助を通じた解決方法が、専門的な援助よりも優先されていることを示している。インフォーマルな援助で間に合わない場合に、二次的手段として専門的な援助が利用されるのが一般的傾向といえよう。しかしながら、高齢者援助については、むしろ専門的な援助による解決が重視されている。援助の長期化や専門性など、家族などでは対応しきれない、高齢者援助の特殊性がこの回答に反映しているといえるのではなからうか。

次に、サービス利用をめぐる意識調査に加えて、実際に高齢者の状況別のインフォーマルと専門的援助の利用割合を見てみよう。表 8 は、高齢者の状況別に、インフォーマルな援助とホームヘルプサービスの利用割合を示しているが、ここでも、入院を伴うような疾患や、高齢疾患を抱えた場合には、インフォーマルな援助の割合が減少し、専門的サービスであるホームヘルプの利用が高まっていることがある。

ここで、インフォーマルな援助の具体的内容を見れば、主に、買い物、食事の支度や後片付け、

お茶の支度などが、家族によって多く行われている。つまり、家族による援助は、高齢者の身の回りの世話のほかに、お茶の相手などの精神面での交流や支援が重要になっている¹⁹⁾。

また、「インフォーマルな援助」と「専門的サービス」の利用との境界線は、援助する家族によっても、異なる場合がある。一般的に言えば、家族内での中心的な援助者が、子世代である場合、インフォーマルな援助で済ませられる限界が比較的明確に設定されており、それを超えてしまうようなときには、直ちに専門的サービスを利用する傾向が高い。一方、援助者が配偶者である場合、他者の介入を許さず、あくまで自分で世話をしようという傾向が強くとめられる。

V 「インフォーマルセクター活用論」の可能性と問題点

現在の高齢者の生活実態や、子世代家族の変化などを概観すると、オランダでは、在宅福祉の推進と併せて、インフォーマルな援助を活用する政策方針が打ち出されているとはいえ、それが決して楽観的な見通しでないことが推察できる。専門的サービスの拡大からインフォーマルな援助を促進するための政策転換をめぐって、さまざまな具体策が検討されているが、ここでは Knipscheer の議論に沿って、5つの方法について考察していこう²⁰⁾。

第1に、インフォーマルな援助を発展させるに当たって、最も単純な方法のひとつとして、専門的な援助を制限することがある。専門的サービスの利用資格に、より客観的な基準を設けて、基準に満たない場合に専門的サービスを行わなければ、軽度の場合には、インフォーマルな援助で済ませるようになるという見込みである。しかし、この方法は、同時に深刻な問題を生み出すおそれもある。例えば、客観的な基準の設定により、高齢者の特定のニーズに対応できないシステムを生み出すことが予想される。また、単に専門的サービスを抑制するだけでは、高齢者をとりまく家族などに無理な援助の負担をかけることになりかねない。

さらに、家族規模が縮小化するなかで、インフォーマルな援助者が見つからない高齢者が援助を受けられないという問題が生じることも予想される。

第2に、配偶者や成人した子供などの家族による長期的な援助を奨励することにより、インフォーマルな援助システムを拡大していく方法がある。しかしながら、現実にはひとり暮らし高齢者の増加や、子世代の家族形態の変化などから、長期的に家族の援助に期待することも楽観的ではない。特に、家族のなかで中心的な援助の担い手が、配偶者から子供に代わった場合に、地理的距離の問題などによって、長期的な援助が困難になる場合が多い。また、前述したような最近の女性の職場進出の高まりもまた、家族内での高齢者の長期的援助を困難にしている。

第3の方法として、家族相談システムを設立して、ソーシャルワーカーなどが家族ための相談システムを充実して、援助の方法などについて助言を行うことがある。この相談内容には例えば、援助を必要とする高齢者を取りまく環境について話し合うことや、高齢者援助について家族の義務感や罪責感についての相談が含まれる。また、合理的な援助の方法について適切な助言が行われる。加えて重要な点は、家族による援助の限界を調査したり、専門的援助が、インフォーマルな援助をどのように補完すべきかという点について調査を行うことである。

第4に、インフォーマルな援助の提供者に現金を支給して家族の援助を強化する方法がある。金銭を給付することによって、援助をされる高齢者も自立の意識を高めることができる点が新しい。この方法に関連して、1986年よりオランダでは、「個別介護補助金」という制度が一部の地域で試験的に開始されている。同制度の目的は、これまでナーシングホームの入所にかかるコストの一部を補助金に置き換えて、家庭などでの援助の費用に充てようとするものである。そうすることによって、ナーシングホームにかかる費用を抑えるとともに、高齢者自身が必要とする援助のみを選択することができるという利点をねらっている²¹⁾。

そして第5に、高齢者を援助する家族などが休

息できるよう、専門的な援助を補完的に設置することにより、インフォーマルな援助を促進する方法がある。オランダでは1970年代より、徐々にデイ・ケアサービスが設置されてきた。介護者の休息システムが進めば、インフォーマルケアはより促進されるであろうという予測から、現在では、デイ・ケア設備の充実に加えて、訪問看護とホームヘルプに24時間緊急体制が敷かれるなど、積極的なシステムづくりがはかられている。

上記の具体策を検討してみると、インフォーマルセクターの活用は、単に専門的サービスを抑制することで実現できるものではなく、むしろ専門的サービスを、インフォーマルな援助を充実するための手段として用いることが重要になっているといえよう。例えば、家族の休暇期に合わせた、臨時の専門的な援助システムを用意することや、前述したデイ・ケアの設置など、家族の援助を支援するシステムが必要とされている²²⁾。

VI おわりに

施設福祉から在宅福祉への政策転換がはかられるなかで、オランダの高齢者援助と家族をむすぶ援助関係について考察してきたが、最後に高齢者援助の特徴についてまとめながら、わが国の課題についても検討してみよう。

まず、オランダでは高齢者自身が希望する生活形態の基本は、自立的生活を送ることである。「子世代からの自立」を重んじるばかりに、戦後一時的には、施設入居による高齢者の自立的生活が進んだことはオランダの大きな特徴といえよう。施設化の時期にやや遅れて、ホームヘルプや訪問看護の供給システムなども整備され、オランダの高齢者向けの専門的サービスは他国と比較しても高水準を保ってきた。

ここで興味深いのは、オランダでは、家族の潜在的介護力が比較的多く残されていたにもかかわらず、高齢者向けの施設・在宅両面で専門的サービスが同時に発展を見たという点である。オランダの女性の労働市場参加率は、周辺諸国と比べてきわめて低く、高齢者援助を家族の手に委ねよう

とすれば、それも不可能ではなかったはずである。先述したように、実際にも高齢者に対する日常的な援助の多くは、家族によって行われてきた。しかしながら、家族が行うのは一般的な援助が多く、援助内容が専門的であったり、長期化する場合には在宅の高齢者であれば、訪問看護やホームヘルプなどの専門的サービスを利用する割合が高くなる。そして、さらに重度の介護が必要であれば、ナーシングホームなどの入所施設が地域に設立されている。つまり、オランダでは家族の援助が行われているとはいえ、高齢者の重介護まで家族の負担とならないような専門的サービスのシステムが地域のなかにすでに整備されている。

このような状況のなかで、「インフォーマルセクター活用論」をめぐって、オランダで現在重視されているのは、単に専門的サービスを削減してその代わりにインフォーマルな援助を活用するのではなく、インフォーマルな援助を促進するために、専門的サービスをその手段としてどのように用いるかという議論である。言い換えれば、「インフォーマルセクター」を活用するためには、専門的サービスが不可欠であるという点が確認されている。現在では、両者の連携をはかるための具体策が地域で試験的に実施されている段階である。

一方、わが国の高齢者福祉政策にもインフォーマルな援助を「含み資産」として活用する方針がみとめられる。しかしながら、オランダの家族による高齢者援助と比較して、わが国の場合、家族が高齢者の重介護まで引き受けがちな点が大きく異なる。インフォーマルな援助を活用する政策方針であれば、何よりも長期化した介護や専門的介護のために、家族と連携できるような専門的サービスの「受け皿」を十分にしておくことが、前提条件ではなかろうか。

わが国でも家族規模の縮小化や女性の職場進出が進むなかで、高齢者に対して、家族の「援助したい」という気持ちと実際に「援助できる」状況とのギャップは今後ますます拡大していくと考えられる。インフォーマルな援助の限界を合理的に判断しながら、専門的サービスとの連携をはかっていく方向にある現在のオランダの議論や具体策

から学べる点は少なくないと思われる。

注

- 1) Lentjes (et al.) (1985), pp. 5-6.
オランダでは、福祉サービスの提供者の「専門性」が重視されていたため、戦後を通じてサービス供給システムは、民間非営利団体の活動にほぼ掌握されてきた。インフォーマルな援助が政策的に再評価されるようになったきっかけは、1970年代に、福祉サービスをめぐる財政支出の拡大に対する反省と、それまでの専門的サービス供給団体の官僚化に対する批判の高まりからである。オランダの社会福祉行政と、民間非営利団体の活動について詳しくは、廣瀬 (1991) を参照されたい。
- 2) Kwekkeboom (1990), pp. 17-19.
- 3) オランダでは、在宅高齢者を対象とする専門的サービスは、主に、①ホームヘルプサービス、②訪問看護、③一般開業医、④ソーシャルワーク、の4つである。オランダの高齢者向け施設・在宅サービスについては、佐藤 (1989)、廣瀬 (1988) を参照されたい。
- 4) Kwekkeboom (1990), p. 33.
- 5) Knipscheer (1982).
- 6) 過去の多くの調査においても、高齢者ができる限り自立した生活を送ることを希望している点が明らかにされているが、ではなぜ、高齢者がそれほどまでに自立した生活を望むのか。この点について、Knipscheer は、高齢者の独立した生活形態は、個人主義とプライバシーを重視する社会や文化の影響よりも、高齢者と成人した子供との間に見られる独特の人間関係に起因すると説明する。(Knipscheer (1982))
- 7) Coleman は、イギリスとオランダにおいて高齢者の「自立」の意味の違いをここで指摘している。つまり、イギリスでは一般的に、施設の外で暮らすことを「自立した生活」と解釈するが、オランダでは、施設で暮らすことも自立的生活の一部と考えられた。(Coleman (1984), pp. 272-274)
- 8) オランダの高齢者用居住施設を大別すれば、政府の補助金によって主に宗派別民間非営利団体などが管理・運営を行うサービスホームと、主に私企業が建設して経営するサービスフラットがある。ここで採り上げるのは、前者のサービスホームで、日常生活上で何らかの介護を必要とする高齢者に対して、これまで包括的なサービスの提供を行ってきた。(Ministry of Housing and Physical Planning (1980))
- 9) オランダで施設入居希望者が急増したのは、1960年代を迎えてからのことである。それ以前は、オランダでも施設入居に対しては否定的なイメージがつきまとっていた。1958年に、高齢者を対象として、ヒアリング調査を含む居住施設への入居意向についての全国調査が行われたが、当時の研究者は、施設イメージが悪かったことから、高齢者に対し居住施

- 設への入居を希望するかどうかという点について、直接的な質問がしにくかったという報告もされている。〔Knipscheer (1990), pp. 1-2〕
- 10) ひとり暮らし高齢者が増加した主な背景として次のような要因がみとめられる。第1に住宅の欠乏問題が以前と比べて徐々に改善されてきたこと、第2に公的年金が充実したこと、第3に平均寿命が伸びたこと、第4に35歳以上の女性の出生率が以前と比べて激減したこと、そして第5に子供の独立が早まったことである。〔Dykstra (1990), pp. 4-5〕
 - 11) Mootz and Timmermans (1980?), pp. 67-69.
 - 12) Knipscheer (1991?), pp. 8-10.
 - 13) Knipscheer (1991?).
 - 14) 1964年に行われた調査では、16歳以上の少女達の多くが将来の希望について、「理解があって、家庭を愛し、そして社交的な男性と結婚して、3~4人の子供を産んでこじんまりした家で暮らすこと」と回答している。〔Fortuin (1983), pp. 219-221〕
 - 15) Centraal bureau voor de statistiek (1990 b), p. 47.
 - 16) Munnich は、例えば、アメリカ人にとって50マイルは、食事に出かける程度の距離であるかもしれないが、オランダ人にとってはそれは肉体的にも精神的にも大変な距離を想像させるという点を指摘して、オランダ人の「距離感」が家族の援助関係に与える特徴について説明している。〔Munnich (1977), p. 95〕
 - 17) 1960年には、6歳以下の子供をもつ女性の労働参加率は、0.6%であった。この数値から、当時は6歳以下の子供をもつ母親のほとんどは、家で育児に専念していたといえる。しかし、1975年にはこの数値は14.6%に上昇しており、幼児をもつ母親の労働参加率が急増した。〔Fortuin (1983)〕
 - 18) Knipscheer (1985 b).
 - 19) 高齢者と親族内援助との関係について調査を行った Dykstra は、高齢者と子世代家族との良い関係を保つために、高齢者が子世代に援助を頼むかどうか、選択できることが重要だと述べる。つまり、子世代以外にも援助の手があれば、高齢者と子世代とは、自発的な援助関係によりむすばれる。しかし、専門的サービスの欠如やその他の資源の不足などから、子世代が高齢者の援助を強制されるような状況に陥れば、それは高齢者にとっても不幸になる。〔Dykstra (1990)〕
 - 20) Knipscheer (1985 a).
 - 21) 「個別介護補助金」は、1986年にモンスターで開始されており、1988年からはロッテルダムでもはじめられた。ロッテルダムでは、ナーシングホームへ入居する代わりに、在宅でかかる費用（インフォーマルな援助やその他の追加的援助など）分が、介護を必要とする高齢者のために支給される。〔Ministrie van Welzijn, Volksgezondheid en Cultuur (1989?)〕
 - 22) 家族の援助と専門的サービスとの関係について、Knipscheer は、①代替性、②補完性、③補足性という3つの異なるレベルから分析を加えている。

第1に、子供や家族のないひとり暮らし高齢者などに対して、十分なインフォーマルな援助が提供されない場合に、専門的サービスは家族の援助を代替する役割をもつ。第2に、専門的サービスは、家族のある高齢者に対しても、補完的に利用できることが必要である。例えば、家族内の援助者の負担が大きくなっているような場合や、高齢者がさらに高齢の親を援助するような場合に、専門的サービスが必要になる。第3に、子世代の通常の援助に加えて、必要なときに個々の家族の実情にあわせて、専門的サービスは補足的に利用できるようにすべきである。〔Knipscheer (1982)〕

参考文献

- 〔1〕 Braam, G. P. A. (1965), "The Situation of the Aged: Some sociological aspects," in *Sociologia Neerlandica*, Vol. III No. 2, (Van Gorcum, Assen), pp. 54-73.
- 〔2〕 Centraal bureau voor de statistiek (1990 a), *Statistiek van de bejaardenoorden* 1987, (Den Haag).
- 〔3〕 Centraal bureau voor de statistiek (1990 b), *Statistical Yearbook of the Netherlands*, (Den Haag) 各年版.
- 〔4〕 Coleman, Peter (1984), "The Netherlands: Poverty and Disability in Old Age," in Walker, Robert (et al.), *Responses to Poverty: Lessons from Europe*, (Heinemann Educational books, London), pp. 267-282.
- 〔5〕 Coopmans, Marianne, Anne Harrop (et al.) (1989), *The Social and Economic Situation of Older Women in Europe*, (Commission of the European Communities, Luxembourg).
- 〔6〕 Dykstra, Pearl A. (1990), *Next of (non) Kin*, (Swets & Zeitlinger B. V. Amsterdam).
- 〔7〕 Fortuin, Johanna (1983), "Dutch Women," in *The Welfare State in Europe* (Proceedings of the IDPAD-seminar, The Hague), (Institute for Social Science Research in Developing Countries, Den Haag), pp. 218-230.
- 〔8〕 Kastelein, M., A. Dijkstra (et al.) (1989), *Care of the elderly in the Netherlands*, (Institute of Preventive Health Care, Leiden).
- 〔9〕 Kwekkeboom, M. H. (1990), *Het licht onder de korenmaat*, (VUGA Uitgeverij B. V., Den Haag).
- 〔10〕 Knipscheer, C. P. M. (1982), *Aspects of Family Care for the Elderly* (European Workshop "Policy Issues in the Health and Social Welfare of the Elderly"), (Luxembourg).
- 〔11〕 Knipscheer, C. P. M. (1985 a), "Problems and Possibilities in Informal Care and the Impaired Elderly," in Yoder, J. A. (ed.), *Support Networks in a Caring Community*, (Martinus Nijhoff Publishers, Dordrecht).

- [12] Knipscheer, C. P. M. (1985 b), "Older Parents and Their Middle-aged Children: Symmetry or Asymmetry in Their Relationship," in *Canadian Journal of Aging*, Vol. 4, No. 3, pp. 145-159.
- [13] Knipscheer, C. P. M. (1990), *Policy, Incentives, Support; Formal and Informal Care for Impaired Elderly in the Netherlands* (Presented at the symposium Education in Gerontology in the 90's, International Perspectives and Developments), [Nijmegen].
- [14] Knipscheer, C. P. M. (1991?), "The Netherlands," in Kendig, Hal, Akiko Hashimoto (eds.), *Family Support to the Elderly* (to be published).
- [15] Lentjes, Sisca, J. M. L. Jonker (1985), "Social Support Networks: A Literature Study", in Yoder, J. A. (ed.), *Support Networks in a Caring Community*, [Martinus Nijhoff Publishers, Dordrecht], pp. 3-37.
- [16] Ministrie van Welzijn, Volksgezondheid en Cultuur (1989?), *De mogelijkheden van substitutie de zorg voor ouderen* (Onderzoek en Perspectief 10).
- [17] Ministry of Housing and Physical Planning (1980), *Housing for the Elderly in the Netherlands* (The Hague).
- [18] Mootz, M., J. M. Timmermans (1980?), "Policy for the Elderly in the Netherlands," (オランダ厚生省より入手した資料) pp. 58-82.
- [19] Munnich, Joep, M. A. (1977), "Linkages of Old People with Their Families and Bureaucracy in a Welfare State, the Netherlands," in Shanas, Ethel, Marvin B. Sussman (eds.), *Family, Bureaucracy, and the Elderly*, [Duke University Press, Durham, N. C.], pp. 92-116.
- [20] Nationale raad voor maatschappelijk welzijn (1986), in *Family and Community* (Rijswijk).
- [21] Sociaal en Cultureel Planbureau, *Sociaal en Cultureel Rapport* (隔年版), [Rijswijk].
- [22] 佐藤 進 (1989), 『世界の高齢者福祉政策』(一粒社)。
- [23] 廣瀬真理子 (1988), 「オランダの高齢者福祉政策」『海外社会保障情報』No. 85, 社会保障研究所, 45-59頁。
- [24] 廣瀬真理子 (1991), 「社会福祉行政をめぐるオランダの中央—地方関係」『老人保健医療福祉に関する理論研究事業の調査報告書』長寿社会開発センター。
- (ひろせ・まりこ 東京都立労働研究所研究員)

社 会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

保育に欠ける児童を保育所に入所措置しなかったとしても、その保護者らの法益を違法に侵害するものではないとして、損害賠償請求が棄却された事例（清水訴訟控訴審判決）

東京高等裁判所第8民事部平成元年3月28日判決（昭和61年（ネ）第2977号損害賠償請求控訴事件）

I 事実の概要

1 原告・控訴人 X_1 (子) は同 X_2 (父) と X_3 (母) との間に昭和53年6月4日に出生した児童であるが、 X_2 は同月24日小平市福祉事務所長¹⁾ に対し X_1 を保育所に入所させるよう申請を行った。しかし、同福祉事務所長は保育所への入所措置を採らず、この不措置決定は翌年の昭和54年3月1日になされた。この不措置決定の理由は、 X_2 が第1に希望した保育所は零歳児保育の定員に対して希望者が多く、かつ先順位者がおり、第2希望の保育所は零歳児保育を行っていないというものであった。

2 これに対し X_2 は同年5月1日東京都知事に審査請求を行った²⁾ が、同知事はその翌年の昭和55年4月7日、 X_1 が既に同年4月1日から保育所に入所措置されているため、不措置決定の取消しを求める法律上の利益は失われたとして、審査請求を却下する裁決を行った。

3 これに対して、 X_1 、 X_2 及び X_3 は昭和58年2月21日、小平市長又はその委任を受けた小平市福祉事務所長（以下「小平市長等」という。）は

X_1 が保育に欠ける状態にあるにもかかわらず保育所入所措置を採らず、またその他の適切な保護を採らなかったため（以下この保育所入所措置その他の適切な保護を採らなかったことを「本件不措置処分」という。）、財産的及び精神的損害を受けたとして、被告・被控訴人 Y （小平市³⁾）に対して国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴えを提起した（東京地裁昭和58年（ワ）第1633号損害賠償請求事件）。

これに対し、東京地方裁判所民事第24部は原告の訴えを棄却する判決を下した（東京地裁昭和61年9月30日判決・判時1218号93頁）。その理由は、第1に、保育所の入所定員が不足し原告 X_1 に優先する要保育児童がいたため、本件不措置処分をしたのを違法と評価することは相当でないこと、第2に、 X_1 が保育所に入所措置されなかったために入所していた無認可保育所に被告 Y が補助金を交付しており、しかも小平市長等の本件不措置処分は X_1 の生命身体に対する侵害等著しい不利益を与えるものではなく、違法とはいえないというものであった。

4 これに対して、 X_1 、 X_2 及び X_3 は原判決の取消し等を求めて昭和61年10月13日控訴したが

(東京高裁昭和61年(ネ)第2977号損害賠償請求控訴事件)、東京高等裁判所第8民事部は控訴を棄却する判決を下した(東京高裁平成元年3月28日判決)。その理由は、第1審判決の理由と違って、要保育児童について保育所に入所措置しなくても、その保護者らの法益を違法に侵害するものではないというものであった。

5 これに対し、 X_1 、 X_2 及び X_3 は、平成元年4月14日最高裁判所に上告した。

II 判 旨

1 (1) 「まず、控訴人 X_2 及び同 X_3 の請求についてみると、右控訴人らは、小平市福祉事務所長が本件不措置決定をし、かつ、その代替措置がとられなかったことにより、右控訴人らに生じた保育費用の負担の増加分について損害賠償を求めている。しかしながら、法24条が市町村長(法32条2項の規定によりこれらの者から権限の委任を受けた福祉事務所の長を含む。以下同じ。)の保育所入所措置等の義務について定めているのが専ら児童自身の健全な育成を図るためであることは、同法の趣旨に照らして明らかであるところ、児童の保護者は、国及び地方公共団体と並んで児童の保育の責任を負い(法2条参照)、右責任の負担について国及び地方公共団体に劣後するものとは到底いえないから、当然その費用をも負担すべきであり、自らの経済的負担の軽減を図る見地から市町村長に対し法24条による措置をとることを要求することのできる立場にあるものではない。したがって、仮に市町村長が右措置を懈怠したことによって児童の保護者が保育費用の全額を負担せざるを得なくなったとしても、右懈怠は保護者の財産的法益を違法に侵害するものであるということとはできず、また、逆に右措置がとられることによって保護者が保育費用の一部を免れることがあっても、それは右措置に伴う反射的利益にすぎない。……以上の次第であるから、小平市長又は小平市福祉事務所長が法24条所定の措置をとるべき義務を懈怠した結果、控訴人 X_2 及び同 X_3 の保育費用の負担が増加したとしても、被控訴人は右

負担増加分についての損害賠償義務を負うものではない。」

(2) 「控訴人 X_2 及び X_3 は、前記のような措置義務の懈怠により右控訴人らが差別的不利益を受けたとしてこれに対する慰謝料を請求するが、前示のように、児童に対して不当に法24条所定の措置がとられなかったことは児童の保護者の法益に向けられた違法な侵害ということができないのであるから、仮にこれに基因して保護者において主観的に精神的苦痛を被ったとしても、客観的評価の上からは、これに基づいて慰謝料の支払を求めることはできないものというべきである。なお、控訴人 X_1 が法24条所定の措置を受けられなかったことにより同人自身が精神的苦痛を被ったと認めることができないことは後述のとおりであるから、同人の両親としての控訴人 X_2 及び同 X_3 につき民法711条の類推適用による慰謝料請求権の発生を認めることもできないことは明白である。」

2 「控訴人 X_1 の請求についてみると、同控訴人は前示のとおりどんぐり保育園(筆者注一無認可保育所)に入園して保育を受け、その費用は控訴人 X_2 及び同 X_3 が負担したものであるから、控訴人 X_1 自身の出捐はないのみならず、前記私立こぶし保育園(筆者注一零歳児保育を行っている認可保育所)と同控訴人が保育を受けたどんぐり保育園との保育の内容・態様について若干の経緯があったとしても、それにより同控訴人の心身の成長・発達に障害が生じたことについては何ら立証はないから、私立こぶし保育園に入園することができず、かつ入園措置に代わる適切な保護措置を受けることができなかったため、同控訴人が精神的損害を被ったものと認めるに足りない。」

3 「そうすると、その余の点について判断を加えるまでもなく、控訴人らは前記入所措置義務又は代替措置義務の懈怠を理由として被控訴人に対し損害賠償を求めることはできないものというべく、本訴請求を棄却した原判決は結論において正当である。」

III 解 説

1 本件訴訟は、共働きの両親の子の保育所入所が認められなかったため損害を受けたとして、国家賠償法に基づいてその損害の賠償を求めて提起されたものである。これに対する第1審判決及び控訴審判決のいずれも原告・控訴人の請求を棄却するものであったが、その理由は異なるものであった。すなわち、第1審判決は、小平市長等による本件不措置処分を具体的に検討して、違法と評価するのは相当でないとして請求を棄却した。これに対して、控訴審判決は、児童とその保護者について別々に検討し、児童については損害の発生についての立証がないとして請求を棄却した。児童の保護者については、児童福祉法（以下「法」という。）24条は保護者に法益ではなく反射的利益を与えるにすぎないから、市町村長が法24条の義務を懈怠したとしても保護者の法益を違法に侵害するものではないとして請求を棄却した。すなわち、第1審判決は小平市長等の処分を具体的に検討して違法性がないと判示しているのに対し、控訴審判決は法24条の一般的・抽象的な解釈から、児童の保護者に対する損害賠償義務を否定しているのである。

ところで、国家賠償法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。したがって、同法に基づく損害賠償請求が認められるためには、公務員の行為が違法であること、またそれによって損害が生じたことが必要である。本件訴訟の第1審判決はこの違法性を欠くことを請求棄却の理由とした。これに対して、控訴審判決は、児童については損害発生の立証がないことを請求棄却の理由にしているが、児童の保護者について請求を棄却したのは違法性を欠くと判断したためか、損害が発生していないと判断したためか必ずしも明らかではない。

本件訴訟の第1審においては、①保育所入所等

について規定した法24条は児童やその保護者に具体的請求権を与えたものか、単なる反射的利益を与えるにすぎないものか、②同条に規定する「保育に欠ける」の認定判断は、行政庁の羈束裁量であるか自由裁量であるか、③小平市長等がX₁を保育所に入所させなかったりその他の適切な保護を加えなかったことが違法であるかどうか争点となった。これに対して、第1審判決は、①については直接判示せず、②については「保育に欠ける」の認定は羈束裁量処分であると判示し、③については、小平市長等の本件不措置処分は違法ではないと判示した。

筆者は、この第1審判決について堀〔13〕223頁以下で評釈したので、本稿では専ら控訴審判決について解説する。なお、この第1審判決の評釈としては、秋元〔1〕204頁以下及び菊池〔6〕37頁以下があるが、いずれも幾つかの問題点を指摘した上で、判決の結論は支持している。

本控訴審判決は、両親（X₂及びX₃）の請求と子（X₁）の請求について別々に判示しているので、本稿でも前者を以下の2及び3のパラグラフで、後者を4のパラグラフで解説する。

2 本件訴訟において、X₁の両親であるX₂及びX₃は、小平市長等による本件不措置処分が違法に財産的及び精神的損害を加えたとして、その損害の賠償を請求した。財産的損害としては、無認可保育所であるどんぐり保育園にX₁を入所させざるを得なかったためにX₂及びX₃が現実に支出した費用の額から、認可保育所に入所したら徴収されるべきであった保育料の額を控除した額14万2,200円を支払うよう請求した。精神的損害については、小平市長等による本件不措置処分によって保育における差別的な不利益を受け、著しい精神的苦痛を被ったとして、X₂及びX₃の各人に100万円を支払うよう請求した。これに対し、本控訴審判決は、財産的損害についてはⅡ判旨の1(1)に、精神的損害についてはⅡ判旨の1(2)に引用したように、いずれについてもX₂及びX₃の請求を棄却した。精神的損害については次の3のパラグラフで検討することとし、このパラグラフ

では財産的損害について論ずる。

本控訴審判決は被控訴人YはX₂及びX₃の財産的損害について賠償義務を負うものではないと判示したが、その理由は次の6つにまとめることができる(Ⅱ判旨1(1)参照)。

- ① 法24条の保育所入所措置等の定めは専ら児童の健全育成を図るための規定であること
- ② 法2条により保護者も児童の保育の責任を負うこと
- ③ 保護者が保育費用を負担すべきものであること
- ④ 保護者は自らの経済的負担の軽減を図る見地から、市町村長(法32条2項の規定によりこれらの者から権限の委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)に対し法24条による措置を採ることを要求することのできる立場にあるものではないこと
- ⑤ 市町村長が保育所入所措置等の義務を懈怠したため、保護者が保育費用の全額を負担せざるを得なくなったとしても、市町村長のこの懈怠は保護者の財産的法益を違法に侵害するものではないこと
- ⑥ 保育所入所措置等が採られることによって保護者が保育費用の一部を免れることがあるとしても、それはその措置に伴う反射的利益にすぎないこと

本判決のこの理由の論理の展開は極めて分かりにくい。①及び②から③を導き、③から④を導き、④から⑤及び⑥の結論を導き出していると考えられる。この判決理由の結論を筆者なりにまとめると、法24条は児童の保護者に法的利益ではなく反射的利益しか与えないから、それを侵害したとしても市町村は損害賠償義務を負うものではないということになる。この判決理由で問題となるのは次の2点であり、以下これについて検討する。

- (1) 国家賠償訴訟において反射的利益論は成立するか。
- (2) 法24条は児童の保護者に対し法益ではなく反射的利益しか与えないものか。そして、法24条が児童の保護者に法益を与えないとする

本判決の理由は妥当か。

国家賠償訴訟と反射的利益 従来の行政法学においては、行政主体に対して国民の有する公権(特別な公法・行政法上の権利)と反射的利益(行政法規が特に公益目的のために国や個人の作為不作為を規定している結果、その反射的な効果として国民が単に事実上受けるにすぎない利益)とを区別してきた(反射的利益に関する以下の記述は、主として安達〔2〕、阿部〔3〕、三橋〔15〕などによっている)。この公権という概念は伝統的行政法学における公法と私法の区別に由来するものであるが、現在では公法と私法とを区別する意義がほとんどなくなったとする説が強まり、したがってもはや実体法上公権概念をたてることはあまり意味がないとされるようになってきている。今日では、公権と反射的利益という区別ではなく、権利・法益と反射的利益という区別にとらえ直されている。そして、この反射的利益の概念は、特に抗告訴訟において訴えの利益(原告適格)を有するかどうかを判断する概念として用いられている。すなわち、行政事件訴訟法において抗告訴訟の原告適格が認められるためには「法律上の利益」を有する者である必要があり(同法9条及び36条)、単に反射的利益を有するだけでは原告適格がないとして訴えが却下される。

このように、抗告訴訟においてはさまざまな問題点が指摘されながらも反射的利益論が成立することは学説や判例でも認められているが、国家賠償訴訟においては反射的利益論の成立を認めるのは少数説にとどまっている。すなわち、阿部〔3〕185頁、原田〔11〕13頁などは国家賠償訴訟においても例外的に反射的利益として扱うべき場合があると主張するが、下山〔10〕322頁、三橋〔15〕163頁など多数説は抗告訴訟における反射的利益論を国家賠償訴訟に持ち込むべきではないとしている。

この問題が争点となったのが各地のスモン訴訟であり、群馬スモン訴訟において国側は次のように主張した。「医薬品の副作用により被害を受けたとする特定の個人が厚生大臣の義務違反を理由として国に対し損害賠償を請求することは、『法律上の利益』ではなく、単なる事実上の利益ない

し反射的利益の侵害に対して国家賠償を請求することであって、法的根拠を欠くものである。」

これに対して、スモン訴訟判決はいずれも国の主張を排斥し、例えば静岡地裁昭和54年7月19日判決・判時950号199頁は、次のように判示している（三橋〔15〕160～162頁）。「元来いわゆる反射的利益論なるものは、取消訴訟その他の抗告訴訟においていかなる範囲の者にまで訴えの利益を認めるべきかという、原告適格を画する基準設定の必要性を背景として主として論じられてきたものであるのに対し、本件の如き公務員の不法行為を理由とする国家賠償請求事件においては、公務員の職務行為が違法と評価されるものであり、当該違法行為と原告の主張する損害の発生との間に相当因果関係が認められればそれで足りるのであって、処分の相手方でない者に抗告訴訟の原告適格が認められるか否かの問題と、許可・承認申請手続上の第三者たる個々の特定人に損害が生じた場合の不法行為の成否とは、論理上直接の関連を有するものではない」。

この判決からも分かるように、抗告訴訟上の反射的利益と国家賠償訴訟上の反射的利益は意味が異なる。すなわち、抗告訴訟においては反射的利益しか有しない者は原告適格が否定されて却下されるのに対し、国家賠償訴訟上は法の保護する利益の侵害がないとして棄却されるのであり、原告適格の問題ではない（安達〔2〕51頁、阿部〔3〕186頁等）。

国家賠償訴訟において反射的利益の成立を認めないとする立場を採れば、本控訴審判決が反射的利益を理由に訴えを棄却しているので、本判決は妥当ではないということになろう。しかし、阿部〔3〕185頁が「各種の行政法規はそれぞれ一定の法益を保護する。そこで、法律が保護することを意図する利益は反射的利益ではないが、それにはいらない利益は反射的利益であろう。」と述べているのは、妥当であるように思われる。ただし、法律が保護する利益は、立法の趣旨・目的等を広く考え、必ずしも権利として確立していることまでは要しないと考えるべきである（阿部〔3〕14頁）。なお、東京地裁昭和40年12月24日判決・下

民集16巻12号1814頁、東京地裁昭和44年12月25日・判時580号42頁、福岡高裁昭和53年7月3日判決・判タ370号10頁なども、反射的利益を理由に請求を棄却している。

法24条と保護者の利益 次に、前記の(2)の問題、すなわち、法24条は児童の保護者に法益ではなく反射的利益しか与えないものかどうかについて論ずる。

この事件当時の法24条は、次のように規定していた。「市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。」

この規定は、保育に欠ける児童について保育所入所措置又はその他適切な保護措置を採ることを市町村長に義務づけたものであり、その意味で児童の健全育成を図ることを直接の目的としている。

しかし、法24条が児童を要保育状態に置く要因として「保護者の労働又は疾病」を具体的に挙げているように、保育所は保護者特に母親の就労を可能ならしめるのに大きな役割を果たしてきた。このことは、厚生省児童家庭局編〔8〕254頁が、「保育所は、両親の働く家庭や母親が病気になった場合になくってはならない施設であり」、「保育所は、たんに児童のみでなく地域社会全体の生活と福祉を確立するために不可欠な施設であるということが出来る」と述べていることからうかがえる。

また、児童福祉法案の国会提出に際して厚生省児童局が準備した予想質問答弁資料の第一輯（昭和22年7月30日）では、「保育所は労働保護の面を多くもつてゐると思ふが、児童一般の保護法規と一緒に規定する事は不適當でないか」とする予想質問さえ用意されていた。そして、これに対しては、保育所は「児童の環境を良くするために入所させるところであつて、乳幼児を有する保護者が安心して働き、労働能率を高めることによつて生計が補助され、子の生活と発育を保障すること

になる」こと、「いままで恵まれなかつた勤労大衆の母が時間的に養育の任務より解放され、国家の経済、文化並びに政治的活動に参加し、又は、教養を受け、休養することによつて家庭生活の向上改善を図りその結果は乳幼児の福祉を増進させる基盤となる」ことなどにより、児童福祉法に規定したと答えることとしていた（児童福祉法研究会編〔9〕871頁）。以上のように保育所の本来の目的は児童の健全育成にあることは疑いないが、それとは別に保護者特に母親の就労を容易にするという機能をも有しているのである⁴⁹。

これに対して、本控訴審判決は、法24条が専ら児童の健全育成を目的としていること及び法2条が保護者の児童育成責任を規定していることから、児童の保護者の保育費用負担責任を導き出している。しかし、法2条の規定はむしろ児童の健全育成の責任を保護者とともに国・地方公共団体に負わせるものであり、本判決が示唆するようにその責任を保護者にだけ負わせるものではない。現に、法51条1号、53条、55条等の規定により保育所入所費用について、国・地方公共団体が負担することが児童福祉法上明確に規定されているのである。したがって、児童が保育所に入所措置された場合は、その保護者は法56条の規定によって費用徴収された額以外の保育所入所費用について公費負担してもらえらるという利益を有する。ただし、本判決はこの利益を反射的利益にすぎないと判示する。しかし、本件訴訟において X_2 及び X_3 が賠償請求しているのはこの利益（保育所入所費用に係る公費負担額）ではなく、保育所入所措置等が採られなかったために生じた余分な出費である。この意味で、本判決の反射的利益に関する判示部分は、やや的外れのような感じを受ける。

更にいうと、本判決の反射的利益論は、国家賠償法1条の定める賠償責任要件とどのようにかわるのか明らかでない。もともと、国家賠償訴訟における反射的利益論は国家賠償法1条の要件——特に、違法、故意・過失、因果関係、損害発生——のいずれに関係する議論であるのか明瞭でないとされるが（安達〔2〕51頁）、本判決の反射的利益論についても同じことがいえる。すなわち、

本判決は児童の保護者の法益の侵害がないということで違法要件を欠くと判示しているのか、保護者にはそもそも法益がなく損害が生じ得ないとして損害要件を欠くと判示しているのか、あるいはこの違法と損害発生との間の因果関係要件を欠くと判示しているのか判然としない。

次に、本判決は、児童の保育費用は当然保護者が負担すべきであるという理由で、保護者の経済的負担の軽減を図る見地から市町村長に対し法24条による措置を採ることを要求することのできる立場にないと判示する。経済的負担の軽減を図ることを理由に保育所入所を要求できないことは本判決の判示するとおりであるが、保護者は児童が保育に欠けることを理由に保育所入所を要求できる立場にある⁵⁰ ことを忘れてはならない。そして、本件訴訟においては、この後者が問題なのであり、この後者の要求が拒否された場合に保護者の法益が侵害されたと言い得るかどうかが問われているのである。

本判決は、以上に述べた論理の展開の上に立って、市町村長が保育所入所措置等を採用なくとも保護者の財産的法益を違法に侵害するものではないと結論づける。しかし、以上に考察したようにこの論理自体必ずしも説得力があるものではないし、法24条は以下に述べるように保護者に一定の利益を保障していると考えられる。すなわち、児童が保育に欠ける場合は、市町村長は保育所入所措置等を採用しなければならず、保護者はその限りで児童を保育することから免れるという利益を有する。市町村長が保育所入所措置等を採用しない場合は、保護者が自ら保育せざるを得なくなり、この利益が失われる。保護者というのは、法6条によれば、「親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」とされているため、市町村長が保育所入所措置等を採用しない場合は自ら児童を監護する状態に復さざるを得ないからである。

保育所への入所措置基準である「保育に欠ける」の具体的状態は、かつては通知（昭和36年2月20日付厚生省児童局長通知第129号「児童福祉法による保育所への入所措置基準について」）に

より定められていたが、現在は法24条により「政令で定める基準により条例で定める」こととされ、児童福祉法施行令9条の2が具体的に定めている。これによれば、保護者の労働、出産、傷病、障害、介護従事、災害復旧等、主として保護者が児童を保育できない状態にあることが、保育に欠けるかどうかの基準とされている。すなわち、保護者が児童を保育できないときに保育所入所措置が採られるのであり、市町村長が保育所入所措置等を探らない場合は、保護者が保育できないにもかかわらず、自ら保育せざるを得なくなる。この意味で、市町村長が保育所入所措置等を探るか否かは保護者の利害に重大な影響を及ぼす。

多くの場合保護者は父母であるが、父母は親権者として民法820条に基づく監護及び教育の義務を負う。市町村長が保育所入所措置等を探らない場合は、この監護義務に従って自ら保育せざるを得ず、この意味で保育所入所措置は父母の利害にかかわる。また、子の扶養は民法760条の婚姻費用分担の規定により夫婦が負担するとされ（遠藤ほか編〔5〕68頁，我妻〔17〕84頁等），その他の扶養義務者も民法877条の規定により扶養義務を負う。したがって、父母やその他の扶養義務者たる児童の保護者は、市町村長が保育所入所措置等を探らず公費負担をしない場合には、自ら保育費用を負担しなければならなくなる。逆にいうと、父母その他の扶養義務者たる児童の保護者は、市町村長が保育所入所措置等を探った場合は、監護や養育費の一部を免れるという利益を有する。

ところで、過去において保育所入所措置処分の取消等の訴訟⁶⁾が保護者らによって提起されてきたが、保護者には訴えの利益がない又は反射的利益しかないとして、原告適格が否定された判決は見当たらない。むしろ、大阪地裁昭和47年3月29日判決は、児童の保護者の保育所入所申請権を明確に認めている⁷⁾。また、同様に保育所入所に関する損害賠償訴訟についても、保護者には法益がなく反射的利益しかないとして、保護者の請求が棄却された判決も見当たらない⁸⁾。これは被告がそのような主張をしなかったためであるかもしれないが、基本的には保育所入所については保護者

に法益があることを当然の前提としているからであるように思われる。

前述したように、本控訴審判決が本訴請求を棄却したのは、法24条が児童の保護者に法益を与えるものではなく、したがって市町村長が法24条に違反したとしても保護者に対して損害賠償義務を負うものではないからということである。しかし、法24条が保護者にも利益を与えることはこれまで詳述したとおりであり、問題はこの利益を法的利益と解するか反射的利益と解するかにかかっている。筆者は、保育所設置の趣旨や保育所が現に果たしている役割等にかんがみ、法24条は国家賠償請求を根拠づける意味での法律上保護された利益を保護者に認めるものではないかと考える（同旨、菊池〔7〕49頁）。なぜならば、国家賠償法上の違法性は「権利を侵害したかどうかを基準となるのではなく」（阿部〔3〕14頁）、「何が『法益』に当たるかは結局のところ『不法行為法的保護に値する利益』か否かに帰着」する（稲葉〔4〕44頁）と考えるからである。したがって、本控訴審判決が保護者には法益がないとして請求を棄却したのは妥当ではないと考える。

しかし、法24条が保護者に法的利益を与えると解しても、 X_2 及び X_3 の請求が認められるためには国家賠償法に定めるその他の要件を満たす必要がある。この点については、第1審判決が判示したように、小平市における保育所の定員不足の状況、 X_1 が入所した無認可保育所に対する小平市の補助金交付、 X_1 の生命身体に対する侵害等を考慮すると、小平市長等の本件不措置処分は違法性を欠き、したがって X_2 及び X_3 の損害賠償の請求は国家賠償法の定める要件を満たしてはいないのではないかと考える。

3 このパラグラフでは、児童の保護者の精神的損害について論ずる。 X_2 及び X_3 は、 X_1 について保育所入所措置等が採られなかったため著しい精神的苦痛を被ったとして、それぞれ100万円の慰謝料を支払うよう請求した。しかし、本判決は、II判旨の1(2)に引用したように、その請求を棄却した。その理由は、保育所入所措置等が採ら

れなかったことは直接児童の保護者の法益を違法に侵害するものではないため、それによって精神的苦痛を被ったとしても、これに基づいて慰謝料の支払いを求めることはできないからというものである。

しかし、保護者の法益の違法な侵害がないという理由で慰謝料の請求を認めないのは、上のパラグラフ2の財産的損害のところ述べたと同じ批判が成り立つ。やはりこの精神的損害についても、保護者に法益がないとするよりも、第1審判決が行ったように違法性を具体的に判断した方がより説得力があったものと思われる。

なお、菊池〔7〕50頁は、保護者について慰謝料の請求を認める考えのようである。

本判決は、以上のほか、 X_1 の精神的苦痛について、民法711条の類推適用による同人の両親としての X_2 及び X_3 の慰謝料請求権の問題についても判示している。民法711条は「他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ対シテハ其財産権ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス」と規定し、生命侵害に対する慰謝料の請求を被害者の一定の親族にも認めている。

これが生命侵害以外の場合にも認められるか否かについて、判例・通説は身体障害について「被害者が生命を害された場合にも比肩すべき、または右場合に比して著しく劣らない程度の精神的苦痛を受けたとき」は被害者の親族にも慰謝料請求を認めている（最高裁昭和42年1月31日判決・民集21巻1号61頁、遠藤ほか編〔5〕229～230頁、森島〔16〕377頁等）。しかし、本件訴訟における精神的苦痛は、保育所入所措置等が採られなかったことによる児童の精神的苦痛にすぎず、生命侵害にも「比肩すべき」ものとは言い難い。したがって、このような精神的苦痛についてまでその児童の父母による損害賠償の請求を認め得るかどうかは疑問である（同旨、菊池〔7〕50頁）。

本判決は、上記のような理由ではなく、 X_1 自身の精神的苦痛を認めることができないこと（次のパラグラフ4を参照）を理由に、請求を棄却している。

4 最後に、保育に欠ける児童自身の損害賠償請求について簡単に触れておきたい。

X_2 及び X_3 の子である X_1 は、精神的苦痛についての慰謝料100万円の支払いだけを請求した。これに対し、本判決はⅡ判旨の2に引用したように、 X_1 自身が無認可保育所の保育費用を支出したわけではなく、かつ、無認可保育所に入所したからといって X_1 の心身の成長・発達に障害が生じたとの立証はないとして、 X_1 が精神的損害を被ったとは認めるに足りないとして、請求を棄却した。

注

1) 保育所への入所措置は、この事件当時の児童福祉法24条の規定により市町村長が行うこととされていたが、同法32条2項はその権限を福祉事務所に委任することができる旨規定していた。小平市では、当時の小平市福祉事務所長委任規程により、福祉事務所長にこの権限を委任していた。

なお、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（昭和61年法律第109号）」（以下「機関委任事務整理法」という。）により、法24条の保育所入所措置は市町村長ではなく市町村が行うように改正された。これにより、市町村の長は国の機関としてではなく、市町村の執行機関として保育所入所措置を採ることになったが、児童福祉法32条2項はそのまま残され、福祉事務所長にその権限を委任できることとされている。

2) 審査請求は通常は処分庁の直近上級行政庁に対して行うこととされており（行政不服審査法5条2項）、小平市福祉事務所長の直近上級行政庁たる小平市長に審査請求を行うべきであるが、この事件当時の児童福祉法58条の3が保育所への入所措置権限を市町村長が福祉事務所長に委任した場合の審査請求は都道府県知事に対して行うと特別に規定していたため、東京都知事に対して審査請求を行ったものである。

なお、この児童福祉法58条の3の規定は、機関委任事務整理法により保育所入所措置事務が機関委任事務から団体事務にされたことに伴い、削除された。

3) この事件当時、保育所入所措置事務は国の機関委任事務とされていたが（当時の児童福祉法24条及び地方自治法別表第4の2の(24)参照）、機関委任事務についての賠償責任は国が負うとされるため（阿部〔3〕55頁）、国をも相手に訴訟を提起することができたと考えられる。現に、永井訴訟第1審判決（京都地裁平成3年2月5日判決・判タ751号238頁）では、都道府県知事に機関委任されていた児童扶養手当の支給事務に関し、知事が同手当の周知徹底義務を違法に怠ったとして、国に対する損害賠償請求が認められている（堀〔14〕200頁以下）。

4) 本控訴審判決の評釈である菊池〔7〕49頁も、「児童の健全育成のために親の就労保護等が不可欠である」とすれば、法24条はいわば間接的に親の就労権をも一体として保障していると見る余地がある。」と述べている。ただし、児童の健全育成のため親の就労保護等が必要であるという論理は、筆者にとって分かりにくい。

また、同論文は、児童福祉法が必ずしも児童だけを保護の対象とするものでない（したがって、児童の保護者をも保護の対象とする考えが成り立つ）ことの根拠として、①児童福祉法は母子福祉法や母子保健法がそれから分離独立する前までは母子福祉対策や母子保健対策を含んでいたこと、②現行の児童福祉法には法22条の助産施設や法23条の母子寮の規定があり、これらは母親の福祉を図ることも目的としていることを挙げている。しかし、①については、母子福祉法や母子保健法が独立したことで、児童福祉法はかえって児童の福祉の保障を図るための法律としての性格が強まっていることを指摘したい。②については、法22条及び23条が妊産婦や配偶者のない女子を直接保護の対象としているのに対し、法24条は保育に欠ける児童の保護者を直接保護の対象にしているわけではないので、法22条及び23条の規定と法24条の規定を同一に論ずることはできないことに留意する必要がある。

5) 国民に社会福祉施設への入所を請求する権利があるかどうかについて、国は老人ホームについてであるが、「措置は、措置の実施機関に課せられた義務であって、……希望者からの請求権に基づくものではない。したがって、措置を受けることにより老人ホームにおいて養護されることは、老人に与えられた権利ではなく、公的機関に措置義務があることから派生する『反射的利益』であると考えられる。」と解釈してきた。

しかし、ほとんどすべての学説は、少なくとも行政庁に入所措置が義務づけられている社会福祉施設への入所については、請求権があると解している。また、保育所入所に係る多くの下級審判決（後掲の注6）参照）のなかにも、児童やその保護者の利益は反射的利益にすぎないとして原告適格を否定しているものは見当たらない。この問題についての学説や判決例については、堀〔12〕201頁以下で検討したので参照されたい。

6) 松江地裁松田支部昭和50年9月6日決定、福岡地裁昭和52年5月19日決定・行集29巻5号498頁、福岡地裁昭和52年12月23日判決・判時898号42頁、福岡地裁昭和54年3月13日判決、東京地裁昭和56年1月20日判決・判時999号40頁、仙台地裁昭和61年7月29日判決・判時1236号59頁、仙台高裁昭和62年4月27日判決・判時1236号59頁、大阪地裁平成元年5月10日決定、大阪高裁平成元年8月10日決定・判時1331号38頁。

7) 児童福祉法施行規則19条2項は、保護者に保育所入所の申請を義務づけており、これが保護者に一定の権利を認めたものか問題となる。これに対し本判

決は、「児童福祉法施行規則19条2項によれば、その監護すべき児童につき法24条による保育所入所措置を受けさせることを希望する者は市町村長にその旨の申請をしなければならないと定められているが、この規定も、その文理からみて、対象者が乳・幼児又はこれに準ずる者であって自ら申請することは望めないことから、その監護義務者の義務遂行の一環としての申請権限を定めたものにすぎないと解される」と判示している。しかし、保護者にも申請権限が認められている以上、保護者からの保育所入所申請が却下された場合は保護者は不服申立てや行政訴訟を提起することができると解される。したがって、少なくとも行政訴訟法上は保護者の入所申請について反射的利益と解することはできない。

なお、本判決が以上のように判示したことに対して、菊池〔7〕48頁は、「本判決は少なくとも保護者についての入所申請にかかる法的権利を否定しているようにも思われる。」と述べているが、そうではあるまい。本判決は、法24条に係る保護者の利益について児童福祉法施行規則19条2項を根拠に法的利益と認めることはできないとだけ述べたもので、保護者の申請権を否定したものではなからう。本判決は、監護義務遂行の一環としてではあれ、親権者の申請権限を認めているのである。

8) 福岡地裁小倉支部昭和55年7月8日判決・判時1005号150頁、仙台地裁昭和63年9月29日判決、千葉地裁松戸支部昭和63年12月2日判決・判タ691号180頁。

引用文献

- 〔1〕 秋元美世「保育に欠ける児童に対する保育所入所措置をとらない違法性」佐藤 進ほか編『別冊ジュリスト No. 113 社会保障判例百選（第二版）』、平成3年10月25日
- 〔2〕 安達和志「公権と反射的利益」成田頼明編『ジュリスト増刊 行政法の争点（新版）』、平成2年6月20日
- 〔3〕 阿部泰隆『国家補償法』、有斐閣、昭和63年
- 〔4〕 稲葉 馨「公権力の公使にかかわる賠償責任」雄川一郎ほか編『現代行政法大系 6 国家補償』、有斐閣、昭和58年
- 〔5〕 遠藤 浩ほか編『民法(7)事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』、有斐閣双書、昭和62年
- 〔6〕 菊池馨実「『保育に欠ける』児童と児童福祉法第24条但書にいう『適切な保護』」『賃金と社会保障』、981号、昭和63年3月上旬
- 〔7〕 菊池馨実「保育所入所をめぐる法律問題（下）——小平市保育所入所訴訟控訴審判決を契機として——」『賃金と社会保障』、1053号、平成3年3月上旬
- 〔8〕 厚生省児童家庭局編『新版児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説』、時事通信社、昭和57年
- 〔9〕 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』、ドメス出版、昭和53年

- 〔10〕 下山瑛二「国賠法1条1項をめぐる若干の理論的課題について」『今村成和教授退官記念・公法と経済法の諸問題 上巻』, 有斐閣, 昭和56年
- 〔11〕 原田尚彦「薬害と国の責任」『判例時報』, 899号, 昭和53年
- 〔12〕 堀 勝洋『福祉改革の戦略的課題』, 中央法規出版, 昭和63年
- 〔13〕 堀 勝洋『社会保障法判例——近年の動向と解説』, 中央法規出版, 平成2年
- 〔14〕 堀 勝洋「社会保障法判例——児童扶養手当に関する周知徹底義務を違法に怠ったとして損害賠償請求が認められた事例（永井訴訟第1審判決）——」『季刊・社会保障研究』, 27巻2号, 平成3年秋
- 〔15〕 三橋良士明「不作為にかかわる賠償責任」雄川一郎ほか編『現代行政法大系 6 国家補償』, 有斐閣, 昭和58年
- 〔16〕 森島昭夫『不法行為法講義』, 有斐閣法学教室全書, 昭和62年
- 〔17〕 我妻 栄『親族法』, 有斐閣法律学全集, 昭和36年
- (ほり・かつひろ 社会保障研究所研究部長)

書 評

河野正輝『社会福祉の権利構造』（有斐閣、1991年）

関 川 芳 孝

I

財政再建をひとつの契機として始まった福祉改革も、福祉関係三審議会合同企画分科会からの答申を青写真としながら、さまざまな点について抜本的な法改正が行われた。それは、戦後まもなく構築された社会福祉立法の基本的な枠組みを見直し、21世紀を見据えた新しい福祉のパラダイムを構築しようとするものであった。そして、平成2年に成立した「福祉八法改正」によって、福祉改革もひとまずは完了したといわれるが、社会保障法学はかかる法律改正にどのような寄与をなしたのであろうか。ともすると、社会保障法学は、これを「福祉切捨て」と批判しながらも、新しい福祉パラダイムの構築に必ずしも有効な対案を提示しえなかったのではなかろうか。少なくとも、この一連の法改正をみる限り、権利論的なアプローチからの提言をいれて改革案を構想したと推察しうる部分が少ないように思われるからである。

おりしも福祉改革が始まる80年代初頭において、福武直氏から「権利主義的な社会保障論」に対して、痛烈な批判が加えられたことは記憶に新しい。すなわち、これまでの権利論を、生存権を金科玉条としひたすら国家責任を追及してきた権利主義的な社会保障論と位置づけたうえで、「社会保障費の膨張を不可避とする高齢化の急速な進行が予想される現在」、かかる権利主義的な社会保障論は「その有効性を失ってきているといってもよい。将来にわたって社会保障をいかにして守りきるかが問われている場合、単純素朴な攻撃的理論では、社会保障の危機を乗り越えられない」と批判した（福武直「社会保障と社会保障論」社会保障研究所編『社会保障の基本問題』所収、1頁以下）。

もとより、社会保障法学は、保護対象者をめぐる権利・義務関係の解明をその基本的な使命とする以上、その権利論的なアプローチを放棄することはできない。しかし、そうであるならばなおのこと、いかなる理由から

その理論的な影響力を失ってきているとされるのかについて、権利論それ自体にも冷静な検証が求められよう。社会保障法学においても、そのことの重要性を指摘したのが、第17回大会報告における榎井常喜会員の報告であった（榎井常喜「社会保障法学に問われているもの」日本社会保障法学会誌『社会保障法』第6号、9頁以下）。そこでは、法学者プロパーからの権利論にもとづく基本的枠組み構築の理論作業を「総括」する報告がなされた。榎井会員の報告からは、基本的な理論枠組みの構築という作業に今一度真剣に取り組まなければ、今後も立法政策に理論的主導力を及ぼしえず、ひいてはその存立意義すら希薄化するとの危機感が伝わってきた。

この榎井常喜会員の分析によれば、社会保障法学の展開過程は、大きく四期に分けられるという。第一期は、小川教授の「権利としての社会保障」に代表されるように、権利論の視点から制度・政策を批判する理論志向が形成された60年代前半。第二期が、林、古賀、角田、佐藤、荒木諸教授の著作に代表されるような、社会保障法の制度体系化にむけての理論作業と、それを踏まえての制度類型に見合った「権利」の理論構成を模索した60年代後半から70年代前半。第三期は、若手研究者が増えたにもかかわらず、その関心はその時その場で生起する各論的事象批判に向けられ、社会保障法の基本的理論枠組みについての理論作業との取り組みは後を絶った70年代後半。そして、第四期は、社会保障法制が再編され社会保障法学の存在意義がまともに問われた時期であるにもかかわらず、理論的主導力どころか、影響力の片鱗すら見いだせずに改革法案の後追いの批判・解説に終始した80年代と総括されている。

ひとまず、このような時代区分とその批判を受け入れるとしても、いかなる場合にも例外はある。なかでも、ここで紹介する本書の著者が、この第一期および第二期の研究業績を承けて、社会保障法体系の一部門を構成する社会福祉の「権利」の理論的構築に一貫して取り組ん

でこられた数少ない研究者の1人であることには、誰しも異論はないものと思われる。しかも、著者が展開されてきた権利論は、福武氏が批判したような、生存権を金科玉条のように掲げて、給付水準の低さや給付内容の狭さを一方的に攻撃する「単純素朴」なものでもない。著者のねらいは、福祉サービスを受けることが「恩恵」ではなく「権利」であるとするならば、どのような法構造をとらねばならないかについて、細かに規範的な究明を行い、これを制度改革の指針として提示すること。そして、そのうえで、福祉のミニマム基準を明らかにし、これをたとえ財政緊縮による福祉見直しの時代にあってもなによりもまず固守されなければならない権利を構成することにある。そして、まさに、かかる冷静かつ洞察力のある理論的枠組みこそ、福武氏が求めた生存権にもとづく社会保障論であったように思われる。

ただ、唯一惜しまれるのは、本書が福祉改革がひとまず終了した後に刊行されたことである。しかし、福祉改革の内容をみる限り、21世紀における新しい社会福祉の枠組みの構築が一連の法改正によって既に完了しているとは思われない。戦後処理的な状況のなかで構築されたがために権利保障に曖昧さを残す現行社会福祉の仕組みが、21世紀の「成熟した福祉社会」において通用するはずもない。そうだとすれば、著者が取り上げた立法上の課題とその具体的な解決策の提示が、今後予想される法律改正において必ずや検討されることになるものと考えられる。したがって、本書を決して後追いの批判とみるべきではなく、この点からしても、本書刊行の意義は依然として大きいといわなければならない。

II

本書の構成は全7章からなるが、以下その内容を各章ごとに要約し、紹介しよう。

序章においては、「戦後の社会福祉と法と行政」の歴史を振り返り、本書の課題を明らかにする。すなわち、「多元的で錯綜する法と行政のなかで何が基本的な要素であるか見きわめ、それにもとづいて展望的に社会福祉サービスの規範的構造を考察すること」が「第一の法的研究課題」であると位置づけている。

第一章では、社会福祉権論のための基礎として、まず、社会福祉法の特質と体系を考察している。ここでは、「自己の尊厳と自己の人格の自由な発達」が妨げられている状態すなわち「発達障害」概念を、社会福祉法の特質と体系をとらえる重要な法概念であるとする。そのうえで、現行の社会福祉法の構造を、①組織に関する法、②給付

に関する法、③財政に関する法、に区分して、それぞれ法の内容について、「発達障害」概念を基礎に据えた権利論の立場から、問題を整理し検討すべき課題が明らかにされている。

第二章では、社会福祉権の形成過程を振り返るとともに、行政裁量を法的にコントロールする方法を検討している。まず、敗戦後に社会福祉の基本的枠組みが形づけられたが、措置請求権が認められず権利性が曖昧にされるとともに、GHQが掲げた「国家責任」、「無差別平等」、「公私分離」の三原則も必ずしも貫徹されなかったと指摘する。その後も、障害者等による主体的な権利形成の運動を反映して、行政・司法とも対応を迫られていくが、社会福祉権をめぐる法制の基本的枠組みが変わるまでには至っていないと論じられる。次に、そのような基本的な枠組みのなかで広く認められている「行政裁量を法的にコントロールすることによってその権利性を強化する方法」を探ろうと試みている。そこでは、J・F・ハンドラーの研究によりながら、社会福祉サービスの領域において行政裁量がもたらされる要因と恣意的な行政裁量に対する対応策が検討されている。公正聴聞手続きをめぐるアメリカ法の検討が興味深い。

第三章は、第四章とともに、この研究の主題となるテーマを扱う中心をなす部分である。ここでは、社会福祉権の理論的な構造の解明が試みられている。そして、この社会福祉権の再構成に有益な示唆を与えているのが、カール・ウェルマンによる福祉権概念の構造分析論である。ウェルマンによれば、すべての法的権利とは、①請求、②自由、③権限、④免除、といった法的要素に分けられ、その権利の性質上から核となる法的要素が存在し、さらにこの核に関連する法的要素をつけ加えた複合物の体系からなるとする。そして、社会福祉権もさまざまな規範要素からなる複合的構造をもつものとして説明される。

著者も、この権利の構造分析を、わが国においても十分に応用しうる普遍性のある理論とみている。そこで、この分析枠組みによりながら、わが国の社会福祉権の再構成を試みる。そこでは、要援護者像の特質にもとづいて社会福祉の権利を構成することが重要であるとして、権利主体として社会福祉における要援護者像の特質を「サービスへの従属性」という視点から考察したうえで、それにもとづいた権利の内容構造を分析する手法がとられている。なかでも、実体的な権利としての社会福祉権を、①福祉サービスの請求を核とする権利、②虐待・拘束・プライバシー侵害を受けない自由を核とする処遇過

程の権利、③費用徴収等から免れる免除を核とする権利、の3つの権利に大別し、それぞれどのような権利構造からなっているかを明らかにする。そこでは、この複合的な権利構造の分析によって、曖昧な社会福祉権の輪郭を、より鮮明かつ詳細に描き出すことに成功している。

第四章では、社会福祉サービスの最低基準を社会福祉サービス請求権の実体的内容を規定するものと位置づけ、現行法制における水準、立法事項、立法形式などについて、その問題点と課題を明らかにする。そこでは、①社会福祉サービスのナショナル・ミニマム基準が、生活困窮者対策としての基準と同一水準であること、②施設最低基準の立法形式が、各部門ごとに不統一であり、またその最低基準に関する省令、通達は煩雑で利用者からみてわかりやすいとはいえないこと、③最低基準が施設の設置運営の基準に限られており、サービス内容に対する最低基準が定められていないことなどの問題が指摘されている。そして、これらの問題を考える有益な示唆を与えているのが、イギリス法およびアメリカ法についての比較法的研究である。

イギリス法を取り扱う部分では、老人福祉を中心に法制度の概要を明らかにしたうえで、民間施設の登録制とその認可基準の内容が紹介されている。次に、アメリカ法を取り扱う部分では、人的サービス基準および処遇過程の権利の具体的内容が紹介されたうえで、権利救済の手続きのあり方を検討している。イギリス法およびアメリカ法のいずれにおいても、①サービス保障の理念は自己決定権、個別処遇、プライバシー、個人の尊厳などを取り入れており、②人的ケアの基本的な内容およびその水準が定められていることが、明らかにされている。特に、アメリカ法において紹介されている処遇過程の権利「14ヵ条」は、社会福祉サービスの権利構造ともかわって、いかなる内容が最低基準のなかに盛り込まれるべきかを考えるうえで参考になる。そして、イギリス法およびアメリカ法のいずれの研究も、この分野の法的な研究がごくわずかであったことを考えると、サービス規制のあり方を初めて本格的に考察した優れた比較法的研究といえるであろう。

第五章では、社会福祉権と費用負担および国籍差別をめぐる法的問題が検討されている。まず、費用負担についても、あくまで生存権理念の歴史的展開をふまえた理論的構成が必要であるとしたうえで、対象者の範囲や徴収額算定の方法など費用徴収の問題点と今後の改革の方向を指摘する。次に、外国人の社会保障・社会福祉を受ける権利について、難民条約関係整備法との関係から、

その問題点と課題を明らかにしている。

終章は、本書の総括部分にあたり、社会福祉権の再構成という立場からみた制度改革の課題と具体的な方策が提示されている。そこでは、①措置方式改善の方向、②福祉サービス最低基準改善の方向、③処遇過程における権利保障のあり方、④権利侵害の救済方法、⑤私的サービス利用者の権利保護、といった論点について、具体的な解決策を示している。いずれも、社会福祉の権利構造分析を基礎に、社会福祉サービスの受給を権利として確立するにはいかなる改革が必要かを明らかにしたものであり、権利論からの対案として極めて示唆に富む内容となっている。

III

以上で本書の大筋について紹介を終えるが、最後に福祉サービス受給権をめぐる研究を志す後進の研究者として、著者にぜひご意見いただきたい点を中心に、若干のコメントを行いたい。

第一に、社会福祉権の複合的な権利構造を明らかにされたことと関連するが、その規範要素として含まれるべきものの範囲はどのように決定されるのか。憲法上の根拠規定に照らしても、その規範要素から導き出される具体的な権利内容は、必ずしも明確に決定できないように思われる。うがった見方が許されるならば、本書に掲げられている権利構造も、著者があくまで望ましいと考える規範要素を盛り込んだものといえないであろうか。それと同時に、どこまでチャレンジングな新しい規範要素を含みうるのか、その広がりにも興味を覚える。

第二に、社会福祉サービスを権利として構成する場合には、権利の具体的な内容が法令形式によって明確に定まっていなければならないとされたことと関連して、比較法的考察によって示された各基準を法令に定め、その遵守を強制するとなると、いささか過度なリーガリズムに陥りはしないであろうか。さらに、それを実効あるものとするために、基準監督に多くの職員と莫大な財源を確保しなければならないとなると、現在と比較してそれに見合った実益を達成できるかどうか疑問なしとしない。なお、社会福祉サービスと比較してその権利性が明確であるとされる医療保険給付の内容についてみても、それほどまでに詳細に規定されていないように思われる。

第三に、社会福祉サービスの最低基準を設定することと関連して、「社会福祉施設運営指針」にみられるような、より望ましい基準を設定しそれを権利の内容に取り込む方策が、併せて検討されるべきではなかろうか。こ

の点について、本書で紹介されているイギリス法が示唆的であるように思われる。確かに、いかなる財政状況においても、優先的に財源が確保されるべきミニмум基準を設定することは、極めて重要であるとする。さらに、処遇過程における人権侵害を許さないために、基準を設定することにも、基本的に賛成できる。しかし、ミニмум水準によるサービス保障のもとでは、当然のことながら、サービスの内容はミニмумの枠を超えられないように思われる。

第四に、措置制度の改革案と関連して、第9回日本社会保障法学会における著者の報告では契約方式による権利構成を示唆されておられたが、本書では具体的援護請求権を認める生活保護方式が基本的な解決方法とされる。もちろん、考えられる可能性を慎重に検討されたうえで現実的な選択をとられたと思われるが、契約方式による改革案にはなお捨て難い魅力があるのではないだろうか。契約方式のもとでも、適切な基準を掲げたモデル要綱を策定し、これにもとづく具体的な「施設運営規則」の策定を各施設に義務づけることが考えられる。しかも、利用者に施設選択権を認めるならば、少しでもミニмум基準を上回るサービスを提供しようとするインセンティブが施設経営者のうちにも働くものと期待できる。契約方式のもとでは、「施設運営規則」の内容にしたがって、当事者間の権利・義務関係が決定されるとするならば、アメリカにみられるように、私法上の救済の道も開かれよう。

最後に、義務づけ規定における権利性との関連において、「福祉施設の不足等実施機関の懈怠により福祉サービスを受けられないとき、国家賠償が認められる」という指摘について、評者には若干のためらいがある。すな

わち、そもそも「社会福祉の権利」というのは、かかる形での権利侵害が成り立ちうるであろうか。仮に、福祉施設や職員の不足をもって、ただちに「実施機関の懈怠」があるとするならば、「社会福祉の権利」形成の理解をめぐって、評者とはかなりの隔りがある。はたして、財政民主主義のプロセスを回避して「社会福祉の権利」形成が可能であろうか。すなわち、特定の資源を福祉に配分し抽象的な権利を具体化するには、租税負担と財政支出を基礎とする社会的合意の形成によらなければならないのではないか。そうだとすれば、いまだ具体化されない権利について、権利侵害は成立しえないと考える。

以上考えつくままに、評者の感想をコメントとして素直に述べさせていただいた。不勉強が故の見当はずれな指摘が少なくないものと思われるが、ご容赦いただきたい。ともあれ、本書を読み終え、先駆的な業績を踏まえた社会福祉権の本格的な理論的研究である本書こそ、社会保障法学がこの分野で立法政策に対してもいま一度理論的主導力を取り戻しうるのでないかと期待させる好著であると確信した。また、それと同時に、この「社会福祉の権利構造」を学会の貴重な「共有財産」としつつ、「社会福祉の権利」とはいかなるものかという基本的な枠組みについての理論的作業へ取り組む必要があることを痛感させられた。21世紀に向けた社会福祉の新しいパラダイムを権利論の立場からいかに構築するか。これこそ、本書が評者を含む後進の研究者に投げかけている大きな課題のひとつというべきであろう。その意味でも、本書は、現在この主題に関する権利論の理論的水準を示す文献として、その立場のいかに問わず必ずや引用されることになるだろう。

(せきかわ・よしたか 琉球大学助教授)

季刊社会保障研究 (Vol. 27, No. 1~4) 総目次

凡例：Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ…は号数，1，2，3…は頁数を示す。

巻 頭 言

文明と文化	阿 部 志 郎	Ⅰ	2
外国人労働者問題を考える	青 井 和 夫	Ⅱ	124
証券スキャンダルと年金資金運用	蠟 山 昌 一	Ⅲ	224
福祉の概念をめぐる経済学と社会学	富 永 健 一	Ⅳ	346

Preface

Civilization and Culture	SHIRO ABE	Ⅰ	2
Problems of Foreign Laborer in Japan	KAZUO AOI	Ⅱ	124
Securities Scandals and Pension Fund Management	SHOICHI ROYAMA	Ⅲ	224
Economics and Sociology Concerning the Concept of Welfare	KENICHI TOMINAGA	Ⅳ	346

論 文

社会政策における〈Privatisation〉—中—	武 川 正 吾	Ⅰ	83
アメリカにおける福祉受給権と福祉裁判の動向	秋 元 美 世	Ⅱ	190
——資格論とマネージリアル・フォーマリズム——			
新種保険としての社会保険	庭 田 範 秋	Ⅲ	295
人口の高齢化とドイツの年金保険の改正	足 立 正 樹	Ⅲ	311
年金制度の計量分析	稲 田 義 久・小 川 一 夫・玉 岡 雅 之・得 津 一 郎	Ⅳ	395
——日本経済の成長経路をめぐる——			
高血圧症の受診と脳血管疾患による死亡率	小 椋 正 立・二 神 律 子	Ⅳ	422
公的年金の世代間格差に関する研究	濱 本 知 寿 香	Ⅳ	431
オランダの高齢者と家族	廣 瀬 真 理 子	Ⅳ	442
——「インフォーマルセクター活用論」をめぐる——			

Article

Privatisation in Social Policy (2)	SHOGO TAKEGAWA	Ⅰ	83
Welfare Litigation in Transition and Theories of Welfare Rights in the United States: Welfare Entitlement and Managerial Formalisms	MIYO AKIMOTO	Ⅱ	190
Accident-Casualty Insurance as a Form of Social Insurance	NORIAKI NIWATA	Ⅲ	295
Population Aging and Pension Reforms in Germany	MASAKI ADACHI	Ⅲ	311
An Econometric Analysis of the Japanese Pension System: On the Growth Path of the Japanese Economy	YOSHIHISA INADA, KAZUO OGAWA, MASAYUKI TAMAOKA & ICHIRO TOKUTSU	Ⅳ	395
Treatment of Hypertension and the Decline of Mortality in Cerebrovascular Diseases since 1965	SEIRITSU OGURA & RITSUKO FUTAGAMI	Ⅳ	422
Study on the Intergenerational Differences in Public Pensions	CHIZUKA HAMAMOTO	Ⅳ	431
The Elderly and Family in the Netherlands	MARIKO HIROSE	Ⅳ	442

特集：雇用と社会保障

公的年金と労働供給	清 家 篤	Ⅰ	43
-----------	-------	---	----

イギリスの女子労働と社会保障	高島道枝	I	53
——所得保障に限定して——			
フランスにおける障害者の職業生活と所得保障	大曾根 寛	I	72

Special Issue: Employment and Social Security

Social Security and the Labor Supply	ATSUSHI SEIKE	I	43
Women Workers and Social Security in Great Britain	MICHIE TAKASHIMA	I	53
The Relation between Vocational Life and Income Security of the Handicapped in France	HIROSHI OHSONE	I	72

特集: 家族機能の変容と家族政策

ニュージーランドの家族と福祉政策	小松 隆 二	II	125
——激変する〈理想国〉の児童・家族福祉——			
アメリカの家族と保育——「家族政策」の実現を求めて——	杉本 貴代栄	II	135
ドイツの家族機能と家族政策	本沢 巳代子	II	145
スウェーデンの出生構造と政策対応	三瓶 恵子	II	158
イギリスにおける児童の性的虐待と社会サービス	桑原 洋子	II	169
——1988年委員会報告を中心に——			

Special Issue: Changes of Family Function and Family Policy

Family and Welfare Policy in New Zealand—Children and Family Welfare: Changes in the Ideal System	RYUJI KOMATSU	II	125
Family and Child Rearing in America: Realizing a Family Policy	KIYOE SUGIMOTO	II	135
Family and Family Policy in Germany	MIYOKO MOTOZAWA	II	145
The Birth Structure and the Population Policy in Sweden	KEIKO SAMPEI	II	158
Sexual Therapy for Children and Social Services in England	YOKO KUWABARA	II	169

特集: 社会保障の経済分析

自由市場経済と再分配——再分配政策の決定をめぐる——	岸本 哲也	III	226
国民医療費と医療制度	鍋田 忠彦	III	234
貯蓄率の解明——契約貯蓄か自由貯蓄か、実物資産要因か 金融資産要因か——	橘木 俊 詔	III	245
福祉支出の地域間格差	齊藤 慎・中井 英雄	III	265
——市町村歳出決算の老人福祉費を中心として——			
個人年金需要の構造分析	跡田 直 澄・福重 元 嗣	III	274
人口高齢化と公的年金	岩本 康志・加藤 竜太・日高 政 浩	III	285

Special Issue: Economic Analysis of Social Security

Free Market Economy and Redistribution: On the Choice of a Redistribution Policy	TETSUYA KISHIMOTO	III	226
National Medical Care Expenditures and the Medical Care System	TADAHIKO TOKITA	III	234
An Analysis of Savings: Contracted or Discretionary, and for Real Asset Holding or for Financial Asset Holding?	TOSHIKI TACHIBANAKI	III	245
On the Regional Disparity in Welfare Expenditures for the Aged by Local Governments	SHIN SAITO & HIDEO NAKAI	III	265
A Study of Household Savings for Retirement Annuities	NAOSUMI ATODA & MOTOTSUGU FUKUSHIGE	III	274

Public Pensions and an Aging Population

.....YASUSHI IWAMOTO, RYUTA KATO & MASAHIRO HIDAKA	Ⅲ	285
--	---	-----

特集：階層構造と社会政策

「社会政策」視点からの「社会階層」認識	下田 平 裕 身	Ⅳ	348
——基礎的統計における社会集団分類法の吟味から——			
社会階層と資産格差	鹿 又 伸 夫	Ⅳ	360
——階層的地位と経済的格差の関連をめぐって——			
福祉国家レジームと労働戦略	宮 本 太 郎	Ⅳ	372
——3つの軌跡——			
消費社会における借金問題と社会的援助	平 野 隆 之	Ⅳ	384

Special Issue: Social Class Structure and Social Policy

Perception of the Social Class Structure in Basic State.

Statistics in Japan	HIROMI SHIMODAIRA	Ⅳ	348
Social Stratification and Property Difference	NOBUO KANOMATA	Ⅳ	360
Welfare-State Regimes and the Working Class: Three Trajectories	TARO MIYAMOTO	Ⅳ	372
Debt Problems in Consumer Society and Social Assistance	TAKAYUKI HIRANO	Ⅳ	384

第25回社会保障研究所シンポジウム

テーマ「社会保障の新しい財源政策」

レポート：社会保障の新しい財源政策	山 崎 泰 彦	Ⅰ	4
——高齢社会の政策課題と費用負担の在り方——			
レポート：社会保障の新しい財源政策	西 村 周 三	Ⅰ	11
——医療費財源を中心に——			
レポート：社会保障の財源政策	貝 塚 啓 明	Ⅰ	18
コメント	宮 島 洋	Ⅰ	26
コメント	庭 田 範 秋	Ⅰ	30
討 論	(司会) 宮 澤 健 一	Ⅰ	35

The 25th Symposium of the Social Development Research Institute

Subject: New Sources of Income in Social Security

Report: New Sources of Income in Social Security	YASUHIKO YAMAZAKI	Ⅰ	4
——Policy for Aging Society and the Burden of Expenses——			
Report: New Sources of Income in Social Security	SHUZO NISHIMURA	Ⅰ	11
——With Special Reference to Medical Expenses——			
Report: Sources of Income in Social Security	KEIMEI KAIZUKA	Ⅰ	18
Comment	HIROSHI MIYAJIMA	Ⅰ	26
Comment	NORIAKI NIWATA	Ⅰ	30
Discussion	Chairman: KENICHI MIYAZAWA	Ⅰ	35

書 評

加藤雅信編著『損害賠償から社会保障へ』(三省堂, 1989)	高 藤 昭	Ⅰ	103
佐藤 進著『社会保障の法体系(全)』(勁草書房, 1990)			
フックス著／江見康一監訳	栗 沢 尚 志	Ⅰ	107
『いかに生きるかの経済学』(春秋社, 1988 年)			

『新しい女性たちの経済学』(春秋社, 1989 年)

『保健医療の経済学』(勁草書房, 1990 年)

毛利健三著『イギリス福祉国家の研究』	星 野 信 也	II	211
桑原洋子著『英国児童福祉制度史研究』			
小松隆二著『イギリスの児童福祉』			
社会保障研究所編『社会政策の社会学』	藤 村 正 之	II	215
大山 博・武川正吾編『社会政策と社会行政——新たな福祉の 理論の展開をめざして』			
Sheila B. Kamerman and Alfred J. Kahn, <i>Mothers Alone : Strategies for a Time of Change</i>	下 夷 美 幸	II	218
金森久雄・伊部英男編『高齢化社会の経済学』	石 弘 光	III	327
正村公宏著『福祉社会論』			
河野正輝著『社会福祉の権利構造』(有斐閣, 1991)	関 川 芳 孝	IV	463

Book Reviews

Masanobu Kato: <i>From Compensation to Social Security</i>	AKIRA TAKAFUJI	I	103
Sato Susumu: <i>The Regal Framework of Social Security</i>			
Fuchs, V.: <i>How We Love</i> (Emi, K. tr.)	TAKASHI AWASAWA	I	107
: <i>Women's Quest for Economic Equality</i> (Emi, K. tr.)			
: <i>The Health Economy</i> (Emi, K. tr.)			
Kenzo Mohri: <i>Study of the Welfare State in England</i>	SINYA HOSHINO	II	211
Yoko Kuwabara: <i>Study of the Child Welfare System in England</i>			
Ryuji Komatsu: <i>Child Welfare in England</i>			
Social Development Research Institute: <i>Sociology in Social Policy</i>	MASAYUKI FUJIMURA	II	215
Hiroshi Ohyama and Shogo Takegawa (eds.): <i>Social Policy and Social Administration</i>			
S. B. Kamerman and A. J. Kahn: <i>Mothers Alone : Strategies for a Time of Change</i>	MIYUKI SIMOEBISU	II	218
Hisao Kanamori and Hideo Ibe (eds.): <i>The Economics of an Aging Society</i>			
Kimihiro Masamura: <i>Economics of Welfare Society</i>	HIROMITSU ISHI	III	327
Masateru Kawano: <i>Power Structure of Social Welfare</i>	YOSHITAKA SEKIKAWA	IV	463

動 向

社会保障法判例	堀 勝 洋	I	94
——保育所の徴収が憲法その他の法令に違反しないとされた事例 (清水訴訟控訴審及び上告審判決) ——			
社会保障法判例	堀 勝 洋	II	200
——児童扶養手当に関する周知徹底義務を違法に怠ったとして損 害賠償請求が認められた事例(永井訴訟第1審判決) ——			
社会保障法判例	堀 勝 洋	III	319
——併給調整条項により支給停止された年金の支払いを求める 訴えが原告の死亡によって終了したとされた事例 (本村訴訟第1審及び控訴審判決) ——			
社会保障法判例	堀 勝 洋	IV	453
——保育に欠ける児童を保育所に入所措置しなかったとしても、			

編集後記

本号では「階層構造と社会政策」を特集しました。社会階層と社会政策・社会保障との関連については、階層論の立場からも政策論の立場からも、これまであまり取り上げられませんでした。しかしながら本来、社会階層と社会政策との間には密接な関係があるはずです。すなわち、階層構造が社会政策の必要性を生み出すということと、反対に社会政策が階層構造を変容させるということ、この二つの契機を通じて相互に結びついているのです。そして、貧困問題、所得再分配、高齢者の資産格差など、この領域には重要なテーマがたくさん含まれています。本特集が階層論と社会政策論とを結びつけた新たな研究のきっかけになることを期待します。

(織田)

編集委員長 宮澤健一 (社会保障研究所長)**編集委員** 稲上毅 (法政大学教授)

郡司篤晃 (東京大学教授)

小山路男 (社会保障研究所顧問)

地主重美 (駿河台大学教授)

島田晴雄 (慶応義塾大学教授)

袖井孝子 (お茶の水女子大学教授)

高藤昭 (法政大学教授)

都村敦子 (日本社会事業大学教授)

野口悠紀雄 (一橋大学教授)

三浦文夫 (日本社会事業大学教授)

宮島洋 (東京大学教授)

貝塚啓明 (東京大学教授)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)

堀勝洋 (社会保障研究所研究部長)

塚原康博 (社会保障研究所研究員)

織田輝哉 (社会保障研究所研究員)

武智秀之 (社会保障研究所研究員)

編集幹事

季刊

社会保障研究 Vol. 27, No. 4, Spring 1992

(通巻 115 号)

平成4年3月25日 発行

定価 2,060 円 (本体 2,000 円)

編集・発行所

社会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックスビル内

電話 (3589) 1381

製作・発売

財団法人 東京大学出版会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 (3811) 8814 振替東京 6-59964

印刷・製本 三美印刷株式会社